

経済論集

第 3 号 校名変更記念号・千葉康弘教授 退任記念号

献辞 ノースアジア大学経済学部長 藤 本 剛
千葉康弘教授近影 略歴・主要業績目録

論 文

特集「グローバル化と国際経済の変容」

アジア系多国籍企業研究の諸問題
—韓国三星電子の事例を通じて— 李 廷 珉

アメリカにおける資本所得課税改革 塚 谷 文 武

1980年代ASEANの経済成長と現代アジアの国際通貨システム 西 尾 圭一郎

E U ツーリズム政策の展開と課題 本 田 雅 子

東洋の叡智を活用したコーチング 吉 田 勝 廣

ドイツ倒産法における消費者倒産手続と免責について 萩 原 佐 織

2007年 12月

ノースアジア大学
総合研究センター 経済研究所

本号は二つのメモリアルとして刊行される。一つは大学の名称変更に伴う本研究所の新たなスタートを記念する最初の号として、いまひとつは永年本学に奉職され昨年退任された千葉康弘先生の、本学に対する多大な貢献と功績に対する記念号としてである。

本学の母体となった秋田短期大学に経済研究所が設置されたのは1961年である。その3年後には4年制大学となった秋田経済大学の付属研究所として、また1983年からは秋田経済法科大学経済学部の研究所として、本研究所は地域に根ざした研究・調査活動を継続し蓄積してきた。その成果は各年の研究誌や『秋田県の経済と産業』（2000年）、『秋田で地域を考える』（2002年）等の刊行、また本郷家文書の整理・目録刊行などに顕著に見ることが出来る。

2005年に総合研究センターが発足したことによって、本学の地域における活動は新たな内容と広がりを得て、シティカレッジ活動に見られるようにより密接かつ深化した地域との連携が実現することとなった。同センター傘下の研究所として再編された本研究所もまた、同センターの一翼を担って『経済論集』の創刊や台湾真理大学との共同研究誌刊行など、新たな活動を開始した。大学の名称変更は、本学園が現在取り組んでいる一連の改革を更に推し進めるものであり、センター傘下にある本研究所の活動は地域をベースとして更にアジアへ、そして世界へ向けた発信を期待されるものとなっている。

千葉康弘先生は1968年に本学の前身である秋田経済大学経済学部を卒業され、日本大学大学院を経て1970年に本学経済学部講師として赴任された。以来36年にわたって研究と後進の育成に当たられ、先生のゼミナールからは多くの逸材が輩出している。先生の研究成果はその膨大な業績リストに見ることが出来るが、とりわけ博士号取得の学位論文研究となった環日本海交流圏、北東アジアとの交流に関する研究は、経済研究所長を務められた先生の研究所における活発な活動の成果を示すものともなっている。先生は学生部長としても本学の発展に貢献された。その穏やかなお人柄と周囲に対するきめ細かい配慮は衆目の一致して認めるところであり、先生を取り巻く多くの人々を惹きつけてこられた。先生は地域の審議会・委員会等の委員としても多方面にわたって活躍しておられ、先生の研究と地域におけるご活躍は今後とも更に活発に展開されることが期待される。

先生のますますのご発展を祈念致し、本学並びに本研究所に対する先生の数々のご貢献にたいして、心からの感謝の念を持って本書を捧げます。

目 次

献辞	ノースアジア大学経済学部長 藤 本 剛 (i)
千葉康弘教授近影	(ii)
略歴・主要業績目録	

論 文

特集 「グローバル化と国際経済の変容」

アジア系多国籍企業研究の諸問題 －韓国三星電子の事例を通じて－	李 廷 珉 (1)
アメリカにおける資本所得課税改革	塚 谷 文 武 (25)
1980年代ASEANの経済成長と現代アジアの国際通貨システム	西 尾 圭一郎 (39)
E U ツーリズム政策の展開と課題	本 田 雅 子 (61)
東洋の叡智を活用したコーチング	吉 田 勝 廣 (77)
ドイツ倒産法における消費者倒産手続と免責について	萩 原 佐 織 (91)



千 葉 康 弘 教 授

千葉康弘教授略歴

昭和16年10月	宮城県で生まれる
昭和39年 4月	秋田経済大学経済学部経済学科入学
昭和43年 3月	同 経済学部経済学科卒業
昭和43年 4月	日本大学大学院経済学研究科修士課程入学
昭和45年 3月	同 大学院経済学研究科修士課程修了
昭和45年 4月	秋田経済大学に講師として奉職
昭和52年 4月	秋田経済大学経済学部助教授
昭和59年 4月	秋田経済法科大学経済学部教授（～平成19年3月）
平成元年 9月	ロンドン大学大学院（LSE）訪問研究員（～平成2年10月）
平成 3年 4月	秋田経済法科大学 学生部長（～平成5年3月）
平成 7年 4月	秋田経済法科大学 経済研究所長（～平成9年3月）
平成16年 3月	日本大学より博士（国際関係）の学位を授与
平成16年 3月	河北師範大学客員教授（～現在）
平成17年 4月	秋田経済法科大学総合研究センター国際ビジネス研究所長（～平成17年12月）
平成19年3月	秋田経済法科大学経済学部教授 定年退職

学会並びに公的活動

〔学 会〕

日本金融学会会員
 国際経済学会会員
 環日本海学会会員・理事
 日本地方自治研究学会会員
 生活経済学会会員
 東北経済学会会員

〔公的活動〕

【主な公的活動】

昭和47年 4月	秋田県産業連関表作成委員会事務局幹事（～昭和50年3月）
昭和59年 4月	中小企業庁・横手地域商業近代化地域計画策定委員会委員（～昭和61年3月）
昭和61年 4月	秋田県中小企業団体中央会組合資料加工事業専門家（～平成8年度）
平成 5年 4月	秋田県生涯学習センター講師（～平成10年度）
平成 5年 4月	東北産業活性化センター・八郎湖広域振興計画策定調査研究会委員長（～平成7年3月）
平成 6年 4月	秋田県生涯大学システム調査研究委員会委員（～平成7年3月）
平成 7年 4月	東北産業活性化センター・秋田内陸縦貫地域振興計画策定調査プロジェクト研究会委員長（～平成9年3月）
平成 7年 6月	藤里町観光産業ビジョン策定専門委員会施設整備検討専門部会長（～平成8年3月）
平成 8年 4月	秋田県地域の顔づくり推進委員会委員長（～平成12年3月）
平成 8年 4月	秋田県ベンチャー企業育成委員会委員（～平成9年3月）
平成 9年 6月	湯沢・雄勝広域地域振興計画策定検討委員会副委員長（～平成10年度）
平成10年 4月	秋田県観光・リゾート振興会議座長（～平成11年3月）

平成10年 5月	東北地方における広域連携による交流拡大を通じた地域振興推進調査・北東北地区専門調査委員会座長（～平成12年3月）
平成10年 9月	秋田県環日本海交流促進協議会環日本海交流促進懇話会委員（～現在）
平成11年 1月	北東北の観光を推進する百人委員会委員（～平成13年3月）
平成11年 4月	秋田県総合開発審議会専門委員（～平成12年3月）
平成11年 5月	（財）秋田県建設技術センター理事（～現在）
平成11年 6月	能代・山本広域地域振興計画策定委員会委員長（～平成12年3月）
平成11年 6月	男鹿半島広域地域振興プロジェクトモデル調査報告書作成調査担当（～平成12年3月）
平成12年 3月	通商産業省大規模小売店舗審議会特別委員（～平成13年2月）
平成12年 4月	秋田県都市計画審議会委員（～現在）
平成12年 4月	秋田県観光振興プラン地域支援事業審査会会長（～平成15年3月）
平成12年 4月	秋田県秋田地方部地域おこし支援事業審査会委員長（～平成15年3月）
平成13年11月	秋田県河川整備計画雄物川水系秋田圏域委員会委員（～平成16年3月）
平成13年 7月	シンポジウムコーディネート：特別講義「北東アジア経済論」の外来講師陣を活用し産学官連携の北東アジア交流関係セミナー及びシンポジウムを通算10回実施（～平成14年12月）
平成14年10月	（社）東北ニュービジネス協議会参与（～平成16年3月）
平成14年10月	国土交通省東北地方整備局・秋田の港ビジョン「港湾有識者の懇話会」委員（～平成16年3月）
平成15年 4月	秋田県新観光ルート開発支援事業及び地域観光活性化支援事業審査会会長（～平成16年3月）
平成17年 4月	秋田経済法科大学総合研究センター国際ビジネス研究所長（～平成17年12月）
【学会における主な活動】	
昭和45年 3月	国際経済学会会員（現在）
昭和47年 5月	金融学会会員（現在）
平成 8年 3月	秋田経済法科大学経済研究所・慶熙大学校第2回研究交流会を慶熙大学校にて行う。「環日本海（東海）経済交易圏の実証的研究 - 事例研究：秋田港・釜山港間コンテナ定期航路を通して」の研究を発表
平成 8年10月	秋田経済法科大学経済研究所・慶熙大学第3回研究交流会を実施。「21世紀を目指した日・韓・中の経済協力 - 地域間協力の視点 - 」の研究を発表
平成10年11月	環日本海学会第4回学術研究大会第4分科会での研究発表「環日本海（東海）経済協力と地域振興 - 友好姉妹地域間の視点 - 」の研究を発表
平成11年 7月	北東アジア経済フォーラム（NEAEF）米子会議参加
平成12年 7月	北東アジア経済協力に関する金森委員会（以下、金森委員会）訪朝団参加、関係団体・委員会との意見交換、現地視察を実施
平成13年 4月	北東アジア経済フォーラム（NEAEF）長春会議参加、金森委員会事務局幹事
平成13年11月	環日本海学会第7回学術研究大会第3分科会研究発表「北東アジア開発銀行構想 - その意義と課題 - 」
平成13年11月	環日本海学会第7回学術研究大会第3分科会京都大学教授大西広氏・張氏「京都・滋賀地域対中進出企業の特徴について」のコメンテーター
平成14年10月	環日本海学会理事（～現在）
平成14年10月	環日本海学会第8回学術研究大会第1分科会延辺大学客員教授李鋼哲氏

	「北東アジア開発銀行創設に向けての戦略とアクションプログラム」のコメントーター
平成14年 3月	北東アジア経済フォーラム（NEAEF）アンカレッジ会議参加（金森委員会事務局幹事）
平成14年 9月	北東アジア経済フォーラム（NEAEF）大阪国際会議参加（金森委員会事務局幹事）
平成14年 6月	第12回金森委員会会議報告「北東アジア経済フォーラムアンカレッジ会議報告」
平成14年 9月	中国延辺朝鮮族自治州50周年式典・秋田県訪中経済ミッション参加。「学術研究交流に関する私案」提示し、延辺大学、延辺科学技術大学との学術連携を提案
平成14年10月	日本国際経済学会全国大会にて研究発表「北東アジア開発銀行構想 - 論点整理を通して - 」
平成15年 3月	中国河北師範大学より招聘され、「北東アジアのグランドデザイン - 北東アジアの近未来の姿 - 」を講演。
平成15年 5月	生活経済学会第19回研究大会 熊本学園大学教授・岡本恵也氏「高齢化社会の資産運用 - 米国の経験に学ぶ - 」のコメントーター
平成15年 9月	環日本海学会第9回学術研究大会第3分科会研究発表「北東アジアの開発金融 - 北東アジア開発銀行構想と北東アジアのグランドデザインを巡って - 」
平成15年10月	日本金融学会2003年度秋季大会にて研究発表「北東アジア開発銀行構想 - 北東アジアのグランドデザインを通して - 」
平成16年11月	北東アジアアカデミックフォーラム、中国東北亜経済研究中心共催「北東アジア交流連携促進フォーラム2004・北京」にて研究報告「地域経済協力による北東アジア開発ビジョン策定の必要性」
平成17年12月	韓国大統領府諮問・東北アジア時代委員会、北東アジア経済フォーラム共催の特別セミナー「北東アジアの地域協力ビジョン」‘ Seminar on A Vision for Regional Cooperation in Northeast Asia ’にて研究発表“ Comments on the Japanese Perspective on the Proposed NEADB Based on the Tokyo Foundation Report ”
平成17年12月	KIEP（韓国国際経済政策委員会）他共催シンポジウムRoad to Prosperity and Cooperation : Financial Hub in Northeast Asiaで研究発表:"The Establishment of the North East Asia Development Bank and Korea role on it"
平成18年 6月	環日本海国際学術交流協会定例研究会にて「北東アジア開発銀行を巡る新動向」を研究報告
平成18年 9月	第15回北東アジア経済フォーラム・ハバロフスク会議「北東アジア開発銀行設立案」に対してのコメントーターとして研究発表：“ On the Northeast Asian Development Bank ”
平成18年 9月	中国河北師範大学招聘講演として北東アジア共同体の構築の可能性を紹介（演題「北東アジアコミュニティの構築に向けて」）
平成18年10月	日本国際経済学会第65回全国大会で「北東アジアの開発金融協力 - 開発銀行構想と政府系・民間金融機関金融協力を巡って - 」の研究発表。

主 要 業 績 目 録

■ 著書等

昭和50年 7月	『現代経済学 - その理論と政策 - 』（共著）	税務経理協会
昭和56年 9月	『秋田大百科辞典』（分担執筆）	秋田魁新報社
昭和62年12月	『秋田商工会議所80周年史』（分担執筆）	秋田商工会議所
平成 2年 6月	『現代経済学総論』（共著）	税務経理協会
平成 9年 3月	『現代日本の地域変化』（共著）	古今書院
平成 9年 3月	『秋田の経済と社会 - その構造と可能性 - 』（共著）	秋田経済法科大学経済研究所
平成14年 6月	『北東アジアのグランドデザイン - 地域の安定と繁栄に向けて - 』（共著）	コーエイ総合研究所
平成17年10月	『北東アジア経済協力の研究 - 開発銀行構想、開発ビジョン、地域連携 - 』	春秋社 姜裁洪訳, 韓国交通研究院 (平成19年6月)
平成18年10月	『北東アジア事典』（分担執筆）	国際書院

■ 論文等

昭和45年 1月	資金循環表の研究	日本大学大学院経済学研究科
昭和47年 3月	資金循環分析における資金概念	秋田経済大学『論叢』13号
昭和49年 6月	いわゆる「信用創造」について	秋田経済大学『論叢』14号
昭和52年 2月	マネーサプライと信用創造	秋田経済大学『論叢』19号
昭和56年 8月	銀行の変遷、金融、他	秋田大百科辞典（分担執筆） 秋田魁新報社
昭和57年 3月	秋田県金融の傾向的特質 - その低位性をめぐって -	秋田経済法科大学経済研究所 『経済研究所所報』4号
昭和57年 9月	いわゆる「資金偏在」について - その実証的アプローチ -	秋田経済大学『論叢』30号
昭和58年12月	秋田県金融の地域構造 - 金融規模の面からの接近 -	秋田経済大学経済研究所 『経済研究所所報』7号
昭和60年 3月	横手地域商業をとりまく環境の現状と展望	『横手地域商業近代化地域計画報告書 (基本計画)』横手商工会議所
昭和63年 3月	商業をとりまく環境の変化	『横手地域商業近代化地域計画報告書 (実施計画)』横手商工会議所
昭和63年12月	超高度成長期の秋田経済、他	『秋田商工会議所80周年史』 秋田商工会議所
平成 5年 7月	金融自由化と地域金融 - 預金金利自由化をめぐって -	『アキタビジネスジャーナル1巻2号』
平成 5年11月	円高と地域経済	『アキタビジネスジャーナル1巻3号』

平成 6年 2月	金融再編と地域経済 - 銀行の変遷を通して - (その1)	『アキタビジネスジャーナル2巻1号』
平成 6年 3月	金融構造とその構造的変化 - 日・英比較の試み -	秋田経済法科大学 『経済学部紀要』19号
平成 6年 3月	構造調整期における地域金融 - 金融再編成の観点から -	秋田経済法科大学経済研究所 『地域研究』5号
平成 6年 5月	金融再編と地域経済 - 銀行の変遷を通して - (その2) -	『アキタビジネスジャーナル2巻2号』
平成 7年 2月	ニュービジネスと金融支援システム - 公的金融支援を中心に -	『アキタビジネスジャーナル3巻1号』
平成 7年 3月	公的金融システムと地域経済 - 地域における公的金融を中心に -	秋田経済法科大学経済研究所 『地域研究』6号
平成 7年 5月	超円高 - 地域経済の対応 -	『アキタビジネスジャーナル3巻2号』
平成 7年 8月	金融システムと信用不安 - 能代信金の教訓 -	『アキタビジネスジャーナル3巻3号』
平成 7年12月	公的金融システムと地域融資制度 - 中小企業を中心に -	『アキタビジネスジャーナル3巻4号』
平成 8年 4月	住専問題と地域金融 - 農協系統金融を通して -	『アキタビジネスジャーナル4巻1号』
平成 8年 9月	ベンチャービジネス支援とベンチャーキャピタル	『アキタビジネスジャーナル4巻2号』
平成 9年 3月	地方都市のまちづくりへの挑戦	『現代日本の地域変化』古今書院
平成 9年 3月	秋田の地域的特徴と基本問題	『秋田の経済と社会 - その構造と可能性 - 』秋田経済法科大学経済研究所
平成 9年 3月	金融再編成と秋田経済	『秋田の経済と社会 - その構造と可能性 - 』秋田経済法科大学経済研究所
平成 9年 5月	消費者信用と地域経済	『アキタビジネスジャーナル5巻2号』
平成10年 1月	金融ビックバンと地域経済(1)	『アキタビジネスジャーナル6巻1号』
平成10年 3月	21世紀を目指した日・韓・中の経済協力 - 友好姉妹地域間協力の視点 -	秋田経済法科大学経済研究所 『地域研究』9号
平成10年 4月	金融ビックバンと地域経済(2)	『アキタビジネスジャーナル6巻2号』
平成10年11月	緊急経済対策と地域経済(1) - デフレ・スパイラルからの脱出 -	『アキタビジネスジャーナル6巻3号』
平成11年 3月	環日本海交流圏における沿岸地域間の競争と協調 - 環日本海交流国際シンポジウムの論議を踏えて -	秋田経済法科大学経済研究所 『経済研究所所報』27号
平成11年 8月	緊急経済対策と地域経済(2) - 地域経済再生への挑戦 -	『アキタビジネスジャーナル7巻1号』
平成11年10月	環日本海（東海）経済協力と地域振興	『環日本海研究』（環日本海学会）5号

	- 友好姉妹地域間の視点 -	
平成12年 3月	環日本海交流圏の形成 - 秋田・北東アジアゲートブリッジ構想を巡って -	秋田経済法科大学経済研究所 『経済研究所所報』28号
平成12年 5月	公的金融システムと地域振興 - 東北地方を事例に -	『調査研究レポート』Vol.8 (郵政省貯金局)
平成12年 8月	環日本海交易の進展 - 秋田県貿易の方向 -	『アキタビジネスジャーナル8巻2号』
平成12年12月	Northeast Asian Economic Cooperation: A Japanese Perspective on Cooperation in Local Level:	The Conference on "Northeast Asian Economic Cooperation " organized by the Division of International Trade and Commerce, Inha University,
平成13年 1月	環日本海交流圏の拡大 - 秋田・ソウル定期航空路線の育成 -	『アキタビジネスジャーナル9巻1号』
平成13年 1月	地域内資金循環システムと地域振興 - 地域における公的金融を通して -	東北経済学会誌2000年度 (東北経済学会)
平成13年 3月	北東アジア経済協力と日朝経済協力 - 地域の視点 -	秋田経済法科大学経済研究所 『経済研究所所報』29号
平成13年 3月	北東アジア経済協力と地域振興 —地域間協力の視点—	北東アジア国際アカデミックフォーラム釜山会議
平成13年12月	国際観光時代の中で地方の観光産業 —地域づくり貢献産業—	(財) しまね国際センター 『SIC TRADE MEWS』64号
平成14年 1月	北東アジア開発銀行構想 —その意義と課題—	『環日本海研究』8号 (環日本海学会)
平成14年 1月	コメント：京都・滋賀地域対中進出企業の特徴について	『環日本海研究』8号 (環日本海学)
平成14年 3月	北東アジア開発銀行構想とインフラ整備 —地方レベルの視点—	秋田経済法科大学経済研究所 『経済研究所所報』30号
平成14年 6月	北東アジア国際観光ビジョン —国際観光回廊の構築—	コーエイ総合研究所・NIRA (総合研究開発機構) 委託研究 『北東アジアのグランドデザイン—地域の安定と繁栄に向けて—』
平成14年 5月	Forum Report 「第11回北東アジア経済フォーラム・アンカレッジ会議、第2セッション報告」	『INAS Report』11号, (環日本海研究機構機関誌)
平成14年11月	北東アジア開発銀行 (NEADB) 創設構想を巡る問題点と課題—論点整理を通して—	『INAS Report』12号
平成14年11月	Forum Report 「北東アジア経済フォーラム・大阪国際会議」	『INAS Report』12号
平成15年 3月	北東アジア開発銀行構想 —論点整理を通して—	秋田経済法科大学 『経済学部紀要』37号
平成15年10月	コメント：北東アジア開発銀行創設に向けての戦略とアクションプログラム	『環日本海研究』9号 (環日本海学会)

平成15年12月	Forum Report「北東アジアにおけるエネルギー安全保障と持続可能な発展 - 協調的政策の展望 - 」	『INAS Report』14号
平成16年 6月	Forum Report「北東アジア経済フォーラム・新潟会議 - エネルギーパネル」	『INAS Report』15号
平成16年10月	Comments and Discussion : LI Gang-Zhe, The Paradigm Change of Regional Cooperation in Northeast Asia and Financial Cooperation, October 2004	名古屋大学大学院経済学研究科附属 経済動態研究センター Economic Research Center Discussion Paper No.150
平成17年 6月	書評「唱新著『中国型経済システム - 経済成長の基本構造 - 』」	『世界経済評論』/Vol.49 №6
平成17年 7月	北東アジアの開発金融	『環日本海研究』10号(環日本海学会)
平成17年10月	越境広域経営と地域主義 - 北東アジアのグランドデザイン策定の 必要性 -	環日本海学会第11回学術研究大会国 際シンポジウム・分科会予稿集
平成17年12月	Forum Report 「第15回北東アジア経済会議 in 新潟」	『INAS Report』17号
平成17年12月	Forum Report 「リージョナルガバナンスフォーラム」	『INAS Report』17号
平成17年12月	Forum Report 「環日本海学会第11回学術研究大会」	『INAS Report』17号
平成18年10月	コメント：北東アジア開発銀行創設に関する一考察	『環日本海研究』12号(環日本海学会)
平成18年10月	北東アジアの開発金融協力 - 開発銀行構想と政府系・民間金融機関 金融協力を巡って -	日本国際経済学会第65回全国大会報 告要約集
平成19年 3月	北東アジアの開発金融協力 - 開発銀行構想と政府系・民間金融機関 金融協力を巡って -	秋田経済法科大学総合研究センター 経済研究所『経済論集』2号
■ 口頭発表等		
平成 8年 4月	金融再編成の新しい視点	秋田経済法科大学経済研究所平成6年 度第2回研究会
平成 8年10月	環日本海(東海)経済圏交易の実証的研 究 - 事例研究:秋田港・釜山港間コンテナ 定期航路を通して	秋田経済法科大学経済研究所・慶熙 大学校第2回研究交流会
平成12年 6月	日韓経済比較研究序説 - 地域の視点から -	秋田経済法科大学経済研究所平成8年 度第1回研究会
平成12年 9月	21世紀を目指した日・韓・中の経済協力 - 地域間協力の視点 -	秋田経済法科大学経済研究所・慶熙 大学校第3回研究交流会兼平成8年度 第7回研究会
平成12年 6月	公的金融システムと地域振興 —東北地方を事例に—	第7回東北金融・蔵王コンファレンス

平成12年 9月	地域内資金循環システムと地域振興 - 公的金融を通して -	2000年度東北経済学会
平成12年11月	Northeast Asian Economic Cooperation : A Japanese Perspective on Cooperation in Local Level : 北東アジア経済協力 - 地方レベルからの日本の視点 -	presented at the conference on " Northeast Asian Economic Cooperation " organized by the Division of International Trade and Commerce, Inha University, Incheon, Korea, 韓国仁荷大学校国際貿易商経学部北東アジア経済協力会議
平成13年 3月	Northeast Asian Economic Cooperation and Regional Development : A Japanese Perspective on Cooperation in Local Level. 北東アジア経済協力と地域振興 —地域間協力の視点—	presented at " The International Academic Forum for Northeast Asia in Pusan " organized by the Pusan Development Institute and the Academic Forum for Northeast Asia, Pusan, Korea 北東アジア国際アカデミックフォーラム釜山会議
平成13年11月	北東アジア開発銀行構想 —その意義と課題—	環日本海学会第7回学術研究大会
平成14年 6月	北東アジア経済フォーラム・アンカレッジ会議	北東アジア経済協力に関する金森委員会
平成14年10月	北東アジア開発銀行構想 —論点整理を通して—	日本国際経済学会第61回全国大会
平成15年 9月	北東アジアの開発金融 —北東アジア開発銀行構想と北東アジアのグランドデザインを巡って -	環日本海学会第9回学術研究大会
平成15年10月	北東アジア開発銀行構想 —北東アジアのグランドデザインを通して -	日本金融学会2003年度秋季大会
平成16年11月	地域経済協力による北東アジア開発ビジョン策定の必要性	北東アジア交流連携促進フォーラム 2004・北京
平成17年12月	Comments on the Japanese Perspective on the Proposed NEADB Based on the Tokyo Foundation Report	韓国大統領府諮問・東北アジア時代委員会、北東アジア経済フォーラム
平成17年12月	The Establishment of the North East Asia Development Bank and Korea role on it	Road to Prosperity and Cooperation : Financial Hub in Northeast Asia
平成18年 6月	北東アジア開発銀行を巡る新動向	環日本海国際学術交流協会定例研究会
平成18年 9月	On the Northeast Asian Development Bank	第15回北東アジア経済フォーラム・ハバロフスク会議
平成18年10月	北東アジアの開発金融協力 - 開発銀行構想と政府系・民間金融機関金融協力を巡って -	日本国際経済学会第65回全国大会
■ 調査報告書	(地域振興計画策定調査報告書関係)	
昭和60年 3月	横手地域商業近代化地域計画報告書	横手商工会議所

	(基本計画)	
昭和62年 3月	横手地域商業近代化地域計画報告書 (実施計画)	横手商工会議所
平成 6年 3月	平成5年度・八郎湖広域地域振興計画策定 調査報告書	東北産業活性化センター
平成 7年 3月	平成6年度・八郎湖広域地域振興計画策定 調査報告書	東北産業活性化センター
平成 8年 3月	平成7年度・秋田内陸縦貫広域地域振興計 画策定調査報告書	東北産業活性化センター
平成 9年 3月	平成8年度・秋田内陸縦貫広域地域振興計 画策定調査報告書	東北産業活性化センター
平成10年 3月	平成9年度湯沢・雄勝広域地域振興計画策 定調査報告書	東北産業活性化センター
平成11年 3月	平成10年度湯沢・雄勝広域地域振興計画策 定調査報告書	東北産業活性化センター
平成11年 3月	平成10年度東北地方における広域連携のよ る交流拡大を通じた地域振興推進調査報告 書	運輸省東北運輸局・運輸省新潟運輸 局(調査機関:日本システム開発研 究所)
平成11年 3月	事業再構築雇用管理モデル実施事業の調査 報告書	雇用促進事業団委託事業
平成12年 3月	男鹿半島広域地域振興計画策定調査報告書	男鹿半島広域地域振興計画策定委員 会
平成12年 3月	能代・山本広域地域振興計画策定調査報告 書	東北産業活性化センター
平成12年 3月	平成11年度東北地方における広域連携のよ る交流拡大を通じた地域振興推進調査報告 書	運輸省東北運輸局・運輸省新潟運輸 局(調査機関:日本システム開発研 究所)
平成17年 3月	商工会振興ビジョン報告書 (山本南部商工会)	秋田県商工会連合会山本南部商工会
平成18年 3月	商工会振興ビジョン報告書 (湖東3町商工会)	秋田県商工会連合会湖東3町商工会
平成18年 3月	商工会振興ビジョン報告書 (男鹿市商工会)	秋田県商工会連合会男鹿市商工会

アジア系多国籍企業研究の諸問題

－ 韓国三星電子の事例を通じて －

李 廷 珉

1. はじめに －問題の所在と課題－

「グローバル時代のアジアの変化」というタイトルで、アジア企業への関心と注目が増している。香港の経済雑誌、『Far Eastern Economic Review』は経済危機以降、通貨の切下げを武器にして、輸出で業績をあげ海外事業への展開を梃子に業績をあげているアジア企業の動向を、旧来の「資源動員型成長戦略」から「イノベーション主導型成長戦略」への転換¹⁾と報じている。アジア企業は今や、グローバリゼーションのもたらす「不安定性」や「不確実性」をものともせず、海外での事業展開を基本としつつ自社の強みを増強しグローバル競争優位の具現化のための戦略を構想し実践しているというのである²⁾。もちろん、こうしたアジア企業に対する評価は、予想した以上に速かった「アジア経済危機」からの脱出という文脈を背景にもっている点で、過剰反応として誇張されている側面が強いと言わざるを得ない。とはいえ、アジアの多くの企業、とりわけ韓国系企業が事業の多くの部分を海外に移し当該地域での生産・販売ネットワークを駆使しながら展開するようになったという事実は、韓国の大企業をはじめ、これまでのアジア多国籍企業に関する分析視点の転換を示唆する重要な動向であるに違いない。

にもかかわらず、実際に、これまでのアジア企業の多国籍化に関する研究の多く³⁾は、先進国多国籍企業と途上国多国籍企業というように、両者を明確に区別し、「二項対立的」論じ方に基づいて、後者はあくまでも前者より経営資源の面で劣っており、それゆえ、アジアの多国籍企業を先進国多国籍企業のステレオタイプ（stereotype：定型化）的な存在として扱ってきたのである⁴⁾。しかし現在は、グローバル市場という変化の激しい地域において、競争しあうだけの能力をもつアジアの多国籍企業が多数存在しており、しかも当該地域における「生産体制」と「消費行動」の変化に決定的な影響を及ぼしている。また、当該地域においては、先進工業国に本社をおく多国籍企業だけではなく、自国をホームベースとするアジア諸国の「地場企業」が多数含まれている。従って、「多国籍化」という企業現象を論じる場合、むしろ問題とすべき論点としては、これらの多国籍企業の動向がアジア諸国の企業と産業にどのようなインパクトを与えているのかであり、言い換えれば、一体どのようなものがアジア多国籍企業の国際経営実践を可能にする固有の特徴なのか、または競争力の本質的な部分なのかを明らかにすることである。こうしたことを明らかにしないで、途上国企業の多国籍的展開を先進国多国籍企業の定型化であると説明するのは、アジア各国企業の経営そのものに即した分析や研究とは言えず、先進国多国籍企業の経営に即した研究であるとはいえないのである。

本稿の主要な目的は、このような、アジア企業の多国籍化に対する「歴史研究と理論研究の乖離現象」⁵⁾の問題を、韓国三星電子のアジア地域生産ネットワーク戦略の検討を通じて考察するものである。韓国三星電子の国際経営実践を歴史的にたどることによって、韓国三星電子の多国籍企業組織としての「現代の特徴」を確認するばかりではなく、同時に、その限界や問題点を整理することによって、韓国的多国籍企業の分析のための新しい研究課題を見出そうとするものである。

2 アジア企業の「多国籍化」に関する諸見解

2 - 1 先行研究の概括とアジア企業の多国籍化

発展途上国多国籍企業の研究，とりわけアジア系多国籍企業の研究はこれまで，主に産業組織論，国際経営論，経営史という多くの研究領域にわたって議論されてきているが，その実績は極めて少ない。実際に，こうした研究実績の貧困さの理由は，Guisinger（1984）の指摘にもみられるように，多国籍企業に関する研究が，初期より，アメリカ系の多国籍企業に集中し，次第にヨーロッパ系とその他の先進国の多国籍企業へと研究対象が拡大され，発展途上国多国籍企業それ自体の研究は欠落していたことに起因するところが多いと考えられる⁶⁾。それゆえ，発展途上国多国籍企業に関するこれまでの研究は先進国多国籍企業理論の分析視角や方法論と，アジア系多国籍企業の海外市場での経験的事実の発見ということができる。すなわち，実際に，折衷パラダイム（Dunning，1993）や拡張プロダクトサイクル論（Wells，1981）および技術の局地化論（Lall，1983）などで示されるように，これらの理論体系には，先進国多国籍企業の分析がその分析枠組みの中枢を示しているだけでなく，たとえ途上国多国籍企業の分析があるとしても，その資料のほとんどがアンケート調査および非公式の官庁統計に基づいたものである。利用可能な資料の制約という問題もあって，これらの分析は定性分析というよりもむしろ数量分析である。それゆえに，途上国多国籍企業の分析が先進国のそれらと比較される場合にはいつも，労働集約的，低技術優位，小規模，価格弾力性の大きい製品生産優位という一般的諸特徴が抽出されたのである⁷⁾。

たとえば，これらの研究によって導き出された途上国多国籍企業による海外直接投資の諸特徴としては，資産保全を目的とする「リスク分散」，現地市場での高収益の享受，本国市場の狭隘性など，国家特殊的優位性の追求や劣位性の克服をその投資目的としていることが多く，とりわけこの点はアジアNIES諸国（韓国，台湾，香港，シンガポール）の事情を適正に反映しているとする⁸⁾。確かに，アジアNIES企業の成長には，当該政府による国内産業再構築プログラムのような国家特殊的優位および安い労働力のような立地特殊的優位の追求が見られた。それゆえ，これら途上国企業の海外直接投資による本国および進出国への影響は議論に値しないとしたのである。これらの研究には，アジア系多国籍企業を取り巻く環境分析が中心で，アジア企業それ自体を分析しようとする視点は欠如していたのである。

しかし，実際のアジア多国籍企業は長期的にみて，毎年その規模を大きくし，成長しつづけている。表1は，世界貿易の1991年と2000年の動向を「貿易マトリックス」で示したものである。表で示されているように，横軸には，特定の国・地域の輸出先の金額が，縦軸には，特定の国・地域の輸入相手先の金額が，それぞれ示されていることから，世界の貿易のながれや国・地域間の相互依存の関係を読むことができる。たとえば，中国を例にしてみると，1991年から2000年の間に，輸出は全体で719億ドルから3,114億ドルへと伸びた。輸出向け地別でみると，金額では，東アジア，アメリカ，EU，日本の順であり，伸び率でみると，アメリカ，東アジア，EU，日本となっている⁹⁾。結局，このようなアジア諸国による海外直接投資額の規模の増加が意味するところは，10年間の環境変化に適応し持続的な成長を続けてきた当該国の個々の企業規模の増加，ということである。この意味で，アジアの企業規模を表わすのが表2である。

アジア系多国籍企業研究の諸問題【李】

表1 世界貿易マトリックスと中国

(上段: 2000年, 下段: 1991年 単位: 10億ドル)

仕向け地 輸出国	世 界	東アジア			アメリカ	E U	日 本
			ASEAN 4	中 国			
世 界	6,341.2	878.0	212.8	212.2	1,189.6	2,329.9	343.0
	3,500.1	448.8	96.8	61.8	494.9	1,580.2	210.3
東アジア	1,210.6	461.0	112.2	105.4	277.9	...	139.9
	479.0	143.8	41.2	29.5	92.9	66.9	46.3
韓 国	167.0	52.5	12.4	17.7	37.2	...	18.7
	71.9	14.5	4.4	1.0	18.6	...	12.4
台 湾	121.6	43.7	8.8	2.5	30.9	...	11.9
	76.2	21.0	4.9	0.0	22.3	...	9.2
香 港	198.5	87.1	6.7	70.0	44.2	30.2	11.1
	98.6	38.9	3.4	26.7	22.4	18.5	5.3
シンガポ ール	135.7	63.4	38.1	5.3	23.3	...	10.0
	59.2	8.7	...	0.9	11.7	...	5.1
ASEAN 4	276.4	102.5	22.9	9.9	59.6	...	43.6
	101.2	30.8	5.3	2.2	18.5	17.2	23.3
中 国	311.4	96.6	8.1	-	82.7	45.1	44.6
	71.9	10.1	2.1	-	6.2	7.1	9.2
アメリカ	772.0	126.5	28.5	16.0	-	164.6	64.5
	421.7	63.8	11.9	6.3	-	108.4	48.1
E U	2,240.7	106.5	22.4	23.3	210.5	1,428.1	41.4
	1,492.2	56.7	14.9	7.7	94.9	996.0	29.5
日 本	479.7	181.7	38.2	29.9	80.6	80.6	-
	314.8	95.1	19.6	8.6	64.1	64.1	-

出所: 末廣 (2003), 128ページ。

表2は、ミクロレベルで、アジアの個々の企業が海外資産、売上高、雇用の面でその規模を拡大していることを示している¹⁰⁾。先進国の企業に引けをとらないまでに成長したアジア多国籍企業の姿が表から読みとれるわけであるが、特にこの点を中国市場に絞って、アジア系多国籍企業の現在を表わしているのが表3である。

表3は中国における主要な外国企業による輸出ランキング企業を示している。中国では、外国企業の子会社(100社)による輸出活動が輸出全体の10%を示していると報告されており、これらの外国企業のほとんどが電子通信産業に集中しているという。たとえば、電子回路(electronic circuit)についていえば、中国は、1996年から2000年まで急速な輸出伸び率を経験したわけであるが、2000年現在で、この品目の輸出の91%を外国企業の子会社が示し、Intel単独で4億ドル以上の製品価値を輸出しており、三星電子もまた、電子回路だけではなく家電(consumer electronic)の主要な輸出企業として報告されている¹¹⁾。

表2 アジア多国籍企業の規模(2000年) 単位: US\$ million/number of employees

	Corporation	Home Country	Industry	Foreign	Total	Foreign	Total	Foreign	Total
1	Hutchison Whampoa	Hong Kong, China	Diversified	41,881	56,610	2,840	7,311	27,165	49,570
2	Cemex	Mexico	Non-metallic mineral product	10,887	15,759	3,028	5,621	15,448	25,884
3	LG Electronics	Korea, Republic of	Electrical & electronics equipment	8,750	17,709	9,331	18,558	20,072	46,912
4	Petroleos de Venezuela	Venezuela	Petroleum expl./ref./distri.	8,071	57,089	49,780	53,234	5,458	46,920
5	Petronas	Malaysia	Petroleum expl./ref./distri.	7,690	36,594	11,790	19,305	3,808	23,450
6	New World Development	Hong Kong, China	Diversified	4,578	16,412	565	2,633	800	23,530
7	Samsung Corporation	Korea, Republic of	Diversified/trade	3,900	10,400	8,300	40,700	175	4,740
8	Samsung Electronics	Korea, Republic of	Electrical & electronics equipment	3,898	25,085	23,055	31,562	16,981	60,977
9	Neptune Orient Line	Singapore	Transport and storage	3,812	4,360	4,498	4,673	6,840	8,734
10	Companhia Vale Do Rio Doce	Brazil	Mining & quarrying	3,660	10,269	758	4,904	6,285	17,634
11	Sappi	South Africa	Paper	3,239	4,768	3,601	4,718	9,399	19,276
12	COFCO	China	Food & beverages	2,867	4,543	4,767	12,517	350	26,000
13	Guangdong Investment	Hong Kong, China	Diversified	2,852	4,605	460	634	6,837	7,875
14	China National Chemicals, Imp. & Exp	China	Chemicals	2,603	4,701	10,755	18,036	600	8,600
15	Hyundai Motor	Korea, Republic of	Motor vehicles	2,488	25,393	4,412	25,814	6,532	84,925
16	Keppel	Singapore	Diversified	2,293	22,180	338	3,657	5,910	16,389
17	First Pacific	Hong Kong, China	Electrical & electronics equipment	2,116	2,322	652	809	8,511	8,560
18	Citic Pacific	Hong Kong, China	Construction	2,076	4,022	981	2,058	7,118	11,354
19	Grupo Carso	Mexico	Diversified	2,043	8,827	4,000	9,315	19,542	89,954
20	South African Breweries	South Africa	Food & beverages	1,966	4,384	1,454	5,424	15,763	48,097
21	Orient Overseas International	Hong Kong, China	Transport and storage	1,819	2,155	2,382	2,395	3,792	4,414
22	Singtel	Singapore	Telecommunications	1,790	8,143	...	2,845	2,500	12,640
23	Posco	Korea, Republic of	Metal and metal products	1,777	15,901	2,311	10,873	2,741	26,261
24	San Miguel	Philippines	Food & beverages	1,738	3,061	300	1,861	3,091	14,864
25	Jardine Matheson	Hong Kong, China	Diversified	1,641	10,339	7,148	10,354	50,000	130,000

出所: UNCTAD (2002), pp.100~101より作成。

表3 中国: 主要な外国企業による輸出ランキング企業 単位: US\$ millions/percentage

Rank	Name of parent firm	Name of affiliates	Home economy	Industry	Value
1	Samsung Electronics 5 affiliates	Dongyuan Samsung Electro-Mechanics Tianjin Samsung Electro-Mechanics Samsung Electronics Huizhou Tianjin Samsung Electronic Monitor Tianjin Samsung Electronics	Republic of Korea	Electronics	1,491.0
2	IBM 4 affiliates	Shenzhen Kaifa Technology Shenzhen Hailiang Storage Equipment Great Wall International Information Product(Shenzhen) IBM Shenzhen Technology Co., Ltd.	United States	Electronics	1,457.8
3	Nokia 2 affiliates	Beijin Nokia Mobile Telecommunications Dongguan Nokia Mobile Phones	Finland	Telecommunications	1,143.1
4	Motorola Electronics	Motorola (China) Electronics	United States	Electronics	1,122.5
5	Seagate Technology 2 affiliates	Seagate Technology International Wuxi Seagate Technology(Shenzhen)	United States	Electronics	1,079.2
6	Seiko Epson 2 affiliates	Epson Engineering (Shenzhen) Suzhou Epson Crystal Parts & Components	Japan	Electronics	959.5
7	Philips Electronics 2 affiliates	Philips Key Module(Shanghai) Philips Consumer Electronics Co. of Suzhou	Netherlands	Electronics	611.8
8	AOC International	Top Victory Electronics (Fujian)	Taiwan Province of China	Electronics	608.8
9	CLP Holdings	Guangdong Nuclear Power Joint Venture	Hong Kong of China	Electronic services	582.2
10	Sanyo Electric 2 affiliates	Shenzhen Sanyo Huaqiang Optical Technology Sanyo Electronic(Shekou)	Japan	Electronic services	558.9

出所: UNCTAD (2002), pp.164~165より作成。

以上のことから、アジア企業の国際経営活動が量的にだけでなく質的にも変化してきていることがわかる。初期のアジア系多国籍企業は要素価格や市場規模などの点で、類似している近隣の途上国市場を進出先として選び、「先進国で有効に生産するために必要な高度に精緻で、資本集約的な大規模生産技術を持たなかった」¹²⁾と考えられた。しかし現在では、グローバル市場という変化の激しいドメインにおいて、競争しあうだけの能力を兼ね備えているアジア系多国籍企業の姿が多数存在する。初期のアジア多国籍企業は労働集約的技術を利用し、価格競争にも耐えうる良質、低マージンの標準化商品を小規模生産し、小規模市場の充足に成功してきたが、多国籍的展開を始めて以来およそ20年という時間をかけて、今の技術範囲は狭いながらも高度なイノベーション活動を行い、高品質・高付加価値製品を生産している¹³⁾。また、その知名度も高まっており、先進国を含めた文字通りのグローバル市場の充足に成功してきているといえる。

2 - 2 発展途上国の多国籍企業論

発展途上国企業の多国籍化に関する研究の先駆けとして知られているのはルクロウ（Lecraw, 1977, 1981）である。彼はASEAN地域における先進国ベースの多国籍企業と途上国ベースのそれを調査した。そこで、彼は途上国多国籍企業固有の特徴を発見し、当該地域における両者の「競争状況」を比較分析した。

ところで、この「競争状況分析」は、途上国多国籍企業という場合にのみならず、企業一般の多国籍化を議論する場合に、多くの研究者が関心を持っているのがハイマー（Hymer, 1960）の「優位性の命題」¹⁴⁾である。つまり、進出企業の海外市場における競争力の源泉の問題である。そしてその内容は一般的に、企業に固有の無形資産に求められてきた。つまり、企業が多国籍化する際には、そうした無形資産に「何らかの優位性」が保持されていなければならないことが理論的に確立されてきたのである。しかし、途上国多国籍企業の場合は一見したところ、こうした無形資産は非常に乏しいように思われる。

この点に関して、ルクロウは、調査した諸特徴から、途上国多国籍企業には、海外投資を行うためのモチベーションあるいは専門技術は皆無であり、しかも当該企業の製品と生産技術は古く、世界市場で自由に入手可能であり、これらの製品こそが本国・海外市場を問わず、価格をベースに販売され、それゆえ、マーケティングの技術はほとんど必要とされないと分析する¹⁵⁾。要するに、ASEANで事業活動を行っている途上国多国籍企業は、先進国多国籍企業よりも規模が小さく、労働集約的な技術を用い、ブランド力がなく、R&D集約度が低く、低価格競争を前提とした低品質の製品を現地市場向けに生産している。従って、途上国企業の多国籍化の決定因が、「低価格」にあるということになり、しかも、これらの企業は参入障壁の小さい産業部門において、国内生産に従事しているわけであるから、標準的な産業組織論に基づいて解釈すれば、これらの企業は、持続的な成長はおろかその存在さえ危ぶまれる状況に追い込まれてしまうのである。つまり、これらの企業の利潤は、完全競争下におけるノーマル水準の達成に終わるはずであって、多国籍企業のような寡占的高利潤率の享受は望まれない。かくして、ルクロウは、ハイマー＝キンドルバーガー流の産業組織論的解釈と矛盾するような途上国企業の多国籍化現象の説明に際して、「プロダクト・ライフサイクル（以下、PLCと略する）」理論を拡張解釈するようになるのである。

彼の説明は、ヴァーノン（Vernon, 1961）のPLCとは逆説的であるが、途上国企業は大量生産に伴って標準化した一世代前の、言い換えればPLCの成熟期に当たる製品を生産しているがゆえに、多国籍化すると考える。途上国多国籍企業の場合は、本国市場における所得水準および市場規模が小さいという特性から、低品質、小規模生産、労働集約的技術の製品を生産する。従って、途上国の企業は、相対的に工業化の遅れた後発途上国に先発し、最初、これらの国々に対して製品の輸出を行

う。しかしこうした製品技術は模倣されやすく、やがて後発途上国からの挑戦を受けることとなる。かくして、当該企業は先発の優位性を維持するために、多国籍化、すなわち海外進出を意思決定するのである¹⁶⁾。

ルクロウの描いたこのようなシナリオは以降、従来のPLC理論の「修正・拡張」版として、発展途上国の国際ビジネス活動を説明する理論となっていくのであるが、要するにその内容は、従来のPLC論が終結するNIESを起点として、新たなライフサイクルが始まるもので、見方を変えれば、比較的に開発の進んだ国々から、やや開発の遅れた開発途上国へと、海外直接投資のライフサイクルがズレ込んでいく、ということである¹⁷⁾。そして、この修正・拡張モデルは、Aggarwal (1984)、Aggarwal & Ghauri (1991) およびウェルズ (Wells, 1977, 1981, 1983) へ継承されていくのである。

同じ頃、ウェルズ (Wells, 1977, 1981) もまた、ルクロウと同様の調査を行うが、その基本的な特徴、すなわち途上国多国籍企業の競争状態および優位性については、ルクロウのそれと矛盾するものではなく、むしろ補完するものであった。つまり、ウェルズ (Wells, 1981) は、前述した修正・拡張PLC論に立脚した上で、途上国多国籍企業の競争優位性を、「先進国と比較して労働集約的な小規模生産技術、発展途上国現地で調達する原材料でも生産できるような生産技術、および顧客との信頼関係から生まれる市場へのアクセス能力」¹⁸⁾、とする。ただし、ここで注目すべき点は、ルクロウを代表する修正・拡張PLC論者とは違って、ウェルズは、「途上国市場に固有の事情に対する形でなされるイノベーション創出能力」を重視したことである。にもかかわらず、彼の分析は、PLC分析に依存しすぎてか、途上国多国籍企業の技術能力はいずれ、投資先の現地企業によって模倣されてしまい、生存できなくなると述べるのである。

しかし、表3においてもみたように、途上国多国籍企業は、後発途上国市場において、先進国多国籍企業の子会社を相手に競争しあっている。もし彼らの解釈が正しければ、途上国の多国籍企業は製品のライフサイクルによっていずれ市場から淘汰されてしまうのである。では、なぜこのような状況、つまり先進国多国籍企業と競合している現象が起きているのであろうか。

この点について、ラル (Lall, 1983) の研究は、上述した修正・拡張PLC論者の言説とは一線を画する。彼は、企業が海外に進出する際には、現地企業にまさる何らかの優位性を保持しなくてはならないというハイマーの「優位性の命題」を尊重し、ルクロウとウェルズらによって示された途上国企業の国際経営上の諸特徴を「様式化された知識」と表現した上で、途上国の多国籍企業が他の途上国市場において生存できるのはなぜか、について定式化するのである¹⁹⁾。いわゆる、技術変化の局地化 (localization) 論である。

ラルによれば、企業はすべての技術を熟知するのではなく、ある範囲の技術しか知らないという。すなわち、ある企業がより高いレベルへ技術を変化させることは、その企業はもとより、その企業と取引関係にあるサプライヤーまでも、高い技術レベルにシフトしなければならず、従って、その企業とサプライヤーは、シフトした高いレベルの技術しか活用できなくなるということを意味するのである。一旦より高い技術レベルへシフトした企業が再び旧技術を効率的に利用しようとする、追加的コストが必要となるからである²⁰⁾。

彼は、このような技術の不可逆的な性質を指摘した上で、途上国多国籍企業の競争優位性を説明する。すなわち、途上国多国籍企業は、先進国で広く普及した技術にマイナー・イノベーション (minor innovation) を加えたり、小規模生産技術に関するイノベーションを行ったり、途上国の市場・環境に適するような製品を開発したりすることによって、つまり、複雑な機能を切り落として基本的な機能しかもたない製品を低価格で生産・提供することによって競争優位性を創造する。このような技術イノベーションや製品開発は、先進国多国籍企業もできないことはないが、先進国多国籍企業がそのような技術イノベーションや製品開発を再生・再現するためには時間およびコスト

がかかる。そのため、すでにイノベーションや製品開発に成功した途上国の多国籍企業は、上記の技術・製品分野において、先進国多国籍企業に対して競争優位性を持つ、というわけである²¹⁾。

このように、ラルは、PLC理論の修正・拡張論者とは異なって、イノベーションの概念を重ねることによって、途上国多国籍企業を調査し、その生成から発展、さらには多国籍化という企業経営史の一連のプロセスを明らかにし、多様な多国籍企業の存在を認識した。つまり、彼は、「技術・スキルはその国固有の環境のなかで不可逆的に変化する性質」をもっており、「それぞれ異なった本国の環境の中から、様々なタイプの多国籍企業が生成・発展する」、とした。要するに、多様な第三世界諸国から多様な多国籍企業が出現すると認識したのである。

しかしながら、「マイナー・イノベーション」という表現に象徴されているように、ラルによって示された言説一般も、極論を言えば、「第三世界の多国籍企業論」の域を破ることはできない。つまり、途上国多国籍企業と先進国多国籍企業の間の技術格差は依然として存在しており、途上国多国籍企業は、先進国多国籍企業が戦略的に放棄した技術分野においてしか優位性を発揮できないため、長期的な観点からすれば、その存続は期待できなくなる、ということである。つまり、彼は、「第三世界の多国籍企業は努力次第で、生産関数のある一点に到達したり（技術習得）、同じ生産関数上の別の点にシフトしたりすることはできる（技術応用ないしは改良）が、生産関数それ自体をシフトさせること（技術革新）は難しい」²²⁾、と考えたのである。

一方、発展途上国多国籍企業に関するこうした悲観的な見方とは違って、ダニングは折衷理論を敷衍しながら、「投資 - 発展経路アプローチ」を展開し途上国企業の成長に関する楽観的な見方を示した²³⁾。彼によれば、あらゆる国の対外・対内投資の内容は国の経済発展段階に伴って、ある程度決まった発展段階をたどるといえる。

第1段階では1つの国（以下A国と称する）は対外・対内投資とともに皆無である。第2段階ではA国は未熟練労働者を活用する目的で、外国資本（すなわち、A国への対内投資）の天然資源への開発や単純な労働集約的作業を要する製造活動の集中を奨励する。この段階でのA国の対外投資はないに等しいかまたは低い水準にある。第3段階に入ると、A国の比較優位は労働集約的産業から中レベルの技術集約的産業にシフトし対内投資もそのシフトに応じて中レベルの技術集約的活動に変わっていく。A国の企業は労働集約的産業において競争優位性をもつようになり、A国の比較優位のシフトに応じて、労働集約的活動を第1および第2段階にある国へ向ける。A国の企業は技術力の向上のために場合によっては先進国に向けて対外投資を行うこともある。しかし依然として対内投資が対外投資を上回る。第4段階ではA国の企業は最先端技術の分野において競争優位をもつようになり、A国の対外投資が対内投資を上回る。A国の対外投資は本国では比較優位を失っている活動（生産設備の割に労働力を多く必要とする活動）に集中する。この段階の対内投資は第2および第3段階とは違って、A国の技術力を獲得するために行われるものが多くなる。第5段階に入ると、A国の対内投資がA国の対外投資と同じレベルに達する²⁴⁾。

要するに、彼は、経済発展と対外直接投資残高との間には正の比例関係があり、国の経済発展段階が高ければ高いほど、国の比較優位はより先端的技术を要する製品の生産に注力するようになり、その結果として企業の競争優位性も国の比較優位と連動して変化を遂げるとする。発展途上国の場合に関しては、国の政府や先進国の多国籍企業が途上国の人的資源を訓練し、その人的資源のスキルを向上させる役割を果たす。それに対して、発展途上国の企業は、スキルを向上させた人的資源を活用しイノベーションを重ね、先進国において研究開発センターを設立することによって、新しい競争優位性を創造するとする。

一見、この「投資 - 発展経路アプローチ」はアジアの多国籍企業の現在の姿を説明するように見える。実際、このアプローチでは発展途上国の企業を3つのカテゴリー（香港とシンガポール、韓

国と台湾，ラテンアメリカ諸国）に分類し，それぞれの国の企業の国際経営活動の差を説明している²⁵⁾。ダニングは，生産拠点を本国にもたず，外国に立地させることによって享受できる立地特殊的優位性（生産コスト，移動コスト，政府介入）が投資発展の各段階を漸次経過することによって，当該国企業の企業特殊優位に転化すると指摘し，これまで途上国企業の多国籍化を「経営資源が潤沢ではない」あるいは「企業特殊優位がそれほど十分ではない」と考えてきた「第三世界の多国籍企業」論者の静態的な側面を克服しようとした。しかし，ここで注意すべきは，各投資段階を経由することによる途上国企業の国際経営実践の単純な国別分類だけでは，途上国企業の国際経営実践がいかなるプロセスを通じて構築されてきたか，つまりは，途上国多国籍企業がいかんして先進国多国籍企業になったかを説明することはできないのである。

この点，UNCTAD（1993）の「能力 - 構築アプローチ」は，ダニングの研究の欠点を補うものとして注目される。すなわち，ある段階から次の段階（第3段階から第4段階へ）へシフトするには，政府と先進国の多国籍企業が深く関係してくるということである。

「能力 - 構築アプローチと投資 - 発展経路アプローチの異なる点は，アプローチの仕方の問題ではなく，両者の細部の相違と焦点の違いにある。どちらのアプローチも，所有優位を構築するにあたって，スキルの蓄積，貿易，政策などの役割を重視しているけれども，投資 - 発展経路アプローチでは，競争力に影響を及ぼす介入の性質と，その介入が異なるレベルの競争力に及ぼす特定の影響を明らかにしていない。」²⁶⁾

さらに，UNCTADはカントウェルとトレンティノ（1990）の研究成果を踏まえて，途上国の「能力 - 構築」が「急速に進んできた」と論じている²⁷⁾。そして，それは特に，途上国企業が生産の経験を積んだ部門で顕著であった。こうした途上国固有の技術能力の存在と蓄積は，その国際生産ネットワークの進展と国内産業の再構築プロセスの1つの重要な要因であり，結果でもあった。途上国固有の能力の存在は，国際生産を行う上での能力に影響を及ぼし，このことがより一層の技術能力の蓄積に順次影響し，これによって企業は高度化し，より精緻な対外投資形態をとることを可能にしたとするのである。

要するに，彼らは，持続的な成長をもたらすための企業特殊的な資産を構築し，それを順次強化していったのは，途上国の政府と先進国の多国籍企業の積極的な関与があったからだと考えた。そして，こうした側面は後述する三星電子のケースにおいても見るように，確かにまた明らかに，確認できる。すなわち，同社の成長には日米の国際生産ネットワークと韓国政府による国内産業再構築プログラムの影響があった。従って，彼らの発展途上国企業の成長・発展に関する説明論理は，発展途上国の企業経営に即した内面的論理ではなく，当該政府と先進国の多国籍企業からの積極的関与という外在的論理に基づいているのである。

2 - 3 先行研究のマインドセット

しかし現在では，途上国多国籍企業は，途上国市場はもとより，先進国市場においても，決して先進国多国籍企業に後塵をとるような，しかもステレオタイプの競争戦略は展開していない。そればかりではない。目下進行中のグローバル化に加速されながら，超国境的な経済活動の地球的統合を実現しており，それらの活動により，地域市民社会とその生活空間の変化に重大な影響を及ぼしているのである。では，なぜこうした途上国の多国籍企業の現実を反映しない上記の諸説明が今もなお続いているのだろうか。

Yeung（1994b）は，この点と関連して，当該研究の現実世界離れの要因について，次のような極めて示唆に富む指摘を行っている。彼は，発展途上国多国籍企業に関するこれまでの先行研究を，論理的フレームワークの欠如（lacking a coherent framework），逸話的な研究手法の採用（adopting an

anecdotal approach in research), 多様なトランスナショナル・オペレーション存在の看過 (overlooking the diversity in transnational operations), 複数の誤った固定観念や偏見の再現 (reproducing several misleading stereotypes), 空間次元の無視 (ignoring the spatial dimension) であると批判し, 先にみた, 「第三世界の多国籍企業論」という理論的枠組みこそが, 当該企業研究遅れの最大要因であると指摘しているのである²⁸⁾。

通常, 研究は事実を調査しその「観察した事実」を説明するべく理論を構築するという諸プロセスからなる。しかし, いったん理論が構築されると, その理論的枠組みが観察者の視線を規定してしまい, 事実認識に基づかない, いわば「偏見に基づいた価値判断」に陥ってしまうのである。アジア多国籍企業の経営もしくは組織戦略の特徴が, アジア企業の経営そのものに依拠せず, 先進国とりわけ米国多国籍企業の経営研究に基づいて説明されたのは, まさにこうした方法論における「偏見に基づいた価値判断」が当該研究領域を覆い隠してきたといっても過言ではあるまい。そのような意味において, これまでのアジア多国籍企業の研究は, 少なくとも, アジア多国籍企業の経営に即した「歴史的研究と理論的研究の相互媒介的研究」²⁹⁾とはいえないのである。

3 三星グループ電子企業群の海外事業展開と国際競争力構築

3 - 1 韓国電子企業の海外展開と三星グループの電子企業群

韓国は1990年代に入り, 対外直接投資を急増・大規模化させ, アジアにおける主要な投資国として浮上してきた (UNCTAD, 2002)³⁰⁾。さらに, こうしたことを確定づける出来事として, 後述する1990年代の中頃に見られた, 韓国企業による先進諸国企業の買収は, アジア企業の多国籍企業としての姿を象徴する出来事でもあった。

周知のように, 韓国では, チェボル (財閥, 以下省略) と呼ばれる巨大コングロマリットが韓国経済の主要産業分野においてその力を発揮している。チェボルは, 韓国経済において独占的な地位を確立していることだけにとどまっているのではなく, 家族所有と非関連多角化という所有構造と経営組織構造をその特徴としており, 対外直接投資という舞台においても, 重要な役割を演じている³¹⁾。

韓国電子企業の海外事業展開を時系列に見れば, およそ, 次のような諸段階に区分することができる³²⁾。

第1段階は1980年代初期から80年代の後半にかけての時期である。この時期は, 欧米との経済摩擦が激化することもあり, 韓国電子産業が対アメリカ投資を中心に海外生産を展開させた段階といえる。しかし, 海外での経験不足や競争力の基盤をなすコア技術 (競争優位) の不在などによって, 海外での経営が非効率となり, 撤退や移転などを余儀なくされていた時期でもあった。

1970年代後半には, アメリカCTV市場において, アジア製品の輸入が急増し, 貿易摩擦の問題が進展した。この時期, アメリカは, 韓国に対して, 1980年までCTV放送が国内において行われておらず, 韓国製CTVをアメリカへ全量輸出することを批判し, 日本に続き, 78年から, 輸出自主規制を実施し, 1984年には, 韓国製CTVにダンピング課税を課せるようになった。ヨーロッパでは, 70年代中盤の白黒テレビ輸出, 80年代中盤のCTV輸出が貿易摩擦を引き起こした。たとえば, イギリスとは輸出自主規制協定が結ばれ, フランスとはCTVとラジオのクォータが課せられた。さらに, 1987年には, VCR輸出でヨーロッパとオーストラリアからダンピング提訴を受けるなど, 欧米との電子部門での摩擦が激化した。韓国大手家電メーカー3社 (三星, LG, 大宇) がCTVを本格生産させたのは1978年であるが, 生産の立ち上げとほぼ同時期に発生した欧米諸国との経済摩擦が摩擦回避型の直接投資を韓国電子産業にもたらしたのである³³⁾。

韓国家電メーカーのなかで最も早く直接投資を行ったのは金星社（現在はLG電子）である。米国との貿易摩擦により、1981年にアメリカのアラバマ州のハルツビルに進出したケースがそれである。しかし、この時期には、先進国多国籍企業のような競争優位がない状況での海外展開であり、生産方式も国内と同様の労働集約的な単純組み立て生産形態であったため、工場稼働率は低く、撤退なども発生した³⁴⁾。このため、金星社ハルツビル工場は生産をメキシコに移転し、83年に進出した三星電子のアメリカ生産拠点も88年にメキシコに移転するようになる。大宇電子は1988年、中国福州での冷蔵庫生産を開始したが、設備の老朽化などの問題により、92年に撤退している³⁵⁾。

このように、この時期の韓国電子産業の対外直接投資は、海外事業の経験不足や、環境の異なる外国市場での競争に十分に機能する経営資源の不在などが原因で、生産コストのより低い地域への移転・撤退するケースが多かったといえる。

第2段階は本格的な投資が行われた1980年代の後半以降の時期である。この時期においても依然として先進国との間の貿易摩擦は継続されるわけであるが、それに加えて、さらに対外直接投資に拍車をかけたのは、ソウルオリンピックを前後にして発生した、国内の賃金上昇と労働力不足、そしてウォン高などの要因である。地域別には、摩擦回避と技術開発の同時実現型の対欧米地域への投資に加えて、低賃金の利用、欧米向け迂回輸出などを目的としたアジア向け投資もこの時期から拡大した。

しかし、1990年初旬までの対外投資では、資本財や部品の多くが本国からの輸入に依存しており、92年のASEANへの投資動機については、「人件費節約」「現地国の投資優遇政策」「現地市場の確保」などの理由が多い。また、生産設備の82%を本国から調達しており、部品・原材料の場合は、本国から54%が、第3国から29%が調達されており、現地からの調達は17%となっている³⁶⁾。従って、この時期においては、アジア向けの投資が拡大する一方で、生産設備や部品・原材料の多くを本国からの輸入に依存している点から、韓国のアジア間貿易の拡大が著しく見られた時期でもあったといえる。

第3段階は1992年ごろからであり、三星グループを中心に海外での生産ネットワークを構築する動きや、協力会に加盟している部品メーカーを同伴進出させて現地調達率を高める動き、シンガポールや中国に地域統括本社を設置する動き、などが見られた時期である³⁷⁾。また、それまで家電部門を中心に行われた海外展開が、94年より、半導体などの技術集約的な部門まで拡大された。さらに、この時期において注目すべき点は、韓国チェボルが争うように先進国企業を買収したことである。とりわけ、三星グループが94年と95年に買収した日本のラックス社とユニオン光学は当該産業分野において技術能力も高く知名度も高い企業であった³⁸⁾。先進国で定着したブランド力を活用しつつ、同市場への浸透と、とりわけ精密機械分野のユニオン光学の買収ケースでは、半導体製造装置の先端技術獲得を狙った戦略といえる。この時期にいたって、三星グループは歴然たる多国籍企業としての経営体制を構築するのである。

三星グループは、5つの事業分野（電子、機械、化学、貿易・サービス、金融）により構成されているが、なんと言っても主力分野は電子部門である。1998年現在で、電子部門の売上高はグループ全体の25%超をしめ、他のサービス部門（三星生命「保険・金融」や三星物産「総合商社」）に比べてその比重はやや低いが、製造業としては国内最大の規模である³⁹⁾。

三星グループの電子部門はモノのながれの面で垂直的な連関をもつ4社によって構成されている。最も川下に位置し電子部門全体をまとめる役割を果たしているのが、三星電子（Samsung Electronic Corporation：SEC）である。三星電子はAV機器、通信機器、コンピュータなどのシステム製品や完成品を組み立てている。同社はDRAMとTFT／LCD分野では世界最大、電子レンジでは世界第2位、TV分野では世界第6位の生産者である。2番目の会社は三星電管（Samsung Display Devices：SDD）

である。同社はCPT / CDTなどのブラウン管を生産しており、三星電子のCTVやコンピュータ用のモニターに提供する。三星電管は中国の中華映管に次ぐ世界第2位のブラウン管メーカーである。3番目の会社は三星電機（Samsung Electro-Mechanics：SEM）で、三星電子や三星電管に使われる電子部品（チューナー、コンデンサ、偏向ヨーク）などを生産する。同社はCTVやモニター向けの偏向ヨークおよびFBT（フライバックトランスフォーマー）という2つの製品分野では世界最大の生産者である。4番目の会社は三星コーニング（Samsung Corning Corporation：SCC）で、三星とアメリカのコーニング社がそれぞれ折半出資した合併会社である。生産品目はCTVやモニター向けのガラス生産がメインで三星電管に供給する。三星コーニングはブラウン管用のガラス生産メーカーとしては日本の旭硝子、日本電気硝子と共に世界3大メーカーの1つである（表4）⁴⁰⁾。

表4 三星グループ電子企業群の特徴

三星電子	三星電管	三星電機	三星コーニング
1969年設立、家電生産で成長三星半導体通信と88年合併し、92年以降半導体メモリ生産で世界最大生産	1970年NECが16.5%出資（住友商事も出資）して設立した三星NECから74年に現在の社名に変更、世界最大のブラウン管生産	1973年8月三洋電機が37.5%出資し「三星三洋パーツ」として設立、83年三洋電機撤収87年現在の社名変更、電子部品生産	1973年アメリカのコーニング社が50%出資し設立、ブラウン管用ガラス生産

出所：全龍昱・曹斗燮（1997，2001）23～25ページ，160～162ページと4～7ページ，『三星電子30年史』1999年，120～125ページより作成。

このように、三星グループは、設立当初から、電子事業を中核事業として位置づけ、その技術やノウハウの習得を日米先進国多国籍企業との積極的な合併・技術提携に求め、電子グループ企業群を育成してきた。そして、電子事業の海外展開においては、78年にはじまったアメリカとの経済・貿易摩擦により輸出自主規制を余儀なくされ、83年には摩擦回避のためのアメリカ進出を断行せざるを得なかった。

また、家電製品輸出が拡大したこの時期において特徴的なのは韓国電子企業によるOEM（相手先のブランドによる生産）輸出である。たとえば、三星電子はOEM輸出に大きな比重をもっており、総輸出に対するOEM輸出比率が86年に70.9%、88年に65.5%であった⁴¹⁾。東芝（VCR、洗濯機、冷蔵庫）、ソニー（ラジカセ）、GE（電子レンジ）、コムパック（パソコン）、IBM、AT&T（パソコン用モニター）などの欧米先進国多国籍企業が主要供給先であった⁴²⁾。

そして、こうしたOEM生産は「委託加工」に近く、製品開発やデザイン能力、先進国市場でのマーケティング手法などの部門で発注元の先進国多国籍企業に依存するという側面を含む一方、先進国多国籍企業によるOEM生産を継続し、技術指導を受け、先進国市場での経験を積み上げてきたことによって、90年代以降の韓国電子産業の一層の発展をリードしただけではなく、今日のアジア市場や一部の先進国市場での独自ブランドによる生産と販売の拡大を可能にしたのである。

このように、急速な生産と輸出の拡大および技術力・製品開発力の脆弱性という両側面の存在は、韓国電子産業全般に共通する特徴といえるが、三星電子の場合でも例外ではなかった。では、1980年代後半の本格的な対外投資時期を迎えて、三星電子はこの課題をどのように克服しようとしたか、またその対外投資はどのように展開されたのだろうか。

3 - 2 三星グループの国際化戦略

3 - 2 - 1 リージョンを中心とした生産分業関係の拡大

三星グループの電子企業群は、1989年から1995年にかけてASEAN地域における域内供給体制を構築した。この意味は、グループ企業を包摂する垂直的な供給ネットワークの形成にあり、これは韓国国内に存在していた供給ネットワークを、現地においてもそのまま再現することにほかならない。つまり、三星グループ傘下の電子企業群が協力して進出し、部品を国ごともしくは地域ごとに分担し特定国で組み立てを行うとする海外生産ネットワークの構築である。

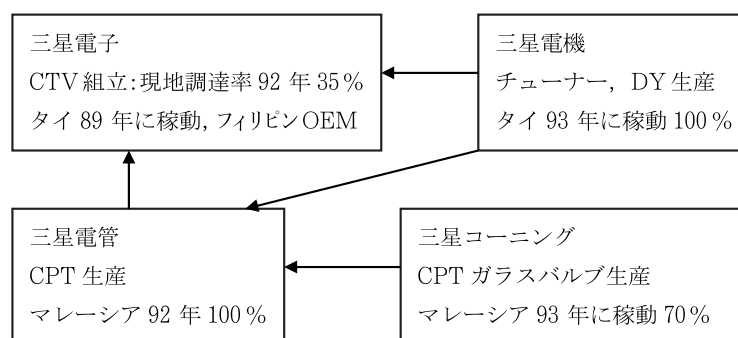
表5と図1は、ASEAN地域における三星グループの電子企業群メンバーと同地域における生産ネットワークの形態を示している。たとえば、三星コーニングの生産するガラスは隣接する三星電管に供給され、三星電管の生産するブラウン管は三星電子のタイ工場やフィリピン工場に供給され、タイに所在する三星電機は多様な電子部品を三星電子と三星電管に供給する、という具合である。

表5 三星グループ電子企業群のメンバー企業

会社名	所在地	生産品目	設立	所有比率
三星電子				
①TSE	タイ	CTV, VCP, 冷蔵庫	1989	91.8
②SEMA	マレーシア	MWO	1991	100
③SMI	インドネシア	冷蔵庫	1990	50
④SME	インドネシア	VCR, PCB, RON	1992	100
⑤SAVINA	ベトナム	CTV, VCP	1995	80
⑥SDMA	マレーシア	カラーモニター	1995	100
三星電管				
①SEDM	マレーシア	CPT/CDT	1990	100
三星コーニング				
①SCM	マレーシア	ガラス	1992	100
三星電機				
①SEMTHAI	タイ	Tuner, DY, FBT	1993	100

出所：全龍昱・曹斗燮（2001），8ページ。

図1 ASEANにおける三星グループ電子企業群の生産ネットワーク



出所：高（1996），61ページ。

このような三星グループによるASEAN地域における部品ごとの分業ネットワーク構築動向は韓国企業のみならず、日欧米先進国多国籍企業によってもなされている⁴³⁾。そして、その理由としてよく引き合いに出されているのが、1990年代に加速した、この地域での地域統合化、1992年に合意され1993年に開始されたAFTA（ASEAN自由貿易地域）への対応である。つまり、従来、韓国から部品を調達する形態から部品の現地生産に転換することでコストダウンをはかると同時に、AFTAでのCFPT（共通効果待遇関税）による関税引き下げの恩恵を享受するために、40%以上の原産地比率を高めようとした結果として理解できる。

しかし、多国籍企業による地域戦略を、上記のような受動的姿勢からではなく、積極的な姿勢からとらえることがその本質把握に有力であるように思われる。つまり、多国籍企業の地域戦略の展開によって、そのマネジメントの対象が地域を中心に行われていることであり、「システム競争」という言葉で象徴されているように、地域内でのシステム内完結性が競争の鍵をにぎると理解できる。しかも、このような「競争の場」に日欧米多国籍企業だけではなく、途上国多国籍企業も参加していることがアジア企業成長の分析という文脈においてとりわけ、重要である。以下では、三星グループの電子企業群が同地域において、どのような連関関係をもっているかを具体的にみよう⁴⁴⁾。

まず、三星コーニングと三星電管の関係である。初期段階には、この関係は、三星電管が三星コーニングからブラウン管用のガラスのほとんどを購入するということから、専属的であった。両社がマレーシア（セレンバン工業団地）という同一地域に立地しているということからも想像できるように、両者の関係は極めて協調的であった。たとえば、三星電管マレーシア工場を建設する際には、現地に進出していた三星エンジニアリングと三星建設がサービスを提供し、安定的な調達関係を構築することで「取引コスト」を削減していた。また、三星コーニングがマレーシアに進出する際には、三星電管と同一敷地に所在し、施設物を共同利用して、在庫費用、運送費などの諸費用を削減できた。

しかし、国際経営の進展が成熟するにつれて、両者の相互依存関係は依然として大きいものの、徐々に系列離れの色彩を漂わせている。当時、マレーシアには日系の旭硝子と日本電気硝子がすでに進出していた。パソコン用ディスプレイ需要の増加への対応のためにも、三星電管はガラスの供給源を三星コーニングだけに依存するわけにはいかなかった。そればかりではなく、ガラス製造においては寡占的リーダーである日系両社との取引関係が、三星電管のグローバル戦略上の意味からも必要であった。その結果、両者の依存関係は93年の97%から98年の82%まで低下したのである。当然、三星コーニングの三星電管への依存度は93年の97%から98年の71%に低下している⁴⁵⁾。

次ぎは三星電管と三星電子の関係である。この関係は先の相互依存関係よりは若干低い。初期段階においては、カラーモニターの現地生産が比較的に遅れ、量を確保できなかったこともあって、三星電管の製造する2種類のブラウン管（カラーテレビ向けとコンピュータ・モニター向け）が10～20%の割合で、三星電子に供給されるにすぎなかった。しかし、周知のように、ブラウン管は世界的に供給過剰であり、とりわけ、カラーモニターは価格の下落が近年激しい。確かに、1990年代後半ごろの三星電管は世界中の各社とも取引をしているが、三星電子との関係の面で言えば、内部顧客が提供する厳しい品質情報などはきっと役に立っているはずである。

三星電機と三星電子の関係については、三星電子の工場立地がタイ、インドネシア、ベトナム、マレーシアに分散していることもあって、他のペアの関係よりは多少複雑である。両者が密接な関係をもっていることは間違いないが、製品の種類によって相互依存度は大きく異なる。たとえば、フライバックトランスフォーマー、HVCの電子部品は三星電子への依存度が30%と比較的高い数値となっているが、チューナー、偏向ヨークなどは10%台まで下がっている。同時に、あらゆる製品分野において三星電子への依存度は持続的に低下している。その代わりに、三星電機の主要顧客と

してグループ企業よりは日系セットメーカーの存在がより大きくなった。この点，ASEAN地域では，国籍を超えた供給ネットワーキングが徐々に生じつつあるといえる。

最後は三星電機と三星電管の関係である。この関係もまた，相当に強い依存関係をもっている。三星電管のマレーシア工場がタイの三星電機工場から購入する電子部品は偏向ヨークの1種類しかないが，その依存度は50%以上であり，94年の40%から98年の57%へと増加傾向にある。

以上，同グループ電子企業群によるASEAN地域を中心とした生産分業関係の拡大から，次のようなことが指摘できる。まず，韓国国内で有効に機能していた供給ネットワークが現地でもそのまま機能できるようになり，重要部品の安定的な供給が可能になったという点である。言い換えれば，国内供給ネットワークの海外での転用である。つまり，日欧米先進国企業に遅れをとっていた韓国企業は，チェボルの突出した資金力と集権的経営組織機構を背景に，国内におけるチェボルの経済力集中を大きな地域（リージョン）に転用していると理解できる。それゆえ，ASEAN地域内での一貫生産システムの追求が，同グループによる国際化戦略の次の特徴として指摘できるのである。こうなれば，現地において次第にその知名度を高めていく多国籍企業は自然として，現地政府と現地の顧客に強力な交渉力を持つようになる。これが次の特徴である。最後は，三星グループの今後のネットワーク経済性享受の発展可能性である。実際に，同グループは欧米においても，このような生産分業関係の拡大をはかっているが，その進展度はASEANに比べてまだ低い。従って，今後の活用次第では，大きなシステム優位をそれぞれの地域においても期待できるのではないかと考える。

さらに，三星電子グループASEAN地域における生産ネットワークの理解において重要なのは，経営制度は，環境との脈絡で，すなわち経営システムの内的環境（階層的特性）と外的環境の相互連関によって，ダイナミックに再構築・再脈絡化（Recontextualization）されることである。経営システムを構成する各要素システムがそれぞれ具体的内容をもっていると同時にそれ独自の発展原理を持っており，その発展原理は必ずしも「韓国の企業」という文脈からのみ求められるものではないとする点である。要するに，要素システムのそれぞれの「『内的発展原理』とからなる1つのシステムであると同時に，外部主体（システム）との相互関係をもつ『開かれた』システム」⁴⁶⁾であるということである。外在的論理に基づいてしか説明してこなかったこれまでのアジア多国籍企業の研究に要求されるのは経営システムが内在的論理を持って「分離」されまた「再統合」される諸プロセスであるということであり，こうした経営制度の国際移転の分析こそが地域市場の成長と発展に関する説明を可能にするということである。

3 - 2 - 2 「協星会」加盟企業の同伴進出と空間投資戦略

1990年代における三星グループ電子企業群の国際化戦略をみる場合，グループ電子企業群4社の同伴進出もさることながら，これら電子企業群の部品協力企業の同伴進出も分析上重要な側面である。すなわち，大手家電メーカーが部品協力企業の同伴進出を促すということである。日本電子企業が，1980年代後半から中小部品企業の海外進出によって，部品現地調達率を高めたケースと同様のパターンが韓国電子企業においても1990年代前半に見られ始めた。1994年の韓国電子新聞社の『韓国電子年鑑』では，次のような記述が示されている。「三星電子と金星電子は，すでに進出したインドネシア，フィリピンにオーディオなど国内生産品目を移転し，部品協力企業2～3社ずつを同伴進出」する。特に，三星電子は，同社が中国とメキシコに電子複合団地の建設を推進していることに注目し，「中国とメキシコに協力企業30～40社と同伴進出」すると報告する⁴⁷⁾。

では，これらの韓国部品中小企業の海外進出にはどのような特徴があるだろうか。韓国産業研究院（1994）の調査によれば，中小企業の対外投資の動機は，1986年までは先進国の輸入規制回避が最大であったが，87年以降は賃金上昇やウォン切り上げに対する原価節減が主たる動機となり，90

年代には、国内における労働力不足、現地市場への期待などがその要因であるとしている⁴⁸⁾。

つまり、80年代後半における賃金上昇やウォンの切り上げなどの内的要因に誘発され、現地の低廉な労働力を活用した逆輸入や迂回輸出のパターンが先行し、90年代前半に入っては、すでに海外進出していた大企業に促されて対外投資を行い、部品を供給するというパターンが見られる。しかし、後者の進出動機については改めて、当時の同地域における競争状況を認識し当該企業の進出動機における外的要因を整理する必要がある。つまり、ASEAN地域における先進国多国籍企業との競争激化である。それまでは、韓国企業は輸出中心の国際化戦略を展開していたため、日本国内で製造された日本企業の製品が競争相手であった。しかし、国際市場でのブランドがすでに確立されている日本企業に対して同地域で市場競争力を維持していくことはそう簡単ではない。より一貫した生産システムの構築こそがコストの削減だけでなく、これらの先進国多国籍企業との競争に対抗できる手段であった⁴⁹⁾。

このような文脈において、三星グループ電子企業群とその加盟企業の同伴進出戦略の特徴として指摘できるのは、地域という限定された空間における密接にまとまったネットワーク経済性の追求である。そして、こうした地域戦略の特徴は先進国・途上国の多国籍企業を問わず、多国籍企業一般に見られる現象である。であるならば、このような地域という空間を選択的に利用する企業戦略のもつ意味が分析上重要課題となる。

一般的に、企業が多国籍化を行う場合には、進出先国の社会経済的前提と政治的前提が存在し、しかも有利な枠組み条件がまとまったネットワークと結びついている。まさに地域あるいは地方という限定された空間（クラスター）においてである。それゆえ、国際的に活動する企業の戦略はいくつかの多様な「立地点」に同時に存在することを目指すのである。つまり、多国籍企業にとって重要なのは、異なる地域の経済的發展に結びつく形式的な企業の所有地ではなく、「空間的投資戦略」⁵⁰⁾の行使とその成功にあるのである。

しかしながら、ここで注意すべき決定的なのはなによりも、この「立地点」という「地域空間」が決して企業戦略によって任意に作り出されるのではなく、その発展において特定の政治的・文化的・社会的な前提条件や伝統と密接に結びついていることである。そのために、企業戦略による空間的な社会経済的特化は、反対に、国際的な立地競争の本質的要因となるのである⁵¹⁾。「3極体制」もしくは「世界最適調達」という昨今の経営学における主要テーマを想起すれば、容易に理解できる。こうなれば、多国籍企業によるグローバル化の進行の意味が「地域的に非常に不均衡な発展」と結びつくと同時に、地域成長を目指す国家戦略に対する期待を薄れていくことにあるといえる。上で検討した三星電子のASEAN地域における国際生産戦略上の特徴がこうした文脈から逸脱しているとは思われないのである。

3 - 2 - 3 地域統括本社，半導体進出，M&A（戦略的提携）

三星グループの国際化戦略のなかでも、地域統括機能強化を経営課題とする組織体制の改編、電子部門の中核とされる半導体事業の海外進出、日欧米先進国多国籍企業の吸収合併および戦略的提携は上述の現代的文脈を特徴づける最も際立った特徴といえる。

まず、地域統括本社の設置についてみよう。三星グループは1995年に、シンガポールに周辺12カ国の57拠点を管轄する東南アジア地域本社と、中国北京での地域本社を設置した。東南アジア地域本社として組織改編されたSamsung Asiaは、89年の40人だった同本社管轄地域の駐在員を96年前半に約200人規模に拡大し、90年の50万ドルで設立した同法人を1,110万ドルに追加投資して設立したものである。地域本社を設置することにより、地域に密着したマネジメントと地域内拠点間の相互補完関係を強化する経営体制の構築を狙った組織改編であった。一方、中国では、単なる生産拠点だけ

ではなく、成長する中国市場への浸透を狙った意味合いも含んで地域本社を設立した。広東省、天津、吉林省、蘇州、四川の5大地域を中心に生産販売複合団地を建設し、さらに中国の30地域に営業網を構築し、販売・流通・アフターサービス網を整備している⁵²⁾。

この地域統括本社の研究は経営学においても、多国籍企業組織発展モデルの研究として早くから注目されてきた(高橋1991)⁵³⁾。要するに、グローバル戦略とはいうものの、現存の多国籍企業の戦略構想の根底には、リージョナルなマネジメントの発想が支配的なのである。つまり、世界の主要地域にいくつかの拠点会社を設立し、それらを中核としながら各地域の特性に対応した経営段階としてのリージョナリズムであり、この段階がまさに、地域規模での経営活動に対応した「グローバルイゼーション」の経営段階ということになる。

高橋(1996, 1998, 2000)はこのような多国籍企業の発展段階を第4と5段階に分類し、国際的活動の進んだ段階として定義する。すなわち、この段階は、経営資源はグローバルな視点から生産コスト、研究開発コスト等を比較検討して、国家間での分業体制を進める前提として世界市場を一元的に捉えた組織体制で対応するのである⁵⁴⁾。三星グループもまた、この段階における多国籍企業として、この時期にグローバルな経営体制を整えたと考えられる。

次は、電子部門の中核である半導体事業の海外進出である。これが意味するところは、『日米韓半導体摩擦—通商交渉の政治経済学』⁵⁵⁾においても明らかなように、途上国の多国籍企業を「第三世界の多国籍企業論」として論じ得ない重要な要素を示すことにある。つまり、半導体をめぐる途上国政府と先進国政府の外交政策の展開プロセスが歴史的に言説された同研究において、途上国多国籍企業と先進国多国籍企業の選別を行い、その比較を行う必要性はどこにも見当たらないのである。

三星グループは1990年代中盤以降から半導体の海外生産団地の複合化に重点をおき、半導体生産の国際化をはかっている⁵⁶⁾。その初めての海外生産としてあげられるのが1994年に設立したポルトガルでのTI(テキサス・インスツルメント)社との合併企業である。この会社では、4Mと16MのDRAMを中心とするメモリーの量産を行っており、欧州半導体市場への安定的な供給基地として特徴づけることができる。また中国江蘇省蘇州の「シンガポール・蘇州工業団地」で1億ドルを投資した半導体生産法人(SESS)が97年7月に本格生産に着手した。ここでは、成長する中国および東南アジアのマーケット向けにトランジスタと非メモリーICを生産している。加えて、こうした三星グループによる半導体の中国市場進出に刺激された日米多国籍企業(日立とAMD)の中国進出も相次いで行われている。さらに、韓国企業の海外投資規模では史上最大(13億ドル)である米テキサス州のオースティン工場は1996年3月に竣工され、2003年までに米国で3つの半導体工場を建設し、21世紀における世界3大半導体企業として成長する計画を進めている。かくして、三星グループは半導体分野において、韓国、欧州、米国、中国および東南アジアの世界4極生産分業関係を拡大しているのである。

最後は、積極的な海外でのM&Aと戦略的提携を通じて、先進国多国籍企業の保有する先端技術や経営ノウハウおよび経営資源を取得しようとする戦略的特徴である。そして、この特徴は、同グループによる地域を中心とした生産関係の拡大と文脈を共有しながら、研究アプローチという面では、「企業アプローチ」の有効性を示唆する。というのも、グローバル化時代における地域の変化を最もよく伝えているのは、同地域における生産体制と消費行動の変化であり、それらに決定的な影響を与えているのが企業の新しい行動と戦略だと考えるからである。しかも、ここでいう企業には、先進国をベースとする多国籍企業のみならず、途上国をベースとする多国籍企業も含んでいる。

三星グループによる積極的な先進国多国籍企業の吸収合併は1990年代中盤が盛んである⁵⁷⁾。三星グループは94年に日本のラックス社を買収し、オーディオ高級品のブランドとその技術獲得をねらった。95年には、日本の精密機械メーカーであるユニオン光学を買収し、カメラ部門や半導体製造装

置の先端技術の獲得をめざした。また、同年95年には、米国のパソコンメーカーであるASTリサーチを買収した。ASTは買収当時、世界6ヶ所に主要な生産拠点をもち、45ヶ所の販売法人を保有する世界的規模のパソコンメーカーであった。三星は1996年6月に、出資比率を40%から49.9%に引き上げ、1997年4月からは、出資比率を100%にし、本国の取締役派遣などを通じて、本格経営に参加している。

3 - 3 韓国的多国籍企業の現代的特徴

アジア、とりわけ韓国の三星電子を中心とした多国籍化について検討してきた。それによって明らかになったことを簡略に示せば、韓国の多国籍企業は本国で培われたチェボル集中の経済力を背景にしながら、大きな地域（リージョン）を中心とする多極的国際生産分業関係の拡大を展開し、先進国多国籍企業と対等に競合できるまでに成長してきた、ことである。こうなれば、韓国の多国籍企業を「多国籍企業一般としての現代的文脈」から捉えても何ら不思議なことではない。つまり、韓国多国籍企業は従来のような政府の経済政策や先進国多国籍企業の技術移転に依存する経営体質から、独自の経済力を確保し、韓国国内はもとより、海外までにその影響力を及ぼしているのである。

国内においてはなによりも、産業の空洞化問題が深刻である。これは今日本でも、盛んに議論されている政治経済上の問題である。一般的に1970年代までの韓国中小企業の育成は、チェボルグループ主導の内製化率の高さと多くの部品輸入によって遅れていた。その後1980年代には、中小企業や下請企業の増加により、中小企業が進展するという変化が見られるようになった。こうして中小企業が拡大したのち、80年代後半から急速に大企業や中小企業の対外進出が進展していった。そして、主要な取引企業の対外進出は部品中小企業に大きな影響を与えた。たとえば、先の『韓国産業研究院の調査』⁵⁸⁾によれば、1994年における下請部品企業の主要な取引企業が海外進出した割合は47%であった。しかしその多くがまだ国内からの部品調達を行っており、同年の円高による韓国経済の好況もあって、下請部品企業の主要な取引企業への部品供給率はむしろ増大してその割合が70%となっている。つまり、まだこの段階においては親企業の海外進出による影響がそれほど大きいものではなかったのである。

しかし、1996年になると、対外投資が加速化・大型化し、他方円安への転換による輸出不振・景気低迷が続き、国内の産業空洞化の問題がかなり指摘されるようになる。つまり、同年の国内における景気低迷により韓国電子部品企業はチェボル電子企業の海外進出加速による需要低迷のため、採算性が悪化し、それらのチェボル企業と同伴進出を余儀なくされる事例が増えている。また、「すでに部品同伴進出を強力に推進している家電部門では汎用部品を中心とした空洞化現象が現われ始める」⁵⁹⁾など産業空洞化の危惧が高まっている。さらに、今後10年間の5大チェボル（現代、三星、大宇、LG、SK）による対外投資計画が600億ドルに達するという状況に対し、財政経済院の羅長官は大企業の対外投資実態、財源調達経路と国内経済に与える影響等を調査するように指示するに至った。通産部は半導体などの先端産業での対外投資の大型化が深刻な産業空洞化を招く危険性があるとし、今後の状況によって対外投資を許可しないこともあると発表した。これに対し大手チェボルの関係者は、当時の金永三大統領の「世界化」路線に逆行する「時代錯誤的発想」⁶⁰⁾と非難し、グローバルイゼーションをめぐる政府と財界の対立が後を絶たない。

海外においては、とりわけ、チェボルの総帥を中心とする韓国的権威主義的労使関係慣行の移転が途上国においてだけでなく、先進国においても目立っている⁶¹⁾。

1980年代後半までの韓国では、それまでの軍事独裁政権という政治的文脈が示唆するように、政府、企業による厳しい労働統制が行われ、チェボル企業といえども、政府による厳しい労働組合規

制政策に依存しながら、価格競争力を確保するための賃上げ抑制と徹底した労働統制が貫かれていた。1987年6月の盧泰愚政権誕生直後の「民主化宣言」以降、「労働者大闘争」による賃上げ闘争が活発化し、その後の賃金上昇、高度成長による労働者不足ということもあって、韓国企業の对外投资が急増した。そして、この時期の海外進出において、権威主義的労使関係をそのまま海外に移植したケースが多くみられる。たとえば、1993年9月までに中国の天津においては、韓国系企業を中心に10件近くの労働争議が起こっていた。民族感情を無視した労務慣行による同地域の労働者による争議である。韓国企業の劣悪な労働環境や労働者に対する虐待の事例は韓国でも問題視されている⁶²⁾。

アジア、とりわけ韓国多国籍企業の現代的文脈への変貌という意味で注目すべきいま1つは、韓国企業固有の権威主義的経営管理慣行が途上国のみならず、先進工業国においてもみられることである。たとえば、イギリスでは、十数年前から地域経済問題解決の一貫として各地方政府による韓国企業の誘致政策が積極的に行われ、現在では、北東イギリスのWinyard (Samsung) と南ウェルズのNewport (LG)、そしてスコットランドのDunfermline (Hyundai) という地域にチェボル (チェボル) 大手3社が進出しており、ヨーロッパ地域における生産分業関係の拡大を実現している。このうち、Winyardの三星電子の場合は、核心部品協力企業と同伴進出することによって、電子複合団地の建設を実現し、ヨーロッパ全地域に対する供給基地としての戦略目標を掲げている。

こうしたイギリス地方政府による韓国企業誘致について、Phelps & Tewdwr-Jon (2001) は当該政府の政策誘致上の問題点を指摘している⁶³⁾。すなわち、これらの韓国多国籍企業は地域固有の民主化プロセスと環境保護政策を無視し、スリム化した制度プロセス (streamlined institutional processes) を煽っているという。地域経済問題解決のためのはずであった外国企業誘致政策が今度は、地域政治、地域経済、さらには地域社会により大きな諸問題を起こしているというのである。外国企業の誘致政策の基本として、地域内の雇用増大などの経済活性化の側面だけではなく、地域の民主主義および地域環境との接近可能性 (accessibility) の関係の側面をも熟慮したものでなければならないとするのが彼らの主張である。このことは結局、途上国の企業であろうとも、その経営国際化の現在は「リージョナリズム」をベースとした「グローバリゼーション」の段階に至っていることを示唆するものであり、それと同時に、途上国の自国内において形成された生産ネットワークのもとに、空間的投資戦略による「リージョン」を中心とする生産販売の分業関係拡大の特性の存在を意味するに他ならない。

韓国チェボル企業の場合、戦略的に重要な意思決定はチェボルグループの個別企業の最高経営者ではなく、グループの全体的調整を通じて総帥が行っている。では、具体的にどのような組織機構がこうしたチェボルグループ全体の意思決定とその調整機能を担い果たしているだろうか。

三星は『三星60年史』において、チェボル総帥の経営権行使を補佐する経営組織機構として、「実際議決機構」と「実際実務機構」の2つの組織の役割について記録している⁶⁴⁾。「実際議決機構」とは、言うならば、グループの「戦略意思決定機構」のことであり、「実際実務機構」とは「戦略調整機構」のことである。「戦略意思決定機構 (実際議決機構)」はグループを構成するそれぞれのグループ長によって構成されるわけであるがそのメンバーは決められている。すなわち、小グループ長であるからといって、誰でもこの「戦略意思決定機構 (実際議決機構)」のメンバーになれるわけではない。三星は5名の小グループ長によって『グループ運営委員会』という「戦略意思決定機構」を組織し、「グループの進路と方針、事業構造の戦略、社会事業などの共益活動、国際化、戦略・財務・人事・監査・広報機能などの核心事項を計画・推進・遂行しながら統合型経営」⁶⁵⁾を実践している。

一方、「実際実務機構」とは「会長秘書室」のことである。三星の秘書室は韓国チェボルグループの中でも最も歴史が古く、1959年に設立され、グループ全体の進路を計画・調整する戦略的役割と

グループ運営の基盤を固める管理的役割を担ってきた⁶⁶⁾。たとえば、現在の会長である李健熙がグループ総帥として就任した1987年当時の秘書室は機能別スタッフ組織（企画調査、人事、財務、金融、広報、監査、技術）と特殊組織（運営）で構成されたマトリックス組織形態として再編された。1995年には、11のチームで180名というスタッフを率い、韓国主要チェボルグループのなかでも最大規模を誇るようになっている。1998年には、人事、財務、企画広報、経営支援、秘書と5チームに編成し102名のスタッフで組織されている⁶⁷⁾。

言うまでもなく、これらのいずれの機能も企業経営においては必要不可欠で重要なものである。しかも実際、役員や系列企業の社長のなかに秘書室勤務の経験者が多いことからして、秘書室はチェボルきってのエリートたちの集団といえることができる。彼らの最高経営者であるチェボル総帥の経営理念と価値観を共有しており、秘書室は総帥の思考を内在化し総帥の分身としての役割と機能を果たす。会長秘書室はチェボルの頭脳である。しかもこうしたグループ総帥を補佐する意思決定機構が三星だけにとどまらず、韓国主要チェボルグループに共通に見られるということからして、「この組織機構は総帥から絶対的な信任を得ている能力の高い社員および役員で構成されており強大な権限を行使する総帥の親衛隊」⁶⁸⁾といえることができる。

要するに、チェボルの意思決定は意思決定の権限関係が経営上層部に極めて限定・集中しており、こうした経営トップ層の意思決定を補佐する「会長秘書室」がグループ全体の進路を調整する戦略的役割とグループ運営の基盤を固める管理的役割のいわば本社の機能をもっているのである。それゆえ、経営の中核機能を担う企画室や会長室が総帥を補佐することによって、チェボルの総帥はグループ全体の状況を効果的に把握することができ、また的確な意思決定とその伝達が可能になるのである。韓国国内において構築されたネットワークが現地で機能できるあるいは転用できるのは総帥を中核とするこうしたチェボルグループの中央集権的組織機構にあると言えるのである。

4 韓国的多国籍企業論のための研究課題

以上、アジア多国籍企業に関する「歴史研究と理論研究の乖離現象」の問題を、韓国三星電子のアジア地域生産ネットワーク戦略上の諸特徴に照らして歴史的に検討してきた。途上国の多国籍企業であろうとも、韓国三星電子は本国で培われたチェボル集中の経済力を背景としながら大きな地域（リージョン）を中心に「多極的国际生産分業関係の拡大」を実現しており、その多国籍展開の現段階における特徴としても、「リージョナリズム」をベースとした「グローバリゼーション」の段階にあると位置づけられる。先進国多国籍企業がこれまで行ってきた経営戦略をそのまま受け入れ実践した結果としての今の三星電子ではなく、韓国企業風習に即した経営や組織戦略の行使という韓国チェボル企業固有の特性が作用した結果として理解することができるのである。

とりわけ、韓国企業の場合は、三星電子に限らず、戦略的に重要な意思決定（たとえば、重役の人事権、新規事業の投資決定、海外進出決定）はチェボルグループの個別企業の最高経営者ではなく、グループの全体的調整を通じて総帥が決めている。つまり、チェボル企業の意思決定は意思決定の権限関係が経営上層部に極めて限定・集中しており、こうした経営トップ層の意思決定を補佐する「会長秘書室」がグループ全体の進路を調整する戦略的役割とグループ運営の基盤を固める管理的役割のいわば本社の機能をもっているのである。それゆえ、海外進出を決定する際には、韓国国内において形成された「生産関係のネットワーク」が進出先の地域や国で機能あるいは転用できるかの一連の戦略的プロセスを、総帥を中核とする中央集権的組織機構が計画し実行するのである。要するに、蓄積された一定の資源をいかに配置して競争優位を確立するかというトップの意思決定マネジメントの側面が韓国チェボル企業の多国籍展開においては極めて特徴的といえる。

しかしむしろ、注目すべきはこうした側面が韓国より経済発展の遅れた地域や国はともかく、経済発展した先進国レベルにおいても、「権威主義的経営管理」の移植として、地域の民主主義の観点から問題視されていることである。外資依存の強かった韓国の多国籍企業が、今度はこれまでの外資依存体質に報復をかけるかのごとく、スピードと権威主義という経営管理の特性をもって、「多国籍化」を進めていることである。しかも、これらの韓国の多国籍企業は地域固有の民主化プロセスと環境保護政策を無視し、スリム化した制度プロセスを煽り、地域政治、地域経済、さらには地域社会に大きな諸問題を起こしているのである。しかし実は、こうした「企業内における民主主義の実現」はチェボル企業誕生以来の労使関係の争点であっただけではなく、社会の慢性的な政治経済上の問題でもあったのである。それゆえ、重要なのは、このような韓国的多国籍企業の固有の特性が韓国内外のどのような環境と脈絡の中で形成・修正され、さらにグローバルな展開を果たしているかの動態的分析であって、「トップを中心とするチェボル企業固有の組織能力の発揮」という単に韓国内に限っての静態的分析に終わってはならない。

注

- 1) *Far Eastern Economic Review*, December 30, 1999 - January 6, 2000, pp. 36 ~ 85, p. 82.
- 2) 末廣昭『進化する多国籍企業—いま, アジアでなにが起きているのか?』岩波書店, 2003年, 2 ~ 6ページ。金子勝『反グローバリズム—市場改革の戦略的思考—』岩波書店, 1999年, 20 ~ 28ページ。
- 3) David, A. H. & Warren, J. K., "The rise of third world Multinationals", *Harvard Business Review*, January-February 1979, pp. 101 ~ 109. / Lecraw, D., "Direct Investment by Firm from Less Developed Countries", *Oxford Economic Papers*, No. 3, 1977, pp. 443 ~ 458. / Lecraw, D., "Internationalization of Firms from LDCs: Evidence from the ASEAN Region", in Krishna Kumar and Maxwell G. McLeod., *Multinationals from Developing Countries*, Lexington Books, 1981, pp. 37 ~ 51. / Well, Louis T. Jr., "The Internationalization of Firms from Developing Countries", in Agmon, Tamir and Kindleberger, C. P., *Multinational from Small Countries*, M. I. T. Press, 1977, pp. 133 ~ 165. / Well, Louis T. Jr., "Foreign Investors from the Third World", in Krishna Kumar and Maxwell G. McLeod., *Multinationals from Developing Countries*, Lexington Books, 1981, pp. 23 ~ 36.
- 4) アジア多国籍企業に関する説明については, Yeung, H. W., "Transnational Corporations from Asian Developing Countries: Their Characteristics and Competitive Edge", *Journal of Asian Business*, 10 (4), 1994 (a), pp. 17 ~ 58. / Yeung, H. W., "Third World Multinationals Revisited: a Research critique and future agenda", *Third World Quarterly*, 15 (2), 1994 (b), p. 297. / Yeung, H. W., "Introduction: Competing in the Global Economy: The Globalization of Business Firms from Emerging Economies", in H. W. Yeung ed., *The Globalization of Business Firms from Emerging Economies*, Vol. 1, Edward Elgar, 1999/ 薛國萍「アジア多国籍企業」江夏健一・桑名義晴編著『理論とケースで学ぶ国際ビジネス』同文館, 2001年, 273 ~ 284ページ, 金崎賢希「アジア多国籍企業研究の検討—進化プロセスの解明をめぐる—」『世界経済評論』, 2002年7月, 38 ~ 52ページに依拠している。
- 5) 藻利重隆『経営学の基礎』森山書店, 1972年, 藻利重隆「日本的経営と日本経営学」日本経営学会『経営学の回顧と展望(経営学論集第47集)』千倉書房, 1977年, 29 ~ 45ページ。林正樹「日本的経営論の研究潮流と研究課題」『商学論纂(中央大学)』第42巻第6号, 2001年3月, 227 ~ 251ページ。
- 6) Guisinger, S., "Comments on Wells", in Moxon, R. W., Roehl, T. W., & Truitt, J. F., *International Business Strategies in the Asia-Pacific Region: Environmental Changes and Corporate Response*, *Research in International Business and Finance*, Greenwich, Vol. 4 (A), CT; JAI Press, 1984, pp. 145 - 147. / Yeung, H. W (1994, b), op. cit., pp. 298 - 299.
- 7) Yeung, H. W (1994, b), op. cit., p. 299.
- 8) Dunning, J. H., Explaining Outward Direct Investment of Developing Countries: In Support of the Eclectic Theory of International Production, in Krishna Kumar and Maxwell G. McLeod., *Multinationals from Developing Countries*, Lexington Books, 1981, pp. 1 ~ 22, 江夏健一『多国籍企業要論』文眞堂, 1984年, 228ページ。
- 9) 末廣昭, 前掲書, 128 ~ 129ページ。

- 10) UNCTAD, *World Investment Report 2002*, United Nations, pp. 100 ~ 101.
- 11) *Ibid.*, pp. 162 ~ 163.
- 12) Lecraw, D (1977), *op. cit.*, p. 446.
- 13) Yeung, H. W (1999), *op. cit.*, pp. xxx - xxxiiおよび金崎賢希 (2002), 前掲論文, 42ページ。
- 14) Hymer, S. H., *The International Operations of National Firms: A Study of Direct Investment*, The MIT Press, 1968 (宮崎義一訳『多国籍企業論』岩波書店, 1979年)。
- 15) Lecraw (1981), *op. cit.*, p. 40. 金崎賢希 (2002), 前掲論文, 42ページ, 江夏健一 (1981), 前掲書, 240ページ。
- 16) Lecraw (1981), *op. cit.*, p. 40. 金崎賢希 (2002), 前掲論文, 43ページ, 江夏健一 (1981), 前掲書, 241ページ。
- 17) Lecraw (1981), *op. cit.*, p. 40 ~ 41. 金崎賢希 (2002), 前掲論文, 43ページ, 江夏健一 (1981), 前掲書, 242ページ。
- 18) Wells, L. T., *Third World Multinational: The Rise of Foreign Investment from Developing Countries*, 1983, The MIT Press, 1983, 薛國萍 (2001), 前掲書, 278ページ。
- 19) Lall, S., *The New Multinationals: The Spread of Third World Enterprises*, John Wiley, 1983, pp. 9 ~ 18, 以上, Lallの所説については, 薛國萍 (2001), 同上書, 279 ~ 280および金崎賢希 (2002), 前掲書, 44 ~ 45ページ。
- 20) Lall (1983), *Ibid.*, p. 8およびp. 267および薛國萍 (2001) 同上書, 279ページ。
- 21) Lall (1983), *Ibid.*, p. 9およびp. 268および薛國萍 (2001) 同上書, 280ページ。
- 22) 金崎賢希 (2002), 前掲書, 51ページ。
- 23) Dunning, J. H., "Explaining the International Direct Investment Position of Countries: Towards a Dynamic or developmental Approach", *Weltwirtschaftliches archive*, 117 (1), 1981, pp. 30 ~ 60. / Dunning, J. H., "The Investment Development Cycle Revisited", *Weltwirtschaftliches archive*, 122 (4), 1986, pp. 667 ~ 75. / UNCTAD, *Transnational Corporations from Developing Countries: Impact on Their Home Countries*, United Nations, 1993. (江夏健一監修IBI国際ビジネス研究センター訳『発展途上国の多国籍企業—本国経済へのインパクト—』国際書院, 1994年。)
- 24) 「投資 - 発展経路アプローチ」については, 江夏 (1984), 前掲書, 235 ~ 239ページ, UNCTAD (1993), 同上訳書, 24 ~ 26ページ, 薛國萍 (2001), 前掲書, 276 ~ 277」ページ, 金崎賢希 (2002), 前掲論文, 46 ~ 47ページを参照した。
- 25) UNCTAD (1993), 同上訳書, 26 ~ 28ページ, 薛國萍 (2001), 前掲書, 276 ~ 277」ページ, 金崎賢希 (2002), 前掲論文, 46 ~ 47ページ。
- 26) UNCTAD (1993), 同上訳書, 33ページ。
- 27) UNCTAD (1993), 同上訳書, 34 ~ 35ページを参照。原出所は, Cantwell, J. & Tolentino, P. E., "Technological Accumulation and Third World Multinationals", *Discussion Papers in International Investment and Business*, 149, Univ. of Reading, p. 24. である。
- 28) Yeung (1994b), *op. cit.*, p. 311.
- 29) 林正樹, 前掲論文, 2001年。
- 30) UNCTAD, *World Investment Report 2002*, United Nations, pp. 60 ~ 61.
- 31) 韓国の「チェボル (Chaebol)」と日本の「チェボル (Zaibatsu)」は漢字の表記では同じであるが, 基本的に性質の異なるものであるから, 混同されるべきではない。韓国の「チェボル」は中核企業等を媒介として最終的にはオーナーの所有に収斂していく所有構造と, オーナーの家族や

親族の経営への参与が徹底している経営の人的構造に特徴があり、オーナーは存在しても（あまり）経営にあまり参加しなかった日本の戦前の旧「チェボル」や、株式持ち合いによって実質的なオーナーが存在しなくなる戦後の企業グループとも異なる経営組織である（飯島高雄「韓国『チェボル』の内部資本市場としての効率性」『三田学会雑誌』95巻3号、2002年10月、532ページ）。

- 32) 高龍秀『韓国の経済システム—国際資本移動の拡大と構造改革の推進—』東洋経済新報社、2000年、90～91ページ。
- 33) 『三星電子30年史』1999年、148～149ページ。
- 34) Dong-Ki, Kim & Linsu, Kim., *Management Behind Industrialization: Reading in Korea Business*, Korea University Press, 1989, pp. 55～56.
- 35) 金容福『韓国電子産業の発展メカニズムに関する研究』（韓国語）ソウル大学経済学博士論文、1995年、192ページ。
- 36) 千相徳他『韓国企業対ASEAN投資類型と経営実態』（韓国語）産業研究院、1993年、152～153ページ。
- 37) 『三星電子30年史』1999年、307～311ページ。
- 38) 『三星電子30年史』1999年、328～330ページ。
- 39) 全龍昱・曹斗燮「韓国企業の国際化に関する研究—地域ネットワーク構築を目指す三星グループの電子部門の挑戦に焦点をあてて—」名古屋大学大学院国際開発研究科『国際研究開発フォーラム』2001年、4ページおよび全龍昱・韓正和『韓国三星グループの成長戦略』日本経済新聞社、1997年、113ページ。
- 40) 『三星電子30年史』1999年、120～125ページ、同上論文、5～7ページ、同上書、23～25ページ、160～162ページ。
- 41) 『三星電子20年史』1989、1037ページ。
- 42) 『三星電子20年史』1989、1035～1037ページおよびUNCTAD, *Transnational Corporations in World Development: Trends and Prospects*, 1988, p. 168.
- 43) 木村福成・丸山豊二郎・石川幸一編著『東アジア国際分業と中国』ジェトロ、2002。
- 44) 『三星電子30年史』1999年、307～310ページ、全龍昱・曹斗燮（1996、2001）、前掲書、160～163前掲論文、5～10ページ、高（2000）、前掲書、94～96ページ。Youngsoo Kim., “Technological capabilities and Samsung Electronics International production network in East Asia”, *Management Decision*, 36/8, 1998, pp. 522～525。
- 45) 三星電管の系列離れの現象については、祖父江利衛「韓国の電子機器メーカーの対ASEAN進出—三星グループを事例にして—」齊藤壽彦・劉進慶編著『日韓台の対ASEAN企業進出と金融—パソコン用ディスプレイを中心とする競争と協調—』（第7章）日本経済評論社、2002年、246～249ページが詳しい。
- 46) 林正樹（1998）、前掲書、4～11ページ。
- 47) 『韓国電子年鑑1995年』電子新聞社、1994年12月、137～138ページ。なお、三星電子の海外進出に伴って、その協力会加盟部品企業が海外進出した事例は、『三星電子の20年史』1989年、1218～1223ページに示されている。
- 48) 朴聖澤・金洙伊『一般電子部品産業の国際化戦略』産業研究院、1995年、47～49ページ（ハングル）。
- 49) 宮脇孝久・祖父江利衛・高岡宏道共著「日韓台の対外直接投資の動向—電子産業の対ASEAN直接投資を中心として—」齊藤壽彦・劉進慶編著『日韓台の対ASEAN企業進出と金融—パソコン

- 用ディスプレイを中心とする競争と協調—』(第2章)日本経済評論社, 2002年, 59~66ページ。
- 50) ヨアヒム・ヒルシュ, 木原滋哉・中村健吾訳『国民的競争国家—グローバル時代の国家とオルタナティブ—』ミネルヴァ書房, 1998年, 114ページ。
- 51) 同上書, 117~118ページ。
- 52) 『三星電子30年史』1999年, 402~411ページ。
- 53) 高橋治夫『グローバル経営の組織戦略』同文館, 1991年。
- 54) 高橋治夫『研究開発国際化の実際』中央経済社, 1996年, 高橋治夫『国際経営の組織と実際』同文館, 1998年, 高橋治夫『研究開発のグローバル/ネットワーク』文眞堂, 2000年, 73~74ページ。
- 55) 大矢根聡『日米韓半導体摩擦—通商交渉の政治経済学』有信堂, 2002年。
- 56) 『三星電子30年史』1999年, 404~406ページ。
- 57) 『三星電子30年史』1999年, 328~330ページ。
- 58) 朴聖澤・金洙伊(1995), 前掲書, 46~47ページ。
- 59) 『韓国電子年鑑1995年』電子新聞社, 85ページ。
- 60) 『毎日経済新聞』1996年, 7月8日。
- 61) 高龍秀(2000), 前掲書, 113ページ。
- 62) 参与連帯『韓国海外進出企業と人権問題』1995年および辛尹煥「韓国人の第3世界投資」『創作と批評』1999年春号(103号)が参考になる。
- 63) Phelps, N. A. and Tewdwr-Jon, M., Globalisation, Regions and the State: Exploring the Limitations of Economic Modernisation through Inward Investment, *Urban Studies*, Vol. 38, No. 8, pp. 1253~1272.
- 64) 『三星60年史』1998年, 57~59ページ。
- 65) 『三星60年史』1998年, 297~298ページ。
- 66) 『三星60年史』1998年, 58ページ。『朝鮮日報』1998年1月7日。
- 67) 参与連帯参与社会研究所経済分科『韓国5大チェボル白書』ナナム出版, 1999年, 231ページ, 勝部伸夫『コーポレート・ガバナンス論序説—会社支配論からコーポレート・ガバナンス論へ』文眞堂, 2004年, 395~396ページ, 全龍昱・韓正和著康子宅訳『韓国三星グループの成長戦略』日本経済新聞社, 1997年, 76~80ページ。
- 68) 勝部伸夫(2004), 前掲書, 396ページを参照。原出所は崔廷杓『先進化のためのチェボルの選択—所有・経営の分離—』ゴウオン, 1999年, 206ページ。

アメリカにおける資本所得課税改革

塚 谷 文 武

キーワード：配当、キャピタル・ゲイン減税、資金循環構造の変化、大統領税制改革諮問委員会

目 次

資本所得課税の新たな潮流

1997年納税者負担軽減法

(The Taxpayer Relief Act of 1997)

1. 背景と概要
2. 連邦議会におけるキャピタル・ゲイン課税論争
3. 資金循環構造の変化とキャピタル・ゲイン減税

2003年雇用及び成長のための減税法

(The Jobs and Growth Tax relief Reconciliation Act of 2003)

1. 背景と概要
2. 配当、キャピタル・ゲイン減税
第2期ブッシュ政権における
資本所得課税論議
1. 大統領税制改革諮問委員会
(President's Advisory Panel on Federal Tax Reform) の発足
2. 税制改革諮問委員会の問題意識
3. 2つの税制改革案
税制改革論議の行方

資本所得課税の新たな潮流

アメリカで約20年という時を経て、再び税制改革機運が高まりをみせている。かつてレーガン政権期の1984年に、アメリカ財務省から「財務省報告（公平・簡素および経済成長のための税制改革：レーガン大統領に対する財務省報告、*Tax reform for fairness, simplicity, and economic growth*）」が発表された。この報告書

は、その後1986年税制改革法（Tax Reform Act of 1986）として結実した。1986年税制改革法については、H. Aaronが「見果てぬ夢の実現」と表現し、W. Brownleeが「戦後アメリカにおいて最も重要な税制改革」と位置づけることで、その歴史的な意義を強調している。わが国においても、税制改革のモデルとして位置づけられ、様々な角度から分析が行われている¹。

しかし、その後アメリカ租税制度は政権交代を経験するにともない制度改正を繰り返し、税制改革の成果は徐々に形骸化した。その政策的潮流の変化のなかで最も象徴的であったのが、個人のキャピタル・ゲイン（capital gain）や配当所得（dividend income）などいわゆる資本所得（capital income）への軽減という流れであった。クリントン政権下の1997年納税者負担軽減法（The Taxpayer Relief Act of 1997）、ブッシュ政権下の2003年雇用及び成長のための減税法（The Jobs and Growth Tax relief Reconciliation Act of 2003）においてキャピタル・ゲインや配当所得への減税が実施されたのである。

本稿では、第1に、キャピタル・ゲイン及び配当所得への減税について、政策の背景や論争点を整理し、第2に、その政策的潮流の変化を、アメリカ経済の構造変化の視点から明らかにしている。第3に、ブッシュ政権のもとで展開されている税制改革論議から今後の資本所得税改革の方向性を明らかにする。

¹ 1986年税制改革法を国際競争力の視点から分析したもののとして、拙稿「1986年税制改革法の経済効果 - 80年代アメリカ産業の国際競争力問題との関連 - 」（『経済学雑誌』第104巻第4号、大阪市立大学経済学会、がある。

1997年納税者負担軽減法 (The Taxpayer Relief Act of 1997)

1. 背景と概要

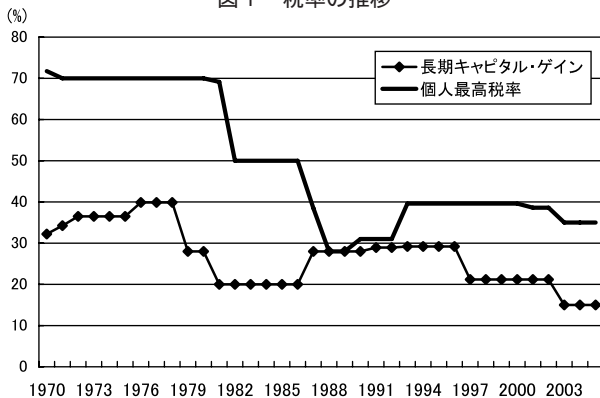
アメリカ租税制度において、キャピタル・ゲイン課税の歴史は古い。その歴史を簡単に振り返れば、1934年以来長期キャピタル・ゲインは課税所得に不算入（exclusion）として扱われ歴史的に優遇されてきた。1980年代レーガン政権期には、1981年税制改革において長期キャピタル・ゲインの60%が課税所得に不算入とされるとともに、最高個人所得税率が50%に引下げられたことで最高税率は20%に低下した。一時的に、1986年税制改革法では長期キャピタル・ゲインは全額課税所得に算入され、キャピタル・ゲインへの課税は強化された。しかし、1990年代に入りブッシュ（父）、クリントン両政権下で個人所得税の最高税率が31%、39.6%に引き上げられたにもかかわらず、キャピタル・ゲインに対する最高税率は28%に据え置かれ優遇税率が適用される形となった。（図1）1993年大統領経済諮問委員会報告において、クリントン政権は次のようにキャピタル・ゲイン減税の短期的な経済刺激効果を認めている。「経済活動が刺激されるのは、支出を増やしたり収入全体を削減したりすることなくキャピタル・ゲイン税率の適切な引下げのように経済的インセンティブを強化する政策変更によってである」²。

そして、2期目にはいったクリントン政権が最初に提出した1998年度予算教書（1997年10月 - 1998年9月）において、第2期の優先課題を次のように述べている。「アメリカ国民が子供を育てやすいように租税負担を軽減し、大学への進学を容易にさせ、将来のために貯蓄をしなければならない。それは、教育や訓練、環境科学、技術、そして平均的なアメリカ国民の生活の質を向上させるための法整備といったものへの投資を促進させる」³。つまり、21世紀にむけた様々な貯蓄及び投資の促進を通じて長期的な経済成長をもたらすような政策を優先課題として位置付けていたのである。その政策のひとつとしてキャピタル・ゲインへの減税が提案されたのである。しかし、1990年包括的財政調整法（OBRA90）、1993年包括的財政調整法（OBRA93）など一連の財政赤字削減策以後、1996年段階で1992年の約半分の額まで財政赤字は削減されたが、1997年時点では依然として1000億ドルにのぼる財政赤字を計上していた。そこで、1997年7月にはクリントン大統領と議会共和党の間に2002年の財政収支均衡に向けての合意が成立した。この合意を受けて8月には「1997年納税者負担軽減法（The Taxpayer Relief Act of 1997）」が成立した。5年間で約2700億ドルの歳出削減とともに、約950億ドルの減税を行うことが決定された。その内容は以下の通りである。

第1に、17歳未満の子供を持つ納税者に対して、子供1人あたり400ドルの税額控除（1999年以降は500ドル）を認めた。

第2に、教育関連の減税として高校卒業以降、最初の2年間の大学の授業料等について、学生1人あたり1500ドルまでの税額控除を認めた。また、大学の授業料等について、納税者1人あたり5000ドル（2003年以降は10000ドル）を上限とした20%の税額控除が認められた。その他にも、教育に対する様々なインセンティブ策として、ホープスカラシップ税額控除、大学授業料

図1 税率の推移



出所：Tax policy center, <http://www.taxpolicycenter.org/home/> より作成。

² 平井規之監訳「1993年米国経済白書」、166ページ。

³ U.S. Office of Management and budget (1997) p.3.

控除、免税及び償還免除の教育ローン拡充といった政策が含まれていた。

第3に、個人退職勘定（Individual Retirement Account、以下IRA）の拠出金控除限度額の拡充。現行のIRAへの拠出金控除限度額2000ドルが適用される所得範囲を調整粗所得5万ドル - 6万ドル（夫婦合同申告者）までとした。また、一定要件下の引出し時にペナルティーが課されないRoth IRAが新たに創設された。主に、高等教育への教育支出などがその要件に含まれていた。

そして、第4に、キャピタル・ゲインに対する減税である。18ヶ月超保有した後に実現した長期キャピタル・ゲインについて現行の28%を20%（2001年以降に取得し、5年以上保有した場合は18%）へ、現行15%を10%（2001年以降に取得し、5年以上保有した場合は8%）へ共に引き下げた。また、主たる住宅の譲渡益の25万ドルまでを非課税（夫婦合算申告者の場合には50万ドルまで）とした⁴。

2．連邦議会における

キャピタル・ゲイン課税論争

このような政策スタンスの変化がなぜ生じたのかを明らかにするために、アメリカ連邦議会においてみられたキャピタル・ゲイン課税に関する論争に注目したい。1997年3月13日に開かれた上院財政委員会の議会公聴会では、1998年度予算教書において提案されたキャピタル・ゲインの課税取扱いについて議論が行なわれた。その主要テーマは、キャピタル・ゲイン課税の引下げによる経済効果をどのように評価するかにあったが、議論の前提として次のような問題提起がなされた。

アメリカ租税制度が抱える最大の問題点は、貯蓄と投資を促進するような租税制度になっていないということであった。個人は28%、法人には35%という高い限界税率が適用され、キャピタル・ゲインはインフレに対してインデクゼーション（indexation）されていないことが、貯蓄と投資を阻害しているというのである⁵。

つまり、1990年代ニューコノミー下の1997年という時期に、アメリカ経済の貯蓄および資本形成不足という共通認識が存在し、その前提のもとでキャピタル・ゲイン課税に関する議論は展開されたのである。そのため、貯蓄及び投資の促進を図るにあたり、キャピタル・ゲイン減税は有効かどうかということが議論の焦点となったのである。

元FRB議長のP.ボルカーは、自身がキャピタル・ゲイン課税に関する専門家ではないことを前置きし、以下のような見解を述べている。

キャピタル・ゲイン課税の引下げが生産性や長期的な経済成長に及ぼす潜在的な効果は、その多くを政策が新たなベンチャー投資、技術革新など期待される経済的な成果をあげるかどうか依存している。（中略）しかし、経済や生産性に対する政策的なインパクトは緩慢なものであり長期的なものであることだけは明らかである。そして、その他の諸要因 - 総貯蓄などの動向 - がその効果を無力なものにしてしまうであろう。結論として、一律のキャピタル・ゲイン課税の引下げは公平性と複雑さという深刻な問題、税収不足、キャピタル・ゲインに関する意思決定の歪みをもたらしてしまう⁶。

総じて、ボルカーの考えはキャピタル・ゲイン減税の減税効果に対して懐疑的であった。しかし、貯蓄不足という事実がアメリカ経済の長期的な成長にとって足枷となるということでは他の証言者と共通していた。そのため、貯蓄を促進するには、キャピタル・ゲイン課税の取扱いではなく、財政赤字を削減することが必要だと指摘した。同時に、現行の所得課税から貯蓄を非課税（正確には課税延期）とする消費ベース課税へと租税制度自体を移行させるべきであると述べている。

⁴ キャピタル・ゲイン課税については、翌年施行された内国歳入庁（IRS）改革法（1998年7月22日成立）において、長期保有の対象期間を12ヶ月以上の資産に緩和する措置がとられた。（最高税率は20%）

⁵ U.S. Senate, Hearing, The Committee on Finance (1997c), p.1.

⁶ *Ibid.*, pp.108-110.

これに対して、A.アウアーバッハ教授（カルフォルニア大学バークレー校）は別の視角からキャピタル・ゲイン減税を批判している。

第1に、キャピタル・ゲインへの課税は他の資産よりも税制上優遇されている。キャピタル・ゲインは実現時まで課税されず、死亡時までの課税延期、労働所得の最高税率（39.6%、1997年）よりも28%と低い税率が適用され、すでに課税上有利に扱われている。第2に、貯蓄、資本形成の促進による経済成長へのインセンティブは大きいものではない。第3に、ロックイン効果⁷が緩和されることで、キャピタル・ゲイン税収の増加をもたらすという見解についても根拠が不十分である。したがって、キャピタル・ゲインに関する税制改正は、たとえ消費の増加と貯蓄の減少が生じたとしても、資本形成と産出高をわずかしき増加させることができない。つまり、キャピタル・ゲイン減税は有効な政策とはいえないのである⁸。

このようなキャピタル・ゲイン減税に対する批判に対して、他の証言者から反対意見が述べられた。その代表的な証言としてアメリカ資本形成委員会（American Council for Capital Formation）の理事長M.ブルームフィールドがキャピタル・ゲイン減税支持の立場を明らかにした。アメリカ資本形成委員会は、製造業や金融機関、中小企業などあらゆるアメリカ企業を代表する組織である。ブルームフィールドは、一国経済の経済成長を左右する重要な要因は投資の動向であることを改めて指摘し次のように述べている。

過去の世界経済の経験が示しているように、投資が活発に行なわれない国は低成長を経験し、1960年代、1970年代アメリカの総投資が対GDP比8.9%であったのに対して、1990年代には4.8%に低下している。このような認識に基づいて、キャピタル・ゲインに対する一律の税率引下げは、資本コストを引下げ、生産的な投資を促進することで産出と雇用を増加させる。また、株式市場の活性化にも寄与し、新規事業への投資をよりリスクの低いものとし、税収への影響についてもロックイン効果を相殺し税収を増加させる⁹。

このように、連邦議会におけるキャピタル・ゲイン課税についての論争は賛成論と反対論が鋭く対立していた。しかし、連邦議会における審議の結果、1997年納税者負担軽減法（TRA97）において長期キャピタル・ゲインの最高税率は28%から20%へと引下げられたのである。以下では、その要因を分析する。

3. 資金循環構造の変化と キャピタル・ゲイン減税

キャピタル・ゲイン減税が実施された要因としては、第1に、上院財政委員会の委員長、または証言者全員に「貯蓄および投資の促進」が経済成長にとって最も重要であるという共通認識が存在していたことである。確かに、P.ボルカーやA.アウアーバッハらが指摘するようにキャピタル・ゲイン課税の経済効果自体には疑問の余地が多くあった。しかし、反対論を展開するP.ボルカーでさえも短期的な経済効果を期待することはできないとしながら、「長期的（1年以上）」という条件がつけば貯蓄及び投資に対する現行租税制度の阻害効果を緩和できると考えていたのである¹⁰。

第2に、税収への影響についても1997年時点で株価が依然として上昇局面にあり、減税賛成派が主張する課税の引下げによってロックイン効果は相殺され全体として税収は増加するという考えが説得力をもっていたと考えられる。また、図2でも明らかなように株価の上昇がもたらすキャピタル・ゲイン税収の増加は1995年以降から顕著となり、個人所得税収全体に占める割合も6%（1990年）から12.7%（2000年）へと倍増していた。キャピタル・ゲイン課税の税収調達力の高まりは財政収支健全化の要因のひとつでもあった。そのため、連邦政府の税収に与える影響からもキャピタル・ゲイン減税の必

⁷ 税率の引上げによってキャピタル・ゲインの実現が遅延される効果。

⁸ *Ibid.*, pp.43-52.

⁹ *Ibid.*, pp.54-64.

¹⁰ *Ibid.*, p.108.

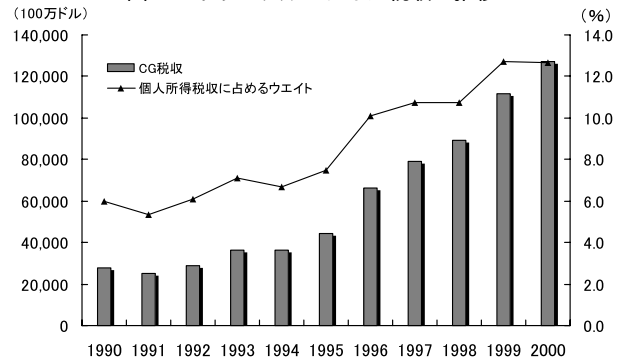
要性が高まっていたのである。

第3に、賛成論のなかでもみられた株式市場への配慮である。それは、キャピタル・ゲイン減税は、個人投資家の税引き後の利益を増加させることで株式市場への資金供給を促進し、株価の上昇、資本コストの低下に寄与するという考え方である。このような主張がより説得的であったのは、アメリカ経済において次のような資金循環構造の変化が生じていたからである。

1980年代以降のアメリカ経済では、家計から年金基金やミューチュアル・ファンド（投資信託）への投資が重点的に行われていた。特に、1990年代に入ってからミューチュアル・ファンドへの投資は注目すべきものがある。このミューチュアル・ファンドへ流入した資金が1980年代から継続して平均的な債券投資へ配分される一方で、1990年代に入ってから投資形態を株式投資へと大きく変化させていたのである。すなわち、家計による直接的な株式投資が減少するなかで、年金、ミューチュアル・ファンドという機関投資家を介して、株式への間接的な投資が行われるというメカニズムが形成されていたのである。これによって、株式市場へ大量の資金が流入することが可能となり、それは企業の市場を通じた資金調達を容易にした。同時に、1990年代に史上稀にみる上昇をみせた株式相場から個人投資家が得るキャピタル・ゲインが資産効果によって消費を拡大させるという好循環が、持続的な景気拡大を支えていたのである¹¹。

このような資金循環構造の変化を下地として、株価の持続的な拡大が経済的好循環の中心的要因となっていたのである。その結果、実現、未実現を含むキャピタル・ゲインの増加をもとに家計部門の消費増加、そして税収の増加をもたらした。すなわち、資産価格の上昇を根拠とした消費の拡大、いわゆる「資産効果」に依存した経済成長の形成と定着が、キャピタル・ゲイン減税の必要性を従来よりも高めていたのである。

図2 キャピタル・ゲイン税収の推移



出所：Internal Revenue Service, <http://www.irs.ustreas.gov/taxstats/>, Office of Management and budget, Budget of the United States Government, Fiscal Year 2005, Historical Tables より作成。

2003年経済成長と減税調整法

(The Jobs and Growth Tax relief
Reconciliation Act of 2003)

1. 背景と概要

クリントン政権でのキャピタル・ゲイン減税以後、大きな政策的变化はブッシュ政権のもとで生じた。ブッシュ政権は就任直後の2001年2月28日に発表した「新たな始まりへのブループリント (A Blueprint for New Beginnings)」において来る4年間のおおまかな政策方針を提示した。その政策方針は2002年予算教書においてより具体化され、「教育改革」「メディケア、社会保障改革」「軍事力の近代化」「ヘルス・ケア改革」「環境の保全」などが政策目標として掲げられた。これらの政策にくわえてクリントン政権最後の年に発生した財政余剰の約4分の1を、典型的な4人家族に対して1600ドルの払い戻し減税を実施することを提案した¹²。2001年6月には、その方針に沿う形で11年間（2001年度 - 2011年度）で減税額1兆3485億ドルに及ぶ

¹¹ 資金循環構造の詳細な変化については、拙稿「90年代アメリカ経済と資金循環構造の変化」『経済学雑誌』第103巻第1号、大阪市立大学経済学会、2002年6月20日を参照されたい。

¹² U.S. Office of Management and budget (2001), p.3.

「2001年経済成長と減税調整法 (Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001、以下EGTREA2001)」が成立した¹³。

当初この減税法は、1990年代初頭から継続されてきた財政赤字削減策の成果を納税の義務を果たしてきたアメリカ国民の手に返すことを目的とした政策であった。しかし、2000年に入りアメリカ経済は、株式市場の下落、製造業を中心とした産出高の低下をうけて、実質GDP、失業率などが大幅に低下した。さらには、2001年9月11日に同時多発テロが発生し、この傾向に拍車がかけられた。株式市場は9月21日には12%下落、新規雇用も伸び悩み、失業率は2001年第3四半期に1.3%ポイント（前年比）の上昇をみせた。そのためブッシュ政権の租税政策は、景気刺激策としての減税政策へと役割を変化させていったのである。

翌年、2003年5月28日には「2003年雇用及び成長のための減税法 (The Jobs and Growth Tax relief Reconciliation Act of 2003)」が成立し、以下の改正がおこなわれた¹⁴。

第1に、前年の税制改正により初年度30%特別償却が導入されたが、2年間の時限措置として2003年より償却枠を50%にさらに拡大する。

第2に、中小企業の即時償却を拡大する。ただし、3年間の時限措置とされた。主に中小企業を対象として、2003年には25,000ドルまでの即時償却の選択が認められていたが、当該即時償却可能額を100,000ドルに上げた。

そして、第3に、配当、キャピタル・ゲイン課税の軽減措置が実施された。配当所得と長期キャピタル・ゲイン（1年超保有）の税率について、2003年から2007年まで5%と15%の2段階に軽減する¹⁵。これら企業への減税による減収額は、6年間（2003年度 - 2008年度）で325億ドルとなっている¹⁶。節を改めて、この政策形成プロセスに分析の焦点を移していきたい。

2. 配当、キャピタル・ゲイン減税

ブッシュ政権は2003年1月7日に提出された大統領提案のなかで、配当所得について個人段階で100% 所得不算入とし課税ベースには含まないという提案をおこなった。いわゆる「二重課税」の調整は、2001年に政権が発足して以来の懸案事項でもあった¹⁷。

二重課税の問題は次のような税制の特徴から生じる。アメリカでは、C法人 (C corporation) の事業形態で事業活動をした場合、発生した収益に対して法人所得税が課税される。税引き後の法人利益は内部留保か配当として分配されることになるわけであるが、株主に対して支払われた配当については受取配当金として個人所得税が課税される。法人、個人段階での二重課税は次のような経済的な影響をもたらす。

第1に、資金調達方法に及ぼす影響として、株式の発行によって資金を調達した場合に株主に支払われる配当金に対して法人は費用として算入することはできない。一方で、借入によっ

¹³ EGTREA2001では第1に、個人所得税率の最高税率が39.6%から35%に下げられ、新たに10%の税率区分が設けられた。その結果、2006年までに10%、15%、25%、28%、33%、35%（6段階）に下げられた。第2に、扶養児童税額控除の拡充。従来17歳未満の扶養児童1人あたり500ドルの児童税額控除を認めていたが、これを段階的に1000ドル（2010年）に上げた。第3に、教育貯蓄勘定 (Education IRA) への拠出限度額の引上げ。教育貯蓄勘定の運用益への課税は引出し時まで繰り延べられる。また、税制上適格な高等教育費の支払いに充当される場合は所得不算入となる。改正によって、年間拠出限度額を500ドルから2000ドル（2002年）に上げるとともに、適格教育費の定義を拡大して小中学校における教育費も適格教育費に含めることとされた。第4に、個人退職勘定 (IRA) 及び401 (k) 制度の拡充である。IRAへの年間拠出限度額を現行の2000ドルから5000ドル（2008年）に段階的に上げる。401 (k) プランについても、年間拠出限度額を10500ドルから15000ドル（2006年）に段階的に上げられた。

¹⁴ 概要については、Joint Committee on Taxation, Description Of The Jobs And Growth Tax Act Of 2003, May 8, 2003.を参照。

¹⁵ 2008年に税率は、0%と15%へ引き下げられる。政策は2008年までの時限措置。

¹⁶ Joint Committee on Taxation, Estimated Budget Effects Of The Conference Agreement For H.R.2, The "Jobs And Growth Tax Relief Reconciliation Act Of 2003", May 22, 2003

て資金調達を行った場合には支払い利子を控除できるため、多くの企業が株式よりも借入によって資金調達を行う傾向がある。第2に、その結果企業の借入比率を高めることで経済の不安定性を高めている。同時に、法人の配当性向を低下させ、企業の内部留保を高めることで投資家を不利にしている。第3に、このようにC法人の事業組織を選択することが税制上の不利益をもたらすとすれば、企業は二重課税を回避しようとS法人へと事業形態を転換させてしまう。つまり、税制が企業の行う事業形態の選択を歪める結果を招いてしまうのである。このような二重課税がもたらす問題を解決、調整することこそがブッシュ経済政策上の大きな課題であった。

下院歳入委員会（108th Congress）において、J．スノー財務長官は二重課税に関する大統領提案について以下の見解を示した¹⁸。

第1に、投資に対する二重課税はそもそも不公平であり、経済成長を阻害するものである。企業の雇用を減らし、勤労な納税者が老後のための貯蓄を減らしてしまう。第2に、経済をより効率化する。配当課税が全廃されることで資本コストが低下し投資が促進され、生産性の上昇と高い賃金もたらされる。第3に、多くの国民が配当を受け取ることができる。可処分所得の上昇と株価の上昇によって生じる「資産効果（wealth effect）」を通じて経済を成長させる。二重課税が解消されなければ、資本供給は阻害され、企業は借入を増やすため借入比率が高まり、企業の脆弱性、経済構造が脆弱なものとなる。

このように、ブッシュ政権は経済政策の重点を二重課税の調整に求めている。ブッシュ政権は現行租税制度が与える資金調達と事業形態選択に及ぼす経済的な歪みは、株主の配当所得が課税ベースから完全に排除されれば解消できると考えていた。企業の資本コストが低下すれば、投資が促進され、生産性の上昇が実現される。法人が内部留保よりも多くの配当を投資家に還元すれば、個人投資家の可処分所得が上昇し、資産効果によって消費が増加し経済が成長す

る。これが配当、キャピタル・ゲイン減税によって彼らが描くシナリオである。

ブッシュ政権が二重課税問題に対してもつ認識について議会公聴会で様々な証言が行われた。下院歳入委員会では、個人投資家グループの代表としてJohn H. Schaeferが、大統領案に賛成の根拠について次のような見解を示した¹⁹。

大統領案に賛成である。それは以下の理由に基づいている。二重課税の完全な調整が、貯蓄と投資を促進する。資本形成が促進されることで雇用が創出され、経済は拡大し、税収は増えるだろう。投資家にとっては、税引き後の配当が増えれば株式投資がより魅力的なものとなる。同時に、株式の価値が上昇すれば「資産効果」を通じて経済が拡大することは明白な事実である。個人所得税からの配当課税の撤廃を含んだ大統領案によって、投資家は重大な恩恵を受け、株価は上昇し、資本投資は増加する。コーポレートガバナンスは強化され、アメリカの国際競争力を強化する。

このように議会公聴会では概ね大統領案に賛成の見解が多かった。何故このような経済政策上のスタンスの変化が生じたのか。周知のように90年代ニューエコノミーを支えたのはITという新技術に関連した企業の成長である。とりわ

¹⁷ この株式の配当課税の撤廃案について、J.スティグリッツ氏（コロンビア大教授）らノーベル経済学賞受賞者10人を中心に発表された声明（米エコノミスト約450人も連名）は「減税がただちに効果を発揮するとは考えにくい。法人ではなく個人を対象としておりあまりにも複雑」と批判し、貧富の差がさらに拡大することや長期的な財政悪化に強い懸念を示した。

¹⁸ Statement of The Honorable John W. Snow, Secretary, U.S. Department of the Treasury; accompanied by The Honorable Pamela F. Olson, Assistant Secretary for Tax Policy, and The Honorable Richard H. Clarida, Assistant Secretary for Economic Policy, HEARING BEFORE THE COMMITTEE ON WAYS AND MEANS U.S. HOUSE OF REPRESENTATIVE ONE HUNDRED EIGHTH CONGRESS FIRST SESSION MARCH 4, 5, 6, AND 11, 2003.

¹⁹ Statement of John H. Schaefer, President and Chief Operating Officer, Individual Investor Group, Morgan Stanley & Company, New York, New York, and Chairman of the Board, Securities Industry Association, Testimony Before the Full Committee of the House Committee on Ways and Means, March 05, 2003.

け、それらの企業が成長するにあたって、前節で明らかにしたように家計部門が年金基金、投資信託を通じて株式市場に潤沢な資金を供給したことも寄与していた。Blustone and Harrison (2000) らがウォール・ストリートモデルと表現するのは、株価の上昇がもたらす資産の増加が経済成長の源泉となる経済である²⁰。このように経済構造が変化した状況では、配当、キャピタル・ゲイン減税は経済政策として必要不可欠なものとならざるをえないのである。すなわち、ブッシュ政権にとっては租税が経済にもたらしている歪みを最小化させることは、アメリカ経済の経済構造にとって整合的な政策であり最終的に市場経済を活性化できると考えるのである。

最終的な法案としては、配当、長期キャピタル・ゲインに軽減税率を適用することで合意した。その理由として、この時期は2001年以降の減税政策の影響から連邦財政収支の悪化が懸念されている時期であったため、完全撤廃を含んだ大統領案に対して調整する力が作用したと考えられる²¹。ブッシュ政権側からみれば妥協する形となったが、この問題は第2期の税制改革で改めて政策課題として位置づけられることになる。

²⁰ Blustone and Harrison (2000) は、賃金、付加給付の増加や繰延された貯蓄が消費増加の根拠となる従来の経済成長をメインストリート・モデルと定義づけた。それに対して、資産価格の上昇が消費の増加要因として作用した1990年代の経済成長をウォール・ストリートモデルと定義し、その違いを明確にしている。

²¹ Committee on finance United States Senate, "Jobs and Growth Reconciliation Tax Act of 2003", Technical Explanation of provisions approved by the committee on May 8, 2003

第2期ブッシュ政権における 資本所得税改革論議

1. 大統領税制改革諮問委員会 (President's Advisory Panel on Federal Tax Reform) の発足

2005年2月2日の一般教書演説において、ブッシュ政権は2期目の経済政策の課題として3つの柱を掲げた。

第1の柱は、財政赤字の削減である。ブッシュ政権は議会に提出した2006年度(05年10月 - 06年9月) 予算教書において、軍事支出と国土安全保障費を除く政策的経費(裁量的支出)を前年度に比べて約1%削減し、財政支出の抑制で財政再建に取り組む方針を打ち出した。2006年度の財政支出総額は3.6%増の2兆5680億ドルとなり、農業や住宅、環境保護など150以上の政府事業を縮小・廃止、軍事支出と国土安全保障費を除く裁量的支出を3890億ドルに減らす。結果として、05年度の財政赤字が過去最大の4270億ドルに膨らむものの、06年度は3900億ドルに縮小するとしている。

ブッシュ政権の第2の政策課題は、社会保障年金の改革である。社会保障年金の現状についてブッシュ政権は次のような見解を示している。社会保障年金信託基金の財政収支の長期推計におけるギャップは膨大であり、予定給付額(現在価値)は予定保険料(現在価値)を11.1兆ドル上回っている。現在の状況で単純に計算した場合、3.5%ポイントの社会保険税率の引き上げ(15.9%)と22%の給付額の削減が財政収支ギャップの解消に必要となる。現行制度のままでは、2008年までにキャッシュ・フローはピークを迎え、その収支は2017年に逆転し、2041年には制度の崩壊をもたらしてしまう。つまり、それほど連邦政府の年金財政は危機的な状況にあり、その改革は一時的なものではなく、恒久的に社会保障年金が維持可能になるための根本的なものであるとしている。

そのうえで、ブッシュ政権は次のような対策を提示する。退職者と今後退職する労働者の給

付は保護され、社会保障税は引上げられてはならない。何故なら、消費、投資の減退を通じて経済成長を抑制し、雇用創出を減退させるからである。つまり、税率の引き上げや給付の削減についてブッシュ政権は反対であり、それ以外の選択肢の必要性を指摘している。そのひとつが「個人勘定（personal account）」の創設である。これは、ブッシュ政権が提唱する「オーナーシップ社会（ownership society）の構築」という政策理念を反映させたものであり、資産運用などの責任は個人に帰着する。そして、「個人勘定」は現行制度がもつ負担と給付の不公平を解消し公平でもある、としている²²。しかし、社会保障年金改革に関する世論調査では、新たな制度の創設について世代間で見解の相違がみられ、実現する可能性は高くないのが現状である²³。

ブッシュ政権が掲げる第3の政策課題は、税制改革の実施である。税制改革を実施するにあたってまず2005年1月17日にPresident's Advisory Panel on Federal Tax Reform（大統領税制改革諮問委員会、以下税制改革諮問委員会）発足させた。税制改革諮問委員会は、これまで首都ワシントンを中心に全米各地で12回にわたって会合を開催している。会合ごとに議題を設定し、研

究者や企業のトップらを証言者として招聘、9人からなる諮問委員会のメンバーと討論を行っている。委員会のメンバーには、委員長にC. Mack元上院議員（共和党）、副委員長にはJ. Breaux元上院議員（民主党）、米マサチューセッツ工科大学（MIT）のJ. Poterba教授らが選ばれた。（表1）メンバーの構成からも明らかのように委員会は超党派の組織として位置づけられ、2005年11月1日にはスノー財務長官に報告書（The President's Advisory Panel on Federal Tax Reform（2005）, *Simple, Fair, and Pro-Growth: Proposals to Fix America's Tax System*, November 1st）を提出した²⁴。

²² U.S. Department of the Treasury（2005a）, p.3.

²³ A View That Changes With Age By MARJORIE CONNELLY, April 12, 2005 on New York Times web version.

²⁴ 委員会設立当初には、2005年秋をめどに税制改革一括法案が提出される予定であった。しかし、報告書の提出が予定よりも大幅に遅れたために法案の作成日程がずれ込む見通しとなっており、スノー財務長官は現在のところ2006年中の法案提出はない見通しを示している。

²⁵ U.S. The President's Advisory Panel on Federal Tax Reform（2005a）, p.5.

表1 大統領税制改革諮問委員会会合一覧

		第1回（2月16日）	第2回（3月3日）	第3回（3月8日）	第4回（3月16日）	第5回（3月25日）	第6回（3月31日）
会場	2005年1月7日設立	ロナルド・レーガンビル、国際貿易センター（ワシントンD.C.）	ジョージワシントン大学（ワシントンD.C.）	サーゴネットワークス社（タンパ）	シカゴ大学	ルイジアナ子供博物館（ニューオリンズ）	ホートメイソンセンター（サンフランシスコ）
議題	・ 委員会メンバー W.Frenzel（元共和党下院議員） E.Garrett（南カルフォルニア大学法学部教授） E.Lazear（フーバー研究所シニアフェロー） T.Muris（ジョージメイソン大学法学部教授） C.Rosotti（元内閣蔵入庁長官） L.Sonders（チャールズ・シュワブ証券執業資格者）	簡素、公平、経済成長のための税制改革の全体像、全体的な論点整理 現行租税制度の概観 課税ベースの選択に関する背景、消費と所得ベースの違い 所得ベース、消費ベース課税の長所と短所	第1回につづき、簡素、公平、経済成長のための税制改革の全体像、全体的な論点整理	租税制度が企業と起業家に与える経済的影響 法人所得税制 租税の中小企業や起業家への影響	租税と個人の意思決定 租税と個人投資の選択 金融商品への課税	公平性と租税制度の家族への影響	経済成長と国際競争力 国際的租税制度の概観 租税は企業決定にいかに関与するのか 租税の貯蓄、投資、経済成長への影響
会場	第7回（4月18日）	第8回（5月11日）	第8回（5月12日）	第9回（5月17日）	第10回（7月20日）	第11回（10月11日）	第12回（10月18日）
会場	ワシントンD.C.	全米運輸安全委員会ホール（ワシントンD.C.）	全米運輸安全委員会ホール（ワシントンD.C.）	ジョージワシントン大学（ワシントンD.C.）	ルネッサンスホテル（ワシントンD.C.）	ルネッサンスホテル（ワシントンD.C.）	ロナルド・レーガンビル、国際貿易センター（ワシントンD.C.）
議題	政府間財政関係、設備投資への租税の影響（減価償却制度について）	税制改革案について検討 ・ 税制改革案（第1日目） 付加価値税 消費所得税 小売売上税 現行税制の改革 フラット税	税制改革案について検討 ・ 法人所得税改革案（第2日目） 個人、法人所得税の統合 法人所得税の簡素化 国際的所得税	税制改革案について検討 税制改革の経済的側面 税制改革の政策的側面 源泉徴収制度について	税制改革案について検討 複雑性と安定性 分配と税収中立性 代替ミニマム税 課税ベースの検討 景気	税制改革案について検討 付加価値税への部分的移行 主要な租税優遇措置 連邦小売売上税	税制改革案について検討 連邦租税制度の簡素化と改革 連邦租税制度の抜本的改革 連邦所得税制度の部分的移行

出所：President's Advisory Panel on Federal Tax Reform, <http://www.taxreformpanel.gov/index.shtml>より作成。

2. 税制改革諮問委員会の問題意識

アメリカ財務省に提出された報告書では、税制改革諮問委員会が、現在の租税制度に関してどのような問題意識をもったうえで、税制改革についての具体的な改革案を提示されている。

第1に、現行租税制度の複雑化である。現在、個人に対する法令遵守コスト（compliance cost）はおおよそ900億ドルに達している。平均して個人は納税に関して、26時間を費やしている。納税に関する費用も専門家への支払い、ソフトウェアの購入費など、納税申告書1件あたり約157ドルが必要となっている²⁵。それは、申告に必要となる書類の保存や記録、長文の解説文、申告のスケジュールや申告書の形態が複雑化しているからである。アメリカの租税制度は、1986年税制改革法が施行されて以来14000項目の改正が加えられた。その結果、納税者の様々な負担は増大し、アメリカ国民は高い法令遵守コストに直面している。法人所得税においても同様で、企業部門は現在までに3億時間という膨大な時間と年間400億ドルものコストを納税に費やしている。

第2に、複雑化の象徴としての代替ミニマム税（alternative minimum tax、以下AMT）に関する問題である。個人AMTは従来、高額所得層の租税回避を防止することを目的としていた。しかし、インフレなどにインデクゼーションできていないなどの要因から、多くの中間所得層までが課税の対象となってしまう。現行制度の変更がない場合、AMTの納税者数は着実に増加していくため、時間が経過すればするほどAMT廃止のコストは高まってしまう。

第3に、経済成長に対する政策スタンスとしては、貯蓄及び投資（資本形成）を促進することで、新技術の開発や生活水準の上昇をもたらすと考えている。しかし、現行制度は、二重課税によって企業の成長を阻害している。現行制度は、法人、株主段階での二度にわたる課税は、法人という事業組織形態を選択することを不利にしている。その結果、税制上法人企業は不利な扱いとなり、個人段階で一度しか課税がおこ

なわれないS法人などの事業組織が増える結果となっている。また、二重課税によって株式による資金調達に不利となり、税制上負債による資金調達を促進し、資源配分上の不公平をもたらしている。投資において設備、土地、在庫、建造物の間に税制上の格差が存在し、資源配分を歪めてしまっている。このような現行制度の問題点が複雑化をもたらし、あらたな規制を増やし、タックスシェルターの増加といった不公平をもたらしている。これらの租税がもたらす経済的な歪みを是正することが経済成長にとって必要不可欠な政策であるとしている。

第4に、税制改革案を検討するにあたり所得課税と消費課税の長所と短所などを協議する。具体的な提案としては、付加価値税（Value-Added Tax）、消費所得税（Consumed Income Tax）、小売売上税（Retail Sales Tax）、フラット税（Flat Tax）などが挙げられている。これら消費課税への完全移行の可能性を検討すると同時に、現行の所得税をベースとした改革案も議論するための論点整理を行うとしている。

税制諮問委員会の基本的な認識は以下のように整理できる。すなわち、毎年改正される税法によって納税者の様々な負担は増大している。また、多くのループホールが存在し、個人や法人は60億時間という膨大な時間を納税に関する事務に費やしている。それらの時間をアメリカ国民の生産性や創造性といったものにまわされなければならない。そして、ブッシュ政権は4つの基本原則、公平（fairness）、簡素及び簡易化（simplicity and ease of understanding）、経済成長及び雇用創出（economic growth and job creation）、税収中立（budget-neutral）の原則に基づいて税制改革を実施するとしている。

3. 2つの税制改革案

2005年11月1日税制改革諮問委員会における議論の集大成として、『簡素、公平、経済成長のための税制改革案—租税制度再構築のための提案—（Simple, Fair, and Pro-Growth: Proposals to Fix America's Tax System, November 1st,

2005 年)』がスノー財務長官(当時)に提出された。

報告書では、税制改革諮問委員会の基本認識が次のように示されている。租税は政府の財政収入の根幹である。現行制度は家計、企業の意思決定を歪め、資源配分を歪めている。その結果、抜本的な税制改革が必要とされている。このような認識に基づいて、消費ベースの課税体系への移行をも視野にいれながら、累進的消費税や付加価値税、連邦売上税についても積極的な議論がおこなわれた。しかし、いずれの案も提言という合意には至らなかった。結論として、2つの税制改革案が提示されたのである。(表2)それが、所得税の簡素化案(The Simplified Income Tax Plan、以下SITプラン)と成長と投資促進案(The Growth and Investment Tax Plan、以下GITプラン)である。前者が、現行の所得税をベースとした改革案であるのに対して、後者は消費を課税ベースとした改革案である。

2つのプランに共通する原則としては、第1に、税率の引下げと課税ベースを拡大する。第2に、貯蓄と投資を促進する。第3に、法人所得税に

よる経済的歪みを是正(level playing field)する。法人利益への二重課税を是正し、大企業の借入と株式による資金調達行動を税制上平準化する。第4に、非効率な租税の廃止、代表的なものとして法人代替ミニマム税(Corporate Alternative Minimum Tax)を廃止する。そして、第5に、高度な累進性をもつ現行租税制度を維持するとしている。

これらの共通の原則に対して、2つのプランで大きく異なるのが、資本所得課税についてである。現行税制では、配当所得については、15%か、5%の税率が適用され(2008年以後は通常税率)、キャピタル・ゲインに対しては、15%かそれ以下の税率が適用されている。(2008年以後は高税率)これら資本所得への課税について2つの税制改革案をみると、所得税をベースとしたSITプランでは配当所得について内国法人の国内事業に係る部分のみ非課税としている。キャピタル・ゲインについて株式のキャピタル・ゲインを75%所得不算入(税率3.75%から8.25%の間)とし、その他のキャピタル・ゲインは通常の税率で総合課税とした。

表2 現行税制と税制改革案

	現行税制 (2005年、11月現在)	所得税の簡素化案 (Simplified Income Tax Plan)	成長と投資促進案 (Growth and Investment Tax Plan)
確定拠出型プラン	401(k)プラン、403(b)プラン、457プラン、 その他雇用主提供プラン	就労貯蓄プラン (Save at Work Plan) へ統合	
確定給付型プラン	雇用主による拠出金は非課税	変更なし	
退職貯蓄プラン	個人退職勘定 (IRAs)、Roth IRAs、Spousal IRAs - 拠出金控除と所得によって制限される	すべての納税者が対象となる退職貯蓄勘定 (Save for Retirement Accounts) の創設 (上限年間 10000ドル)	
教育貯蓄プラン	Section529とカバーデル教育貯蓄口座	家族貯蓄勘定の創設 (上限年間10000ドル) 教育、医療費、新規住宅取得、退職貯蓄についてすべ ての納税者が対象となる。また、低所得者層に対して貯蓄控除 (還付可能) を認める。	
医療貯蓄プラン	医療貯蓄勘定 (MSAs)、健康貯蓄勘定 (HSAs) など		
配当所得	15%か、5%の税率が適用される (2008年以後は通常税率)	内国法人の国内事業に係る部分のみ非課税	15%の軽減税率
キャピタル・ゲイン	15%か、それ以下の税率が適用される (2008年以後は高税率)	株式のキャピタル・ゲインについては75%不算 入 (税率3.75%から8.25%の間) その他のキャピタル・ゲインは通常の税率で総合 課税。	
利子所得	通常税率で総合課税	通常税率で総合課税	
社会保障給付	3つの異なる水準で課税 (その他所得に依存、結婚のペナルティに対応)	3段階の構造に変更 所得が44,000ドル以下 (独身者22,000ドル) の夫婦共同申告者は社会保障給付金について免税 (物価調整あり)	

出所: The President's Advisory Panel on Federal Tax Reform (2005), Simple, Fair, & Pro-Growth: Proposals to Fix America's Tax Systemより作成。

SITプランのモデルは包括的所得税型の改革案であることからすれば、理論的に所得は全額所得算入とし総合課税されなければならない。

一方、消費をベースとしたGITプランでは、配当所得及びキャピタル・ゲインに対して15%の軽減税率が適用される。GITプランは消費ベースの改革案であり、現代的支出税（the expenditure tax）をモデルとしている。理論的には、資本所得は非課税（正確には課税延期）としなければならないが、現実には軽減税率の適用にとどまっている。このように税制改革諮問委員会が提出した税制改革案は、いずれの案も税制改革案としては不十分なものととどまっているといわざるをえないのである。

税制改革論議の行方

本稿で明らかにしたように、クリントン、ブッシュ政権において実施された個人のキャピタル・ゲインや配当所得への減税は株式市場を中心としたニューエコノミー型の経済成長に整合的な政策であったといえる。しかし、その一方でこれらの減税がアメリカ社会において一層の所得格差を拡大させたとして、ブッシュ政権への批判が高まっているのも事実である。それを受けて、2008年大統領選挙の民主党有力候補のひとりであるB.オバマ上院議員は、自身の税制改革プランのなかで配当所得及びキャピタル・ゲインに対する税率引き上げを示唆し、大統領選挙の重要な争点となっている²⁶。

2005年大統領経済報告のなかでも詳細に検討されているが、ブッシュ政権は税制改革の方向性として、現行の所得をベースとした改革と同時に、消費をベースとした税制への移行を模索している。しかし、アメリカ租税制度の根本的な改革を模索した大統領税制改革諮問委員会が支持する税制改革のモデルは、あくまで1986年税制改革にある。それは、発足当初からの議論を詳細に検討すれば明らかである。現行の所得をベースとした税制改革案か、それとも消費をベースとした税制改革案かという議論の結末が、結果的に1つの報告書のなかに2つの税制改

革案として提示されるという、歴史的にみて稀な報告書となったのである。連邦議会下院において民主党が多数派を占める状況のなかで、この2つの税制改革案がどのような形で現実の税制に反映されるのか、その検討については今後の課題としておきたい。

²⁶ Remarks of Senator Barack Obama Tax Fairness for the Middle Class Tuesday, September 18, 2007 Washington, DC.

【参考文献】

- 渋谷博史、渡瀬義男編（2006）『アメリカの連邦財政』日本経済評論社。
- 塚谷文武（2002）「90年代アメリカ経済と資金循環構造の変化」『経済学雑誌』第103巻第1号、大阪市立大学経済学会。
- 塚谷文武（2004a）「1986年税制改革法の経済効果 - 80年代アメリカ産業の国際競争力問題との関連 - 」『経済学雑誌』第104巻第4号、大阪市立大学経済学会。
- 塚谷文武（2004b）「第1期レーガン租税政策と産業の再生」『季刊経済研究』27巻1・2号、大阪市立大学経済研究会。
- 塚谷文武（2006）「ブッシュ政権による法人所得税改革の論理」渋谷博史・渡瀬義男編『アメリカの連邦財政』日本経済評論社所収。
- 塚谷文武（2007）「「ニューエコノミー」と租税政策」中本悟編『アメリカン・グローバリズム - 水平な競争と拡大する格差 - 』日本経済評論社所収。
- Blinder A.S and Janet L. Yellen（2001）, *The Fabulous Decade: Macroeconomic Lessons from the 1990s*, Brookings Inst.
- Blustone, Barry and Bennett Harrison（2000）, *Growing Prosperity- The Battle for Growth with Equity in the Twenty-first Century*, A Century Foundation Book.
- Brownlee,W E.（1996）, *Federal Taxation in America -A short history-*, Woodrow Wilson Center Press and Cambridge University Press.
- Burman, Leonard E.（1999）“ Surplus Tax Policy?, ” *National Tax Journal*, Vol.52, No3.
- Burman, Leonard E.（1999）, *The Labyrinth of Capital Gains Tax Policy*, Brookings Institution Press, Washington,D.C.
- McIntyre. R and T.D. Nguyen（2004）, “ Corporate Income Taxes in the Bush Years. ”, A Joint Project of Citizens for Tax Justice and the Institute on Taxation and Economic Policy
- Steuerle, E.（2002）, “ Tax Policy from 1990 to 2001. ”, In J. Frankel, ed. *American Economic policy in the 1990s.*, MIT Press, Cambridge, Massachusetts.
- Steuerle, E.（2004）, *Contemporary U.S. Tax Policy*, The Urban Institute Press.
- Stiglitz, J E.（2003）, *The Roaring Nineties*, W.W. Norton & Company, Inc.
- U.S. Congress, Joint Committee on Taxation（2003a）, *Description Of The Jobs And Growth Tax Act Of 2003*, May 8.
- U.S. Congress, Joint Committee on Taxation（2003b）, *Estimated Budget Effects Of The Conference Agreement For H.R. 2, The "Jobs And Growth Tax Relief Reconciliation Act Of 2003"*, May 22.
- U.S. Congressional Budget Office（2004）, *Effective Federal Tax Rates Under Curent Law 2001-2014.*, August.
- U.S. Department of the Treasury（2005a）, Assistant Treasury Secretary Mark Warshawsky's Remarks to the American Enterprise Institute on the Urgent Need for Social Security Reform.
- U.S. Office of Management and budget（1989）, *Budget of the United States Government, Fiscal Year1990.*
- U.S. Office of Management and budget（1996）, *Analytical Perspectives, Budget of the United States Government, Fiscal Year1997.*
- U.S. Office of Management and budget（1997）, *Budget of the United States Government, Fiscal Year1998.*
- U.S. Office of Management and budget（2001）, *Budget of the United States Government, Fiscal Year2002.*
- U.S. Office of Management and budget（2004）, *Budget of the United States Government, Fiscal Year2005, Historical Tables.*
- U.S. Senate, Hearing, The Committee on the Budget,（1998）, The current fiscal situation, January 29.
- U.S. Senate, Hearing, The Committee on Finance（1997）, One Hundred Fifth Congress First

Session, *Expanding IRA's*, March 6.

U.S. Senate, Hearing, The Committee on Finance
(1997b) , One Hundred Fifth Congress First
Session, *Education Tax Proposals*, April 16.

U.S. Senate, Hearing, The Committee on Finance
(1997c) , One Hundred Fifth Congress First
Session, *Tax Treatment of Capital Gains and
Losses*, March 13.

U.S. The President's Advisory Panel on Federal Tax
Reform (2005a) , Treasury Fact Sheet on
Savings and Investment.

U.S. The President's Advisory Panel on Federal Tax
Reform (2005b) , *Simple, Fair, and Pro-
Growth: Proposals to Fix Americas's Tax System*,
November 1st.

1980年代ASEANの経済成長と現代アジアの国際通貨システム*

西 尾 圭一郎

目 次

- 1 はじめに
- 2 基軸通貨決定の論理と周辺国におけるドル利用
- 3 1980年代のASEAN経済とドルの利用環境
 - 3.1 国際通貨の利用主体
 - 3.2 国際通貨の利用コストや利用可能性に影響する経済環境
- 4 1980年代のASEANへの国際資金フロー
 - 4.1 ASEANへの国際資金流入
 - 4.2 ASEANとアジアの国際金融市場
- 5 おわりに

1 はじめに

1997年に生じたアジア通貨危機では、ドルペッグがその発生原因の1つとして取り沙汰された。また、アジアでは海外からの資金調達においても、自国通貨建てではなくドルで資金を借りることが常態化しており、そのことが危機の更なる悪化をもたらしたといわれている¹。貿易においてもドル建てが中心で、アジア諸国が為替リスクを負うことが多かった。そして、その状況に警鐘を鳴らし、アジアのドル依存を解消するべきだという議論が、近年盛んに行われている²。

表1 韓国、タイ、インドネシアにおける貿易決済通貨建て比率（2005年）

	韓国		タイ		インドネシア	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
ドル	82.5%	81.7%	81.6%	78.2%	93.5%	84.8%
円	6.0%	9.7%	6.4%	10.6%	1.9%	5.9%
ユーロ	8.6%	5.3%	3.1%	3.7%	1.8%	4.2%
ほか	2.9%	3.3%	8.9%	7.5%	2.8%	5.1%

出所：Bank of Korea, *Monthly statistical Bulletin*, various issues, Bank of Thailand, web page, Bank of Indonesia, web pageより作成。

* 本稿は、2007年2月に同志社大学において行われた人文社会研究所第6研究会、2007年5月に麗澤大学で行われた日本金融学会2007年度春季全国大会および2007年5月に國學院大學で行われた信用理論研究学会2007年度春季全国大会での報告をふまえて作成されたものである。各報告における司会およびコメントを下さった先生方から多くの有益なコメントをいただいたことについて、この場で記して謝意を申し上げます。なお、本稿における誤りはすべて筆者の責任に帰するものである。

1 川村 (2003)、pp.40-41。

2 小川 (2006)、村瀬 (2007)他。これらの議論では、アジアはドルペッグをやめて、通貨バスケット制やアジア共通通貨単位の創設などの域内共通通貨制度を志向するべきである、という見解が支配的である。

表2 アジア諸国の外国為替取引における通貨別比率

		香港	シンガポール	韓国	台湾	マレーシア	インドネシア	タイ	フィリピン
2004	合計	200%	200%	200%	200%	200%	200%	200%	200%
	ドル	94%	95%	98%	96%	95%	98%	93%	100%
	ユーロ	26%	27%	6%	18%	16%	10%	6%	7%
	円	22%	22%	7%	20%	12%	3%	16%	6%
	ボンド	11%	12%	1%	6%	6%	3%	2%	3%
2001	合計	200%	200%	200%	200%	200%	200%	200%	200%
	ドル	97%	95%	99%	95%	97%	79%	96%	100%
	ユーロ	17%	28%	3%	13%	7%	10%	4%	2%
	円	21%	26%	7%	22%	12%	7%	11%	10%
	ボンド	6%	9%	1%	2%	2%	4%	1%	1%
1998	合計	200%	200%	200%	200%	200%	200%	200%	200%
	ドル	93%	95%	98%	95%	87%	97%	96%	100%
	マルク	23%	20%	9%	13%	14%	7%	2%	4%
	円	27%	23%	17%	34%	11%	22%	11%	14%
	ボンド	11%	6%	2%	10%	1%	2%	1%	14%

出所：Bank for International Settlements, *Triennial Central Banking Survey*, various issuesより作成。

しかしそのような議論がある一方で、現状ではアジアの貿易決済はドル建てが中心であり、外国為替取引においてもドル対価の取引が中心的となっている。表1は2005年の韓国、タイ、インドネシアにおける貿易決済の通貨別比率を示している。表1からは、アジア通貨危機後7年以上が経過したにも関わらず、貿易決済においてドルが8割以上ものシェアを占め続けていることがわかる。

そして、アジア諸国の外国為替取引における通貨の利用比率を示した表2からは、アジア諸国における外国為替取引のほとんどがドル対その他の通貨であることが見て取れる。これらの状況から、アジアでは貿易決済通貨としても、銀行間の決済通貨としてもドルが中心的な機能を果たしており、未だ強固にドル本位制下にあり続けていることがわかる³。

ところが最近のアジアを対象とした国際金融上の研究では、為替レートのボラティリティや資本市場自由化の影響に関する実証研究、通貨バスケットの採用等に見られる通貨制度改革の研究といった、現在の状況のみを切りとった研究が中心に行われており、何故そのような状況が生じているのかといった根本的な国際通貨システムについての理解が十分になされているとはいえない。現在のアジアにおいてドルが中心的な国際通貨として利用されつつづけているシステムの構造を把握しなければ、アジア経済のサステナブルな発展に資する政策提言は行えない。

そこで本稿では、アジア通貨危機の発端となったタイを含むASEAN4カ国に焦点を当て、現在のアジアの国際通貨システムが危機後もドル中心のシステムであり続けている要因について考察する。いかなる国際通貨が基軸通貨として国際通貨システムの中心に位置するかは、国際通貨システムとそれを利用する経済主体との関係によって規定される。現在のASEAN4カ国の経済構造は1980年代の外資主導型経済成長によって規定されているため、1980年代のASEAN4カ国において、どのようなかたちで現在の国際通貨システムが形成されたのか分析を行い、現在のアジアにおけるドル本位制構造の一端を明らかにする⁴。

なお、本稿において以後特に断りなくASEANと表記する場合は、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンのASEAN4カ国をさすこととする。

3 銀行間の国際決済はコルレス勘定内の預金の振替で行われる。その際、外国為替持高にオープンポジションが生じた場合には、リスクヘッジのためにインターバンク市場で外国為替の持高調整が行われる。通常の外国為替取引とその持高調整による外国為替取引とによって表2の取引比率が形成されることを考えると、ドル対その他通貨の取引が大半を占める状況は、アジアにおいて銀行間の国際決済がドルを中心に行われているということを如実にあらわしている。

2 基軸通貨決定の論理と周辺国におけるドル利用

ドルが基軸通貨として国際決済の中心に位置する国際通貨システムについて理解するためには、ドルが基軸通貨として利用される状況を把握する必要がある。そこで、ある国民通貨が基軸通貨として利用されるための要因について以下で簡単に整理する。

ある国民通貨が国際通貨となり、基軸通貨となるのは、国際決済においてその通貨を利用する際のベネフィットが、他の通貨を利用する場合よりも高い場合である。そのなかでも最も大きな要因はその通貨の利用コストであろう。国際決済に際して国際通貨を利用する場合には外国為替取引を行う必要があるが、その際にコスト要因となるのは通貨のbid-askスプレッドである。これはその通貨を取り扱う市場規模に依存する。出会いがとりやすいか、一取引あたりの費用がいくらになるか、など規模の経済性によって規定される⁵。カバー取引などを考慮すると、先物市場の規模などもその要因として浮上する。また、市場の規模は為替相場変動のボラティリティという形で通貨の利用に影響する。

他にも慣性の存在についても考慮する必要がある。新しい通貨を利用するということは、これまで続けてきた取引システムを変更することになる。しかし、従来続けてきた取引慣行や構築されてきた信用などは、そう簡単には変更されない。従来の経済慣行を変更するには、その乗り換えに伴うコストを支払う必要があるためである。このような慣性の存在は制度の移行コストという形で考えることができる。ひとたび形成された国際通貨の利用には慣性の法則が働く。すでに存在する国際通貨システムを利用することで、新たな国際通貨システムの利用に移行するために必要となるコストを削減することができる。アジア通貨危機後も、アジアにおける国際通貨システムがドルを基軸通貨とするシステムであり続ける要因はここにもあるだろう。

それと同時に、基軸通貨となる通貨は国際決済を遂行するに十分な量の国際流動性の供給もなされる通貨でなければならない。これは当該通貨の安定的な供給だけでなく、それを取り扱う金融市場の規模が大きく、余剰資産の運用先としても利便性が高いことが条件となる。供給される国際流動性が不十分である場合、他の通貨が代替的に国際決済手段としての機能を果たすこともあり、ひとつの通貨が基軸通貨としての地位を確立しえない可能性がある。

また、基軸通貨の国際決済手段としての信認の問題もある。どんなにコストが安く入手できる通貨であっても、また豊富に流動性が供給されていたとしても、国際的な信認がなければ決済手段としては機能しない。一例として、戦後、イギリスがポンド残高を累積させた時には、ポンドに対する信認が低下し、ポンドは基軸通貨としての地位を徐々に低下させ、ポンドを基軸通貨としていたスターリング地域は解体していったことを指摘しうる。またこれは発展途上国が自国通貨での国際決済を行う比率が低いことからもうかがえる。取引相手先が発展途上国の通貨での決済を受け入れなければ取引は成立しない。また、国際的な信認が低い通貨は、ボラティリティも高くなりがちであり、コストの面にも影響を及ぼしうる。したがって基軸通貨となる通貨は信認の高い通貨である。

では、アジアにおいてドルが基軸通貨として利用されている理由は上述の点からはどのように説明されるだろうか。国際通貨としてのドルの利用コストは、ユーロ・ダラー市場や外国為替市場におけ

4 アジアにおいてドルが基軸通貨の地位を確立した時期は、国によって差異はあるがおおむね1950年代～1960年代であろう。タイでは1950年代中ごろに基軸通貨がドルに切り替わっており、シンガポール、マレーシアでは1960年代末ごろより基軸通貨がポンドからドルに移り変わっている。したがって、1980年代をもってアジアにおけるドル本位制の浸透と表現することについては、異論が存在すると思われる。しかし、筆者は1950年代～60年代の低開発国だった時期のアジアのドル本位制と1980年代以降の工業化した時期のドル本位制とは、その構造において大きな違いがあると考え、そして、現代のドル本位制を規定しているのは工業化以後に形成された国際通貨システムのあり方であると考え、本稿では1980年代を論考の対象とする。

5 この点は、McKinnon (1979)のN-1の為替相場の効率性や為替媒介通貨としてのドルの機能として、現代においてドルが基軸通貨として利用されている根拠として論じられることが多い。

る取引量によって規定される。取引量が多くなればなるほど出会いがとりやすくなり、自然とコストは低下していく。しかしアジア諸国の多くがそうであるような、発展途上国などでは必ずしも先進諸国における国際通貨の利用と同じコストで国際通貨が利用できるとは限らない。なぜならば、グローバル化が進んだ現代で一応先進国の日本であってもジャパンプレミアムが適応されたことからわかるように、信用リスクや市場の効率性の問題から、世界中の利用者が一律に同じコストで海外の資金を利用できるわけではないためである。とりわけ発展途上国の場合、情報の非対称性が大きく、正確なリスク評価が行われにくいといった取引費用に関する問題もある。

また、流動性に関しても途上国独自の問題が存在する。基軸通貨国が世界全体に対して十分な量の流動性供給能力を持っており、金融市場の広さや深さを備えていたとしても、その流動性を利用する個々の国については信用力の問題でそもそも国際資本市場にアクセスできない可能性などもある。このような問題はツーステップローンの利用や公的保証を伴う借入などの存在からも見てとれる。

また信認は、その国の通貨と基軸通貨との間の為替相場の安定性と大きなかわりを持つ。例えばドルの為替相場が大きく変動することで、利用者にとって基軸通貨としてのドルの信認が低下していることなどからもわかる通り、その国の為替相場制度や為替相場の安定性について、途上国に関しては先進国とは異なる観点が必要となる。

このような視点から国際通貨システムについて考察した場合、世界的な基軸通貨の決定要因とは別に、発展途上国自身にとってどのような国際通貨が基軸通貨となりうるか、という観点からの分析が必要となることがわかる。世界的にはある通貨が基軸通貨であったとしても、それ以外の通貨が基軸通貨として利用される国が存在する場合もある⁶。その可能性を念頭に置くと、周辺国における国際通貨の利用を分析する際には、その国がいかなる国際通貨システムの中に内包されているのか、国際通貨システムとどのように関わっているのか、という点を考慮する必要がある。このように、国際通貨の利用国側からみた国際通貨システムとのかかわり方を分析しなければ、ドル以外にもユーロ、円などという国際通貨が存在しており、その中でドル中心のシステムに問題が生じたにもかかわらず依然としてドルが基軸通貨の国際通貨システムが継続しているという現状を明らかにすることはできないであろう。

そのため第3節では上述の問題意識に立脚し、現在のASEANの国際通貨の利用を規定している1980年代に焦点を当て、国際通貨の利用コスト、取引慣行、国際通貨の利用可能性などに影響を与える経済状況について分析を行う。そして現在アジアで機能している国際通貨システムは経済発展を遂げる過程でどのように形成されたのか、という点を分析する。なお信認については、当時は開発政策とリンクした、ドルと連動する為替相場制度が採用されていたことによる制度的な信認があったと考え、今回の分析では取り上げない。

3 1980年代のASEAN経済とドルの利用環境

3.1 国際通貨の利用主体

現在のASEANの経済状況を規定しているのは1980年代の外資主導の輸出指向型工業化である。そのため、1980年代に焦点を当てASEANをとりまく国際通貨システムがどのように形成されていったのかを分析する必要があると述べた。それでは経済成長期のASEANの国際通貨システムは、どのような形でドルの利用が最も効率的となるシステムとなっていたのだろうか。

それを分析するためには、国際通貨を利用する経済主体の構造や国際通貨の利用環境について分析する必要がある。どのような主体が国際通貨の利用の中心にいたのか、すなわち国際取引を主導して

6 現在のアフリカのCFAフラン諸国や1960年代のスターリング地域、ユーロ誕生前のドイツ・マルクの利用などが例として挙げられる。

表3 ASEAN 4 カ国の資本収支

単位：100万ドル

		1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
インドネシア	資本収支	3,457	1,782	4,177	3,481	2,217	2,918	4,495	5,697	6,129	5,632
	投資収支	3,457	1,782	4,177	3,481	2,217	2,918	4,495	5,697	6,129	5,632
	直接投資	222	310	258	385	576	682	1,093	1,482	1,777	1,648
	ポートフォリオ収支	-10	-35	268	-88	-98	-173	-93	-12	-88	1,805
	その他投資	3,245	1,507	3,651	3,184	1,739	2,409	3,495	4,227	4,440	2,179
	その他資本収支	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マレーシア	資本収支	3,012	1,916	1,087	-1,551	-2,059	1,278	1,736	5,570	8,707	10,716
	投資収支	3,026	1,929	1,108	-1,517	-2,001	1,335	1,784	5,621	8,746	10,805
	直接投資	797	695	489	423	719	1,668	2,332	3,998	5,183	5,006
	ポートフォリオ収支	1,108	1,942	30	140	-448	-107	-255	170	-1,122	-709
	その他投資	1,121	-707	589	-2,080	-2,272	-226	-294	1,453	4,685	6,508
	その他資本収支	-15	-13	-21	-33	-58	-57	-48	-51	-40	-88
タイ	資本収支	2,566	1,538	-131	1,063	3,839	6,599	9,097	11,759	9,475	10,500
	投資収支	2,567	1,538	-131	1,062	3,839	6,599	9,098	11,759	9,475	10,500
	直接投資	400	162	261	182	1,081	1,726	2,303	1,847	1,966	1,571
	ポートフォリオ収支	155	895	-29	346	530	1,486	-38	-81	924	5,455
	その他投資	2,011	481	-363	534	2,228	3,387	6,833	9,993	6,584	3,474
	その他資本収支	-1	0	0	2	-0	-0	-1	0	0	0
フィリピン	資本収支	781	329	148	318	571	1,354	2,057	2,927	3,209	3,267
	投資収支	781	328	146	318	571	1,354	2,057	2,927	3,208	3,267
	直接投資	9	12	127	307	936	563	530	544	228	864
	ポートフォリオ収支	-3	5	13	19	50	280	-50	110	40	-52
	その他投資	775	311	6	-8	-415	511	1,577	2,273	2,940	2,455
	その他資本収支	0	1	2	0	0	0	0	0	1	0

出所：International Monetary Fund, *International Financial Statistics*, CD-ROMより作成。

いたのかということと、国際通貨の利用環境はどうだったのか、国際資金の利用可能性についてはどうだったのかという点に着目して論を進めたい。

まず、国際通貨の利用主体について考えてみよう。1980年代のASEANの経済成長は海外直接投資による工業化によって達成されたものである。海外直接投資は、現地への企業の進出や工場の設立という形でなされ、それらは主に海外の系列企業との取引の流れの中に位置づけられた。そして直接投資によって進出してきた企業は、海外との貿易を行い、外国為替取引を生じさせる。したがって、企業進出をもたらす直接投資を分析することで、国際通貨の利用主体の状況についてみてみよう。

まずはASEANの経済成長に果たした外国資本の役割を確認するために、ASEANの資本収支に占める直接投資の位置付けについて表3から概観しよう⁷。表3をみると、ASEAN全体で1980年代を通じて資本収支全体に占める直接投資の割合が増加しているのが分かる。インドネシアでは、1984年には34億ドルの資本収支のうち、直接投資は約2億ドルと全体の約6%であったが、1993年には56億ドルの資本収支のうち直接投資は約16億ドルと28%の比率を占めるようになった。マレーシアでは1984年には資本収支30億ドルに対して直接投資が約8億ドルと資本収支の約26%を占めていたが、1993年には資本収支108億ドルのうち直接投資は50億ドルと半数近くを占めるに至った。タイは1983年には資本収支約26億ドルのうち直接投資は4億ドルで約16%であったのに対し、1993年にも資本収支105億ドルの

7 資本収支については、表3ではネットのデータのみを記している。実際の経済活動をより詳しく分析するためには、ネットだけでなくグロスでのデータを用いることもできる。しかしIMFのデータからASEANの対外直接投資および対内直接投資についてみる限り、ほとんど対外直接投資は行われておらず、対内直接投資額 ネットでの直接投資収支となっている。IMFのデータでは、タイでこそ1984年よりいくらかの対外直接投資が記録されているがそれでも1986年まではほとんど対外直接投資は実行されておらず、インドネシア、マレーシア、フィリピンに関しては1990年代に入るまでほとんど0という状況であった。実際、1980年代はASEANは基本的には直接投資受入国であり、データの漏れはあるだろうがネットでの表記のみでおおむねの状況は把握できると考えた。したがって、ここでは表の煩雑さを避けるためにネットのデータのみ記してある。

うち直接投資は16億ドルで全体の約15%と資本収支に対する直接投資の比率はそれほど変化していないが、1980年代からすでに他のASEAN諸国に比べて資本収支に占める直接投資の比率が高かった。フィリピンでは、1984年には資本収支全体が約8億ドルであるのに対して直接投資は900万ドルと1%にも満たなかったのが、1993年には33億ドルの資本収支のうち直接投資が約9億ドルで資本収支の26%を占めるに至った。

次に、直接投資額の残高を示した表4を見てみよう。タイでは、1983年の外国からの投資残高は70億ドルであったが、1992年には473億ドルと約7倍に増加した。マレーシアでは、1983年の18億ドルから1992年には293億ドルと約16倍の規模にまで拡大した。インドネシアでも、1983年の140億ドルから1992年には563億ドルと増加している。フィリピンのみが増加が緩やかで、1983年の22億ドルから1992年には39億ドルへの増加にとどまっている。ともあれ直接投資額が急激な増加を見せるのは、どの国も1980年代後半以降である。タイ、マレーシア、インドネシアでは1989年以降急激に直接投資が増加しており、フィリピンでは直接投資額自体がそれほど大きくはないが1991年に直接投資の増加ペースが上昇している。この表3、4から1980年代の経済成長期にASEANは多くの直接投資を受け入れていたことがわかる。

問題はその内訳である。ASEANに先立って、アジアNIEsの経済成長があったが、それを支えたのは日本、アメリカの直接投資であった。平川(1992)では、NIEsの経済成長を牽引した直接投資と貿易とにおける日米との関わり、すなわち多国籍企業が経済成長に果たした役割の大きさが指摘されている⁸。では、ASEANはどうだろうか。表4からはASEANへの直接投資の中心を担っていたのは日本で

表4 ASEAN4カ国の対内直接投資残高^{1), 2)}

単位: 10億ドル

		1983	1984	1985	1986	1987	1988	1999	1990	1991	1992
タイ	総 額	7.0	6.6	7.3	9.1	11.5	14.0	19.4	26.0	33.6	47.3
	アメリカ	0.6	0.6	0.7	1.7	1.9	2.2	2.5	3.0	4.2	7.3
	日 本	1.6	1.6	1.8	1.9	2.8	3.7	7.2	9.2	9.0	12.1
	N I E s	0.8	0.9	1.1	1.1	1.5	2.0	2.8	4.5	5.9	13.0
マレーシア	総 額	1.8	2.0	3.2	4.1	4.2	5.6	8.9	15.4	21.6	29.3
	アメリカ	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4	0.5	0.7	1.4	2.7
	日 本	0.4	0.4	0.7	1.8	1.7	2.0	3.1	4.6	5.9	7.2
	N I E s	0.7	0.7	0.8	0.8	0.9	1.4	2.7	5.8	8.4	9.6
インドネシア	総 額	14.4	15.3	15.3	15.8	17.3	21.4	28.4	37.2	46.0	56.3
	アメリカ	1.2	1.2	1.1	1.2	1.2	1.8	2.0	2.2	2.5	3.4
	日 本	5.0	5.0	5.0	5.3	5.9	8.2	7.2	7.2	7.2	7.2
	N I E s	0.2	2.2	2.5	2.6	2.5	4.2	5.8	8.3	10.3	13.0
フィリピン	総 額	2.2	2.4	2.6	2.7	2.8	2.9	3.1	3.3	3.7	3.9
	アメリカ	1.2	1.3	1.5	1.6	1.6	1.6	1.7	1.8	1.7	1.9
	日 本	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.8
	N I E s	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3
ASEAN	総 額	25.5	26.3	28.3	31.8	35.8	43.9	59.8	81.9	104.8	136.8
	アメリカ	3.1	3.3	3.5	4.7	5.0	6.0	6.7	7.6	9.7	15.3
	日 本	7.4	7.4	7.8	9.3	10.8	14.3	17.9	21.5	22.6	27.3
	N I E s	1.8	3.9	4.4	4.6	5.1	7.8	11.5	18.9	24.8	35.8

注1: 為替レートはInternational Monetary Fund, *International Financial Statistics*, CD-ROMを利用。

注2: マレーシアの1988年以降のデータ及びインドネシアの1990年以降のデータは、『ジェトロ白書』の1987年末までの残高にそれ以後の承認ベースの対内直接投資額を加算することで求めた。なお、ジェトロ白書では、投資額が小さいデータは省略しているため、実際のデータとは若干の誤差はあるが、その部分は捨象して考えても本稿の大勢には影響はないと考える。

出所: 日本貿易振興会『ジェトロ白書』各号、平川・宗像(1997)より作成。

あることが確認される。国ごとに差異はあるが、日本のASEAN全体への直接投資残高に占める比率は20～30%以上である。ついでアメリカも大きな役割を担っている。アメリカは、1983年～1992年までASEAN全体の直接投資の約10～15%程度を占めている。特にフィリピンに関しては、直接投資残高の約半数がアメリカである点は、注意が必要であろう。

そして日本とアメリカを合計するとASEANの投資残高の30～40%を占めており、ASEANもまた、NIEs同様にアメリカ、日本の影響を強く受けていることがわかる。しかしASEANがNIEsと異なる点として、直接投資の出し手としてのNIEsの存在があげられる。NIEsは1983年にはASEANに対する直接投資の出し手としては7%程度のシェアを占めるにすぎなかったが1988年以降急激な伸びを見せ、1992年には全体の20%台のシェアを占めるに至った。この現象は、東アジアの域内依存度の高まりの一部として認識されるようになり、アジア域内の経済的繋がりの強化やアジア経済圏という認識が生じる基礎になった⁹。ASEANへの投資家となったNIEsはまた、アメリカ、日本からの資金の受け手でもあり続けており、アメリカ、日本 - NIEs - ASEANという直接投資の連鎖を形成する中間点的存在ともなっていた。

これまでの分析から、1980年代後半のASEANにおいて国際決済をもたらす経済主体の進出として直接投資について見てきたが、その多くが日本、アメリカからであることが確認された。このことは、国際通貨利用の選択を行う経済主体の多くがドルを選好する環境にあったことを示す。アメリカ系企業は言うに及ばず、当時日本が円の国際化を推し進めていたにもかかわらず、日系企業もまたドルを選好していた¹⁰。そして、日本、アメリカからの投資を多く受け入れて成長したNIEsからの投資も多く行われていた。国際通貨の利用主体からは、ドルが基軸通貨として利用されるシステムが構築されやすい状況が形成されていたことがわかる。

3.2 国際通貨の利用コストや利用可能性に影響する経済環境

では次に、国際通貨の利用に影響を与える経済環境についてみてみよう。途上国における国際通貨の利用に影響を与える要因のひとつは外国為替の取引コストである¹¹。ASEANの経済主体が国際決済にドルを利用するためには、外国為替市場でドルを売買しなければならない。理論上、周辺国の通貨と基軸通貨の外国為替取引は基軸通貨国では行われにくく¹²、とりわけその周辺国が発展途上国となればなおさらである。その際のドルの取引コストが他の通貨のコストを上回る場合、ドルの利用は敬遠される可能性が高まる。そして外国為替取引における通貨の利用コストを決定するのはその通貨の取引量である。

8 平川 (1992)、43-47、71-85ページ。

9 村上 (1993)では、東アジアにおける貿易の拡大と域内依存度の高まりは、1987年以降に投資国としてNIEsが台頭することからはじまると認識している (11ページ)。また、『通商白書』では、1988年以降において日本を含むアジア地域の経済依存に関する章や節がみられるようになったことも、こういった経済的な繋がりが明白になった証左であろう。

10 山本 (1996)では、『大蔵省国際金融局年報』などの資料を用いて日本の貿易における円建て比率について分析している (99ページ)。山本 (1996)によると、1980年代後半の日本の対東南アジア貿易において、輸入における円建て比率は10%台、輸出においては40%台と円での決済比率は支配的にはなっていない状況が示されている。そして、1990年代末になっても、円建て比率が支配的にならない状況は続いている。日本貿易振興会海外調査部 (2000)によると、1999年においてもアジアに進出している日系企業の半数以上が貿易の過半数をドルで決済しているという調査結果を示していることからわかる (11ページ)。

11 外国為替取引以外にも、その通貨をベースとする金融市場の規模なども国際通貨の利用コストを決定する要因となる。ドルの場合、ニューヨーク市場やユーロ・달러市場の規模が大きく、その利用コストは低いといえる。しかしこれは途上国側の経済環境によって左右される要因ではない。また主要国際通貨建ての金融資産は、他の国際通貨建て資産との間で裁定取引が生じ、金利等のコストは同一となると考えられる。したがって本論考では外生的要因として扱われるべきであると考え捨象する。

12 理論上では、外国為替市場は劣勢市場である周辺国に形成されるとされている。木下 (1979)等に基づいて外国為替論を展開している西倉 (1998)、p.13を参照されたい。

証券市場が未発達であった1980年代のASEANにおいて、ドル対価の外国為替取引を生じさせる基点となるのは貿易、投資を中心とする実需取引である¹³。先ほど表4で見たとおり、ASEANに対する直接投資を牽引していたのは日本、アメリカ、NIEsであった。直接投資の比率から考えると、円が最も大きなシェアを占め、ドルはそれを追う形になる。しかし、徳永 (1990)および徳永 (1996)によると日系企業や韓国企業の直接投資において現地金融市場や国際金融市場からの借入に頼る比率が高いことが示されている。アメリカの多国籍企業についても、直接投資にかかる資金の多くを現地及び他の国際金融市場などのアメリカ以外の場所から取り入れている¹⁴。そのため、直接投資そのものは外国為替取引を直接的にもたらす経済活動の中心と考えるのではなく、その投資の結果生じる貿易等の経済活動が外国為替市場に主な影響を与えると考えるべきである。

ではASEANの貿易の状況を表5をもとにみてみよう。表5は、アメリカ、日本、NIEs、ASEANを対象とした相手国別貿易額を示している。その表によると、ASEANの輸出において大きなシェアを占めるのはアメリカ、日本、NIEsである。1983年のASEANの輸出に占めるアメリカ、日本、NIEsの比率を合計すると70%を超える比率となる。その中心を担っていたのは日本で、輸出相手国としては30%ものシェアを占めている。そしてNIEsが22%、アメリカが19%と続く。その後、日本が若干比率を低下させ、NIEsが比率を上昇させる形で1980年代を通じてASEANの輸出における相手国のシェアが変化した結果、1993年には対NIEs25%、対日本21%、対アメリカ19%となったが、輸出全体に占める3地域のシェアは65%と依然大きな地位を占め続けている。

輸入についても、相手先で大きなシェアを持つのはアメリカ、日本、NIEsであり、これらの合計が1983年で全体の65%、1993年で全体の69%となっている。輸入先で最大のシェアを占めるのはNIEsで1983年には全体の25%であり、1980年代後半に一時その比率を低下させるものの1990年代に入り再びそのシェアを向上させ、1993年には28%の比率を占めている。日本は1983年にはNIEsとほぼ同じ水準で、24%の比率を占めており、1980年代後半から徐々にシェアを拡大させ1993年には27%を占めるようになった。アメリカは1984年には18%、1990年には14%の比率を占めていた。

この貿易のデータから見ると、ASEANは、日本、NIEsとの貿易が中心であることがわかる¹⁵。この状況からは、国際通貨としてのドルの利用が増加し、ドルが基軸通貨となる状況を作り出すとはいえない。むしろ円やNIEsの通貨利用の増加につながってもおかしくはない。しかしASEANの貿易の状況だけでなく、日本、NIEs、アメリカまで含めた全体像を包括的に見渡すと、別の姿が浮かび上がる。前項で見た直接投資では、ASEANに対する直接投資が多かったNIEsは、実際は日本、アメリカからの直接投資を多く受け入れており、アメリカ、日本 - NIEs - ASEANという垂直的な資本関係を形成していることが確認された。そして、貿易においても同様の垂直的な関係が存在するのである。

日本およびNIEsの貿易相手国について表5から見ると、輸出に関して日本、NIEsともアメリカとの取引が非常に大きな比率を占めていることがわかる。そして日本、NIEsともにアジア域内での貿易比

13 現在、外国為替取引の大部分がカバー取引や資本取引等の実需と関係のない取引である。しかし、スワップ等のカバー取引は実需取引を基点としており、最終的なリスクの取り手である実需取引の動向に大きく左右される。したがってここでは銀行間市場における為替高操作などの基点となる実需取引に焦点を当てている。

14 アメリカ商務省のU.S. Direct Investment Abroad (<http://www.bea.gov/bea/ai/iidguide.htm>)のデータからASEANに進出しているアメリカ多国籍企業のバランスシートを見ると、資本の1.1倍～1.5倍程度の負債があり、その資本についても1989年を例にとると、資本の半数以上が利益の再投資分であった。つまり、実際の払込資本自体は非常に少ないことがわかる。そのため、直接投資そのものよりもその後の企業活動の方が重視される。また、小西 (2006)によると、1990年ごろのアメリカ多国籍企業はヨーロッパでは流動債務の8割以上がアメリカ以外からの資金調達であり、払込資本でも1/3がアメリカ以外から資金調達したものであることが示されている。これはヨーロッパの例ではあるが、このことからアメリカの多国籍企業がもたらすドル取引については、直接投資による初期投資そのものはそれほど大きなウェイトを持たないと考えられる。

15 ただし、ここで特徴的な点として、ASEANの輸出入を見る限り1980年代後半のASEANに対するNIEsや日本からの投資の増加にもかかわらず、日本、NIEsとの貿易比率はそれほど増加していないということは留意すべきである。

1980年代ASEANの経済成長と現代アジアの国際通貨システム【西尾】

表5 相手国別輸出入額

単位：10億ドル

		1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
輸	アメリカ	対世界	200.5	217.9	213.1	217.3	252.9	319.4	363.8	393.1	421.8	465.9
		対日本	21.9	23.6	22.6	26.9	28.2	37.6	44.6	48.6	47.8	47.9
		全体比	10.9%	10.8%	10.6%	12.4%	11.2%	11.8%	12.3%	12.4%	11.4%	10.3%
		対アジアNIEs	16.9	17.8	17.0	18.2	23.8	35.7	39.1	41.9	46.6	53.0
		全体比	8.4%	8.2%	8.0%	8.4%	9.4%	11.2%	10.8%	10.7%	11.0%	11.4%
		対ASEAN	6.0	6.0	4.6	5.0	5.8	7.0	8.6	10.8	11.8	13.9
		全体比	3.0%	2.7%	2.1%	2.3%	2.3%	2.4%	2.7%	2.8%	3.1%	3.5%
	日本	対世界	147.0	169.7	177.2	210.7	231.3	265.0	274.6	287.7	314.9	339.9
		対アメリカ	43.3	60.4	66.7	81.9	85.0	90.2	94.0	91.1	92.2	96.7
		全体比	29.5%	35.6%	37.6%	38.9%	36.8%	34.1%	34.2%	31.7%	29.3%	29.5%
		対アジアNIEs	21.3	24.8	23.2	30.6	30.2	50.3	53.2	57.3	67.5	73.3
		全体比	14.5%	14.6%	13.1%	14.5%	13.1%	19.0%	19.4%	19.9%	21.4%	22.6%
		対ASEAN	10.6	9.4	7.4	7.5	9.6	13.0	16.6	22.2	25.4	27.6
		全体比	7.2%	5.6%	4.2%	3.6%	4.2%	4.9%	6.0%	7.7%	8.1%	9.1%
	アジアNIEs	対世界	93.4	112.1	114.0	132.6	178.1	223.8	244.7	269.9	306.3	341.8
		対アメリカ	30.6	39.6	39.7	49.3	62.6	70.0	73.2	72.2	75.0	82.7
		全体比	32.8%	35.3%	34.8%	37.2%	35.1%	31.3%	29.9%	26.7%	24.5%	23.2%
		対日本	8.8	11.3	11.4	13.6	20.5	27.9	30.6	30.3	32.0	31.6
		全体比	9.5%	10.1%	10.0%	10.2%	11.5%	12.4%	12.5%	11.2%	10.4%	9.2%
		対アジアNIEs	7.8	9.1	9.6	11.1	15.9	23.3	27.1	30.9	39.2	45.3
		全体比	8.4%	8.1%	8.5%	8.4%	8.9%	10.4%	11.1%	11.4%	12.8%	13.3%
	ASEAN	対世界	46.6	51.2	45.7	42.5	52.4	63.4	74.9	86.4	101.2	117.0
		対アメリカ	8.9	10.0	9.1	8.5	10.5	12.5	15.5	16.7	18.5	23.2
		全体比	19.1%	19.6%	19.8%	20.1%	20.1%	19.7%	20.6%	19.3%	18.3%	19.8%
		対日本	14.4	16.1	14.2	12.0	13.6	15.6	18.3	21.0	23.1	23.6
		全体比	30.9%	31.5%	31.1%	28.3%	26.0%	24.6%	24.4%	24.3%	22.8%	20.2%
		対アジアNIEs	10.1	10.4	9.4	8.4	11.2	13.9	15.7	19.5	24.2	28.7
		全体比	21.7%	20.2%	20.5%	19.7%	21.4%	22.0%	21.0%	22.5%	23.9%	24.6%
入	アメリカ	対世界	269.9	341.2	361.6	387.1	424.1	459.8	493.3	517.0	509.3	552.6
		対日本	43.6	60.4	72.4	85.5	88.1	93.1	97.1	93.1	95.0	99.5
		全体比	16.1%	17.7%	20.0%	22.1%	20.8%	20.3%	19.7%	18.0%	18.7%	18.0%
		対アジアNIEs	28.8	37.9	38.9	46.9	58.6	63.7	64.0	61.1	60.0	62.8
		全体比	10.7%	11.1%	10.8%	12.1%	13.8%	13.0%	13.0%	11.8%	11.4%	10.7%
		対ASEAN	11.1	12.7	11.2	10.2	11.6	13.6	16.7	18.4	20.1	25.8
		全体比	4.1%	3.7%	3.1%	2.6%	2.7%	3.0%	3.4%	3.6%	3.9%	4.7%
	日本	対世界	126.5	136.1	130.5	127.7	150.9	187.5	209.6	235.3	236.6	232.9
		対アメリカ	24.8	26.9	26.1	29.4	32.0	42.3	48.3	52.8	53.6	52.7
		全体比	19.6%	19.7%	20.0%	23.0%	21.2%	22.5%	23.0%	22.5%	22.7%	22.6%
		対アジアNIEs	8.0	10.0	10.0	12.4	18.8	25.0	27.1	25.8	27.1	25.6
		全体比	6.3%	7.3%	7.7%	9.8%	12.5%	13.4%	12.9%	11.0%	11.4%	11.0%
		対ASEAN	15.9	18.0	16.8	14.0	16.5	19.1	21.7	24.5	26.8	27.0
		全体比	12.6%	13.2%	12.9%	11.0%	10.9%	10.2%	10.3%	10.4%	11.3%	11.6%
	アジアNIEs	対世界	98.6	109.1	107.1	116.8	157.1	209.3	234.3	272.6	311.2	350.6
		対アメリカ	17.8	19.2	18.1	18.8	25.3	37.8	41.9	46.0	51.1	55.1
		全体比	18.1%	17.6%	16.9%	16.1%	16.1%	18.1%	17.9%	16.9%	16.4%	15.7%
		対日本	22.4	26.1	24.4	31.4	31.4	52.2	55.8	60.1	70.5	77.9
		全体比	22.7%	23.9%	22.8%	26.9%	20.0%	25.0%	23.8%	22.1%	22.7%	22.2%
		対アジアNIEs	7.0	8.4	8.6	9.9	14.5	21.1	24.7	28.3	35.5	42.5
		全体比	7.1%	7.7%	8.0%	8.4%	9.2%	10.1%	10.5%	10.4%	11.4%	12.1%
	ASEAN	対世界	47.7	44.6	37.2	35.9	45.5	59.0	75.6	97.6	113.5	122.5
		対アメリカ	7.8	8.0	6.0	6.1	7.0	9.2	11.0	13.6	15.6	17.6
		全体比	16.3%	17.9%	16.1%	17.0%	15.3%	15.6%	14.5%	13.9%	13.8%	14.3%
		対日本	11.3	10.7	8.7	8.7	10.9	14.2	19.2	25.1	29.5	31.4
		全体比	23.7%	23.9%	23.3%	24.1%	23.9%	24.1%	25.4%	25.7%	25.9%	25.6%
		対アジアNIEs	12.1	10.8	9.6	8.4	11.1	13.9	18.1	23.1	30.1	34.2
		全体比	25.4%	24.2%	25.7%	23.3%	24.4%	23.5%	23.9%	23.7%	26.5%	27.9%
		対ASEAN	2.1	2.3	2.2	1.7	2.2	2.6	3.4	3.8	4.5	5.5
		全体比	4.4%	5.1%	6.0%	4.9%	4.9%	4.4%	4.5%	3.9%	4.0%	4.5%

出所：International Monetary Fund, *Direction of Trade Statistics*, CD-ROMおよび中華民国財政部統計處『中華民國臺灣地區進出口貿易統計月報』各号より作成。

表6 産業内貿易の統合指数*

国名	相手国	1970	1975	1980	1985	1986	1987	1988
香 港	A S E A N	18.0	36.5	53.0	53.8	50.4	43.4	51.1
	日本	51.6	55.4	74.3	73.7	68.6	65.3	63.7
	N I E s	65.1	63.8	79.1	82.9	83.1	86.1	86.3
	アメリカ	49.5	45.5	47.4	61.7	59.2	57.4	63.0
	世界	51.1	52.9	62.6	72.2	72.5	74.8	79.9
インドネシア	A S E A N	2.4	17.2	9.8	33.3	28.5	37.6	n.a.
	日本	2.9	3.0	3.7	4.1	4.6	7.1	n.a.
	N I E s	16.5	37.4	51.5	47.4	47.9	43.3	n.a.
	アメリカ	2.3	3.2	4.0	4.8	7.5	11.1	n.a.
	世界	7.6	11.8	24.0	24.8	23.3	23.0	n.a.
日 本	A S E A N	8.6	6.5	9.9	12.4	14.2	14.7	16.8
	N I E s	46.2	45.4	49.7	48.2	48.3	48.7	53.9
	アメリカ	33.8	30.9	33.8	47.5	49.4	48.9	48.0
	世界	30.1	20.9	22.3	226.6	34.1	35.6	37.7
韓 国	A S E A N	13.8	9.6	22.6	39.9	23.9	27.9	n.a.
	日本	46.7	51.7	52.7	53.4	49.5	50.7	n.a.
	N I E s	28.8	26.9	46.8	90.6	85.5	85.6	n.a.
	アメリカ	15.3	19.8	28.7	45.7	49.4	48.3	n.a.
	世界	39.7	39.0	39.7	47.7	47.2	49.3	n.a.
マレーシア	A S E A N	9.0	14.4	28.3	15.6	28.8	38.2	n.a.
	日本	4.4	11.2	8.9	12.1	18.8	16.1	n.a.
	N I E s	58.0	65.6	69.1	76.3	78.7	82.2	n.a.
	アメリカ	6.3	34.7	46.1	58.2	60.9	67.2	n.a.
	世界	27.2	34.4	42.1	49.6	56.7	61.5	n.a.
フィリピン	A S E A N	7.4	9.2	17.6	29.0	49.8	n.a.	61.0
	日本	4.3	4.4	17.1	34.4	33.5	n.a.	29.0
	N I E s	22.7	26.5	45.5	53.2	55.1	n.a.	66.4
	アメリカ	8.3	18.7	37.0	53.0	56.9	n.a.	54.3
	世界	10.1	21.0	36.0	43.7	50.3	n.a.	54.5
シンガポール	A S E A N	32.4	64.9	67.7	71.8	65.1	66.2	66.1
	日本	12.4	17.6	20.3	26.1	36.5	37.2	46.7
	N I E s	41.0	38.2	44.7	54.7	49.1	58.7	63.8
	アメリカ	33.7	54.1	65.3	74.0	76.2	80.4	79.5
	世界	92.0	96.3	86.4	90.1	91.2	89.8	88.8
台 湾	A S E A N	10.5	10.8	19.4	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
	日本	25.9	31.3	46.5	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
	N I E s	58.9	63.0	68.9	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
	アメリカ	22.5	26.6	38.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
	世界	37.3	34.2	35.7	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
タ イ	A S E A N	20.8	54.6	21.0	19.0	22.5	28.7	n.a.
	日本	11.3	14.3	19.1	24.8	22.1	23.6	n.a.
	N I E s	23.4	37.4	32.6	33.9	40.4	44.7	n.a.
	アメリカ	22.5	20.7	31.4	35.1	40.7	40.0	n.a.
	世界	27.1	25.2	32.2	32.8	34.1	34.9	n.a.
アメリカ	A S E A N	10.6	20.5	35.6	55.3	57.4	59.1	64.0
	日本	37.8	33.1	36.0	48.7	52.8	52.9	51.9
	N I E s	29.7	32.5	37.6	60.9	63.8	62.7	62.8
	世界	65.1	56.4	60.4	80.3	84.3	82.6	81.5

注：n.a.未発表。

$$* C_i = \frac{\sum_{j=1}^n (X_i + M_i) - \sum_{j=1}^n |X_i - M_i|}{\sum_{j=1}^n (X_i + M_i) - |\sum_{j=1}^n X_i - \sum_{j=1}^n M_i|}$$

出所：納谷（1993）、18ページ。

原典：United Nations, *Commodity Trade Statistics*, 各年版。

率が大きいこともみてとれる。このことからアメリカを最終輸出地としてアメリカ - 日本 - ASEAN、アメリカ - NIEs - ASEANという貿易関係の中にASEANが位置していることがわかる。

また実際の貿易構造について分析することによっても、実体経済と国際通貨の利用環境についてより詳細にみる事が出来る。それは産業内貿易についてみることである。産業内貿易とは、「同一産業内で輸出と輸入が同時的に行われること」¹⁶である。これは「1つには類似の生産要素投入によって生産される財間の貿易であり、2つには消費において代替性を持つ財間の貿易」¹⁷を示している¹⁸。この数値は企業内の部品、中間財、製品の相互貿易を示す指標ともなり、これが高まっていると域内の垂直的貿易関係を示すことにもなりうる¹⁹。

そこで1970年代～1980年代後半の産業内貿易指数を示した表6をみてみよう。1980年代後半に入ると、ASEAN諸国内における産業内貿易指数は急激な上昇を見せる。インドネシアでは1980年に9.8であった指数が1987年には37.6に、マレーシアでは1980年に28.3であったものが1987年には38.2に、フィリピンでは1980年には17.6であったものが1988年には61に、タイでは1980年に21であったものが1987年には28.7にそれぞれ上昇している。このように、ASEAN内では、1980年後半に産業内貿易指数が高まり、経済的な関係の深まりが見て取れるが、それ以上に経済的な関係が深まっているのはASEANとNIEsの間である。インドネシアにおいて1987年におけるNIEsとの産業内貿易指数は43.3、フィリピンは1988年に66.4、タイでは1987年に44.7といずれも同年の対ASEANのそれを上回っている。特筆すべきはマレーシアで、1987年にはなんと対NIEsにおいて82.2という非常に高い比率を記録している。そして、マレーシア、フィリピン、タイにおいてはアメリカとの産業内貿易比率も比較的高い値を記録している。日本との関係においては、フィリピン、タイが比較的高い指数を示している。

ここから一例として、図1のような構図が浮かび上がる。図1は1988年版の『通商白書』のものであるが、そこでは「産業内分業の進展を牽引しているのは、多国籍企業による企業内分業である。多国籍企業のアジア地域における海外生産拠点が増加するにしたがい、海外ネットワークを利用した分業体制が構築され・・・アジア諸国相互間においても産業内分業が進展し・・・「多国籍製品」の生産も行われ」²⁰ている、といった状況が描かれている。したがって、ASEAN域内、あるいはASEANとNIEsとの間において経済統合や非常に活発な取引関係が存在し、その取引関係の延長上に日本、アメリカ等の先進国が位置するという構図になる。そして、ASEANはASEAN域内やNIEsとの間の企業内貿易が盛んになり、最終的にアメリカや日本に輸出されるという、経済活動の連鎖が生じることになる。

16 本多 (1999)、9ページ。また、Grubel and Lloyd (1975)によると「一般に使用される統計分類では、差別化された製品の国際貿易は同一産業に属している製品の輸出入が同時に生じるようにしか表現されないため、差別化された製品の国際貿易を適切に表現する言葉」(p.1)とされている。

17 本多 (1999)、10ページ。

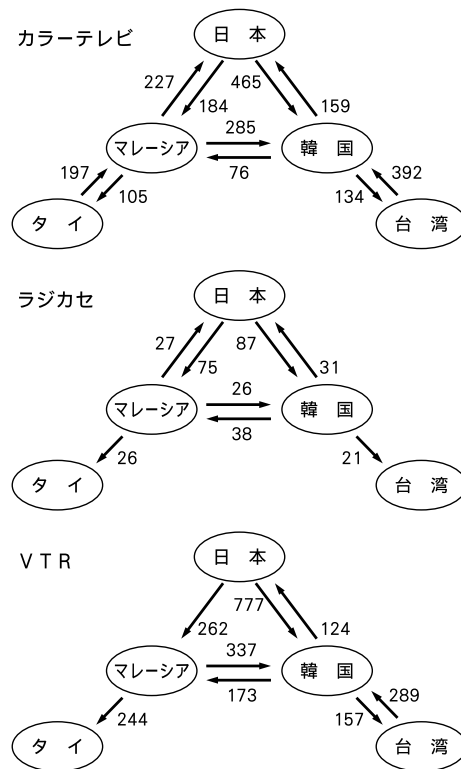
18 この概念は、もともとLinder (1961)の研究に端を発した概念で、従来の貿易理論、すなわちヘクシャー＝オリーンの比較優位論的分析では、Balassa (1966)等の分析から明らかになりつつあった製品差別化された商品による水平貿易の増加が説明できないとする考えから、同一産業内の貿易動向を把握する手段として用いられるようになった。産業内貿易の理論的展開については、本多 (1999)、本多 (2001)、Kol and Tharakan (1989、邦訳1993)等を参考にした。なお、産業内貿易の計測については、Grubel and Lloyd (1975)によって以下の様に定義されている。

$$IIT_{iGL} = \sum [(X_i + M_i) - \sum |X_i - M_i|] / \sum (X_i + M_i)$$

19 井川 (1994)、35ページ。

20 通商産業省編 (1988)、223-224ページ。

図1 アジア域内の貿易構造の一例



出所：経済産業省『通商白書 昭和63年版』224ページ。

このようにASEANは1980年代の工業化を経て、資本関係及び貿易においてアメリカを中心として構築された経済圏の中に位置することとなった。これらの経済的構造がドルの利用が最も効率的となるシステムを構築したといえる。すなわち、貿易ではアメリカを最終消費地とした商品の流れが存在し、かつその商品の流れも生産の連鎖という形で連続したものであった。そして、生産の連鎖の中で生産や流通に携わる経済主体もまた、アメリカや日本を中心とする多国籍企業であった。そのためそこでの貿易決済もまた、最終的なコストや企業の為替リスク管理などを勘案してドルを用いたものが支配的になり、ドル対価の外国為替取引が増加する。その結果、現地の外国為替市場におけるドル対価の外国為替取引が増加して、ドルの取引コストが低下し、同時に為替媒介通貨としてのドルの地位も高まる。こういった経済活動によってドルを利用する環境が構築され、ドルの利用が増加することでますますドルの利用コストは低下し、更なるドル利用のインセンティブとなるという構造が形成されたといえる。

また、上記の経済構造のなかに位置することは国際流動性の利用可能性にも影響する。前述したとおり、ドルが基軸通貨としての地位を確立するためには、決済手段としてのドルが十分に、低コストで入手できなければならない。しかし、一般に発展途上国の企業に対する評価は難しく、えてして本来のリスク以上の信用リスクがあると認識されがちである。そのうえ1980年代はラテンアメリカ諸国で債務危機が生じていた時期であり、発展途上国全体への信用リスクが国際金融市場において高まっていた時期でもあった。そのため通常の状態よりもさらに、情報の非対称性の問題や信用リスク評価の問題などによって国際流動性の利用に制限が加わったり、あるいは必要以上にコストがかかる。その中でアジアのエマージングマーケットであるASEANが低コストでドル建ての資金を利用するには、ドル建ての金融市場においてASEANが優良な借り手として認知されなければならない。そして、それを可能にするのが多国籍企業の進出とアメリカを中心とする経済圏へ包摂なのである。多国籍企業

の活動による生産の連鎖が存在するという事は、そうでない場合に比べて、国外の資金の貸し手にとってのリスクが低下し、借り手の信用情報の入手コストが低下する可能性が高い²¹。貸し手となる外国銀行にとって、直接投資によって設立された企業や子会社は、親会社との取引関係があり、収益の確実が見込めるという点で信用リスクは地場の企業より低くなる。そのためアメリカ、日本からの直接投資によってもたらされた工場や企業の資金需要に対しては、海外の銀行は親企業との資本関係を考慮して、途上国の企業に対するよりも信用リスクを低く評価するだろう。

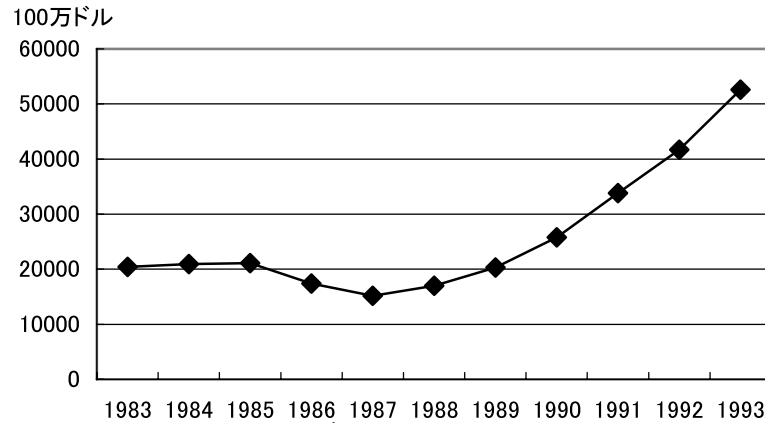
また資本関係や生産関係が存在し、それに大きく影響を受ける形で垂直的な貿易関係が形成されていることによって、情報の非対称性が低下し、貸し手の情報コストを低く抑えることができるようになる。先進国の企業からの出資がある企業であれば会計情報の信頼性や企業経営の能力などの信用性も高まり、与信情報への信頼性や情報収集のコストが低下する。また、ASEANの地場の企業に対する情報の信頼性や情報収集コストも低下する。それは、海外の銀行と取引関係にある企業が進出しASEAN企業と取引するようになることで、その海外の銀行はASEAN企業の情報を間接的に入手することが可能になり、情報入手コストの低下やより正確なリスク評価につながるためである。

このことは図2及び図3からも示される。図2はASEANの短期対外債務残高について示している。ASEANの短期債務残高は、1987年には200億ドルを下回っていたが、1993年には500億ドルを上回るほどの規模にまで増加している。ASEANの短期対外債務残高は1980年代末以降に急激に増加しているのである。短期対外債務は、時期によっては長期資金として利用されることもあるが、基本的には為替高の調整や一時的な資金調整に利用される。また、図3ではASEANに対する公的保証無しの長期民間債務残高が示されているが、こちらも1990年以降急激な増加を見せている。これらはドル本位制という国際通貨システムへの包摂が進む結果ドル資金の出し手にとって、ASEANへの貸出の性質が変化したことを示す。ASEANは多国籍企業を受け入れ、ドル本位制下の資金フローと決済メカニズムに組み込まれ、実体経済と金融との両面でアメリカ - 日本 - NIEs - ASEANという世界経済システムの中に取り込まれた結果、海外から保証無しでの長期貸出を受けることができ、短期での資金調達のルートを確立できるようになったのではないかと推察される。短期対外債務残高及び公的保証無しの長期民間債務残高の上昇はまた、多国籍企業の進出をうけた多国籍銀行の進出によってASEANが国際的な銀行網の中に組み込まれ、国際的な資金フローを取り入れるようになっていったことも示唆している可能性がある。

こうして、ASEANへの直接投資の増加と多国籍企業の進出は、生産拠点を世界中に持つ多国籍企業の垂直的貿易を通じてASEANを世界経済の中に包摂し、生産、商品流通に必要とされる資金の取り入れを可能とすることによる国際資金フローの中に包摂することにもつながるのである。従来より、実体経済的側面の研究ではこの構造は論じられてきたが（杉本(1993)、平川(1992)など）、そこでは金融的な側面、とりわけ国際通貨システムという側面からの構造分析はなされていなかった。本稿で指摘したい点は経済システムと金融システムは不可分であり、それゆえ実体経済の構造分析を前提とした金融システム分析をすべきである、という点である。アメリカを中心とする経済構造の存在は、国際資金のうちでも、特にドル資金の出し手に対してリスクやコストの低下をもたらすことになる。したがって、このような経済構造から形成されたドル利用の慣行が現在のASEANを取り巻く国際通貨システムの基底にあることを認識する必要がある。

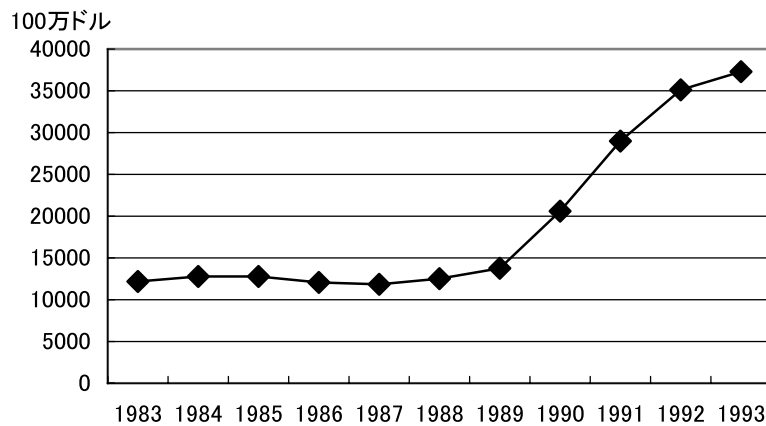
21 このような多国籍企業が存在する中でASEAN諸国における金融システムについて明らかにした研究として奥田(2000)がある。奥田(2000)では、ASEAN諸国の個別国の例を取り上げながら、個別金融機関のミクロ的行動を分析することでASEANの金融システムの構造と問題点を指摘している。そのなかで、経済発展に伴って形成されていったASEANの金融システムは「外資主導工業化を支援する市場メカニズム」(9ページ)として構築されている点が指摘されており、また、そこでは外資系企業が海外金融市場や外国金融機関と密接な関係を持つため外貨資金を獲得できるという点などが指摘されている。

図2 ASEAN 4の短期対外債務残高



出所：World Bank, *World Debt Table*, various issuesより作成。

図3 ASEANの民間対外長期債務残高（公的保証無し）



出所：World Bank, *World Debt Table*, various issuesより作成。

4 1980年代のASEANへの国際資金フロー

4.1 ASEANへの国際資金流入

ASEANは1980年代以降、アメリカを中心とする世界経済構造の中に組み込まれることで、ドルの利用が最も効率的となる国際通貨システムの中に包摂されたことについてこれまで論じてきた。その過程で国際決済手段としてのドルの利用可能性が高まる要因についても分析を行ってきた。しかし、国際決済手段としてのドルの利用可能性について論じるためにはもう一点分析すべき事象がある。それは国際流動性の流入経路の問題である。情報の非対称性の低下や信用リスクの低下などをうけて、ASEANにおいて国際決済手段としてのドルの利用可能性は高まることが考えられるが、それはどのような形で供給されるのであろうか。資本関係や貿易関係における世界経済との関連を基底においたうえで、国際金融市場とどのような関連を持ち、1980年代～1990年代前半にはどのような形で国際資金フローの中に包摂されたのかを分析することも、国際通貨システムのあり方を確認するためには必要な作業であらう。

表7 ASEAN 4 カ国の対外債務残高

単位：10億ドル

	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
対外総債務	85.9	90.1	101.2	111.5	125.5	123.3	127.9	143.9	166.9	182.9	204.0
公的金融機関	23.2	25.5	30.9	37.8	48.6	49.7	51.5	60.9	68.3	76.2	84.9
債券残高	4.2	4.2	7.0	8.0	8.7	7.6	7.1	6.5	7.0	10.5	13.2
商業銀行+短期債務	48.9	51.1	50.5	51.7	51.8	51.8	57.7	66.0	80.9	89.7	100.2
BIS報告銀行貸付	37.3	43.4	45.9	48.4	49.6	47.5	50.2	56.9	65.3	69.5	83.1
アメリカ	15.6	14.6	13.5	11.9	10.1	9.1	9.1	10.4	11.0	11.8	15.7
日本	9.3	14.6	16.9	20.5	24.0	24.9	28.4	32.3	37.0	38.5	42.8

出所：World Bank, *Global Development Finance*, CD-ROM, Bank for International Settlements, *International Banking and Financial Market Developments*, various issuesより作成。

この問題について考えるために、まずはこの時期のASEANの海外からの資金調達の状況について分析を行っていこう。世界とASEANとの資金的関係を見るために、経済成長期におけるASEAN全体の対外債務について表7をもとにみてみよう。表7はASEANの対外債務残高とその内訳である公的金融機関、債券残高、商業銀行+短期債務およびBIS報告銀行による貸付残高²²について示した対外債務の残高表である。表7のうちASEANの対外債務残高とその内訳である公的金融機関、債券残高、商業銀行+短期債務の項目はWorld Development Financeから作成しており、債務の性格をあらわす。公的金融機関の項目は、IBRDやIDA等の公的金融機関や他の国家によるASEAN諸国への貸付残高であり、商業銀行+短期債務の項目は、貸し手が商業銀行である債務を指している項目である²³。

では、表7からASEAN全体の債務とそのうちの商業銀行を通じた債務についてみてみよう。1983年にはASEAN全体での対外債務は859億ドルであり、1987～1989年にかけて債務の増加は停滞したものの、1990年以降再び増加し1993年には2040億ドルとなり、1983年から1993年の間で2.4倍に増加した。その総債務のうち商業銀行+短期債務の占める比率は、1983年には57%であり、1987年には41%にまで低下したが、その後は上昇し、1993年には49%の比率になった。したがって、ASEANの対外債務のうち、半分近くが商業銀行からの債務となっており、商業銀行がASEAN諸国の資金需要に大きな影響を与えていることがわかる。前節で述べたような経済環境の形成は、発展途上国への信用リスクが高まった中でASEANの対外債務に占める銀行借入の比率を維持することにも影響していると思われる。

次に、商業銀行貸出に焦点を当ててみてみよう。1983年から1993年までの期間において、BIS報告銀行によって行われた貸付はASEANへの商業銀行+短期債務の76～96%の規模に及んでいる。もちろん計測方法が異なるためそのまま比較はできないが、それでもASEANへの資金流入の大部分はこれらBIS報告銀行によって行われたことがわかる。そのうちでもASEANの経済成長に大きな影響をもったのは日本とアメリカからの貸し出しであった。表7を元に比較するとよくわかるが、BIS報告銀行によるASEANに対する貸付残高は1983年には373億ドルであるが、1983年にはASEANに対してアメリカが156億ドル、日本が93億ドルの貸付残高を保有しており、両国をあわせるとBIS報告銀行貸付残高全

22 BIS報告銀行によるConsolidated Banking Statisticsのデータは、貸し出している銀行の親会社を基準に計測しているため銀行の本支店間の資金移動は計上されない。そのため、ASEAN諸国の対外債務残高との完全な整合性は取れない点は注意すべきであるが、おおむねの資金の出し手についての傾向を把握することは可能であるため、ここでは資金の出し手を把握するための指標として用いる。

23 商業銀行による長期債務は政府保証のあるものと政府保証のないものを合計している。また、短期債務は貸し手別の分類がなされていなかったが、ほぼ商業銀行貸出と捉えても分析上問題がないと思われるため、商業銀行貸出残高と短期債務残高を合計して表示している。

体の2/3を占めていた。1984年にはBIS報告銀行全体で434億ドルの貸付残高があるのに対して、アメリカ、日本ともに146億ドルの貸付残高を保有しており、1983年と同じくBIS報告銀行全体の2/3を占めていた。そして1993年にはBIS報告銀行貸付は全体で831億ドルであるのに対して、アメリカは157億ドル、日本が428億ドルであり、BIS報告銀行貸付全体の70%をこの2国で占めていた。

この表からはまた、1983年時点ではASEANに対する貸出ではアメリカが大きなシェアを占めていたが、1984年に日本とアメリカの貸出がほぼ同じ水準に達して以降は、日本はアメリカを凌駕し、日本とアメリカの貸出額の差はどんどん拡大していったことがわかる。そして日本の貸出は1983年以降、一時的な停滞はあるものの一貫して貸出が拡大し、1993年には428億ドルの貸出残高を形成していた。一方で、アメリカからの貸出は1998年まで規模が縮小し、一時91億ドル程度までその残高を減少させた。その後1990年以降は再び増加し始め1993年には157億ドルまで貸出残高は増加したが、それでも1983年の水準に戻っただけといえる。

以上をまとめると、ASEANの経済成長期に主な資金供給源であったのは邦銀であること、そしてアメリカはそのシェアを徐々に低下させたが、それでも日本に次ぐシェアを保っており、アメリカと日本による貸出が銀行を通じたASEANへの資金供給の源泉であったことがわかる。

4.2 ASEANとアジアの国際金融市場

前節ではASEANの対外債務について概観した。そこでは対外債務の約半数が商業銀行経由で流入しており、そのなかでも日本、アメリカからの資金流入が非常に大きなシェアを占めていることが分かった。しかしBISのConsolidated Banking Statisticsからでは、どの国が最終的な資金源か、ということとは分かっても、どのような国際金融市場を経由して流入してきているのかという点は明らかにならない。邦銀や米銀がアジアに資金を供給する際には、直接本国の本店から貸し付けるのではなく、アジアの国際金融市場、なかんずく香港やシンガポール市場を経由して貸し出すことが一般的であろう。そのため、ASEANがどのように国際資金フロー内に位置付けられるのか、という点を分析するためには、アジアの国際金融市場がどのような機能を果たしているのか分析する必要がある。

従来のアジアをめぐる資金フローや開発資金の調達とアジアの国際金融市場についてのわが国における研究としては首藤(1995)や川波(1992)などがあげられる。首藤(1995)では、1980年代後半以降の中国の外資導入政策にともなう香港の中国シフトとASEAN地域の資本市場の発展というアジア経済の構造変化の中での、シンガポール国際金融市場の地位低下と機能の変化を追っている。その結果、シンガポール市場は規模こそ相対的に小さくなっているものの、アジア諸国のリスク調整の場や直接投資の受け入れ先の開拓などの情報集積地となっている点を指摘している²⁴。

しかし一方ではシンガポール市場の地位を単純に国際金融市場としての規模に求めている側面もあり、シンガポールが香港市場、東京市場と比較して半分ほどの規模しか持たなくなり、ASEAN諸国において自国の資本市場が育つ中で、国際金融仲介拠点としての地位が低下したとしている²⁵。このことは、シンガポール市場が対ASEAN向け資金センターであるという地域性を指摘しながらも、1980年代後半のアジアの経済成長を担ったASEANと世界をつなぐ金融仲介センターとしての役割を十分に評価しきれていないことを示している。

川波(1992)では、アジアの国際金融市場がユーロ・ダラー市場を通じて国際金融市場統合の枠組みに入っていく、アジア諸国の経済発展に伴って金融仲介機能を発展させていく過程について述べている。ここでは、ユーロ市場の拡大と国際金融市場との統合という論理によって、アジアの国際金融市場と世界の金融システムとの結節について明らかにしている。しかし、川波(1992)でも指摘されてい

24 首藤(1995)、84-85ページ。

25 首藤(1995)、76-78ページ。

るとおり、「アジアにおいてどのようなかたちで国際金融仲介が要請され展開されていくのか」²⁶というアジア経済の統合や多国籍企業の展開といった、実体経済との関連性が薄い側面は否めない。

これらの研究では各国際金融市場の規模や発展について述べられているものの、世界とASEANを結びつける国際金融仲介市場という点については明確には描き出されない。したがって本項では香港とシンガポールの国際金融市場の活動に焦点を当て、ASEANに対する国際資金仲介を分析する。その上で前項の分析と組み合わせ、世界の資金フローが、アジアの国際金融市場を経てどのようにASEANへの資金供給を行っていたのかを概観する。

まず香港について表8をもとにその活動についてみてみよう。表8は香港所在金融機関の対外貸出残高を示した表で、貸出先は対銀行、対非銀行顧客の両方を合計している。この表からまず目に付くのは、日本のシェアが1980年代後半以降急激に高まっていることである。1983年には日本を相手にした貸出残高は全体のわずか7%程度のシェアであったが、1993年には約65%程度のシェアを占めるに至っている。このことは、東京オフショア市場の形成と香港市場との連携の強化や²⁷、香港所在邦銀の対アジア向け貸出、とりわけ対中国向け貸出の活発化などによって説明されている²⁸。

ではASEAN向け融資についてはどうだろうか。香港の対ASEAN向け貸出は1983年には82億ドルであり、全体の12%を占めていた。しかし、その比率は徐々に低下し、1993年には貸出額は150億ドルと増加していたが全体に占めるシェアは3%程度にまで低下した²⁹。それに応じてASEANの総債務に占める香港からの借入比率も低下している。表7と表8のデータから、香港市場の対ASEAN向け貸出/ASEANの対外総債務をみると、1983年には9.5%であったものが、1989年には5.9%まで低下し、その後1993年には7.4%まで上昇したが、それでも1983年と比較するとシェアを落としている。

表8 香港国際金融市場の銀行貸出残高

単位：10億ドル

		1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
香港 所在 銀行 の 貸 出	ASEAN 4	8.2	7.3	7.2	6.9	7.9	7.3	7.6	8.7	10.5	12.0	15.0
	マレーシア	2.1	1.0	0.9	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	1.2	1.7
	フィリピン	2.8	2.9	2.9	2.7	3.2	2.5	2.2	1.6	1.1	0.8	0.6
	インドネシア	1.9	1.8	1.7	1.8	1.8	1.6	1.9	2.8	3.4	3.7	4.1
	タイ	1.5	1.5	1.6	1.4	1.9	2.3	2.6	3.5	5.1	6.3	8.6
	シンガポール	9.5	11.2	14.5	18.3	18.3	19.4	22.0	28.2	23.2	23.0	22.6
	日本	4.5	7.9	13.3	47.4	146.2	182.2	220.5	309.5	331.9	329.7	334.2
	中国	1.2	1.6	3.9	5.4	8.5	12.8	11.7	15.5	19.5	21.8	25.2
	世界合計	67.6	78.9	101.3	155.3	266.2	309.8	355.7	464.1	502.5	507.3	517.8

出所：Hong Kong Census and Statistics Department, *Hong Kong Monthly Digest of Statistics*, various issuesより作成。

26 川波 (1992)、136ページ。

27 川波 (1992)、147ページおよび156ページなどによると、香港所在銀行の対外資金調達におけるインターバンク取引の増加は、1980年代には香港に対する金融機関の進出が激しくなり、東京市場との関係が深くなったことが原因として挙げられている。また、東京オフショア市場の形成によるシナジー効果が働いていることも言及されている。

28 唐澤 (1997)、170ページでは、対中国ビジネスのゲートウェイとしての香港の地位が高く、対中国向けシンジケートローンの約9割以上が香港で組成されていることで、香港金融市場の取引相手としての中国のシェアの高さが説明されている。

29 これは香港市場の東京市場との関連の深まりに加えて対中国向け融資の増加が原因として挙げられるだろう。表8にある対中国の取引を見ると、貸出先としての中国のシェアは1983年には1.8%であったが、1987年に3.2%となっている。

ここまでの分析から、香港市場は1980年代から90年代前半にわたって、取引の重心をアジアの中でも日本に移していることがわかる。邦銀は、1980年代後半以降は香港のインターバンク債権債務残高の過半を占めており、本来「日本国内で完結しうる金融取引に、香港の邦銀店が介在」³⁰するほどの資金仲介活動の拠点として機能していた。そしてその一方でASEAN向け貸出のシェアは低下している。もちろん、香港市場の対ASEAN債権の残高は絶対額では増加しているため、ASEANにとって重要な市場であることは違いないが、その重要性には変化が生じていたことは否めない。

それではASEANへの資金供給はどこが担っていたのだろうか。一般には、シンガポールのアジア・달러市場がASEANの経済成長に貢献したという意見が多くみられる。シンガポール市場については利用できる資料が制限されているため、ここでは得られるデータからシンガポール市場の活動の大まかな姿を描き出してみよう。

BISによると、1995年3月末時点におけるBIS報告銀行によるアジア向け貸出残高のうち、半分以上が香港市場とシンガポール市場を経由して貸し出されている。また、1995年の第一四半期のアジア向け貸出の6割がシンガポール、香港を経由して貸し出されている³¹。このデータはBIS報告地域外のアジア全体を対象としたものであるが、仮にこの比率が各国にそのまま当てはまるとすれば、ASEANに対する貸出も半分以上が香港、シンガポールの両国際金融市場を経由して行われることになる。この仮定の上で、表7と表8のデータから1993年の香港市場の対ASEAN向け貸出 / ASEANの対外総債務をみると7%であるため、BIS報告銀行がシンガポール市場を経由して行うASEAN向け貸出は香港市場を大きく上回るであろうと推測される。

またこれまでの分析から、1980年代を通じてASEAN向け貸出における香港市場のシェアが低下してきたことが明らかになっている。そのため、ASEAN向け貸出においてシンガポール国際金融市場が果たす役割は、1980年代を通じて香港市場のシェア低下を補う形で高まっていると推測される。しかし、これを確認するためにはそれ以前の姿と比較しなければならない。そこで1979年時点のACU勘定貸出について見てみよう。ACU勘定とはアジア・달러市場の実体であり³²、シンガポール国際金融市場の活動そのものであるため、ACU勘定の貸出先を分析することで、シンガポール国際金融市場の貸出実体を見ることができる。

Lee (1984)によると、1979年時点のACU勘定貸出の銀行向けと非銀行向け全てを合計すると、約20%弱がASEANに向けて貸し出されていることがわかる³³。この比率がしばらく続いていると仮定して、ACU勘定の貸出残高を示す表9から残高総額の約20%を算出すると、1983年時点で224億ドルとなる。1983年時点の香港所在金融機関によるASEAN向け貸出が82億ドルであるため、上記の仮定に則って推計すると1983年時点ではシンガポール市場のASEAN向け貸出は、香港市場を大幅に上回っていることになる。そして上記推計によって算出された1983年のシンガポール市場からのASEAN向け貸出と香港市場からのASEAN向け貸出の合計は約300億ドルであるが、これは1983年のASEAN向けBIS報告銀行貸出373億ドルの約80%である。無論、BISのデータと各市場からの貸出データは数値の計測方法が異なるため一概には比較できないが、1983年にはシンガポールを中心としたアジアの金融市場がASEANへの国際資金の仲介市場として機能していたことが確認される。そして、先に見たように1980年代を通じて香港市場のASEANへの資金仲介市場としての機能が低下していることを考慮

30 唐澤 (1997)、175ページ。

31 Bank for International Settlements (1995), p.20。このデータはアジア全体が対象なので、ASEANに対象を絞った場合おそらくその比率は高まるであろう。

32 Tan (1999), pp.169-170参照。

33 Lee (1984)によると、ACU勘定からの貸出は「ASEANが40%弱で、シンガポールは20%以上、次いで香港、日本、イギリス、インドネシア、フィリピン、韓国、タイ、台湾、マレーシアの順に」(p.266)行われているようである。Lee (1984)ではASEANにシンガポールが含まれているため、ACU勘定内のASEAN向け貸出の40%弱から、シンガポールに向けて貸し出されている20%をマイナスすると、約20%弱がASEANに向けて貸し出されていることになる。

表9 シンガポール国際金融市場の貸出残高

単位：10億ドル

		1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
A	総資産	111.9	128.1	155.4	200.6	244.9	280.5	336.6	390.4	357.7	355.4	386.1
C	非銀行顧客への貸出	30.4	33.8	37.4	38.7	55.0	66.6	86.4	125.5	134.1	134.2	136.9
U	対銀行貸出	74.4	85.3	104.9	146.6	171.1	194.8	228.7	239.1	197.0	194.8	214.3
勘	シンガポール外への貸出	52.0	59.6	73.3	111.1	140.0	163.7	193.8	195.9	162.2	158.3	169.8
定	(ACU全体の20%)	22.4	25.6	31.1	40.1	49.0	56.1	67.3	78.1	71.5	71.1	77.2

出所：Department of Statistics Singapore, *Yearbook of Statistics Singapore*, various issuesより作成。

すると、1980年代から1990年代にかけて、シンガポール市場が対ASEAN向けの国際資金仲介において中心的な機能を果たしていたことがうかがえる³⁴。

これについてはまた、1980年代末にはACU勘定の「非銀行向け貸出（全体の1～2割）のうち、約50%がインドネシア向け、約15%がタイ向けではないかといわれている」³⁵ことから推測できる。仮にアジア・ダラー市場の非銀行向け貸出の60%がASEAN向けだとする。表9のデータから1989年のACU勘定の非銀行顧客貸出は864億ドルであることがわかるため、その約6割である518億ドルがASEAN向け貸出となる。ここに銀行間の貸出が加わるのだが、それを無視したとしても、この518億ドルという金額は表7にある1989年のBIS報告銀行による対ASEAN貸出502億ドルとほぼ同じ規模になる。アジア・ダラー市場からの対企業向け貸出の規模がBISの報告データよりも大きくなる理由は、統計処理上の問題に加えマーチャントバンクの存在にもあるだろう³⁶。ともあれ、対企業向け貸出の規模を見ても、1980年代から90年代にかけてシンガポール市場の対ASEAN貸付における大きな役割を確認することができる。

むろん、これらはすべて推計であるが、ここから大きな枠組みとしてのASEANを巡る資金フローの構造はつかめるであろう。すなわち基本構造として香港、シンガポールがASEAN市場向け海外資金の半数を融通する仲介市場として機能しているが、その中心部分はシンガポールである。このことは、シンガポールが1980年代後半から多国籍企業のOHQを多数誘致していることとも繋がり、ASEANの経済発展に対して果たした機能の大きさがうかがえる。

5 おわりに

これまでの分析で、1980年代以降のASEANにおいて、多国籍企業の進出による生産、商品の連鎖や借り手としての信用リスクの低下、情報の非対称性の緩和などが生じたことを背景に、アジアの国際金融市場を経由したドル資金の流入があり、現在のドル本位制が構築されていく過程をみてきた。その結果ASEANでは1980年代を通じて、直接投資による多国籍企業の進出を軸に、国際決済手段としてドルが使用される経済システムが構築されたことが、通貨危機後の現在においてもドルを基軸通貨としての地位に留めていることが確認された。

34 仮にアジア・ダラー市場貸出の20%がASEANに向かいつづけたと仮定した場合、BIS報告銀行貸出に占めるシンガポール市場からの貸出額の比率を算出すると、時期により60%～130%の比率を占めることになる。この数字が100%を超えるのは、先ほど述べた通り計測方法の違いから生じており、ACU勘定は海外の本支店取引の貸借も記録しているのに対して、BISのデータは本支店間の貸借を記載しないためである。なお、ここではシンガポール市場がASEANへの資金仲介の中心的機能を果たしていることを指摘することが目的であるため、当該データはディテールまでは示せないとしても指標として有用であると考えらる。

35 大蔵省財政金融研究所内金融・資本市場研究会(1991)、207ページ。

36 シンガポールのマーチャントバンクは銀行法ではなく会社法に設立根拠を置いているうえ、シンガポールでは海外の金融機関が合併で設立したり、海外の企業が設立したものであるため、その活動はアジア・ダラー市場におけるデータには反映されるがBISの銀行データ上には反映されない。シンガポール統計局の*Yearbook of Statistics Singapore*によると、1989年時点のマーチャントバンクの資産総額は、商業銀行の約1/4程度の規模である。

ASEANをドル本位制という国際通貨システムの中に組み込む楔として機能している多国籍企業の海外進出は、その要因が内部余剰であるか、利潤率格差であるか、立地やプロダクト・サイクル等に基づく多国籍企業間競争であるかはともかくとして、それぞれの多国籍企業の利潤最大化行動の結果生じる。すなわち、直接投資を通じた多国籍企業のアジアへの進出は、多国籍企業それ自身に内在する個別経済的要因によるものであり、多国籍企業の投資意思決定は、その決定が進出国と国際通貨システムとの関係にどのような影響を与えるかという事を考慮して行われることは無い。

しかし、その多国籍企業の行動は、結果としてドル資金のアジアへの流入とそこでの利用をもたらす、国際資金フローとの結びつきや国際通貨の利用環境の構築をすることになる。直接投資によるドル利用にインセンティブを持つ経済主体の進出の結果、資本財や中間財の輸入、貿易決済や賃金支払い等の運転資金の調達、利益送金等を通じて、様々なかたちでドルが流入、利用される。そして、その活動を補佐するべく、多国籍銀行の活動も活発化する。多国籍企業の中には、そのような多国籍銀行等の資金流入経路という金融的なインフラが存在することにより、その地域への進出する場合もある。このような、多国籍企業＝ドルの利用主体の進出は、その進出地域へのドル資金の流入経路を形成し、経路が存在する場合はその流入をさらに拡大させる一つの要因となり、国際資金フローの輪の中にその地域を深く取りこむきっかけとなろう。そして、国際資金フローと直接投資は、ASEAN地域を世界経済に統合していき、同時に同地域を基軸通貨としてドルを使用するドル本位制という国際通貨システムの中にも深く包摂していったのである。

そのため、現在のアジアにおけるドル中心とする国際通貨システムとアジア経済との関係についての分析を行う場合、アメリカ、日本 - NIEs - ASEANという世界経済上の関係について、金融面での国際資金フローの分析を行うことはもとより、資金 - 投資 - 貿易という3つの局面の重層的関連を捉えた分析を行う必要がある。国際通貨システムの分析を行う基本は国際的な決済手段がどのように利用されるか、という点に焦点を絞る必要があることは間違いない。しかし同時に、特定の国際通貨を決済手段として利用する経済主体の働きや実体経済が、国際通貨システムとどのように関わり、その決済システムをどのように利用しているのかという側面からの分析を深めていかなければならない。そうでなければ、なぜ為替相場が不安定化し、経常収支も不均衡が続くドルが基軸通貨として利用されているのか、という問いを解くことは難しいだろう。

参考文献

- 井川一宏 (1994) 「多国籍企業と産業内貿易に関する一考察」『国民経済雑誌』第169巻第6号、35-50ページ。
- 大蔵省財政金融研究所内金融・資本市場研究会編 (1991) 『アジアの金融・資本市場 - 21世紀へのビジョン』金融財政事情研究会。
- 小川英治 (2006) 「東アジアにおける金融協力・通貨協力のあり方」小川英治+財務省財務総合政策研究所編著『中国の台頭と東アジアの金融市場』日本評論社、177-195ページ。
- 奥田英信 (2000) 『ASEANの金融システム』東洋経済新報社。
- 唐澤延行 (1997) 「東アジアに展開する邦銀国際業務」土屋六郎編『アジア太平洋経済圏の発展』同文館、161-186ページ。
- 川村雄介 (2003) 「アジア債券市場構想について」『証券レビュー』第43巻、第8号、37-80ページ。
- 川波洋一 (1992) 「東アジア国際金融市場の統合化と東京オフショア市場」伊東弘文・徳永正二郎編『アジア太平洋経済の成長と変動』九州大学出版会、127-160ページ。
- 木下悦二 (1979) 『国際経済の理論』有斐閣。
- (2006) 「世界生産ネットワークを巡る諸理論について(上)」『世界経済評論』第50巻第7号、8-15ページ。
- 小西宏美 (2006) 「多国籍企業の資金調達と対外直接投資 —アメリカ多国籍企業ヨーロッパ子会社の資金調達—」『立命館国際地域研究』第24号、101-116ページ。
- 杉本昭七 (1993) 「現代世界経済の融合化法則と日本の融合過程」杉本昭七編著『現代世界経済の転換と融合』同文館。
- 首藤恵 (1995) 「ASEAN資本市場の発展とシンガポールの役割 - インドネシア・マレーシアのケースを中心に」『証券経済』第191号、61-88ページ。
- 通商産業省編 (1988) 『通商白書 昭和63年版』大蔵省印刷局。
- 徳永正二郎 (1990) 「日本企業の対ASEAN「マネーなき直接投資」」『エコノミスト』1990年12月25日号、86-89ページ。
- (1996) 「日韓企業のアジア投資と金融・決済市場 —日韓企業に対するアンケート及び現地インタビュー調査から—」徳永正二郎編著『多国籍企業のアジア投資と円の国際化 —日韓企業の海外事業活動と貿易決済の変容に関する実態調査—』税務経理協会、27-62ページ。
- 納谷誠二 (1993) 「持続する輸出成長の将来」高木武徳・猪木保興『アジアの経済発展 - ASEAN・NIES・日本』同文館、5-25ページ。
- 西倉高明 (1998) 『基軸通貨ドルの形成』勁草書房。
- 日本貿易振興会海外調査部 (2000) 「在アジア日系製造業活動実態調査」。
- 平川佳世子、宗像玲 (1997) 「アジア諸国の直接投資統計」『海外投資研究所報』第23巻第2号、45-119ページ。
- 平川均 (1992) 『NIES 世界システムと開発』同文館。
- 本多光雄 (1999) 『産業内貿易の理論と実証』文眞堂。
- (2001) 「産業内貿易の動向と問題」『経済集志』第70巻第4号、39-53ページ。
- 村上美智子 (1993) 「NIEsの対外直接投資の拡大と東アジアの貿易構造の変化」『東京銀行月報』第45巻第11号、6-39ページ。
- 村瀬哲司 (2007) 『東アジアの通貨・金融協力』勁草書房。
- 山本一哉 (1996) 「日本企業のアジア投資と貿易決済方式 —企業内貿易と円の国際化—」徳永正二郎編著『多国籍企業のアジア投資と円の国際化 —日韓企業の海外事業活動と貿易決済の変容に

関する実態調査—』税務経理協会、87-115ページ。

- Balassa, B. (1966), " Tariff Reduction and Trade in Manufactures among the Industrial Countries, " *American Economic Review*, Vol. 56, pp.466-473.
- Bank for International Settlements (1995), *International Banking and Financial Market Developments*, August 1995, Basle, Bank for International Settlements.
- Grubel, H. G. and P. J. Lloyd (1975), *Inter-Industry Trade: The Theory and Measurement of International Trade in Differentiated Products*, London, MacMillan.
- Kol, J. and P. K. M. Tharakan (1989), " Intra-Industry Trade, Traditional Trade Theory and its Extensions, " in P. K. M. Tharakan and J. Kol ed. *Intra-Industry Trade: Theory, Evidence and Extensions*, Hong Kong, MacMillan, pp.1-14.(「産業内貿易、伝統的貿易理論およびその展開」佐々波楊子監訳(1993)『産業内貿易 理論と実証』文眞堂、1-16ページ。)
- Lee, S. Y. (1984), " Financial Institutions and Markets in Singapore, " in M. T. Skully ed. *Financial Institutions and Markets in Southeast Asia*, Hong Kong, MacMillan, pp.226-295.
- Linder, S. B. (1961), *An Essay on Trade and Transformation*, New York, John Wiley.(小島清・山澤逸平訳(1964)『国際貿易の新理論』ダイヤモンド社。)
- McKinnon, R. I. (1979), *Money in International Exchange: The Convertible Currency System*, Oxford University Press.(鬼塚雄丞訳(1985)『国際通貨・金融論 貿易と交換性通貨体制』日本経済新聞社。)
- Tan, C. H. (1999), *Financial Markets and Institutions in Singapore*, 10th edition, Singapore University Press.

EUツーリズム政策の展開と課題

キーワード：EU、ツーリズム、観光、拡大

本田 雅子

目 次

- 1 はじめに
- 2 ツーリズムの定義
- 3 欧州におけるツーリズム
- 4 EUツーリズム政策の展開
- 5 欧州統合とツーリズム – 若干の考察
- 6 おわりに

1 はじめに

ツーリズムに対する経済的関心が世界中で高まるなか、日本政府も2003年、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を開始し、「2010年に訪日外国人旅行者を倍増の一千万人に」増やすという方針を掲げた¹⁾。日本人の海外渡航者数は1964年の海外旅行自由化、1966年のジャンボジェット機の導入、1985年以降の円高とバブル景気を経て、2006年には1,753万人となった。これに対して訪日外国人旅行者数は2006年においていまだ733万人である²⁾。訪日外国人旅行者を1000万人にという目標はこの大幅な旅行者の出超を是正しようとするものである。

日本政府がこのような目標を掲げたのは、次のような経済的背景からであるという。すなわち、多くの日本の製造業企業が円高と、その後のグローバル化の流れのなかで海外に移転し、国内産業が空洞化していったが、それによる国内経済への負の影響はとりわけ地方経済に対して大きかった。しかし地方経済を支援しようにも国の財政が厳しいため支援は困難だった。そこで政府が注目したのは観光による地域振興であった³⁾。

日本のケースに見られるように、一国の政府はツーリズム政策⁴⁾によって、ツーリズム産業の振興などの目的のために積極的な役割を担い得る。欧州連合（EU）は財、人、資本が域内を自由に移動する単一欧州市場を創設し、加盟諸国の経済政策の調整を行っているが、EUはこのツーリズムという分野においてはどのような役割を果たしてきたのか、また、果しつつあるのだろうか。

本論文は、第1に、EUにとってツーリズムはなぜ、どのように重要なのかを示すこと、第2に、EUがツーリズムにどのように関わってきたのかを整理すること、第3に、以上を踏まえてEUのツーリズム政策を展望することを目的とする。そのため第2節では、議論に入る前段階として、ツーリズムやツーリズム産業の定義について、本論文の目的にとって必要な限りにおいて言及し、第3節でEU統計局他の統計資料を用いながら、EUにとってのツーリズムの重要性を確認する。第4節では1980年代からのEUのツーリズム政策の展開を概観し、第5節でEU統合とツーリズム政策の関係について若干の考察を与えつつ、今後のEUのツーリズム分野における役割と課題について示唆を与える。

2 ツーリズムの定義

(1) ツーリズムとツーリスト

ツーリズムという言葉は多くの文献において指摘されるようにその定義には困難を伴う。ツーリズムは日本語では「観光」と訳されることが多く、日本において「観光」と言えば、余暇時間に行う行為と受け取られ、レクリエーションと同一視される傾向がある⁵⁾。また、「観光客」

という、余暇時間に「鑑賞・見物」などのレクリエーションのために居住地を離れたところに移動する人がイメージされる。

これに対し、英語の「ツーリズム」の概念はもっと広く、それはレクリエーション目的のみならず、ビジネス目的での移動、すなわち余暇時間内ではなく、職務としての移動も含む⁶⁾。一般にもっともよく用いられるツーリズムの定義は、ツーリズムについての国際統計を発行する国連の世界観光機関（以下、UNWTO）による定義であろう。UNWTOによると、ツーリズムとは「レジャー、ビジネス、その他の目的をもって、1年を超えない期間連続して、通常的生活圏から離れた場所に旅し、滞在する人々の活動」であり、移動の目的は特に余暇に限定されない。EUの統計局の統計資料でも、UNWTOのツーリズム定義が活用されており、このため、EUにおいてツーリズムと言うと、レジャー客の移動もビジネス客の移動もともに含まれる⁷⁾。

以上のように定義される「ツーリズム」活動を行う主体が「ツーリスト」と呼ばれるが、これは「トラベラー」および「日帰りビジター」との区別によってもう少し厳密に定義される。「トラベラー」とは「二つ以上の場所の間を移動する人」で、これから、日常生活圏で旅行を繰り返す人（国境労働者など）、雇用や所得を得るために移住する人（出稼ぎ労働者など）、決まった居住地のない人（難民など）の「その他のトラベラー」を除外していった残りが「ビジター」とされる⁸⁾。ビジターのうち、宿泊を伴わず日帰りをするのが「日帰りビジター」で、1日以上宿泊をするのが「宿泊ビジター」と呼ばれる。そしてこの「宿泊ビジター」が「ツーリスト」とされる。したがって、「ツーリスト」とは「訪問先の場所または国において共同または私的宿泊施設に少なくとも1泊するビジター」と定義され、この定義がEUのツーリズム統計に用いられている。

(2) ツーリズム産業とツーリズム生産物

いわゆる「ツーリズム産業」は、自動車産業、アパレル産業というような産業とは異なり、多

くの異なる産業の集合からなる。このため、国の産業分類には観光産業という分類はなく、GNPの産業別内訳にも観光産業は通常現れない⁹⁾。

しかしながら、ツーリズム関連の研究や政策文書においては、ツーリズム産業の範囲に対する一定の共通認識がある。また、近年は、UNWTOの推奨により、TSA（ツーリズム・サテライト・アカウント）というものが開発され、このTSAに基づいて一国レベルでの観光需要を計算した数値を公表する国も増えている¹⁰⁾。TSAや観光に関する研究からツーリズム産業に含まれるとされるのは、宿泊施設、飲食店、

交通、旅行会社、ツアーオペレーター、美術館などの文化サービス、エンターテインメント、その他サービス（金融・保険など）、土産物販売の製造・販売などである。このようにツーリズム産業に対する一定の共通認識があるとはいえ、飲食店にしても、旅客輸送にしても、地元民にもサービスを提供しており、どの程度までこれらの産業をツーリズム産業としてカウントするのがよいのかという問題は残る。

ツーリズム産業によって提供される「ツーリズム生産物」は、ツーリストの目的地における自然的・文化的資源に、宿泊施設・飲食施設・旅客輸送・エンターテインメントなど様々な産業から提供されるサービスが組み合わされ、トータルなパッケージとして消費される。また、ツーリズム生産物は消費者が消費のためには生産物が存在している場所に移動しなくてはならない¹¹⁾。

(3) ツーリズム需要に影響する要因

ツーリズムに対する需要は、経済的要因、制度的要因、政治的要因、社会的要因などにより大きな影響を受ける。経済的要因としては、たとえば、ツーリズム需要は所得水準に依存する。個人は自己の可処分所得の中からツーリズムにどれだけ支出をするかの選択を行うが、所得が増大すると、一般にはツーリズム需要は増大すると考えられる¹²⁾。国際ツーリズムの場合には、為替レートの変化や渡航先の物価水準も大きな影響を与える。

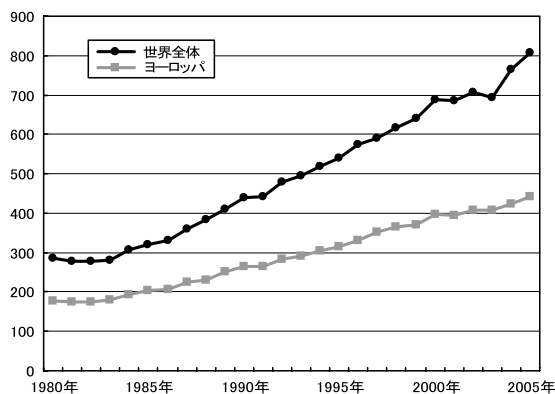
ツーリズムの需要には制度的要因が与える影響が大きい。所得が上昇しても、ツーリズム商品の価格が下がっても、たとえば、休暇取得制度が充実していなければ時間的制約からツーリズムの需要は増大し得ない。国際ツーリズムの場合は特に政治的要因が重要になってくる。国家間の国交の不在、パスポートやビザ発給要件の厳格さ、目的地の政治情勢や衛生状況の悪化などは大きく需要を減ずる要因になる。さらに、ツーリズムの需要は、所得上昇に伴う社会的示威効果や、目的地に対する流行の変化などの影響も受ける。このようにツーリズムの需要は経済的要因のみならず、様々な要因から同時に影響を受け、複雑である。

3 欧州におけるツーリズム

(1) ツーリズムの目的地としての欧州

世界的にツーリスト数は大きく増加してきた。世界全体の国際ツーリズム統計としては、前述のUNWTOによる統計がもっともよく使われる。図1はそのUNWTOによる統計から作成したもので、1980年代以降の世界全体における国際ツーリスト到着数と、うちヨーロッパへの到着数を示すものであるが、世界全体で1980年に3億足らずであった到着数が、ここ25年で概して増加の一途を辿り、2005年には約2.7倍に増え、8億人を超えた¹³⁾。

図1 国際ツーリスト到着数（1980～2005年）（単位：100万）

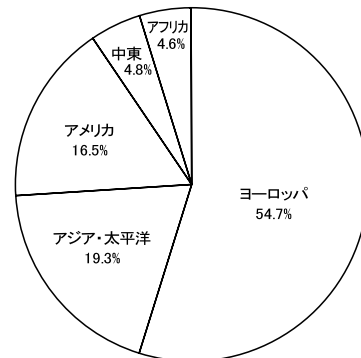


出所：UNWTO提供データより作成。

ヨーロッパは多くのツーリストを引きつける地域である。世界の国際ツーリスト到着数に占

めるヨーロッパの割合は2005年で約54.7%であり（図2）、他の地域を大きく凌ぐ。ヨーロッパに次いで多いのはアジア・太平洋地域であるが、ヨーロッパの3分の1強に過ぎない。

図2 地域別国際ツーリスト到着数（2005年）



出所：UNWTO 提供データより作成。

しかしながら、ツーリスト到着数に占めるヨーロッパのシェアは低下してきた。1960年にはヨーロッパのシェアは73%であったものが、1980年には64%、2000年には58%と低下し（表1）、2005年の55%に至った。国際ツーリスト到着数の地域別平均成長率で見ても、ヨーロッパのそれは60年代の8.4%から減少し、2000～2005年では2.2%にまで低下した（表2）。他方、2000～2005年の間で、アジア・太平洋地域は7.1%、中東は10%、アフリカは5.7%という高い伸びを見せており、ツーリストの目的地としてのヨーロッパの地位は以前と比べ相対的に弱まりつつある。

表1 国際ツーリスト到着数の地域別シェアの推移（1960～2000年）（%）

	1960	1970	1980	1990	2000
ヨーロッパ	73	68	64	60	58
アジア・太平洋	1	4	8	13	16
アメリカ	24	26	22	21	19
中東	1	1	3	2	4
アフリカ	1	1	3	3	4

出所：UNWTO提供データより作成。

注：元データがすでに一定数以下の丸めが行われているため地域別数字の合計は必ずしも100にならない。

表2 国際ツーリスト到着数の平均成長率（%）

	1960 ～ 1970	1970 ～ 1980	1980 ～ 1990	1990 ～ 2000	2000 ～ 2005
ヨーロッパ	8.4	4.7	4.1	4.1	2.2
アジア・太平洋	21.6	13.9	9.3	8.0	7.1
アメリカ	9.7	4.0	4.1	3.3	0.8
中東	11.5	14.3	3.1	9.6	10.0
アフリカ	12.4	11.6	7.8	6.4	5.7
世界全体	9.1	5.3	4.7	4.6	3.3

出所：UNWTO提供データより作成。

ただし、図1からわかるように、ヨーロッパへの到着数そのものは1980年から今日まで増加し続けており、シェアの低下は他地域がヨーロッパを大きく上回る伸びを見せていることに起因している。ヨーロッパ地域の目的地としての魅力が減じたとは言えない。

地域全体ではなく、国別で見たとき、EU諸国の国際観光客到着数はどのようになっているのだろうか。表3は2005年の国際観光客到着数上位10カ国を示すが、1位にフランス、2位にスペイン、5位にイタリア、6位に英国、8位にドイツ、10位にオーストリアと、上位10カ国中6カ国がEU加盟諸国で占められている。3位と4位にアメリカと中国が入っているが、これらの国は国土が広大な国である。これに対しフランス、スペインの国土はアメリカや中国の18分の1程度しかない。これらEU諸国には、比較的狭い国土に多くの観光客が到着していると言える。上述したように、ヨーロッパの世界全体におけるシェアは低下しているとはいえ、このようないくつかの加盟諸国への観光客到着数の著しい多さから見て、観光客は依然としてEUにとって大変重要である。

表3 国際観光客到着数上位10カ国（2005年）
（単位：百万）

1	フランス	75.9
2	スペイン	55.9
3	アメリカ	49.2
4	中国	46.8
5	イタリア	36.5
6	英国	28.0
7	メキシコ	21.9
8	ドイツ	21.5
9	トルコ	20.3
10	オーストリア	20.0

出所：UNWTO提供データより作成。

(2) 国際観光客からの収入・支出

UNWTOは、観光客の到着数に加え、国際観光客からの収入に関するデータも提供している。国際観光客からの収入とは、外国人観光客が目的地で使った宿泊、飲食、燃料、交通、娯楽、買い物への支出の総額である¹⁴⁾。ただし、交通に航空運賃などの国際運賃支出は含まれていない。表4は1960～2000年の国際観光客からの世界の地域別収入を示す

が、ヨーロッパの受け取りは世界全体の約半分を占めており、観光客はヨーロッパにとって収入面からも重要であると言える。しかしながら、国別に見ると、ヨーロッパは上位10カ国中6カ国を占めるものの、1位はアメリカで受取が群を抜いて多い（表5）。到着数の多さを考えると、ヨーロッパの観光客一人当たりから得られる収益はアメリカのそれよりもかなり低いと言える。

表4 観光客に関する受取（1960～2005年）
（単位：10億USドル）

	1960	1970	1980	1990	2000	2005
ヨーロッパ	3.9	11.0	61.6	142.9	232.5	348.3
アメリカ	2.5	4.8	24.7	69.3	130.8	144.6
アジア・太平洋	0.2	1.2	11.2	46.5	90.2	140.8
中東	0.1	0.4	3.5	5.1	17.6	27.6
アフリカ	0.2	0.5	3.4	6.4	10.5	21.5
ヨーロッパのシェア(%)	57	61	59	53	48	51

出所：UNWTO 提供データより作成。

表5 観光客に関する受取上位10カ国
（2005年）（単位：10億USドル）

1	アメリカ	81.8
2	スペイン	48.0
3	フランス	44.0
4	イタリア	35.4
5	英国	30.7
6	中国	29.3
7	ドイツ	29.2
8	オーストラリア	16.9
9	トルコ	18.2
10	オーストリア	16.0

出所：UNWTO より作成。

国際観光客の収入・支出は、EU25カ国全体で見ると、収支はほぼ均衡している¹⁵⁾。表6はEU25カ国全体および加盟諸国別の国際観光客の収入・支出を示すが、EU25カ国全体の収支は30億3800万ユーロの支出超過であるが、これはEU市民一人当たりになると、7ユーロに過ぎず、収支はほぼ均衡と言える。

加盟諸国別に見ると、収支は国によって異なる。国全体で支出が多いのはドイツ（584億3000万ユーロ）とイギリス（480億百万ユーロ）で、収支はそれぞれ、大幅な349億5700万ユーロ、233億1400万ユーロの支出超過である。他に収支が支出超過となっている国として、オランダ、ベルギー、スウェーデン、デンマーク、アイルランド、フィンランドが続く。

収入が多い上位3カ国はスペイン（384億9400

万ユーロ), フランス (339億8100万ユーロ), イタリア (284億ユーロ) である。フランスは収入も多いが支出も多いので収支で見ると順位を下げてしまう。収支は1位のスペイン (263億6900万ユーロ) が大きく入超で, 次がイタリア (104億4000万ユーロ), フランス (89億1100万ユーロ), 次にギリシャ (85億9100万ユーロ), かなり値を下げて, 次にポルトガル (39億300万ユーロ), オーストリア (35億4900万ユーロ) が続く。

表6 国際ツーリズムの収入・支出 (2005年)

	各国レベル (単位:100万ユーロ)			人口1人当り (単位:ユーロ)		
	収入	支出	収支	収入	支出	収支
EU25カ国	232,590	235,628	-3,038	504	511	-7
ベルギー	7,929	11,939	-4,010	759	1,143	-384
チェコ	3,726	1,942	1,784	365	190	175
デンマーク	3,977	5,195	-1,218	735	960	-225
ドイツ	23,473	58,430	-34,957	285	708	-424
エストニア	766	360	406	569	267	301
ギリシャ	11,037	2,446	8,591	996	221	775
スペイン	38,494	12,125	26,369	894	282	613
フランス	33,981	25,070	8,911	545	402	143
アイルランド	3,813	4,882	-1,069	928	1,188	-260
イタリア	28,400	17,960	10,440	486	307	179
キプロス	1,879	751	1,128	2,509	1,003	1,506
ラトビア	278	476	-198	121	206	-86
リトアニア	741	599	142	216	175	41
ルクセンブルク	2,906	2,398	508	6,387	5,270	1,116
ハンガリー	3,433	2,348	1,085	340	233	107
マルタ	610	217	393	1,514	538	975
オランダ	8,420	12,996	-4,576	516	797	-281
オーストリア	12,432	8,883	3,549	1,515	1,082	432
ポーランド	5,058	3,509	1,549	132	92	41
ポルトガル	6,376	2,473	3,903	606	235	371
スロベニア	1,449	770	679	725	385	340
スロバキア	1,011	731	280	188	136	52
フィンランド	1,757	2,460	-703	335	470	-134
スウェーデン	5,957	8,667	-2,710	661	962	-301
イギリス	24,687	48,001	-23,314	411	799	-388

出所: Eurostat (2007b) より作成。

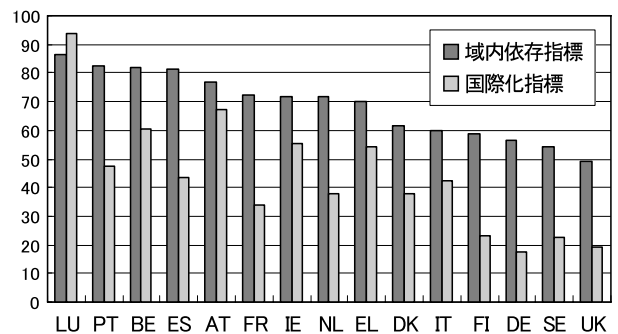
(3) EUのツーリズムの域内依存と国際化

図3は, Eurostat (2006b) により計算されたEUの15カ国の域内依存指標 (総国際観光客到着数に占めるEU15カ国からの観光客到着数が占める割合), および国際化指標 (集合的宿泊施設に到着した総観光客数に国際観光客数が占める割合) を図示したものである。これによると, 域内依存度はルクセンブルク, ポルトガル, ベルギー, スペインが80%

を超え, オーストリア, フランス, アイルランド, オランダ, ギリシャは70%を超える¹⁶⁾。EU内の主なツーリズム目的地はその観光客の大多数をEU域内に依存していると言える。

国際化度には国によって大きな相違が見られる。ルクセンブルクは90%を超え, 例外的に数値が高い。他に50%を超える国はオーストリア, ベルギー, アイルランド, ギリシャである。これらの国の共通の特徴は比較的小国であることと, ギリシャを除き隣国 (アイルランドの場合はイギリス, ベルギーの場合はルクセンブルクなど) との往来が盛んであることである。国際化度が低いのはドイツ, イギリス, スウェーデン, フィンランドである。これらの国の国際化度は20%前後で, 主にEU内の北部の国々である。残るポルトガル, スペイン, フランス, オランダ, デンマーク, イタリアの国際化度は40%前後である。

図3 EU15カ国のEU域内ツーリズム依存度とツーリズムの国際化度



出所: European Commission & Eurostat (2006) のデータより作成。

(4) 欧州のツーリズム産業

欧州のツーリズム産業は, 産業によって労働生産性に大きな相違が見られる。旅行業界のホールセラーの役割を担うツアーオペレーターはこの部門の中では極めて労働生産性が高い。ツアーオペレーター部門からの収益はヨーロッパの特定の国に集中しており, イギリス, ドイツ, フランス, イタリア, スペインだけで, EU域内のこの部門の全収益の約80%を占める¹⁷⁾。ツアーオペレーターに関しては1998年から2000年初めにかけて, ヨーロッパ大での大規模なM&Aが行われ, ドイツの旅行会社がイギリス, フランス, オーストリアの旅行会社を次々と傘下に

おさめて巨大な旅行コンツェルンを誕生させた¹⁸⁾。このような大規模M&Aがツアーオペレーターの集中と収益性の向上をもたらしたと考えられる。

宿泊施設に関しては、大規模ホテルチェーンの世界ランキング上位10の中に、ヨーロッパ勢としては世界的競争力を持つ大規模ホテルチェーンであるイギリスのインターコンチネンタルグループ（2004年の客室数は世界1位）、フランスのアコグループ（同4位）が入るものの、他の8つのホテルチェーンはすべてアメリカ資本である¹⁹⁾。ヨーロッパでは大規模ホテルチェーンが全宿泊施設に占める割合は、もっとも多いフランスでも21%程度であり、スペインでは約11%、イタリアやギリシャでは5%に満たない²⁰⁾。ヨーロッパにおいては中小規模のホテルの役割がいまだ圧倒的に重要である。

ヨーロッパのツーリズムは季節性がきわめて強い。たとえば、イタリアでは8月に宿泊施設の稼働率が70%を超えるが、オフシーズンの11月・12月・1月は15%程度に落ち込む²¹⁾。このような顕著な季節性の影響もあり、ツーリズム産業の雇用はパートタイムや季節雇用などの非正規雇用であることが多く、不安定である。多くの場合、ツーリズム産業の仕事は熟練をあまり要しないと雇用者から見なされ、低賃金であるなど概して労働条件が悪いのが特徴である²²⁾。また、多くの場合、宿泊施設や飲食店における仕事の多くが女性によって担われており、ツーリズム産業の雇用には性差構造が見られる²³⁾。

ツアーオペレーターの部門とは対照的に、ホテルや飲食店などは労働生産性が低い。しかしこの労働生産性の低さが雇用の増大に寄与する面がある。1995年から2001年の間で、欧州連合の雇用全体の増加率は4%であったが、ホテル・飲食店部門における雇用は12%も増大した²⁴⁾。年齢構造を見ると、ホテル・飲食店部門における雇用は2001年のデータで、15～34歳までが49.1%を占め、全産業（15～34歳の被雇用者は37.1%）よりも労働力が若い傾向がある²⁵⁾。

以上、3節ではヨーロッパのツーリズムに関する現状をごく手短かに概観したが、次節では

1982年以降のツーリズム政策について3つの画期に区分しながらその展開を見ていくことにする。

4 EUツーリズム政策の展開

(1) 1982～1992年：域内市場の完成とツーリズム政策

EUのツーリズム政策における最初のイニシャチブは1982年の『ツーリズムに関する共同体政策のための初めての指針』と題する欧州委員会コミュニケーションによって行われた²⁶⁾。

この最初のイニシャチブの特徴は、第1に、ツーリズムの共同体にとっての重要性を経済目的に限っていない点である。同指針は、ツーリズムの共同体にとっての重要性として、「雇用に対する大きな間接効果を持つとともに、北ヨーロッパ諸国と南ヨーロッパ諸国間の国際収支の安定に寄与してEC内の貧困地域の発展に役立つという経済的效果」だけではなく、何よりもまず「ツーリズムが加盟諸国間の密接な関係を緊密化するという目標に役立ち、ヨーロッパの諸国民を互いに接触させることによって欧州統合という建造物を強化すること」を挙げる²⁷⁾。

第2に、同指針はツーリズムと関連する共同体の他の分野の政策を幅広く挙げ、それらの分野においてツーリズムが考慮されるよう求めている。それらの分野とは、域内市場関連（通関検査の簡素化、国境での警察による管理の削減）、社会保障関連（旅行者のための社会保障制度の周知と簡素化）、市民保護（旅行中の交通事故時の共同体内での加盟国民平等の支援）、消費者保護（消費者としての観光客の保護や宿泊中の安全確保）、雇用関連（開業の権利とサービス提供の自由、職業訓練と資格の相互承認、職業的モビリティの改善のための欧州社会基金からの支援）、税制（ホテルとレストラン部門でのVAT税率の調和化）、エネルギー政策、運輸政策、地域開発政策（欧州地域開発基金からのツーリズムによる地域開発支援、欧州農業指導保証基金からの農村ツーリズム開発支援）、ヨーロッパの文化・

自然遺産の保護である²⁸⁾。

第3に、そのように広い関連分野を指摘しながら、共同体の優先課題としては、旅行の季節の延長、経済的に恵まれない地域における建築遺産の保存、社会福祉的・文化的・農村ツーリズムに的を絞っている²⁹⁾。の「旅行の季節の延長」とは、「学校と会社の休暇の集中は産業の効率性と地域開発の効果を減じる³⁰⁾」、「ハイシーズンの価格上昇と混雑の程度は旅行者にとって不快³¹⁾」であることから、休暇が一時期に集中しないようにする措置を検討し実施に移すことである。の「社会福祉的ツーリズム³²⁾」とは協会、共済組合、協同組合、労働組合などによって組織され、低所得者に旅行をし易くすることを目的とするものである。同指針の中ではこれについてほとんど説明がないが、この指針が理事会によって了承された後に出された、欧州委員会の観光分野における共同体措置の具体的提案の中には詳しい言及がある。それによると、社会福祉的ツーリズムはその形態は様々であるが、いくつかの共同体加盟国で実施されている。形態としては、共同組合や他の非営利組織によって管理される休暇施設の建設を支援する「建物への補助」と、低所得者に対して労働委員会と年金基金によって与えられる休暇バウチャーや、雇用者の補助と労働者の拠出金から支払われる休暇小切手といった「人への補助」がある。前者はベルギー、デンマーク、フランスで、後者はフランスとギリシャのみで行われている³³⁾。

第4に、これらの優先課題について特筆すべきは、それらが共同体諸国民間の公平性や、「社会的排除」の撲滅、より貧しい加盟国の支援という「ソーシャル」な理想に支えられていることである。このことは、この指針が結論部分において、の旅行の季節延長を優先課題とした理由として、ツーリズム産業の収益の向上よりむしろ、社会の大きな部分がツーリズムの成長から利益を得るに十分な所得を得ていないと言う事実を指摘し、社会のより貧しい人々がオフシーズン価格から利益を得ることができるようにすることを強調し、「社会的排除」と闘

う姿勢を見せているところに現れている³⁴⁾。また、の社会福祉的ツーリズムを、特定の加盟国の国民だけではなく、同じ低所得水準の他の共同体市民にも等しく利用可能にすべきであるという平等の要請を強調するところにも同じ発想が見て取れる³⁵⁾。

このような社会的平等性がツーリズムに持ち込まれたのは、1985年に発表された『域内市場白書』と、その後に加えられた域内市場の「社会的次元」が関係している。『白書』は1992年までに単一欧州市場を創設するため様々な域内障壁を撤廃することを目的とするものであったが、そのような経済的側面だけでなく、欧州市民の結束や欧州の労働者の権利などの社会的次元も発展させなくてはならないという考えが当時の欧州委員会内で支配的であった。その結果、1989年に採択を見たのが、欧州社会憲章である。しかしながら、1992年の域内市場の規制撤廃に関して社会的側面関連の指令採択の進展が遅かったのと同様に、ツーリズムに関しても、旅行者の自由移動への物理的障壁撤廃や、航空運送の規制などの共通運輸政策の分野については大きな進展が見られたものの、それ以外の分野の進展は遅かった。地域開発基金全体に占めるツーリズムの比重は極めて小さいものに過ぎず、共同体のツーリズム政策というにはほど遠かった³⁶⁾。

とはいえ、この時期、ツーリズムに関して意義のある制度的進展もなかったわけではない。1986年、ツーリズムに関する情報交換、協議、協力を容易にするため、加盟諸国の代表から構成されるツーリズム諮問委員会が設置された。ツーリズム諮問委員会は年に数回開催され、そこでは各加盟諸国がツーリズムに関して導入する措置に関して情報交換が行われる。そのように加盟諸国の利害関係者が会する場が設定されたことの意義は大きかった。また、1988年には閣僚理事会において1990年を『ヨーロッパ・ツーリズム年』と宣言する決定がなされ、そのための行動プログラムが採択された。『ヨーロッパ・ツーリズム年』は、ツーリズムの経済的・社会的重要性と国境の無いヨーロッパ市場にお

けるその役割についてヨーロッパ市民にデモンストレーションを行う絶好の機会となった。

(2) 1993年～2000年：欧州雇用戦略とツーリズム政策

この時期のツーリズム分野における展開として特筆すべきは第1に、基本条約における制度上の前進が見られたことである。1992年2月にマーストリヒトで欧州連合条約が調印されたが、同条約においてEUの基本条約中に初めて「ツーリズム」の文言が導入され、共同体がこの分野において行動する法的基礎ができた³⁷⁾。「ツーリズム」が条約中に挿入されたのは欧州連合における成長と雇用に対するツーリズムの経済的重要性や消費者問題、自然・文化遺産の保護などに対する関心の高まりを反映している³⁸⁾。この流れを受けて、欧州委員会は欧州におけるツーリズムを促進する目的で、1995年、ツーリズム分野におけるEUの役割に関する緑書³⁹⁾を提示し、翌年にはこの問題に関する議論を喚起するために、ツーリズム分野に関する『多年度プログラムに関する理事会決定のための提案』を採択した⁴⁰⁾。

第2に、それ以前は域内市場の完成やその社会的次元への配慮がツーリズムの意義として強調されていたのが、ツーリズムの雇用創出源としての重要性がより重視されるようになったことである。1992年市場統合の完成の期限が過ぎた頃から欧州経済のパフォーマンスは低下し、失業率は1997年まで悪化し続けた。そのような状況を打開するため加盟諸国は1997年11月、雇用に関する特別の欧州理事会をルクセンブルクで開催した。この会議の開催前の11月上旬、欧州委員会は観光と雇用に関する欧州会議を開催したが、この会議においてツーリズム産業の雇用創造の源としての重要性が強調され、ツーリズム産業の成長と雇用創造力を生かすためにEUがとるべき行動の指針について検討がなされた⁴¹⁾。ルクセンブルク欧州委員会の直後に開催されたツーリズム閣僚理事会でも、ツーリズムが加盟諸国の失業問題と闘うに大きな貢献を成しうることが認められ、同理事会は、会議に

おいて示された指針に沿って、会議の結論をさらに徹底的に追究し、翌年末までにこの分野における進展について理事会に報告するよう欧州委員会に求めた⁴²⁾。その報告の目的のために翌1998年に設置されたのがツーリズムと雇用のためのハイレベルグループである。

このハイレベルグループではドイツ最大のツアーオペレーターであるTUI社の代表取締役が議長を務め、グループのメンバーは欧州各国から、大手ツアーオペレーターの社長、経済学部教授などの大学関係者、産業観光委員会担当の議会議員、観光局の局長など政府関係者、世界旅行観光評議会の会長などの国際的組織所属者合計20名、それに1名の欧州委員会関係者から構成されていた⁴³⁾。業界利害関係者のトップ間のこのような会合は初めてのことであり、雇用創出という目的に向けてツーリズムを最大限活用する方法を検討する機会がツーリズム産業に影響力の強いメンバーに与えられたことは目的の実現可能性において画期的なことであった。

第3に、雇用の側面が重視されるようになったとはいえ、社会的排除と闘うという基本姿勢が否定されたわけではない。ハイレベルグループによって出された勧告の中には、欧州雇用戦略の実施、および社会的排除と闘うための優先的行動においてツーリズムに卓越した地位を与えるようにとの要求も挙げられている⁴⁴⁾。増大した失業問題に対して対処するという緊急課題を前にして、82年の基本指針に見られたような休暇に対する権利の平等というような視点から離れ、欧州の労働者の就業力をいかに引き上げるか、それこそが社会的排除からの予防であるという視点に政策の重点が移ったのである。

(3) 2001年～2006年：リスボン戦略とツーリズム政策

2000年のリスボン欧州理事会においては、欧州を世界で最も競争力のある経済にするという目標が掲げられた。これを受けて欧州委員会はツーリズムの分野において、『ヨーロッパのツーリズムの未来のために協働する』と題したコミュニケーションを理事会、議会、経済社会評

議会、地域委員会に送付している。

同コミュニケーションの目的は、リスボン欧州理事会で開発された利害関係者間の「開放的調整方式（OMC）」に基づいた機能的枠組みと、ツーリズム部門の利害関係者によって導入されるべき諸措置を提案することによって、1990年代の終わりから始まった雇用増大のためツーリズム産業を活用するプロセスを整理・統合することにあった⁴⁵⁾。

同コミュニケーションは、ツーリスト産業がヨーロッパの産業の中でもっとも経済的パフォーマンスがよいもののひとつであること、人口の老齢化などの変化によりツーリズムに対する需要が今後大きく変化しうることなどを指摘し、ツーリズムの促進は若者に就業の最初のチャンスを与え社会的排除をなくすことに寄与し、EU市民の生活の質を改善し、EU市民をより緊密にすることに役立つなどの意義を強調する⁴⁶⁾。そして、ヨーロッパのツーリズムの重要な課題としては、熟練労働力の欠如、交通手段の発展とそれがツーリストのフローに与える効果、サービスの質、持続可能な発展、環境保護に与える影響、新しい情報通信技術の採用と統合などを挙げ、課題に対応するためツーリズムのすべての利害関係者を巻き込んで戦略的なアプローチを取ることを提案している⁴⁷⁾。

戦略的アプローチの中身とは、ツーリズムに関する諮問委員会の役割の強化、欧州ツーリズム・フォーラムの開催、欧州委員会によるツーリズムに影響を与える共同体政策の発案過程へ利害関係者を早期に関与させること、また、すべての利害関係者に対して必要な情報と既存の共同体手段（資金を伴うものも伴わないものも含む）へのアクセスを容易にすること、EUのツーリズム統計作成のためにすべての加盟諸国にTSA（ツーリスト・サテライト・アカウント）を導入させるに必要な措置を取ることで、ツーリズムの持続可能な発展のため、自然資源の保護、環境と貧困の問題のツーリズム政策への抱合、企業の社会的責任などを含めたヨーロッパ・アジェンダ21の作成、社会経済的関心の強い一般的主題について指針になる文書の作成をEU、

加盟諸国、地方自治体政府レベルで促進すること（最初の作業として障害者向けのアクセス可能性基準の調和とツーリズムの学習分野の定義に関する2つのマニュアルを作成）などであった⁴⁸⁾。同コミュニケーションのアプローチは、TSAの導入などによりツーリズム産業における戦略を練るための基礎資料を整備し、強化された諮問委員会やフォーラムを通じてヨーロッパで利害関係者の利害を積極的に合致させていくという点で以前より「戦略的」とであると言えるだろう。

リスボン戦略はその後見直しが行われ、欧州委員会は2005年2月、リスボン戦略を改定した新しい戦略⁴⁹⁾を打ち出した。新しい戦略はより強く持続的な成長、より多くのより良い職を生み出すという2つに焦点を当てている。この新しいリスボン戦略を受けて、共同体ツーリズム政策形成への動きに弾みをつけようとして欧州委員会が再び発表したのが、2006年の『改訂されたEUツーリズム政策：EUツーリズム産業のためのより強いパートナーシップへ向け』と題するコミュニケーションである。

同コミュニケーションは、リスボン戦略の見直しの線を取り込み、「欧州ツーリズム産業の競争力を向上させ、ヨーロッパにおいて、また世界大で、ツーリズムの持続可能な成長を通じてより多くのより良い職を創造すること⁵⁰⁾」を共同体ツーリズム政策の目的とし、具体的には次のような提案がなされている。

すなわち、欧州のツーリズム産業の競争力を高め、成長と職の創造に役立つように、国およびEUの規制を積極的に改正する、ツーリズムに影響する諸提案を毎年特定し、それらがツーリズム産業の競争力に与える影響を早い段階から考慮する（政策の調整）、共同体の金融手段（ERDF、ESFなどの構造基金）の支出方法を改善することに焦点を当てる⁵¹⁾。

そして特にツーリズムの持続可能性を高めるために、2004年に設置されたツーリズム持続可能性部会（TSG）による検討の成果として近々上呈される予定の報告書に基づき、ツーリズムに対するヨーロッパ・アジェンダ21を作成す

る。ヨーロッパ・アジェンダ21の実施はより長期のプロセスだが、短期的行動としては、1)ツーリズム関連中小企業を支援する国内的・国際的諸手段を特定し、良い実践を交換するプロセスを設置する、2)ツーリズム部門におけるアクセシビリティの改善がマクロ経済成長と雇用、中小企業にとってのビジネスチャンス、サービスの質と競争力に与える影響を評価する、3)「すべての者にとってのツーリズム」の良い実践の交換を容易にする、4)ツーリズム産業における学習分野の設定方法に関するハンドブックを出版する、5)海岸や海洋関連のツーリズム産業における雇用トレンドを研究する、6)公的統計を開発し、ツーリズム産業に電子ビジネスが及ぼす影響や将来のインプリケーションを検討する、7)児童の性的搾取と闘うために加盟諸国、ツーリズム産業会、UNWTOと協働し、イニシャチブを取り続けることが挙げられている⁵²⁾。これらに加え、欧州のツーリズムの認知度を上げ、理解を深めてもらうために、統計を整備すること、ヨーロッパのツーリズム目的地の宣伝を支援すること、2002年以来の毎年、開催されている欧州ツーリズム・フォーラムを異なる加盟国において順次開催し、このイベントがヨーロッパ中で認知されるように努めることが提案されている⁵³⁾。

この2006年の提案の基本路線は2001年のコミュニケーションの延長線上にあるが、児童の性的搾取と闘うためのイニシャチブを取ることを挙げるなどの新しい要素も含まれている。また、持続可能なツーリズムの促進が強調されるようになったのも大きな特徴となっている⁵⁴⁾。

5 欧州統合とツーリズム — 若干の考察

(1) 欧州統合がもたらす効果—域内移動の促進

ヨーロッパは世界でもっともツーリスト到着数の多い地域であるが、国によってばらつきはあるものの、EUへの国際ツーリスト到着数のうち6～8割はEU域内ツーリストであったことを3節において見てきた。この域内ツーリストのシェアの高さは、もちろん地理的な近接性も

大きい。いくつかの点で、EU統合のプロセスそれ自体が域内ツーリズムを促進する効果を持つためである。

第1に、EUは統合の推進のため、様々なフォーラムやイベント、シンポジウムなどを開催してきたが、それによってEU域内のビジネスツーリズム（ビジネス目的での宿泊を伴う移動）を増大させてきた。また、EUは行政機関を加盟諸国に分散させているが、EUの行政機構の拡大も人の移動の増大に寄与している。

第2に、EU統合によって促進された様々なネットワークも域内ツーリズム需要の増大に寄与している。EUは域内市場を創設し、これによってEU企業の商業活動やM&Aの活動が活性化されたが、企業の製造・流通・販売のEU大でのネットワークの形成はビジネス目的の移動を増大させる。また、EUはソクラテスプログラムの下、高等教育機関から初等教育や幼稚園まであらゆるレベルでの教育機関のネットワークの形成にも関与してきた⁵⁵⁾。このようなネットワークが増えることにより、教育目的のツーリズム移動が増大する。

第3に、EUはEU諸国民すべてに共通のEU市民権と域内移動の自由および滞在の権利を保障し、共通のパスポートを与えるなど移動の便宜を図っており、EU大の社会保障制度の調和化も進められている。そのようなEU共通の基盤に側面から支えられ、それがもたらす友人や親戚への訪問を含む個人のツーリスト到着数を促進する効果をもつ⁵⁶⁾。

第4に、拡大プロセスもツーリズムを刺激する。域内市場関連の制度的発展に加え、EUは今日まで6次に渡って拡大を続けてきた。とりわけ2004年の拡大は、バルト三国、ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、スロベニア、マルタ、キプロスという東欧を中心とした新規加盟国を10カ国も迎えたが、これらの国々との経済的交流が活発になるにつれ、これらの国々との間のツーリズムも増大した。2007年にはルーマニア、ブルガリアも加わり、今後もEUはさらなる拡大の可能性を持つが、このようなEU統合の拡大プロセスもツーリズムをさらに

増加させる効果を持つと考えられる。

(2) EUにとってのツーリズム政策の意義

ツーリズム政策はEU統合に対してどのような意義をもつであろうか。

EUは世界中から観光客を引き付ける文化遺産や景観を持つ⁵⁷⁾。このためツーリズム産業はEUにとって雇用の創出源となる重要な産業である。しかし、3節で見たようにツーリズム産業は概して労働条件が悪く、雇用が不安定で、労働者のスキルアップの制度化が課題となっている。もしもEUのイニシャチブによって、ツーリズム産業の労働者のスキルの引上げが促進され、業界により魅力的な労働環境を作らせることに成功するならば、雇用の増大と職の質の向上という改定されたリスボン戦略の実現に大きな意義を持つ。

ツーリズムの増大はツーリズムの目的地の混雑、環境への負荷をもたらすため、近年、「エコツーリズム」や「持続可能なツーリズム」が世界的に注目されるようになった⁵⁸⁾。環境汚染はツーリズムにとっての貴重な自然資源・文化資源にダメージを与えるが、環境問題は国境を超えて負の影響を他の国に与える問題であるため国際的な取り組みが不可避である。加盟諸国間の利害を調整しながら、持続可能なツーリズムの促進に向けた発案においてEUがイニシャチブを取れるのであれば、EUがこの分野において世界を牽引することができるかもしれない。

環境問題に加えて重要な課題としては、高齢化する人口問題への対応がある。欧州委員会は人口の高齢化が進むと、観光客の中に身体の不自由な人間も増えると予測し、このような人々が旅行しやすい環境をEU加盟諸国全体で整え、EU市民の移動・旅行の自由に寄与するとともに、EUのツーリズム企業にとってはこれをビジネスチャンスとして捉えるよう促そうとしている。EUの市民的・社会的権利に対して配慮をしつつ、ツーリズム企業に先進的な取り組みをさせてモデルケースを作ること的成功すれば、ツーリズム政策においてEUが世界的に先導的な役割を果たすことができるだろう。

6 おわりに

本論文ではEUの域内ツーリズムの概要と、EUのツーリズム政策の今日までの展開を見てきた。その上でEUがツーリズムの分野においてイニシャチブを取り続けることの意義について若干の考察を与えた。ヨーロッパはその相対的地位は弱まってきたものの、依然として世界でもっとも観光客を引きつける地域であり、ツーリズムはEUにとって極めて重要な事象である。

本論で見たように、欧州統合の発展とともにその重点を移しながらも、EUツーリズム政策の核となる要素は守られてきた。すなわち、EUのツーリズム政策は単なる観光産業振興補助政策ではなく、ツーリズム産業の振興から得られる経済的利益の追求のみをそのツーリズム政策の目的としているのではなく、ツーリズムの振興補助を通じたEU市民の社会的結束や公平性への配慮などより広い視野を含むものである。

そのスピードは遅いながらも、EUのツーリズム政策を支える制度化が少しずつ進んできている⁵⁹⁾。マーストリヒト条約において「ツーリズム」の文言が、共同体の目的の中に導入されたのはひとつの大きな前進であったが、欧州憲法条約には「ツーリズム」に関する章が挿入されており、欧州憲法条約を改定した「改革条約」においてもその章は引き継がれた。この枠組みがツーリズムの具体的政策にとってどの程度効果を持つのか現段階では評価は難しいが、マーストリヒト条約に雇用政策の章が挿入されたことによりEUの雇用政策が発展したことから考えると、この条約が批准されて発効すれば、新たな展開が見込まれるだろう。

EUが企業の利益、観光客の利益、環境など様々な利害をどのように調整し、ツーリズム政策について「ヨーロッパモデル」を構築していくのが注目したい。

注

- 1) このキャンペーンを契機に2006年には観光立国推進基本法が成立した。同法の概要は道端(2007)を参照。
- 2) 社団法人日本旅行業協会のHP参照。http://www.jat-net.or.jp
- 3) 小西(2006)中の総合観光政策審議官のプレゼンテーションを参照。
- 4) この論文ではEUについて述べる際には観光政策という言葉が極力用いない。次節で述べるが、ヨーロッパの「ツーリズム」という概念は日本で使われるいわゆる「観光」とは異なるからである。
- 5) たとえば溝尾(2003)に日本における観光の定義が整理されているが、1969年に観光政策審議会の答申において「観光」は日常生活圏を離れて行うレクリエーションと定義されている。高寺(2006)によると、観光政策審議会は1995年の答申の中でも「観光」は余暇時間の中で日常生活圏を離れて行う様々な活動であるとしており、依然として余暇が日本の観光の定義の必須要素になっている。
- 6) 外国研究者によるツーリズムの定義には様々なものがある。そのような様々な定義は溝尾(2003)pp.2-3を参照。しかし、本論文ではツーリズムの定義に関する詳細な議論には立ち入らない。
- 7) 日本の統計では、「友人、親戚訪問」は観光の活動に含まれない。UNWTOのツーリズム統計に比較して日本の国内観光統計の現状と課題を示したものととして、小西(2005), pp.219-264を参照。これに対し、EUの統計は友人、親戚訪問目的の旅行もツーリズム統計に含まれている。
- 8) UNWTOのツーリストの定義について高寺(2006), pp.202-203, 河村(2004), pp.30-33などを参照した。
- 9) マック(2005), p.74。
- 10) TSAについては小西(2005), pp.265-299, 河村(2004), pp.33-37などを参照。
- 11) ブル(1998), p.40。
- 12) ツーリズムの経済学に関する基礎は、ブル(1998), シンクレア(2001), 中崎(2002), 河村(2004), マック(2005)を参照し、この項および次項を記述した。これらの文献においてはツーリズムの消費者の需要、ツーリズムの供給者(企業)の供給、ツーリズムにおける不完全競争、政府の役割など、ミクロ経済学からのアプローチと、観光所得乗数のようなマクロ経済学からのアプローチの両方からツーリズムをとらえる方法を紹介する。本論文の主な目的はEUのツーリズム政策の展開であって、これらツーリズムの経済学の文献に貢献することではない。したがってこの項での記述はこれらのツーリズムの経済学に関する文献の中から3節以降の記述の背景として述べておくべきと判断したごく一部のみを要約している。これらの文献では所得上昇は需要を増大させる要因とされているが、ブル(1998)では、時間による絶対的な制約があるため、所得が上昇したとしても、需要量が必ずしも増えるとは限らない、また、旅行目的がビジネスであるか、休暇目的であるかによって旅行に対する需要の所得弾力性は異なるケースなどが紹介されており、EU諸国の所得上昇がどれだけツーリズムを実際に増加させるのかを示すためには本来であればより具体的な実証研究を要するだろう。ここでは一般的ケースのみを考え、ツーリズムの経済学の詳細な議論は行わない。
- 13) UNWTOの統計によると、1950年の世界の国際ツーリストの到着数はわずか2500万人で、この戦後まもなくとの比較においてツーリズムの発展はいっそう顕著である。国際ツーリストのフローに関するデータは毎年、UNWTOの年鑑(Yearbook)に、ツーリスト収入・支出などのデータは要覧(Compendium)に掲載される。最新の観光データの概観はWorld Tourism Barometer(年3回発行)。UNWTOのHPIにも一部データの提供がある。UNWTOの国際ツーリズム統計の読み方についての注意事項は、高寺(2006)に詳しい。それによると、国際ツーリストの到着数と言っても、国によって統計を取る方法が異なり、各国比較や集計の際には注意が必要である。
- 14) 高寺(2006), p.218。
- 15) 収入・支出データはEurostat(2007b)。表中には示さなかったが、一人当たりの計算の際、EUのHPより入手した人口データを用いた。
- 16) データはEuropean Commission & Eurostat(2006)より。
- 17) Leidner(2007), p.29。Leidner(2004), p.36。
- 18) Leidner(2004), pp.60-62。および高寺(2006), pp.76-108。
- 19) Leidner(2007), p.30, 高寺(2006), pp.129。ちなみにMKG Consultingのデータによると、2007年1月1日現在の順位は、インターコンチネンタルの1位は不動であるが、アコーは5位に順位を下げている。
- 20) Leidner(2004), p.40。
- 21) Leidner(2004), p.39。この強い季節性についてはウ

- イリアムス (1992) , pp.25-27にも指摘されている。
- 22) ブル (1991) , p.216 .
- 23) シンクレア (2000) , p.177-179 , および Eurostat (2007a) .
- 24) Leidner (2004) , p.43 , Leidner (2007) , p.37 .
- 25) Leidner (2004) , p.45 .
- 26) それ以前にも散発的に経済社会評議会でツーリズムが取り上げられたことはあった。そのような政策文書としてSEC(71)357 , SEC(71)3916があるが、本論文では取りあげない。今後の課題としたい。
- 27) Commission of the European Communities(1982) , p.5 .
- 28) Commission of the European Communities(1982) , pp.5-9 .
- 29) Commission of the European Communities (1982) , pp.9-10 .
- 30) Commission of the European Communities (1982) , p.7 .
- 31) Commission of the European Communities (1982) , p.7 .
- 32) ウィリアムス(1992) , p.235ではこのように訳されており、わかり易いのでこれを表記に用いたが、原語Social Tourismを「ソーシャル・ツーリズム」としてそのまま訳す使い方もある。
- 33) Commission of the European Communities(1986) , pp.9-10 .
- 34) Commission of the European Communities(1982) , p.7 , p.9 .
- 35) Commission of the European Communities(1986) , pp.9-10 .
- 36) ウィリアムス(1992) , p.306 .
- 37) ただし、目的の部分にTourismの語が入っているのみで、ツーリズムについての『章』は立ち上げられていない。この『章』を立ち上げるかどうかについての議論があったが、これについての詳細は本論文では残念ながら扱えなかった。欧州憲法条約の邦訳は小林、細井、村田(2005)を参照した。
- 38) Commission of the European Communities(1995) , p.3. 参照。
- 39) Commission of the European Communities(1995) .
- 40) この多年度プログラム , Commission of the European Communities(1996) は、1997年1月1日から4年間で欧州ツーリズムの質と競争力を高めることを一般的目的とするものであり、具体的行動としては ツーリズム産業に関する統計情報の整備、 ツーリズムのための法的・資金的環境の改善、 持続可能なツーリズムの促進およびツーリズムの発展のための障害の除去による欧州のツーリズムの質の引上げ、 域外諸国からの観光客数の引上げなどが提案されていた。欧州議会、欧州経済社会評議会、地域委員会から好意的に受け止められたが、閣僚理事会で全会一致は得られず、この提案は最終的には成立に至らず、2000年に欧州委員会は正式に提案を取り下げたという。
- 41) Commission of the European Communities(1997) .
- 42) Official Journal of the European Communities C 178/4 23.6.1999 .
- 43) High-Level Group on Tourism and Employment (1998) , p.7 .
- 44) High-Level Group on Tourism and Employment (1998) , p.19 .
- 45) Commission of the European Communities(2001) , p.3 .
- 46) Commission of the European Communities(2001) , pp.4-5 .
- 47) Commission of the European Communities(2001) , pp.4-5 , p.9 .
- 48) Commission of the European Communities (2001) , p.10-16 .
- 49) Commission of the European Communities (2005b)
- 50) Commission of the European Communities (2006) , p.4 .
- 51) Commission of the European Communities (2006) , pp.4-7 .
- 52) Commission of the European Communities (2006) , pp.7-8 .
- 53) Commission of the European Communities (2006) , pp.8-10 .
- 54) この提案の中の要請を受け、持続可能性部会 (TSG) が提出したのが、2007年2月に『より持続可能性の高い欧州ツーリズムのための行動』(Report of the Tourism Sustainability Group: “ Action for More Sustainable European Tourism ”) と題する文書である。この報告書は公共団体や民間企業、その他の団体向けに、欧州ツーリズムの持続可能性を高める行動を奨励する内容となっている。
- 55) 教育分野のネットワークを促進するEUの政策については拙稿 (2004) を参照されたい。
- 56) EUの滞在の権利の付与はツーリズムを増大させると面もあるが、移住も促進する。移住はツーリズムの定義に含まれないのは述べたが、観光客の増加分と移住による減少分が相殺されれば統計上数の増加が現れないかもしれない。移住とツーリズムの

関係にはより詳しい検討が必要である。

57) たとえば、最近日本でも注目度が高まってきている「世界遺産」の約37%はEU諸国内に所在している(2006年末時点)。

58) 国連は2002年を「国際エコツーリズム年」に指定し、ツーリズムの環境に対する影響について注意を喚起した。エコツーリズムという理念が出てきた背景や、エコツーリズムが陥り易い問題点などは、吉田(2003)や橋本・佐藤(2003)を参照。

59) Thomas(2003)はEUのツーリズム政策について「文書、決議といくつかの指令を生産することに限られている」(p.404)と厳しい評価を与える。しかし、ツーリズムのような分野においては各国の地域振興や開発政策との関係でEUが中央集権的に計画を加盟諸国に実施させるのは無理である。それよりもツーリズムに関する利害関係者(業界関係者と政府関係者のみならず、消費者としてのツーリストも含む)が利害を調整させる場をEUがもたらすことに意義があり、この意味でEUツーリズム政策は意義は決して小さくないと思われる。ツーリズムの分野にもEUが導入するとしているOMC(開放型調整方式)の問題点と意義等は、福田(2006)を参照。

参考文献

- Commission of the European Communities (1982), "Initial guidelines for a Community policy on tourism", Communication from the Commission to the Council, (COM(82)385 final), Bulletin of the European Communities, Supplement 4/82.
- Commission of the European Communities (1986), "Community action in the field of tourism", Commission Communication to the Council transmitted on 31 January 1986, (COM(86)32) Bulletin of the European Communities, Supplement 4/86.
- Commission of the European Communities (1991), "Community Action Plan to assist Tourism", COM(91) 97 final, 24 April 1991.
- Commission of the European Communities (1995), "The role of the Union in the field of tourism", Commission Green Paper, COM(95) 97 final, 04.04. 1995.
- Commission of the European Communities (1996), "Proposal for Council Decision on First Multiannual Programme to assist European tourism - Philoxenia (1997-2000)", COM(96) 168 final.
- Commission of the European Communities (1997), "Employment and Tourism: Guidelines for Action", (Luxembourg, 4 and 5 November 1997) final report.
- Commission of the European Communities (2001), "Working together for the future of European tourism", COM(2001) 665 final.
- Commission of the European Communities (2003), "Basic orientations for the sustainability of European tourism", COM(2003) 716 final.
- Commission of the European Communities (2005a), "Common Actions for Growth and Employment: The Community Lisbon Programme", COM(2005) 330 final.
- Commission of the European Communities (2005b), "Working together for growth and jobs: A new start for the Lisbon Strategy", COM(2005) 24.
- Commission of the European Communities (2006), "A renewed EU Tourism Policy: Towards a stronger partnership for European Tourism", COM(2006) 134 final.
- Eurostat (2007a), "Eurostat Data in focus: Employment of women in the tourist accommodation sector".
- Eurostat (2007b), "Inbound and outbound tourism in Europe, (Statistics in focus: industry, trade and services; population and social conditions, 52/2007)".
- European Commission & Eurostat (2006), "Panorama on Tourism", 2006 edition.
- High Level Group on Tourism and Employment (1998), "European Tourism - New Partnerships for jobs".
- Lanza, Alessandro, Anil Markandya, & Francesco Pigliaru (2005), "The Economics of Tourism and Sustainable Development", Edward Elgar.
- Leidner, Rudiger (European Commission) (2004), "The European Tourism Industry: A multi-sector with dynamic markets: Structures, developments and importance for Europe's economy".

- ・ Leidner, Rudiger (European Commission) (2007), "The European Tourism Industry in the Enlarged Community: Gaps are potentials and opportunities".
- ・ Thomas, Barry (2003), 'Chap. 14. Tourism' in: Peter Johnson (2003) "Industries in Europe: Competition, Trends and Policy Issues", Edward Elgar.
- ・ UNWTO (2007), "World Tourism Barometer", Volume 5, No.2, June.
- ・ 安達清治 (2001)『ツーリズムビジネス—日本と世界の旅行産業 (改定版)』, 創成社.
- ・ 石原照敏 (2001)『地域政策と観光開発—フランスとEUの事例研究—』(阪南大学叢書), 大明堂.
- ・ 石原照敏・吉兼秀夫・安福恵美子 (編)(2000)『新しい観光と地域社会』, 古今書院.
- ・ 河村誠治 (2004)『観光経済学の原理と応用』, 九州大学出版会.
- ・ 小西康生 (編)(2005)『「ツーリズム」関連統計—その現状と課題』(研究叢書65), 神戸大学経済経営研究所.
- ・ 小西康生 (編)(2006)『"観光"から"ツーリズム"へ—多様なツーリズムの可能性を探る—』(研究叢書67), 神戸大学経済経営研究所.
- ・ 小林勝 (監訳・改題)・細井雅夫・村田雅威 (訳)(2005)『欧州憲法条約』, 御茶の水書房.
- ・ 高寺奎一郎 (2006)『国際観光論—平和構築のためのグローバル戦略』, 古今書院.
- ・ 中崎茂 (2002)『観光の経済学入門—観光・環境・交通と経済の関わり—』, 古今書院.
- ・ 橋本和也・佐藤幸男 (編)(2003)『観光開発と文化—南からの問いかけ』, 世界思想社.
- ・ 福田耕治 (2006)『欧州憲法条約とEU統合の行方』, 早稲田大学出版部.
- ・ 本田雅子 (2004)「EUのモビリティ促進政策 (その1)—域内市場関連および教育分野の側面からの制度発展—」『経済研究所所報 (秋田経済法科大学経済学部経済研究所)』第32輯, pp.31-50.
- ・ 前田勇 (2006)『現代観光総論 (第三版)』, 学文社.
- ・ 道端忠孝 (2007)「観光立国推進基本法の成立」『ノースアジア大学国際観光研究 (創刊号)』, ノースアジア大学総合研究センター国際観光研究所, pp.21-30.
- ・ 溝尾良隆 (2003)『観光学—基本と実践』, 古今書院.
- ・ 吉田春生 (2003)『エコツーリズムとマス・ツーリズム—現代観光の実像と課題』, 大明堂発行.
- ・ 米浪信男 (2000)『観光と地域経済』, ミネルヴァ書房.
- ・ ウイリアムス, アラン・M.&ガレス・ショー (編著), 廣岡治哉 (監訳)(1992)『観光と経済開発—西ヨーロッパの経験—』, 成山堂書店.
- ・ ブル, A.著, 諸江哲男他 (訳)(1998)『旅行・観光の経済学』, 文化書房博文社 (原著: Bull, Adrian (1991), "The Economics of Travel and Tourism", Pitman).
- ・ シンクレア, M.T. & M.スタブラー(著)・小沢健市 (訳)(2001)『観光の経済学』, 学文社 (原著: M. Thea Sinclair & Mike Stabler, (1997) "Economics of Tourism").
- ・ マック, ジェームズ著, 瀧口治・藤井大司郎 (監訳)(2005)『観光経済学入門』, 日本評論社 (原著: Mak, James (2004), "Tourism and the economy", University of Hawaii Press).

東洋の叢智を活用したコーチング

吉 田 勝 廣

目 次

- ・ はじめに
- ・ 学習者の情報収集
- ・ 目標達成循環サイクル
- ・ 人間の特性
- ・ 学習意欲のバイオリズム
- ・ 自己実現をサポートするコーチング
- ・ 結びにかえて

・ はじめに

企業における利益計画の問題は、突き詰めていくと、結局のところ人間の問題で、労務管理の問題になってくる。企業経営の中で一番難しい問題は、労務管理や人事管理であると言われている。すなわち、人事管理というものは究極のところ、従業員 1 人ひとりが持っている能力なり才能を、企業内において 100% 以上発揮させるように組織的に管理を行うことである。たしかに、経営環境の厳しい状況下で、能力開発戦略は企業の盛衰に直結していることを見逃してはならない。

また、経営トップから組織構成員 1 人ひとりに至るまで会計数値を理解し、科学的な考え方を教育訓練することによって、会計の合理化（コスト意識・節約・投資効果を上げるなど）が図れると考えられるからである。たとえば、生産現場から発生する廃棄物の削減ができれば、企業利益の向上に貢献することができる。確かに、企業の業績を高める方法にはいろいろあるが、投入の質として重要なのは労働力の質の問題であるといえる。組織構成員 1 人ひとりの能力開発や人材の育成をはかり学習能力を高めるだけでなく、違法行為を行わないという高い倫理観も必要不可欠であると考えられる。いずれにしても、人事管理の問題として捉え、組織構成員 1 人ひとりの能力を最も効果的な利用法の発見に努めなければならない。確かに、企業経営の担い手は人間であるから、まず何よりも、適切な人を得ることによって、はじめて成長発展していくものである。

このようにみえてくると、企業においても、大学においても、人材の育成と開発は改めて言う必要はないほど認識されており、さまざまな教育手法や教材の開発がなされてきたのである。

そこで本稿では、複雑な人間を多面的な角度から考察するのではなく、学習者（組織構成員）1 人ひとりの個性を活かすという視点から、東洋の叢智を基にして、人間の特性について考え、さらに自己実現をサポートするコーチングについて考察することにする。

・学習者の情報収集

学校における学習指導および職業指導に関して言えば、教育指導者（教師）が多様な学生（生徒）を個別的に把握すると同時に、学生の自己理解がなければ、的確な指導なり助言、あるいは援助することができない。すなわち、教育指導者は、学生1人ひとりの特性（個性）を十分に把握したうえで、学習指導なり、職業指導に当たることが要求されている。

まず初めに知るべきことは、学生1人ひとりの情報（個人の資料収集）が重要になってくる。すなわち、学生1人ひとりの情報収集は、学生のキャリア設計（人生設計）を考え、それぞれの学生に合わせた積極的なビジョン構築をサポートすることになる。たとえば、学習の指導方法や職業選択の決定、あるいは学生生活や課外活動、就職活動、人間関係、能力開発などに活用をはかることができる。その収集の方法には、いくつかの方法がある。

学生の諸記録による方法

面談による方法

性格テスト・適性検査、あるいは調査による方法

学生（個人）を観察する方法

などが挙げられる。

ここでいう個人資料の構成要素とは、能力、人格、身体の3つから成り立っていると考えられる（図1参照）。

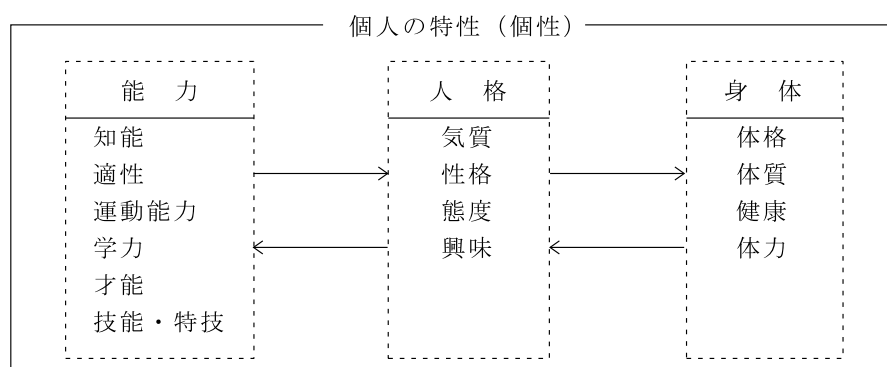


図1 個人の特性の構成要素

個人資料の作成に関しては、学習の基本的な認識を共有した後、教育データとして入力しておけば、学生管理資料の1つとして利用することができる。たとえば、学生の能力開発に役立てるとともに、学生1人ひとりの学習指導、あるいは就職指導などにも活用することができる。また、学生管理の基礎データとして、今後ますます重視されることになるであろう。

ここで大切なことは、教育指導者1人だけの見識で学生を判断してはいけない。なぜなら、今までの人間関係の中から経験的に把握してきたカテゴリーでその人のイメージを作り上げてしまう傾向がある。たとえば、「軽率な人」、「のんびりした人」、「理屈ばい人」などというように、人柄に関する分類であるといえる。

それでは、一体、どのようにして、人間の特性を分析し、それを適切に理解するか、ということは、非常に古くて、かつ新しい問題である。そこで、人間は生きている限り、様々な欲望（要求）から行動として現れてくるものである。逆に言えば、人間の行動傾向がその人の「こころ」の一部

であるといえる。すなわち、人間がいかに行動するかという行動傾向に焦点を当てて述べることにしよう。

・目標達成循環サイクル

学習者は、それぞれ多様な目標なり目的、あるいは信念などを所有しているのであるから、個性を尊重しながら、目指す目標が達成可能であることを学習者が実感できるか否かが鍵となる。したがって、学習者の個性を尊重しながら、目指す目標と実行の戦略を提示して、実現可能性の高さを納得させなければならない。また、学習者のやる気、そして能力の高さ、それを実証する過去の実績があれば、教育指導者のもとで達成できるという実感が学習者に反映されることになる。その結果、目指す目標が達成できれば、さらに高い目標にチャレンジすることが可能となる。

それでは次に、目標達成循環サイクルとして、次の6つを挙げることができる。

「強い信念と明確な目標」を設定

「天性の素質」を見抜く

「やる気」を確認

「心」で決定

「体」で行動

結果・評価

以上の6つを、より具体的に言えば、次のとおりである。

「強い信念と明確な目標」を設定。

成功するためには、まず強い信念と明確な目標を設定することである。ここでいう信念とは、「私はできる」という強い信念のことである。ほんとうに重要なのは、「私はできる」と心から信じてことであり、自分の心の中で約束することである。逆に、自分の心が弱気になってしまうと、たとえば「私はもう無理（ダメ）である」と思った時から、失敗への道を辿ることになる。

また、目標を設定する場合は、学習者の個性や能力を見極めて、小刻みに目標を設定することである。ここでいう小刻みの目標とは、1週間の目標を決め、そして1日の目標を達成し続けることである。学習意欲（やる気）を持続させるためには、学習者に達成感（自信）を持たせることである。

成功の秘訣は、目指すゴールを低くして、小さな成功を数多く積み重ねていくことが、目標達成の近道であるといえる。

「天性の素質」を見抜く。

まず第一に考えて置かなければならないことは、学習者がどのような本質を持っているかである。

そこで、人間の性格というのは、先天的に与えられた様々なものを基盤にして、それに加えて後天的（環境の変化）なものが積み重なって、様々な性格ができあがるものと考えられる。ここでいう先天的とは、家系、性別、両親、兄弟、性格、才能などである。さらに、後天的なものとしては、友人、知人、恋人、配偶者などの人間関係、学校、趣味、職業、会社などである。

まず第一に考えなければならぬことは、自分自身をあるがままに見つめ、どのような素質が与えられているかを知らなければならない。とはいっても、現実には、先天的に与えられた素質を適確に捉えることは、はなはだ困難といわざるをえない。

周知のように、自分自身のことを適確に捉えることができれば、意識していなかった自分の行動傾向、あるいは眠っている能力に気づくことになる。この結果として学習者は、これからの行動（学習）の手がかりとなるであろう。

教育指導者の立場からすれば、学習者の能力を開花させるためには、学習者一人ひとりの素質に合わせて、指導内容や指導方法を柔軟に使い分けることが重要である。

したがって、学習者一人ひとりの素質を見極めた上で、その素質がどのような分野において能力を発揮するのか、あるいは、どういう欠点や長所があるのかなどを理解し、一番良い方法を選択してあげることが、教育指導者の役割の1つでもある。もちろん、素質が分かれば、その素質をねじまげるような方法ではなく、その素質をいかに活用するかである。

したがって、人の心を捉える能力はきわめて重要であり、さらに、これを活用する能力が求められることは言うまでもない。また、教育指導者からいえば、たいいていの学生（生徒）は、潜在能力を持った素材のまま入学してくるのが、現状である。

「やる気」を確認。

人間には実に様々な「気」というものがある。ここでいう「気」とは、「やる気」のことであが、逆に「やらない気」というものもある。

もともと「気」というのは、一種のエネルギーみたいなもので、走るとか、飛ぶとか、乗るとかで、目には見えないパワーみたいなものである。

人間は、物事を始める前に、まず、やろうとする「気」が走るのである。たとえば、「今日は数学の勉強しよう」と言って気持ちが、最初に走るのである。何事においても、一番最初に気持ちが走るのであるが、この段階においては、まだ物事は何もやっていないのである。つまり、この段階では、まず気が走っただけで、やり方であるとか、実行する時期については、まだ考えていないのである。

したがって、学習者の意志、すなわち「やる気」を確認することが大切である。たとえば、まず「数学の勉強しよう」といって気持ちがまず先に走るわけである。そして、次の段階では、頭で考えるのである。つまり、方法（予習・復習など）について考えるのである。

「心」で決定。

物事を始める前に、まず気が走って、方法や時期を頭で考えたならば、次に実際に実行に移さなければならぬのであるが、実行に移す力が、「心」なのである。つまり、「今だ」と決心するわけである。したがって、「心」は物事を決定する機関であるといえる。たしかに、物事を始める前に、まずやる気がでてきて、どういう方法でいつ行動に移すのかを「心（頭）」で考えなくてはならないのである。

ところが、人間がやる気が出てきて、そして心で決定したのであるが、時期と方法が悪かったために、物事がうまく進まないということがある。つまり、やっていいときと、悪い時の見る目を持たなければならない、ということになる。

このように考えると、人間が「やる気」が出てきて、「今だ」と決心するわけである、つまり、心が時（タイミング）を決定するのである。

したがって、早すぎても不可、遅すぎても不可なのである。なぜなら、この最適のタイミングを見つける能力が必要になってくるのである。というのは、何事においても、成功のポイントというのは、その時のタイミングを見極めることが重要であるといえる。たとえば、一輪車を乗るように、タイミングを上手につかむことができれば、一輪車を操ることができるのである。

「体」で行動。

人間は、体と心から成り立っている。たしかに、人間の体というものは、心が働きかけてはじめて活動するものである。言い換えれば、人間の体というのは目標達成のために行動に移すのである。体、つまり行動力のことである。ということは、「やる気」が出てくると、「実行」に移すこととは別であるといえる。

そうだとすると、目標を立てて行動を開始したら、「命がけ」のアクションを展開し、最後の最後まで「諦めず」に繰り返すことである。したがって、決死の覚悟で、最後まで諦めず行動することである。

結果・評価

最後に、「学習（仕事）の結果を評価」することである。つまり、学習を計画どおり実施し、その結果がどうであったかをチェックし、次の目標に反映させなければならない、ということである。

また、学習者が修正できるようにドシドシ助言をすることは教育指導者の義務である。「7つほめて、3つ叱れ」とい言葉があるように、上手にほめることが、学習者自身の成長を促すことによって、また、やる気を引き出し、明日への力を蓄積するのである。

したがって、学習（行動）した成果を次の学習予定に生かすフィードバック効果を通じて、1つひとつのサイクルを向上させていかなければならない。螺旋階段のように上がっていくのが理想であるといえる。

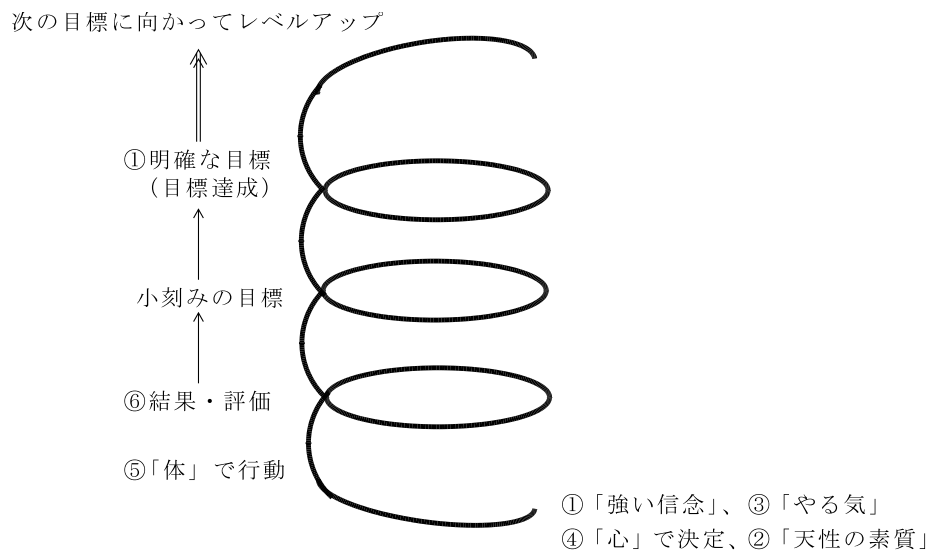


図2 目標達成循環サイクル

以上が、目標達成循環サイクルである。すなわち、「強い信念と明確な目標」を設定、「天性の素質」を見抜く、「やる気」を確認、「心」で決定、「体」で行動、結果・評価の6つに分類し、この中で最も重要と思われるものは、の「天性の素質」を見抜くことであると筆者は考えている。

たとえば、菊の種が1つある。そこで、この菊の種をボタンの種だと信じて、ボタンにあう土壌に菊の種を植えたのであるが、期待どおりの大輪のボタンの花は咲かないのである。また、菊においても大輪の花は咲かない。

さて、人間というものは、十人十色の諺があるように、一人ひとり違っているのであるから、1人ひとりの個性を尊重し、たとえば学生（生徒）の思考的傾向、体質的な特徴、あるいは感性や得意な科目など、潜在的に所有している本質がわかっているならば、教育現場での対応の仕方も変わってくると思われる。たとえば、人間の心を深く知れば、人間の行動においてもある程度予測することができるので、心の中に眠っている潜在能力を引き出し、点火させ、学習者に対しての方向（目標）、あるいは方針（学習の方法）を打ち出すことができるのである。

したがって、教育指導者は、学習者の性格や能力などを見極め、学習者1人ひとりの個性を尊重しながら、未だ顕在化されていない潜在能力をどのように開花し育成していくかということを、真剣に考えなければならない。

いずれにせよ、教育指導者は、個性を見極めて、きめ細かい指導を行わなければならないが、学習者1人ひとりにおいても努力しなければ達成することができないのである。ただ、あまり過保護になりすぎてもいけないし、時には叱ることも大切なことである。

目標達成循環サイクルを平面で捉えれば、次のようになる。

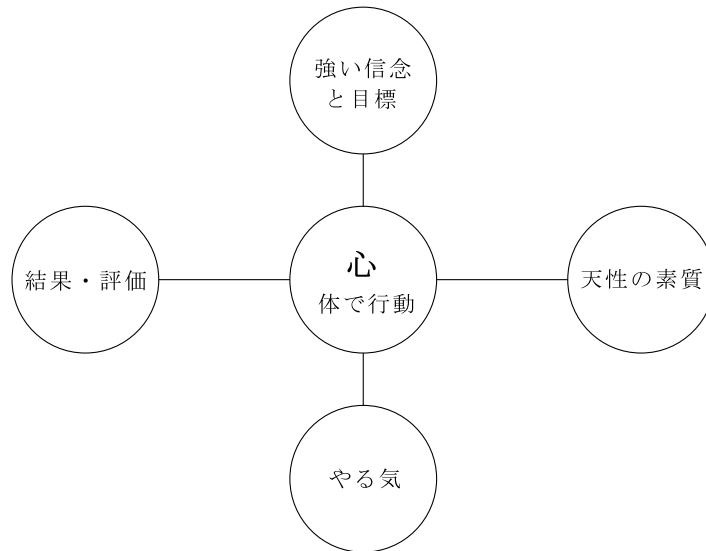


図3 目標達成循環サイクル（平面）

人間というのは、やろうと思っても「体」が間に合わなかったとか、あるいは「やる気」が走りすぎて「体」がついて行かなかったという場合があります。確かに、やる気だけがあっても行動力がついていけないということがある。このような状態になれば、あの人は夢だけを追いかけて、やらなかったという評価を受けてしまうのである。

目標達成循環サイクルを立体的に示せば、次のとおりである。

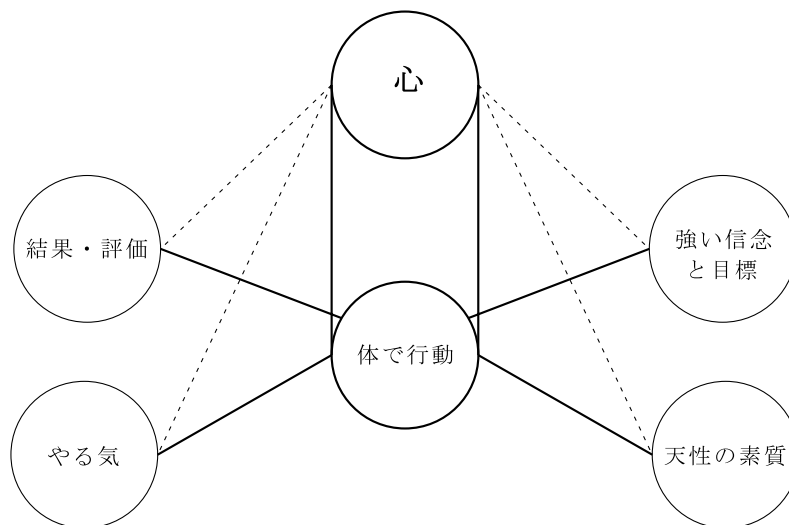


図4 目標達成循環サイクル（立体）

・人間の特性

人間の性格というのは、もともと複雑なもので、どのようにして正しく理解し、また的確に判断することができるかという方法論が、多くの人々によって研究、開発されてきたのである。たとえば、性格テスト、適性検査などが幅広く実施されている。

そこで、東洋の叢智を基にして言えば、人間の心の中を10種類の因子に分類することになる。たとえば、どんなに複雑な性格の人であっても10種類の因子のどれかに属するものである。ただ、10種類の因子がおりまざって複雑な性格ができあがったり、単純な性格になったりするのである。

このように人間が持っている10種類の因子の中で一番多い分量が、目に見えて現れてくるのである。たとえば仮に、10人が10人とも10種類の因子と分量が同じであったならば、10人の性格はみな同じになってしまうのである。十人十色という言葉があるように、一人ひとりの持っている因子と分量が違うために、それぞれ違った性格が出来上がって来るのである。また、10種類の因子の中のどれか1つが生かすことが出来れば、「個性」として受け止めることが出来るのである。

そこで、10種類の因子を簡単にまとめると、次のようになる。

- | | | |
|-------|---|--|
| 1. 守る | { | 個人：頑固でないと守れない・・絶対的な「頑固さ」が必要である。頑固・自我心 |
| | | 集団：人との和が必要である・・必ず和合性が必要である。和合性・協調性 |
| 2. 伝達 | { | 個人：個人的な見解を伝える・・孤独に耐える精神が必要である。孤独・反発心・反抗心 |
| | | 集団：物事を正確に伝える・・中庸の精神を持つことである。中庸・バランス |
| 3. 引力 | { | 個人：すべての人間を引きつける・・常に奉仕が必要である。愛情・奉仕 |
| | | 集団：常に間に合うように準備する・・日頃からの準備、蓄積が必要である。準備・蓄積 |
| 4. 攻撃 | { | 個人：最大に必要なのは動きである・・常に闘争心が武器である。闘争心 |
| | | 集団：必ず必要なのは大義名分である。・・最大の武器が名誉である。大義・名誉 |
| 5. 習得 | { | 個人：伝統を継承していくために・・伝統を重んじるものが必要である。伝統・仕来り |
| | | 集団：改良、改革のために・・改良、改革する精神が必要である。改良・改革 |

周知のように、人にはそれぞれ持って生まれた才能や能力、あるいは思考や行動パターンといったものがある。学習者（人）の本質を前もって知ることによって、どういう分野に能力を発揮することができるか、あるいは、どういう欠点があり、どういう長所があるのか、ということを本人に変わって理解することができれば、教育現場での対応もスムーズに行うことができる。

したがって、学習者の思考的傾向や体質的な特徴、感性や得意能力などが前もって分かっているれば、学習の仕方を学生ごとにハッキリと設定することができるので、学習者別教育方法（コーチン

グ)のカルテを作成することができる。そこで大切なのは、教育指導者は、学習者1人ひとり素晴らしい素質を信じて、学習者の本質を見抜く眼を持たなければならない。

人間の心をつかむ方法には、大きく分けると、内側と外側から理解する方法がある。内側(学習者自身)から心を捉えるには、自分自身の心を見つめてみることによって理解する。外側(教育指導者)から人(学習者)の心を捉えるには、人の行動をじっくりと観察することによって理解する。

・学習意欲のバイオリズム

人間は、原因不明の状態に陥ることが誰にでもある。たとえば、頭がスッキリしないとか、何となく憂うつで気持ちがどんどん沈んでしまうといった暗い気分(調子の悪い日)に陥ることもある。これがいわゆる「うつ」で「陰」にあたり、反対に晴れやかな心が「そう」で「陽」ということになる。

この「陰」と「陽」が周期によって変わることをバイオリズムといい、身体のリズム(23日)、感情のリズム(28日)、知性のリズム(33日)が一般的によく知られている。

このリズムを使わずに、独自の「学習意欲のリズム(心のリズム)」を学習に取り入れることによって、自分自身でコントロールすることができるのである。たとえば、グラフが下がっているときには復習、グラフが上がっているときには予習、あるいは新しい科目にチャレンジすることも可能になる(図5参照)。

2007年 学習意欲のリズム

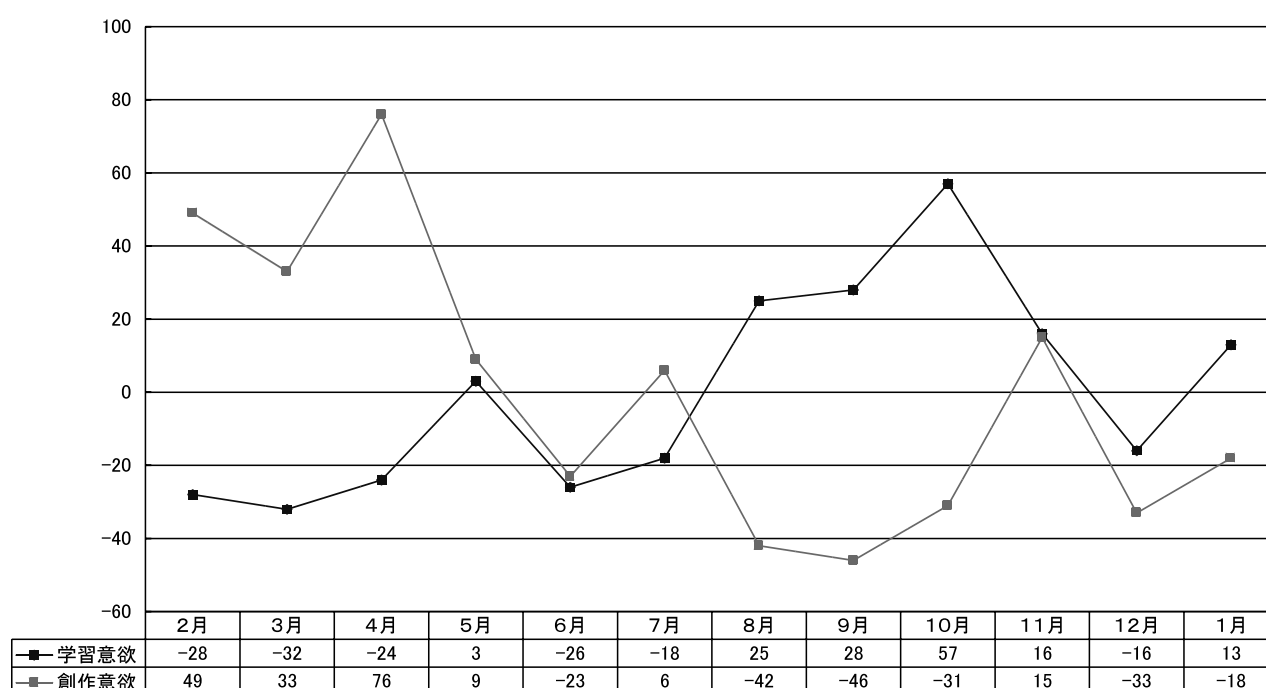


図5 学習意欲のリズム(心のリズム)

・教育現場のコーチング

1．ケース1（Aさんの場合）

頑固であるということは、自分自身の意志を曲げることがないのである。逆に言えば、融通性がないということである。さらに観察すると、自分に何かふりかかると頑固さを発揮している。確かに、Aさんの領域に入っていくと物凄く頑固になり、領域外であれば頑固さを見せないのである。

また、1つの物事に対して時間をかけてゆっくりと突き詰めていくのである。つまり、人生を陸上競技にたとえれば、長距離選手であるといえる。学業に関して言えば、幼少期においては、実に伸びが遅く、高校、大学となって初めて実力を発揮して行くことになる。

一度心に決めた事は必ず実行するのであるが、明日やるのか1年後になるのか、あるいは5年後になるかは未定である。つまり、心の変化が実に速いので、回りの人達はその速さについていけないのである。確かに、その人に振り回されることが多い。

また、自分の行動や仕事に対して文句を言われると、強引に突っかって来るのである。実にやさしい面を持っているのであるが、時には非常に冷たい一面を見せるときもある。

以上のことをまとめると、頑固である、心の変化が速い、両面（暖・冷）を所有していることから、学習計画を立てると、次のようになる。

学習目標（人生設計）を早く設定する。

家庭での学習は短時間で同じ科目を繰り返して行う。たとえば、30分刻みで英語・数学・英語・数学というように学習を繰り返すことによって、1時間学習したことになる。

競争意識を持たせる。すなわち、ライバルを作って競争させるのである。

2007年 学習意欲のリズム

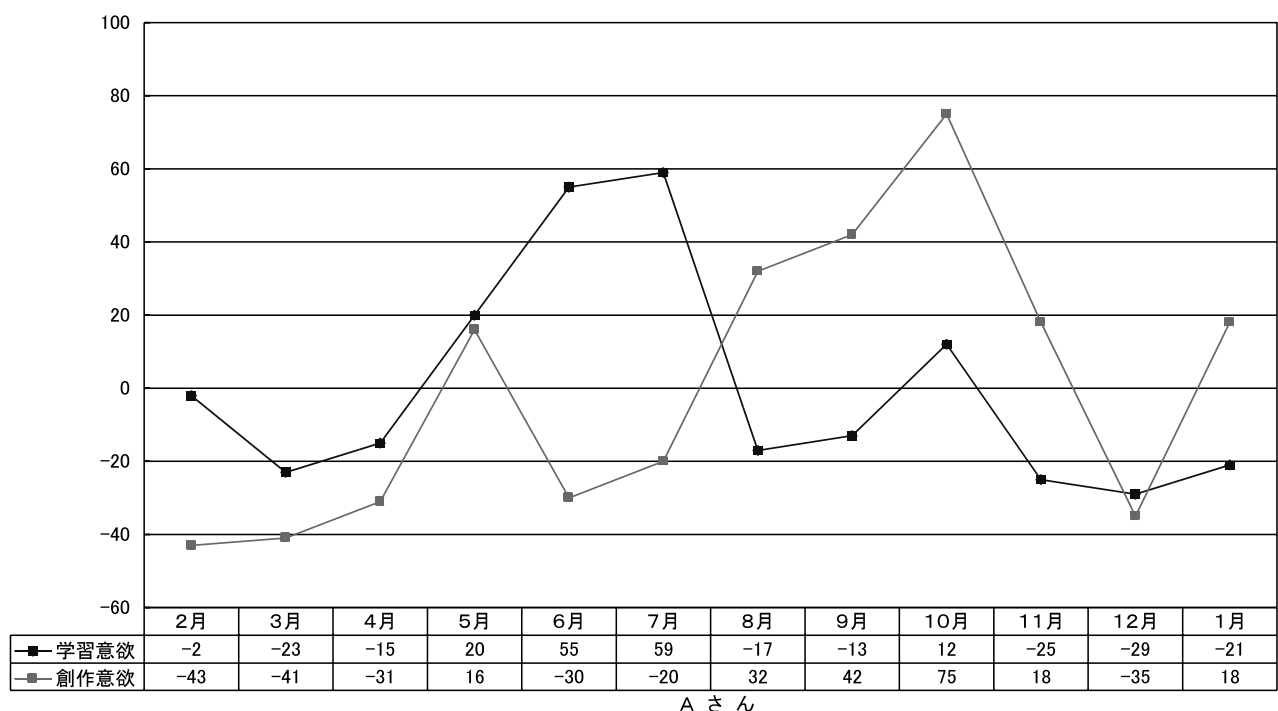


図6 学習意欲のリズム（心のリズム）

2007年 9月学習意欲のリズム

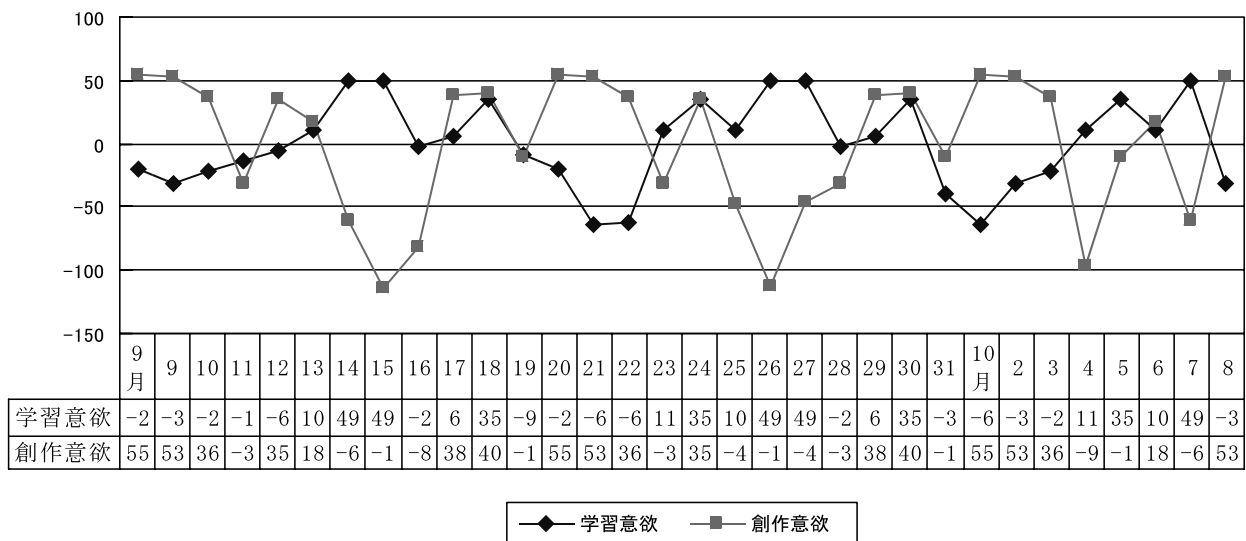


図7 学習意欲のリズム（心のリズム）

2．Bさんの場合

友達の友達は皆友達という言葉があるように、自分から友達のところへ行くのではなく、人が自分の所に来るのを待っているのである。つまり、積極的に友達作りではなく、自分の範囲に人が入り込んできた人が自分の仲間（友達）なのである。さらに観察すると、外側では実にソフトなのであるが、内面においては剛情であるといえる。確かに、ソフトであるので、人当たりは良いと言える。

さらに観察すると、Aさんと同じような行動を取っているので、頑固と心の変化が実に速いのである。

以上のことをまとめると、和合性・協調性がある、頑固である、心の変化が速いということから、学習計画を立てると次のようになる。

学習目標（人生設計）を早く設定する。

家庭での学習は短時間で同じ科目を繰り返して行う。たとえば、30分刻みで英語・数学・英語・数学というように学習を繰り返すことによって、1時間学習したことになる。

3～5人でのグループ学習が最適である。人数が多すぎると雑談が多くなり、家庭学習が成り立たない。

2007年 学習意欲のリズム

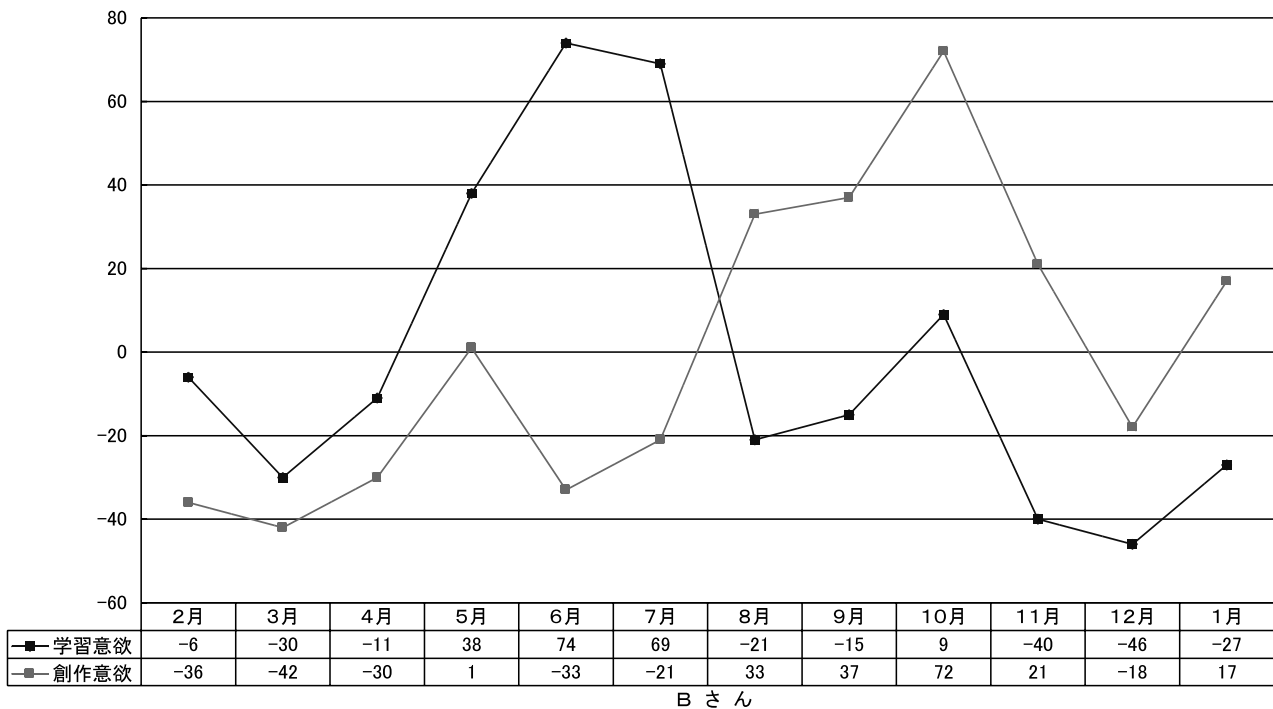


図8 学習意欲のリズム（心のリズム）

3. Cさんの場合

自分が特別になったような気持ちになっている。確かに、自分だけは別格であるといった感覚を持っている。たとえば、特別意識を持った仲間作りになる。

今までおとなしい人が突然怒り出すときの差が激しいのである。

以上のことをまとめると、理屈ばい所がある、和合性・協調性がある、プライドを大切にすることから、学習計画を立てると次のようになる。

理屈ばいということは、いろいろな物を習得することになる。理数系の頭脳ではなく、だいたい文化系の頭脳である。積極的に勉強しないのであれば、家庭教師などが来て、無理やりに勉強させるのである。

家庭での学習は短時間で同じ科目を繰り返して行う。たとえば、30分刻みで英語・数学・英語・数学というように学習を繰り返すことによって、1時間勉強したことになる。

3～5人でのグループ学習が最適である。人数が多すぎると雑談が多くなり、家庭学習が成り立たない。

2007年 学習意欲のリズム

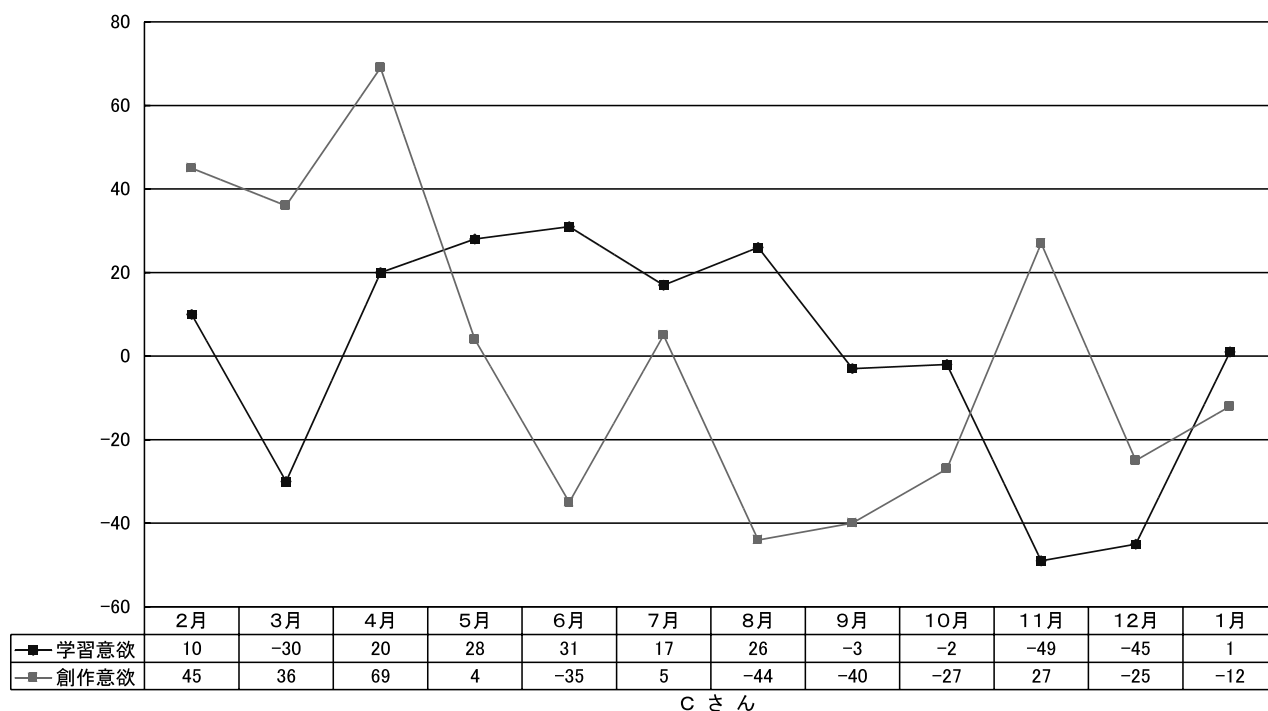


図9 学習意欲のリズム（心のリズム）

・結びにかえて

すでに周知のように、日本経済が「失われた10年」の長期低迷を脱し回復の軌道に乗ったと思われるが、将来の見通しはまだまだ油断の出来ない状態である、といえる。

こうした時代の流れの中で、日本経済の将来や株式会社の将来はどうなるのか、あるいは自分自身の将来はどうなるのかなど、みんな知っておきたいことばかりである。

議論をもとに戻すと、ここで「欲望」について考えてみると、生まれ持った欲望、あるいは自分自身が置かれている環境、立場などによって欲望が生まれてくるものである。人間は、欲望を持つのは自由なのである。たとえば、財産が欲しい、逆に財産はいらない、というのも欲望である。また、結婚したい、逆に結婚したくない、というのも欲望である。つまり、欲望には「プラス」と「マイナス」があるということである。この欲の大きさが大きいほど前進力が出てくるのである。確かに、やる気を起こさせる源は、この「欲望」にあると考えることができる。

したがって、教育指導者は、指導書やマニュアルを暗記しも、さまざまな人（学習者）がいるので、学習指導の方法もさまざまである。教育の現場に限らず、職場や家庭でも同じことが言えるのである。1人ひとりと向き合い、日々の経験を振り返って教訓を学んでいくのである。要するに、教育指導者は、さまざまな経験を積んで行くことが、結果的に良い指導者に成長していくことになる。

これからのコーチングは、学習者の希望や意思を尊重し、学習者1人ひとりの能力（才能）開発や人材の育成を図ると同時に、学習者の将来に向けた人生目標をふまえた上で取り組まなければならない、と筆者は思っている。したがって、「東洋の叢智」を原点に置いた、新しいコーチングシステム、そこに大きな可能性がある。

【参考文献】

- 穴田義孝編．1981『人間理解の心理学』人間の科学社。
- 勝田勝．1986『もっと「能力」を伸ばしなさい』同文館出版。
- 鎌田勝．1989『能力開発100方法』三笠書房。
- 川端大二．2003『人材開発論 - 知力人材開発の論理と方策 - 』学文社。
- 桜井茂男．1997『学習意欲の心理学 - 自ら学ぶ子どもを育てる - 』誠信書房。
- 田多井吉之介．1977『バイオリズムとはなにか - その基礎と応用 - 』講談社。
- 松本順．1987『決定版自己啓発 - できる力が湧いてくる - 』三笠書房。
- 馬淵哲、南條恵．1990『「動きの癖」で人間がわかる』日本経済新聞社。
- 野間惟道．1986『性格分析』講談社現代新書。
- 中川昌彦．1988『自己啓発のすすめ』日本実業出版社。
- 服部治編．1994『能力戦略システム - 経営構造転換期の人材形声プログラム - 』マネジメント社。
- 松原勇．1991『商業科教育法』ぎょうせい。
- 南博．1990『深層心理なるほど講座』日本実業出版社。
- 本間正人．2006『最高の能力を引き出すコーチングの教科書』自由国民社。
- 本間正人．2005『適材適所の法則 - コンピテンシー・モデルを越えて - 』PHP研究所。
- 吉田勝廣．2002「地域社会と企業経営」、秋田経済法科大学経済学部経済研究所編『秋田で地域を考える』秋田文化出版、第1部第5章。

ドイツ倒産法における消費者倒産手続と免責について

萩 原 佐 織

目 次

- ・ドイツにおける消費者倒産規定に関する倒産法改正の経緯
- ・改正内容の概要
 - 1．倒産手続費用補助規定の削除
 - 2．免責手続に先立つ裁判外における合意の試みの必要性
 - 3．消費者倒産手続の適用対象
 - 4．簡易倒産手続の排除
 - 5．財団不足を理由とする倒産手続開始申立て却下、もしくは倒産手続廃止の場合における免責手続の導入
 - 6．免責拒絶事由・免責拒絶の申立て期間
 - 7．免責付与決定に至るまでの期間—債務者の良好な態度期間—の短縮
- ・小活
- ・ドイツ倒産法改正案 試訳

1 ドイツ倒産法改正・消費者倒産に関する日本語文献については、ハンス・ブリュッティング著・三上威彦訳「消費者倒産と免責—ドイツの観点から」の翻訳と解説」横浜市立大学紀要2002年3号29～52頁、ハンス・ブリュッティング・三上威彦「消費者倒産について」法学研究71巻6号（1998年）59～82頁、三上威彦「ドイツ倒産法における消費者倒産規定の改正について（第7部 倒産手続）」青山善光他編『現代社会における民事手続法の展開／石川明先生古希祝賀 下巻』商事法務（2002年）537頁以下、三上威彦「ドイツ改正倒産法における消費者倒産の取扱いについて」『ゲルハルト・リュケ教授退官記念／民事手続法の改革』信山社（1995年）352頁以下、三上威彦編著『ドイツ倒産法改正の軌跡』成文堂（1995年）Dieter Leipold著・出口雅久・水野五郎訳「ドイツ新倒産法による免責および消費者倒産」法学研究71巻5号（1998年）69～88頁、岡林伸幸「ドイツにおける消費者倒産手続と免責手続」名城法学47巻2号（1997年）35頁～102、同「ドイツにおける消費者倒産について」名城法学46巻1号（1996年）55～103頁、佐藤辰弥・鷲見和人「米・独の消費者倒産法制から日本の破産法改正を考える」自由と正義50巻3号（1993年）28～33頁、山本弘「ドイツ連邦共和国における倒産法改正の試み」中野貞一郎等編『民事手続法学の革新—三ヶ月章先生古希祝賀論集（下）』有斐閣（1991年）山本和彦「消費者信用における賃金の責任財産制の検討」中野貞一郎等編『民事手続法学の革新—三ヶ月章先生古希祝賀論集（下）』有斐閣（1991年）297頁以下、同「消費者倒産立法の論点（上・下）—大陸法諸国の立法などを手掛かりとして」判タ929号（1997年）41～52頁、931号（1997年）42～52頁、円谷峻「ドイツにおける新たな消費者倒産処理手続」『企業の社会的役割と商事法 - 田中誠二先生追悼論文集』経済法令研究会（1995年）687頁以下、上原敏夫「西ドイツ倒産法改正草案について上・下」判タ693号（1989年）23～31頁、694号（1989年）32～39頁、同「西ドイツ倒産法改正要綱（第1報告書）試訳」一ツ橋大学法学研究20号（1989年）95～196頁、Dieter Liepold著・吉野正三郎・木川裕一郎訳「ドイツ倒産法の改正」東海法学第10号（1993年）253～277頁、吉野正三郎『ドイツ倒産法入門』成文堂（2007年）同「ドイツ倒産法制の改革-1-倒産法政府草案の紹介と検討」判タ（1993年）50～54頁、吉野正三郎・木川裕一郎「ドイツ倒産法試訳」東海法学16号（1996年）362～329頁、18号（1997年）184～137頁、19号（1998年）216～270頁、20号（1998年）191～266頁、木川裕一郎「ドイツにおける消費者倒産制度」東海法学 第15号（1996年）247～283頁、同『ドイツ倒産法研究序説』成文堂（1999年）。

・ドイツにおける消費者倒産規定¹に関する倒産法改正の経緯

今回の倒産法改正作業²は、倒産手続費用を賄う資力なき債務者の取扱いをどうするか、という問題に端を発し、そこからそのような者に免責をなすべきか、免責するにしても、倒産手続費用を支払う能力のある債務者と異なる条件を課すべきではないか、との議論に至ったものである。そもそも2001年12月1日より施行されたドイツ倒産法改正³において、立法者は、倒産手続費用を賄う資力のない債務者にも消費者倒産手続を開始し、免責決定を受けさせることを可能とするため、倒産手続費用の支払猶予等に関する第4a条以下の規定を導入した。しかし2002年6月における連邦・州倒産法作業委員会（die Bund-Länder-Arbeitsgruppe Insolvenzrecht）の報告書によれば、改正により債務者に代わって倒産手続費用を負担する国庫の財政事情が圧迫されていることが明らかになったことから、再度改正を検討すべく、2003年に最初の協議草案⁴（Entwurf eines Gesetzes zur Änderung der Insolvenzordnung, des Bürgerlichen Gesetzbuches und anderer Gesetze; Diskussionsentwurf des Bundesministeriums der Justiz; DiskE 2003）そして2004年に次なる協議草案⁵（Entwurf eines Gesetzes zur Änderung der Insolvenzordnung, des Kreditwesengesetzes und anderer Gesetze; DiskE 2004）が提出され、それを基に参事官草案⁶（Referentenentwurf; RefE 2004）が作成されたが、表面的な改革案に過ぎないとの批判を受け、実現には至らなかった。そこで、法務省は、再度、連邦・州倒産法作業委員会に、新しい免責制度を創設す

2 今回の改正案に関するドイツ語文献については、Entwurf eines Gesetzes zur völlig mittelloser Personen und zur Änderung des Verbraucherinsolvenzverfahrens, NZI S. 2-23; Hans-Ulich Heyer, Endlich auf dem richtigen Weg: Gesetzentwurf zur Entschuldung völlig mittelloser Personen und zur Änderung des Verbraucherinsolvenzverfahrens, NZI aktuell, NZI 2007 Heft 3 VII-IX; Pape, Änderungen im Eröffnungsverfahren durch das Gesetz zur Vereinfachung des Insolvenzverfahrens, NZI 2007 S. 425;

3 Das Gesetz vom 26. Oktober 2001 (BGBl. IS. 2710).

4 草案の掲載は、ZInsO 8/2003, S. 359-363, NZI 6/2003, S. 311-314. 論文は、Aufruf deutscher Insolvenzrichter und -rechtspfleger zur Wiederherstellung der Funktionsfähigkeit der Insolvenzgerichte und der Insolvenzordnung, ZInsO 20/2002, S. 949-950, 1053, 1077-1078, 1176; Gerhard Pape, Restschuldbefreiungsexorzismus durch konkrete Normenkontrolle, ZInsO 20/2002, S. 951-953; Hans-Ulich Heyer, Reform des Restschuldbefreiungssystems nach § 286ff. InsO - Restschuldbefreiung bei Masselosigkeit ohne Eröffnung des Insolvenzverfahrens, ZInsO 5/2003, S. 201-207; Ulich Schmerbach, Änderungsbedarf im Regel- und Verbraucherinsolvenzverfahren, ZInsO 6/2003, S. 253-258; Frank Frind, Sicherstellung von Effizienz und Gerechtigkeit der InsO - Notwendige Korrekturen der InsO unter Berücksichtigung der Erkenntnisse aus den Massenverfahren natürlicher Personen aus Sicht der Praxis -, ZInsO 8/2003, S. 341-327; Lars-Michael Meyer, "Regel-Nullis" in der Zukunft - Konkrete Vorschläge zur Änderung der InsO und deren formularmäßige Umsetzung in die Praxis -, ZInsO 8/2003, S. 348-354; Gerhard Pape, Restschuldbefreiungsversagungsanträge einfach gemacht - Wen interessiert schon das Gesetz, ZInsO 8/2003, S. 354-356; Hugo Grote, Insolvenzverfahren und Restschuldbereit: Nulllösungen von unnötigen Verfahrensaufwänden befreien Kurzbericht über eine Diskussionsveranstaltung der Unterarbeitsgruppe des DAV am 31. 1. 2003 in Berlin, ZInsO 5/2003, S. 207; ders., Insolvenzgeschichten: § 242 BGB - eine märchenhafte Alternative zur Restschuldbefreiung?, ZInsO 8/2003, S. 356-359, usw.

5 草案の掲載は、ZInsO 18/2004, S. 1016-1020, NZI 10/2004, S. 549-572. しかし表面的に過ぎない改正に対しては、2004年10月1日に Hannover にて開催された ZAP-Verlag 主催の実務家フォーラムにおいて批判が集中し、2002年に倒産裁判官等が主張した（"Aufruf deutscher Insolvenzrichter und Rechtspfleger zur Wiederherstellung der Funktionsfähigkeit der Insolvenzgerichte und der Insolvenzordnung (ZInsO 2002, S. 949, 1077, 1176)"）抜本的な構造改革をすべきとの意見が強まった。

6 "Entwurf eines Gesetzes zur Änderung der Insolvenzordnung, des Kreditwesengesetzes und anderer Gesetze". 2004年参事官草案についての論文は、Hugo Grote, Gerhard Pape, Stellungnahme zum Referentenentwurf eines Gesetzes zur Änderung der Insolvenzordnung des Kreditwesengesetzes und anderer Gesetze, ZInsO 18/2004, S. 993-1005; Frank Find, InsO-Reform-mit der Praxis und für die Praxis? Rezeption des RefE InsOÄndG 9/2004 und zugl. Bericht vom gleichnamigen ZInsO-Diskussionsforum v. 1. 10. 2004, ZInsO 19-2004, S. 1064-1070; Wilhelm Klaas, Fünf Jahre Verbraucherinsolvenz- Fünf Jahre sind genug, ZInsO 11/2004, S. 577-580; Ulich Schmerbach, Strukturreform InsO, ZInsO 2/2005, S. 77-82; Hans-Ulich Heyer, Reform des Restschuldbefreiungssystems, ZInsO 19/2005, S. 1009-1016.

7 NZI 4/2006, VIII und Beilage 1 zu ZVI 2006.

8 批判の例として、Hugo Grote, Baukasten Restschuldbefreiung und das Licht am Ende des Tunnels, ZInsO 3/2006, S. 119-125; Frank Frind, "Entschuldung liegt" - auf dem Rücken der Schuldner und Insolvenzgerichte?, ZInsO 7/2006, S. 342-347; Gerhard

るための倒産法改正作業を依頼した。しかしその後提出された倒産法作業委員会の2006年3月2日における協議草案⁷ (Entwurf zum Entschuldungs- und Verbraucherinsolvenzverfahren; DiskE 2006) は、様々な批判にさらされる結果となった⁸。2006年6月2日、第77回法相会議において、法務大臣が、その草案を政府草案として用いることを求めたが、反対する声が多く、最終的にはHugo Grote とHans-Ulrich Heyerにより選択肢として別の改正案⁹ 『無資力な債務者の債務免除規定に関する倒産法改正についての選択的草案 (Alternativentwurf zur Änderung der InsO zur Regelung der Entschuldung mittelloser Person)』が提出された。そして2006年11月14日、Brigitte Zypries法務大臣は、政府草案とするはずであった改正案を破棄し、新たな簡易的免責手続を創設する旨を宣言した¹⁰。そして2007年1月23日、法務省は、遂に、参事官草案 (InsO-RefE) として、先のGrote並びにHeyer案をも基盤とする『完全に無資力な債務者の債務免除並びに消費者倒産手続の改正に関する法律案¹¹ (Gesetzentwurf zur Entschuldung völlig mittelloser Personen und zur Änderung des Verbraucherinsolvenzverfahrens)』を提出するに至った。おおよそ5年に渡り二転三転してきた消費者倒産、とりわけ完全に無資力な債務者の免責手続に関する改正作業がようやく一歩前進したとして、未だ多くの批判を抱えてはいるものの¹²、当該参事官草案に対する期待は大きいようである。

2007年は、ドイツでは“倒産における転轍点 (2007 sei das Jahr der insolvenzgesetzlichen Weichenstellungen)¹³”といわれるほど、倒産法の改正が相次いだ¹⁴。2007年4月13日の倒産手続簡易法 (das Gesetz zur Vereinfachung des Insolvenzverfahrens)¹⁵による倒産法総則規定ならびに倒産開始手続の改正規定も、2007年7月1日より施行されている。倒産法改正作業当初は、消費者倒産 - とりわけ完全に無資力な債務者における免責手続 - をも含めた統一的な倒産法改正作業を予定していたが、消費者倒産に関する法改正が上述のように滞っていることから、消費者倒産に関する部分のみを切り離し、倒産法総則規定ならびに倒産開始手続を中心とする改正に、先に一足踏み出したという経緯がある¹⁶。上述の倒産手続簡易法によっては、保全措置 (倒産法第21条2項) や債務者の倒産開始手続における協力義務 (倒産法第20条1項1号・22条2項3号) の拡充等、我国の倒産手続にとっても興味深い改正がなされている。しかし本稿で、倒産手続簡易法による改正内容まで取り扱うことは、広範に過ぎるため、それに関しては、別稿に譲る所存である。以下では、『完全に無資力な債務者の債務免除並びに消費者倒産手続の改正に関する』参事官草案につき、その概要 (.) を紹介し、その小活 (.) するとともに、最後にその試訳 (.) を試みた。

Pape, Ende der Restschuldbefreiung für alle?, ZInsO 17/2006, S. 897-912; Heinz Vallender, Brauchen wir ein Entschuldungsverfahren?-Überlegungen zum Entwurf eines Gesetzes zur Entschuldung völlig mittelloser Personen und zur Änderung des Verbraucherinsolvenzverfahrens, NZI 5/2006, S. 279-281; Guido Stephan, Die Reform des Verbraucherinsolvenzund Restschuldbefreiungsverfahrens, NZI 12/2006, S. 671-677, Stellungnahme der BRAK zum DiskE eines Gesetzes zur Entschuldung völlig mittelloser Personen und zur Änderung des Verbraucherinsolvenzverfahrens, ZInsO 11/2006, S. III..

9 改正案の掲載は、ZInsO 21/2006, S. 1138-1157, NZI 2007 S.391ff. und ZVI 2006, S. 528ff..

10 Pressemitteilung des BMJ v. 14.11.2006, www.bmj.bund.de/Pressemitteilungen.

11 改正案の掲載は、Beilage zu NZI 3/2007, S. 2-7. 改正理由は、S. 7-23。2007年参事官草案に関する論文は、Martin Ahrens, Entschuldungsverfahren und Restschuldbefreiung, NZI 4/2007, S. 193-197; ders., Zwei Schritte vor, ein Schritt zurück - Die geplante Reform des Insolvenzrechts natürlicher Personen, ZRP 3/2007, S. 84-88; Ulrich Schmerbach, Die geplante Entschuldung völlig mittelloser Personen, NZI 4/2007, S. 198-203; 時間の関係上、確認できなかった論文として、Pape, ZVI 2007, S. 239 ff.; Vallender, InVo 2007, S. 219 ff..

12 Gerhard Pape, Änderungen im Eröffnungsverfahren durch das Gesetz zur Vereinfachung des Insolvenzverfahrens, NZI 8/2007, S. 425.

13 Haarmeyer/Frind, ZInsO 2007, S. 225.

14 Gerhard Pape, a.a.O., NZI 8/2007, S. 426.

15 BGBl. I, 509.

16 Gerhard Pape, a.a.O., NZI 8/2007, S. 426f..

・改正内容の概要

1．倒産手続費用補助規定の削除

ドイツ現行倒産法においては、倒産手続と免責手続がそれぞれ独立しているため（第286条、第289条2項2文、第1条2文）、免責手続において免責決定を得るには、その前に倒産手続の開始が必要とされている。しかし倒産債務者が倒産手続費用を賄う財産さえ有しない場合、倒産手続の目的たる債務者の財産の換価・債権者への配当による債権者の共同的満足（第1条1文）が達成されないことから、倒産手続が開始されず、従って免責手続にも至らない。このような事態を回避し免責付与を広範に認めざるを得ない社会経済状況に後押しされ、倒産手続費用の支払猶予等に関する第4a条乃至第4d条の規定が2001年倒産法改正で導入されたが、そのような手続費用補助による国庫圧迫が深刻化し、今回の参事官草案においては、第4a条乃至第4d条が削除されているのは、前述のとおりである。

2．免責手続に先立つ裁判外における合意の試みの必要性

従来、債務者が消費者倒産手続開始申立てをなす場合、この申立てと同時に若しくはこの申立て後遅滞なく、免責付与申立書（第305条1項2号、第287条）財産目録（第305条1項3号）債務清算計画案（第305条1項4号）とともに、適切な者もしくは機関が交付する債務清算計画案を基礎にした債権者との債務清算に関する裁判所外における合意の試みが、消費者倒産手続開始申立て前の6ヶ月以内になされたが成功しなかった旨を明らかにする証明書を提出することが必要とされていた（第305条）。参事官草案は、それに加えて、債務者に「その裁判所外における合意が明らかに成功の見込みが無いことを明示する証明書」（草案第305条1項1号）の提出義務を課した。それにより、債務者は、裁判所外における合意が明らかに成功の見込みがない場合、わざわざ裁判所外における債権者との合意を試みることなく、消費者倒産手続の開始申立てをなし得ることとなる。「裁判所外における合意が明らかに成功の見込みが無い場合」とは、債権者が債務清算においてその債権の100分の5以上を得られないことが予見されている場合、若しくは債務者が20名以上の債権者を有する場合である（草案第305条1項1号）と定められた。これにより、債務者ならびに債権者は、裁判外の合意の可能性のない場合には、裁判外の合意を試みなくてよいこととなり、経済的かつ時間的な節約を図り得ることとなる。なお、債務者による消費者倒産手続開始申立て時における提出物として、「同意の置換えの申立て」（草案第305a条）若しくは同意の置換えが申立てられるべきではない旨の説明」（草案第305条1項5号）も新たに付加された。

3．消費者倒産手続の適用対象

なお消費者倒産手続の適用主体は、従来、独立した経済活動を営まないか若しくは小規模な経済活動を営むに過ぎない自然人（第304条1項1文）とされていたが、その経済活動が小規模か否か等、適用の境界基準として不明確であるとの批判を受け、参事官草案においては、小規模な経済活動を営むに過ぎない自然人との条件が削除され、独立した経済活動を営まない自然人のみが、消費者倒産手続の適用主体とされた（草案第304条1項1文）。また債務者が「過去に」独立した経済活動を行っていた場合についての規定を新たに設けた。それによれば、債務者が現在独立した経済活動を行っていない

とも、過去に行っており、その事業活動を完全に停止してから未だ1年以上経過していない場合は、その選択により、消費者倒産手続ではなく、通常の倒産手続を適用し得る（草案第304条2項）。通常の倒産手続による場合、消費者倒産手続の場合とは異なり、その手続開始要件として、その手続開始前における裁判外の合意の試み（第305条）を必要とはされていない。反対に、その事業活動を完全に停止してから1年以上経過している場合には、必然的に、消費者倒産手続の対象となり、その手続開始前に、裁判外の合意を試みる必要がある。

4．簡易倒産手続の排除

また参事官草案においては「第3章 簡易倒産手続」は削除された。簡易倒産手続簡易倒産手続に関する従来の第312条【一般的な手続の簡易化】、第313条【受託者】並びに第314条【簡易な配当】は、削除され、その内容は、部分的に一般手続規定として各箇所において導入される。従来、簡易倒産手続の場合、受託者（第292条）は、倒産管財人の職務を代行する（第313条1項1文）が、第129条乃至第147条による法律行為の否認や質権又はその他の別除権の目的物の換価については、受託者ではなく、各倒産債権者が、その権利を行使する（第313条2項1文、3項1文・2文）とされてきた。しかし簡易倒産手続が削除された場合、受託者の出番は、基本的に倒産手続終了後の7年に及ぶ免責手続に限定され、通常の倒産手続においては、従来どおり、債権者ではなく、倒産管財人が、その通常の権限のもとに否認権、換価権を行使することとなる。

5．財団不足を理由とする倒産手続開始申立て却下、もしくは倒産手続廃止の場合における免責手続の導入

従来、倒産裁判所は、職権により倒産手続にとって重要である全ての事情—とりわけ、倒産手続開始申立て時における財産状況—を調査し得る（第5条1項1文）。参事官草案は、倒産開始手続申立てが財団不足により却下された場合に、倒産裁判所に加え、執行官にもその権限を拡張した。なぜなら多くの場合、倒産手続開始前に、（倒産-）債務者に対して個別の強制執行がなされており、執行官はその強制執行手続における経験から、当該債務者が換価可能な財産を有しているか否かの判断をなし得るからである¹⁷。新たに導入された草案第289a条【財団不足による却下または廃止の場合における免責手続】、草案第289b条【（財団不足による却下または廃止の場合の）免責手続における決定】によれば、消費者倒産手続開始申立てが財団不足のために却下された場合、債務者は、執行官とともに、再

17 Hans-Ulich Heyer, Endlich auf dem richtigen Weg: Gesetzentwurf zur Entschuldung völlig mittelloser Personen und zur Änderung des Verbraucherinsolvenzverfahrens, NZI aktuell, NZI 2007 Heft 3, S. . 参事官草案によれば、執行官はあくまでも倒産裁判所が倒産手続開始申立てを財団不足のために却下した後はじめて免責手続に関与することになり、Heyerは、これでは執行官に手続関与をさせる意義が少なくなると批判する。倒産裁判所は、倒産手続開始申立てに関する判断についても、執行官のそれに先立った個別の強制執行手続において得られた債務者の財産に関する情報を利用すべきだと説く。さらにHeyerは、疑問点として以下の2点を挙げる： 仮に倒産裁判所が財団不足を理由に倒産手続開始申立てを却下した後に、執行官の関与により、倒産裁判所が知りえなかった債務者の財産情報が出てきた場合に、如何なる処理をするのか、例えば、倒産手続開始申立て却下の決定を取り消し、倒産手続を開始させるのか、そもそも執行官を債務者の財産状況をよく知る者とするその前提自体が妥当なのか、免責手続の対象となる債務者は第305条により裁判外の合意の試みを義務付けられており、その資産状況については裁判外の合意の試みの中で既に調査・協議の対象となっているはずであるが、執行官はその裁判外の合意の試みには参加していない、また執行官は、債権者の申立てに基づく執行機関であり、差押の対象となる財産をその業務の中心としており、債務者の全負債をも含めた財産状況につき明い者ではない、a.a.O. S. .

度その債務や財産につき検討し、かつ、目録に記載されている事由が正確であることにつき宣誓に代わる保証をなさなければならない（草案第289a条3項1文）。免責申立てに関する手続は、倒産裁判所に宣誓に代わる保証がなされるまで、中止される（草案第289a条3項2文）。

消費者倒産手続開始申立てが第26条により財団不足を理由として却下された場合、若しくは第207条または第211条により廃止された場合、債務者に対する免責の付与には、裁判外の合意を試みたが失敗に終わったか、その成功の可能性なきことが明確なことの証明書（第305条1項1号）、財産目録（第305条1項3号）、宣誓に代わる保証（第305条3項）、免責付与決定の送達に必要な数分の免責申立て並びに債権目録の謄本、そして債務者が手続費用を支払ったことの証明が必要である（草案第289a条1項1文）。債務者がそれを怠る場合、倒産裁判所は、1ヶ月以内に追加提出すべき旨を請求する（草案第289a条1項2文）。

免責の申立ては、財団不足による倒産手続開始申立て却下決定（第26条）、財団不足による倒産手続廃止決定（第207条、第211条）とともに公告されなければならない、かつ債権者並びに債務者に送達されなければならない（草案第289b条1項1文）。債権者は、その決定において、1ヶ月の除斥期間内に、第290条1項の免責拒絶事由に該当することを理由として免責拒絶の申立てをするか否かを報告することを要請される（草案第289b条2項1文）。その際、債権者は、草案第289a条に基づき債務者により提出された目録が裁判所に閲覧のために据え置かれている旨を指示されなければならない（草案第289b条2項3文）。免責拒絶の申立てに関する決定に対し、債務者、ならびに免責拒絶を申し立てた各債権者は、即時抗告をなし得る（草案第289b条3項1文）。

6．免責拒絶事由・免責拒絶の申立て期間

ドイツ免責手続においては、免責付与の決定は、日本と異なり、6年間の長期に及ぶ債務者の良好な態度期間（Wohlverhaltensperiode）終了後にはじめてなされるという厳格なものである（287条2項・300条1項）。しかしGroteとHeyerによる選択的草案により、現行免責制度における2つの本質的な欠点が指摘されたことから、参事官草案はそれに基づき改正を施している¹⁸。1つ目は、債権者がする免責拒絶事由の申立て期間の問題である。現行法によれば、債務者が免責拒絶事由を基礎付ける事実を隠匿し、裁判所が職権により、若しくは債権者が第290条1項各号の免責拒絶事由に該当する事実が存する旨を理由として遅くとも最終期日までに免責拒絶の申立てをせず、裁判所が第289条に基づき免責手続開始の決定をし、それが確定すれば、権利を侵害された債権者は、その後もはや免責拒絶事由に該当する事実が存することを理由として免責拒絶の申立てをなす機会を奪われてしまう。債務者は免責拒絶事由に該当する事実を債権者に報告する義務を負わない（第295条【債務者の義務】参照）こともその問題の一因であると解せられる。それゆえ参事官草案は、事後的な免責拒絶に関する第297a条を新たに導入した。これによれば、倒産裁判所は、債権譲渡の意思表示の有効期間内（倒産手続終結後の6年間：第287条2項1文）に、第290条1項の免責拒絶事由が存在することが明らかになった場合、倒産債権者の申立て又は職権により、免責を拒絶し得る（草案第297a条1項1文）。この申立ては、債権者が免責拒絶事由を知った時から6ヶ月以内になされなければならない（草案同条同項2文）。免責拒絶は、第1文並びに第2分の要件が疎明されたとき、認められる（草案同条同項3文）。草案によれば、債権者は、最終期日に出頭せずとも、書面により、免責拒絶の申立てをなすことが可能

18 Heyer, a.a.O., S. IX.

19 Heyer, a.a.O., S. IX.

となる¹⁹。

2つ目は、免責拒絶事由についてである。現行制度によれば、債務者が倒産手続開始前の10年以内または倒産手続開始申立て後に、免責を受けた場合や、免責が第296条【(債務者の)義務違反】または第297条【倒産犯罪】により拒絶された場合をもって、免責拒絶事由に該当するとされている(第290条1項3号)。しかし現行第290条1項3号は、債務者が第295条【債務者の義務】に列举されている債務者の義務に違反した場合(第296条)や倒産犯罪(第297条)を理由として免責を拒絶された場合のみに限り、一定期間内における新たな免責申立てを認めないというに過ぎない。その期間内に債務者が第290条1項に1号乃至6号に列举されている他の免責拒絶事由に基づき免責申立てを拒絶された場合や、事後的に免責を拒絶された場合(草案第297a条)には、第290条1号3号の免責拒絶事由には該当しない。そのような立法的瑕疵を是正すべく、参事官草案においては、第290条1項3号の免責拒絶事由の対象は、債務者の義務違反(第296条)倒産犯罪(第297条)に加え、290条に列举されているその他全ての免責拒絶事由を理由として免責を拒絶された場合や、事後的に免責を拒絶された場合(草案第297a条)にも拡張された。

また、現行法によれば、免責拒絶事由に該当することを理由として免責拒絶を申立てられるのは債権者のみである(第290条1項)が、参事官草案においては、裁判所も、債権者の申立てなくとも、免責拒絶事由に該当することが明らかである場合には、職権により免責拒絶をなし得るものとされている(草案第290条1項1文、3項)。これにより、これまでは一義的には債権者が、債務者に免責を付与する機会を付与すべきか、もしくは拒絶すべきか、の判断の機軸を担っていたが、今後は、裁判所の判断に委ねられることも多くなる可能性がある。

7. 免責付与決定に至るまでの期間—債務者の良好な態度期間—の短縮

最後に、Grote と Heyerによる選択的草案並びに参事官草案ともに合致しているのは、一律に6年間とされている債務者の良好な態度期間(Wohlverhaltensperiode)、すなわち債務者が免責付与の決定を受けるために6年間に渡り給与等の差押可能な債権を受託者に譲渡し続ける期間(債権譲渡の意思表示の有効期間)を、債務者の弁済率に従って短縮すべきとの見解であった²⁰。それに伴い、参事官草案では、免責付与の決定に関する第300条1項に新たに1号・2号を導入した。草案第300条1項によれば、

債権譲渡の意思表示の有効期間としての2年が経過し、かつ倒産債権者が倒産手続ならびに免責手続において最終目録に記載された彼らの債権のうち少なくとも100分の40を得た場合(1号)若しくは譲渡の意思表示としての4年間が経過し、かつ倒産債権者が、倒産手続ならびに免責手続において最終目録に記載された彼らの債権のうち少なくとも100分の20を維持した場合(2号)裁判所は、免責付与の決定を予定(6年経過後)より早くなし得る²¹。

²⁰ Heyer, a.a.O., S. IX.

²¹ もともとGroteとHeyerの選択的草案は、「債権譲渡の意思表示期間4年間の経過と、総債権額のうち100分の20の弁済(草案第300条1項2号)」のみを早期の弁済付与決定の要件としていたのに対し、法務省はその決定をさらに早期に行うことを可能とすべく、選択的に「債権譲渡の意思表示期間2年間の経過と、総債権額のうち100分の40の弁済(草案第300条1項1号)」との要件を新たに設けた、Heyer, a.a.O., S. IX.

・小活

現行法によれば、倒産手続を経なければ免責を得ることができず、財団不足により倒産手続費用を賄えず倒産手続を開始し得ない債務者を救済する為の国庫負担が問題となっていた。それに対し2007年参事官草案によれば、財団不足により倒産手続開始申立てが却下され、倒産手続が開始されない債務者に対しても、免責手続を開始し得ようになる。その場合、通常の倒産手続を経ることなく、すぐさま原則6年に渡る債務者の良好な態度期間（Wohilverhaltensperiode）に入ることとなる。また一律6年とされていた受託者への債権譲渡期間も、債権者への弁済率により、2年もしくは4年に短縮することが可能となり、早期に免責付与の決定を受けることが可能となる。一定の場合における倒産手続開始に先立った裁判外の合意の試みの免除等、2007年参事官草案に導入された倒産手続の簡易化方策や債権譲渡期間の短縮は、債務者の手続費用負担や受託者への報酬を鑑みた場合、債務者の更生に寄与するものとなっている。1999年1月1日から施行されている現行ドイツ倒産法は、長年に渡るドイツ倒産法制の中で、免責制度を導入したはじめての統一的倒産法であり、免責制度の運用実績における蓄積は、諸外国に比べ未だ多くはない。それゆえ2001年改正で導入したばかりの倒産手続費用補助規定につき、6年後には削除を検討する等、様々な試行錯誤が続く。しかし倒産手続費用補助のための国庫負担軽減に端を発しているとはいえ、免責制度導入時と比べれば、倒産手続と免責手続を厳格に区別するドイツで、倒産手続を経ずして免責を受けられる余地が生じてきた点に、免責制度に対する意識改革、もしくは社会経済の要請に基づく免責制度の需要の躍進が垣間見られる。今後の改正作業の成り行きに着目したい。

・ドイツ倒産法改正案 試訳²²

改正前	改正後
§ 4. Anwendbarkeit der Zivilprozessordnung Für das Insolvenzverfahren gelten, soweit dieses Gesetzes nichts anderes bestimmt, die Vorschriften der Zivilprozessordnung entsprechend.	§ 4. Anwendbarkeit der Zivilprozessordnung (1) Für das Insolvenzverfahren gelten, soweit dieses Gesetzes nichts anderes bestimmt, die Vorschriften der Zivilprozessordnung entsprechend. (2) <u>Dem Schuldner wird auf seinen Antrag ein zur Vertretung bereiter Rechtsanwalt seiner Wahl nur beigeordnet, wenn die Vertretung durch einen Rechtsanwalt trotz der dem Gericht obliegenden Fürsorge erforderliche erscheint. Dies ist insbesondere dann der Fall, wenn ein Gläubiger die Versagung der Rechtschuldbefreiung beantragt hat. Im Übrigen finden die Vorschriften der Zivilprozessordnung über die Prozesskostenhilfe keine Anwendung.</u>
第4条【民事訴訟法の適用】 本法に別段の定めがない限りは、民事訴訟法の規定を準用する。	第4条【民事訴訟法の適用】 (1) 本法に別段の定めがない限りは、民事訴訟法の規定を準用する。 (2) <u>債務者には、弁護士による代理が裁判所に課されている配慮義務にもかかわらず必要であると考えられ</u>

22 改正案の掲載は、Beilage zu NZI 3/2007, S. 2 - 7. 改正理由は、S. 7-23. なお改正前条文の邦訳に際しては、吉野正三郎『ドイツ倒産法入門』成文堂（2007年、但し条文翻訳は2004年時点の条文を対象として）をも参照させて頂きつつ、その後における改正部分を加味して執筆したものである。

	る場合に、債務者の申立てに基づき、既に代理として用意されている弁護士が、債務者の選択により、選任される。そのような場合とは、とりわけ、債権者が免責拒絶を申立てた場合をいう。それ以外に、民事訴訟法の手続費用扶助に関する規定は、これを適用しない。
--	--

改正前	改正後
[§ 4a Stundung der Kosten des Insolvenzverfahrens (1) Ist der Schuldner eine natürliche Person und hat er einen Antrag auf Restschuldbefreiung gestellt, so werden ihm auf Antrag die Kosten des Insolvenzverfahrens bis zur Erteilung der Restschuldbefreiung gestundet, soweit sein Vermögen voraussichtlich nicht ausreichen wird, um diese Kosten zu bedecken. Die Stundung nach Satz 1 umfasst auch die Kosten des Verfahrens über den Schuldenbereinigungsplan und des Verfahrens zur Restschuldbefreiung. Der Schuldner hat dem Antrag eine Erklärung beizufügen, ob einer der Versagungsgründe des § 290 Abs. 1 Nr. 1 und 3 vorliegt. Liegt ein solcher Grund vor, ist eine Stundung ausgeschlossen. (2) Werden dem Schuldner die Verfahrenskosten gestundet, so wird ihm auf Antrag ein zur Vertretung bereiter Rechtsanwalt seiner Wahl beigeordnet, wenn die Vertretung durch einen Rechtsanwalt trotz der dem Gericht obliegenden Fursorge erforderlich erscheint. § 121 Abs. 3 bis 5 der Zivilprozessordnung entsprechend. (3) Die Stundung bewirkt, dass 1 . die Bundes- oder Landeskasse a) die rückständigen und die entstehenden Gerichtskosten, b) die auf sie übergegangenen Ansprüche des beigeordneten Rechtsanwalts nur nach den Bestimmungen, die das Gericht trifft, gegen den Schuldner geltend machen kann; 2 . der beigeordnete Rechtsanwalt Ansprüche auf Vergütung gegen den Schuldner nicht geltend machen kann. Die Stundung erfolgt für jeden Verfahrensabschnitt besonders. Bis zur Entscheidung über die Stundung treten die in Satz 1 genannten Wirkungen einstweilig ein. § 4b Abs. 2 gilt entsprechend.]	(Aufgehoben)
[第4a条【倒産手続費用の支払猶予】 1 項 債務者が自然人で、免責の申立てをした場合、自然人の財産が倒産手続費用を賄うのに十分でないと見込まれる場合に限り、その者に免責付与があるまで倒産手続費用の支払は猶予される。第1文に基づく支払猶予は、債務清算計画案に関する手続費用や免責手続費用をも含むものとする。債務者は、倒産手続費用の支払猶予の申立てに、第290条1項1号及び3	(削除)

号の拒否事由の存否についての宣言を添付しなければならぬ。それらの拒否事由が存する場合、支払猶予は認められない。

2項 債務者に手続費用の支払が猶予された場合で、弁護士による代理が裁判所に課せられた配慮にも関わらず必要と思われるとき、自然人には申立てにより、代理のために用意されている弁護士がその選択をもって選任される。民事訴訟法第121条3項乃至5項はこれを準用する。

3項 支払猶予は、以下のことをもたらす；

1. 連邦又は州の国庫は、
 - a) 未払いでかつ既に発生している裁判所費用、
 - b) 連邦又は国に譲渡された選任弁護士の請求、を裁判所に関する規定に基づいてのみ債務者に対し主張し得る。
2. 選任された弁護士は、債務者に対する報酬請求を主張し得ない。

支払猶予は、いずれの手続段階においても認められる。支払猶予についての決定までは、第1文に掲げられている効力は仮に認められる。第4b条2項はこれを準用する。]

改正前	改正後
[§ 4b Rückzahlung und Anpassung de gestundeten Beträge (1) Ist der Schuldner nach Erteilung der Restschuldbefreiung nicht in der Lage, den gestundeten Betrag aus seinem Einkommen und seinem Vermögen zu zahlen, so kann das Gericht die Stundung verlangen und die zu zahlenden Monatsraten festsetzen. § 115 Abs. 1 und 2 sowie § 120 Abs. 2 der Zivilprozessordnung gelten entsprechend. (2) Das Gericht kann die Entscheidung über die Stundung und die Monatsraten jederzeit ändern, soweit sich die für sie maßgebenden persönlichen oder wirtschaftlichen Verhältnisse wesentlich geändert haben. Der Schuldner ist verpflichtet, dem Gericht eine wesentliche Änderung dieser Verhältnisse unverzüglich anzuzeigen. § 120 Abs. 4 Satz 1 und 2 der Zivilprozessordnung gilt entsprechend. Eine Änderung zum Nachteil des Schuldners ist ausgeschlossen, wenn seit der Beendigung des Verfahrens vier Jahre vergangen sind.]	(Aufgehoben)
[第4b条【支払猶予された金額の償還と適応】 1項 債務者が免責付与の後に、支払猶予された金額を、自己の収入及び財産から支払うことができない場合、裁判所は、支払猶予を延長し、毎月の支払額を確定し得る。民事訴訟法第115条1項及び2項、並びに第120条2項は、これを準用する。 2項 裁判所は、基準となる人的及び経済的諸事情に変更が生じた場合に、支払猶予及び毎月の支払額についての決定を変更し得る。債務者は、裁判所に対し、これらの事情変更を遅滞なく届けでなければならない	(削除)

い。民事訴訟法第120条4項1文および2文を準用する。 手続終了後4年が経過した場合、債務者の不利益に 変更し得ない。]	
--	--

改正前	改正後
[§ 4c Aufhebung der Stundung Das Gericht kann die Stundung aufheben, wenn 1 . der Schuldner vorsätzlich oder grob fahrlässig unrichtige Angaben über Umstände gemacht hat, die für die Eröffnung des Insolvenzverfahrens oder die Stundung maßgebend sind, oder eine vom Gericht verlangte Erklärung über seine Verhältnisse nicht abgegeben hat; 2 . die persönlichen oder wirtschaftlichen Voraussetzungen für die Stundung nicht vorgelegen haben; in diesem Fall ist die Aufhebung ausgeschlossen, wenn seit der Beendigung des Verfahrens vier Jahre vergangen sind; 3 . der Schuldner länger als drei Monate mit der Zahlung einer Monatsrate oder mit der Zahlung eines sonstigen Betrages schuldhaft in Rückstand ist; 4 . der Schuldner keine angemessene Erwerbstätigkeit ausübt und, wenn er ohne Beschäftigung ist, sich nicht um eine solche bemüht oder eine zumutbare Tätigkeit ablehnt; § 296 Abs. 2 Satz 2 und 3 gilt entsprechend; 5 . die Restschuldbefreiung versagt oder widerrufen wird.] [第4c条【支払猶予の取消し】 裁判所は、以下の場合には、支払猶予を取り消し得る； 1 . 債務者が、故意又は重大な過失により、倒産手続の開始又は支払猶予の要件となる事情につき不適正な説明をした場合、もしくは裁判所から要求された債務者の諸状況につき説明を行わなかった場合、 2 . 支払猶予のための人的又は経済的諸要件が存在しなかった場合；但し、手続終了後4年が経過した場合、その取消しは認められない。 3 . 債務者が3ヶ月以上、有責でもって月賦またはその他の金額を支払わない場合、 4 . 債務者が相応の所得を得る仕事をなさなかったこと、そして無職の際に仕事を得る努力を怠るか、若しくは期待され得る活動を拒否した場合；第296条2項2文及び3文は、これを準用する。 5 . 免責が、拒否されたか、もしくは取り消された場合。]	(Aufgehoben) (削除)

改正前	改正後
§ 4d Rechtsmittel (1) Gegen die Ablehnung der Stundung oder deren Aufhebung sowie gegen die Ablehnung der Beiordnung eines Rechtsanwalts steht dem Schuldner die sofortige Beschwerde zu. (2) Wird die Stundung bewilligt, so steht der Staatskasse die	(Aufgehoben)

<i>sofortige Beschwerde zu. Diese kann nur darauf gestützt werden, dass nach dem persönlichen oder wirtschaftlichen Verhältnissen des Schuldners die Stundung hätte abgelehnt werden müssen.</i> [第4d条【不服申立て】 支払猶予の拒絶または取消し、並びに弁護士を選任拒絶に対し、債務者は、即時抗告をなし得る。 支払猶予が認められる場合、国庫は即時抗告をなし得る。この即時抗告は、債務者の人的又は経済的諸条件により支払猶予が拒否されねばならなかったことを根拠とすることによってのみ、これをなし得る。]	(削除)
---	-------------

改正前	改正後
§ 26 Abweisung mangels Masse (1) Das Insolvenzgericht weist den Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens ab, wenn das Vermögen des Schuldners voraussichtlich nicht ausreichen wird, um die Kosten des Verfahrens zu decken. Die Abweisung unterbleibt, wenn ein ausreichender Gelbtbetrag vorgeschossen wird [oder die Kosten nach § 4a gestundet werden]. Der Beschluss ist unverzüglich öffentlich bekannt zu machen. (2) Das Gericht hat die Schuldner, bei denen der Eröffnungsantrag mangels Masse abgewiesen worden ist, in ein Verzeichnis einzutragen (Schuldnerverzeichnis). Die Vorschriften über das Schuldnerverzeichnis nach der Zivilprozessordnung gelten entsprechend; jedoch beträgt die Lösungsfrist fünf Jahre. (3) Wer nach Absatz 1 Satz 2 einen Vorschuss geleistet hat, kann die Erstattung des vorgeschossenen Betrags von jeder Person verlangen, die entgegen den Vorschriften des Gesellschaftsrechts den Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens pflichtwidrig und schuldhaft nicht gestellt hat. Ist streitig, ob die Person pflichtwidrig und schuldhaft gehandelt hat, so trifft sie die Beweislast.	§ 26 Abweisung mangels Masse (1) Das Insolvenzgericht weist den Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens ab, wenn das Vermögen des Schuldners voraussichtlich nicht ausreichen wird, um die Kosten des Verfahrens zu decken. Die Abweisung unterbleibt, wenn ein ausreichender Gelbtbetrag vorgeschossen wird. Der Beschluss ist unverzüglich öffentlich bekannt zu machen. (2) Das Gericht hat die Schuldner, bei denen der Eröffnungsantrag mangels Masse abgewiesen worden ist, in ein Verzeichnis einzutragen (Schuldnerverzeichnis). <u>Hat das Gericht bei einem Schuldner die Restschuldbefreiung nach § 291 angekündigt, wird dies vermerkt.</u> Die Vorschriften über das Schuldnerverzeichnis nach der Zivilprozessordnung gelten entsprechend; jedoch beträgt die Lösungsfrist fünf Jahre. (3) Wer nach Absatz 1 Satz 2 einen Vorschuss geleistet hat, kann die Erstattung des vorgeschossenen Betrags von jeder Person verlangen, die entgegen den Vorschriften des Gesellschaftsrechts den Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens pflichtwidrig und schuldhaft nicht gestellt hat. Ist streitig, ob die Person pflichtwidrig und schuldhaft gehandelt hat, so trifft sie die Beweislast.
第26条【財団不足による却下】 1項 倒産裁判所は、債務者の財産が手続費用を賄うのに十分でないことが予見されるときは、倒産手続の申立てを却下する。十分な金額が予納される場合[、もしくは第4a条により費用が猶予される場合]には、却下されないものとする。 2項 裁判所は、財団不足により開始申立てが却下された債務者につき、その者を表に記載しなければならない(債務者表)。民事訴訟法における債務者表に関する規定は、これを準用する；但し、その抹消期間は、5年とする。 3項 第1項2文により予納金を支払った者は、倒産手続開	第26条【財団不足による却下】 1項 倒産裁判所は、債務者の財産が手続費用を賄うのに十分でないことが予見されるときは、倒産手続の申立てを却下する。十分な金額が予納される場合には、却下されないものとする。 2項 裁判所は、財団不足により開始申立てが却下された債務者につき、その者を表に記載しなければならない(債務者表)。民事訴訟法における債務者表に関する規定は、これを準用する；但し、その抹消期間は、5年とする。 3項 第1項2文により予納金を支払った者は、倒産手続開

始申立てを会社法の規定に反し不法かつ有責に提起しなかった各人から、予納金の償還を請求することができる。その者が不法にかつ有責に行為したか否かにつき争いがあるとき、その者がその証明責任を負担する。	始申立てを会社法の規定に反し不法かつ有責に提起しなかった各人から、予納金の償還を請求することができる。その者が不法にかつ有責に行為したか否かにつき争いがあるとき、その者がその証明責任を負担する。
---	---

改正前	改正後
§ 27 Eröffnungsbeschluß (1) Wird das Insolvenzverfahren eröffnet, so ernennt das Insolvenzgericht einen Insolvenzverwalter. <i>Die §§ 270, 313 Abs. 1 bleiben unberührt.</i> (2) Der Eröffnungsbeschluß enthält: 1. Firma oder Namen und Vornamen, Geburtsjahr, Registergericht und Registernummer, unter der der Schuldner in das Handelsregister eingetragen ist, Geschäftszweig oder Beschäftigung, gewerbliche Niederlassung oder Wohnung des Schuldners; 2. Namen und Anschrift des Insolvenzverwalters; 3. die Stunde der Eröffnung; 4. einen Hinweis, ob der Schuldner einen Antrag auf Restschuldbefreiung gestellt hat. (3) Ist die Stunde der Eröffnung nicht angegeben, so gilt als Zeitpunkt der Eröffnung die Mittagsstunde des Tages, an dem der Beschluß erlassen worden ist.	§ 27 Eröffnungsbeschluß (1) Wird das Insolvenzverfahren eröffnet, so ernennt das Insolvenzgericht einen Insolvenzverwalter. <u>Die § 270 bleiben unberührt.</u> (2) Der Eröffnungsbeschluß enthält: 1. Firma oder Namen und Vornamen, Geburtsjahr, Registergericht und Registernummer, unter der der Schuldner in das Handelsregister eingetragen ist, Geschäftszweig oder Beschäftigung, gewerbliche Niederlassung oder Wohnung des Schuldners; 2. Namen und Anschrift des Insolvenzverwalters; 3. die Stunde der Eröffnung; 4. einen Hinweis, ob der Schuldner einen Antrag auf Restschuldbefreiung gestellt hat. (3) Ist die Stunde der Eröffnung nicht angegeben, so gilt als Zeitpunkt der Eröffnung die Mittagsstunde des Tages, an dem der Beschluß erlassen worden ist.
第27条【開始決定】 1項 倒産手続が開始されるときは、倒産裁判所は、保全管財人を選任する。第270条〔第313条1項〕は、その適用を妨げられない。 2項 開始決定には、以下の事由を記載する； 1. 債務者の商号又は姓名、生年月日、登録裁判所及び債務者が商業登記簿に登録されているその登録番号、事業目的又は業種、営業上の支店または住居、 2. 保全管財人の氏名及び住所、 3. 開始時間、 4. 債務者が免責を申立てたか否か、との指摘 3項 開始時間が記載されていない場合、開始時間は、決定がなされた日の正午とする。	第27条【開始決定】 1項 倒産手続が開始されるときは、倒産裁判所は、保全管財人を選任する。<u>第270条は、その適用を妨げられない。</u> 2項 開始決定には、以下の事由を記載する； 1. 債務者の商号又は姓名、生年月日、登録裁判所及び債務者が商業登記簿に登録されているその登録番号、事業目的又は業種、営業上の支店または住居、 2. 保全管財人の氏名及び住所、 3. 開始時間、 4. 債務者が免責を申立てたか否か、との指摘 3項 開始時間が記載されていない場合、開始時間は、決定がなされた日の正午とする。

改正前	改正後
§ 28 Aufforderungen an die Gläubiger und die Schuldner (1) Im Eröffnungsbeschluß sind die Gläubiger aufzufordern, ihre Forderungen innerhalb einer bestimmten Frist unter Beachtung des § 174 beim Insolvenzverwalter anzumelden. Die Frist ist auf einen Zeitraum von mindestens zwei Wochen und höchstens drei Monaten festzusetzen.	§ 28 Aufforderungen an die Gläubiger und die Schuldner (1) Im Eröffnungsbeschluß sind die Gläubiger aufzufordern, ihre Forderungen innerhalb einer bestimmten Frist unter Beachtung des § 174 beim Insolvenzverwalter anzumelden. Die Frist ist auf einen Zeitraum von mindestens zwei Wochen und höchstens drei Monaten festzusetzen. <u>Lieben die Voraussetzungen für ein Verfahren nach § 5 Abs. 2 Satz 1 vor, kann das Gericht im Eröffnungsbeschluss be-</u>

(2) Im Eröffnungsbeschluß sind die Gläubiger aufzufordern, dem Verwalter unverzüglich mitzuteilen, welche Sicherungsrechte sie an beweglichen Sachen oder an Rechten des Schuldners in Anspruch nehmen. Der Gegenstand, an dem das Sicherungsrecht beansprucht wird, die Art und der Entstehungsgrund des Sicherungsrechts sowie die gesicherte Forderung sind zu bezeichnen. Wer die Mitteilung schuldhaft unterläßt oder verzögert, haftet für den daraus entstehenden Schaden. (3) Im Eröffnungsbeschluß sind die Personen, die Verpflichtungen gegenüber dem Schuldner haben, aufzufordern, nicht mehr an den Schuldner zu leisten, sondern an den Verwalter.	<u>stimmen, dass die Forderungen binnen einer Notfrist von der Monaten anzumelden sind.</u> (2) Im Eröffnungsbeschluß sind die Gläubiger aufzufordern, dem Verwalter unverzüglich mitzuteilen, welche Sicherungsrechte sie an beweglichen Sachen oder an Rechten des Schuldners in Anspruch nehmen. Der Gegenstand, an dem das Sicherungsrecht beansprucht wird, die Art und der Entstehungsgrund des Sicherungsrechts sowie die gesicherte Forderung sind zu bezeichnen. Wer die Mitteilung schuldhaft unterläßt oder verzögert, haftet für den daraus entstehenden Schaden. (3) Im Eröffnungsbeschluß sind die Personen, die Verpflichtungen gegenüber dem Schuldner haben, aufzufordern, nicht mehr an den Schuldner zu leisten, sondern an den Verwalter.
第28条【債権者及び債務者に対する催告】 1項 開始決定においては、債権者に、その者の債権を、第174条を遵守し、一定期間内に倒産管財人に届け出ることを催告することができる。この期間は、少なくとも2週間以上、多くとも3ヶ月以内の期間で決定しなければならない。 2項 開始決定においては、債権者には、その者がどのような担保権を債務者の動産又は権利に対して有するかを管財人に遅滞なく通知するよう催告しなければならない。担保権の目的物、担保権の種類ならびに発生原因及び被担保債権を表示しなければならない。この通知を有責に懈怠または遅滞した者は、これにより生じる損害につき賠償する責任を負う。 3項 開始決定においては、第三債務者に対し、もはや債務者に対してではなく、管財人に対して給付を履行するよう催告しなければならない。	第28条【債権者及び債務者に対する催告】 1項 開始決定においては、債権者に、その者の債権を、第174条を遵守し、一定期間内に倒産管財人に届け出ることを催告することができる。この期間は、少なくとも2週間以上、多くとも3ヶ月以内の期間で決定しなければならない。<u>第5条2項1文による手続に関する要件が備わっている場合、裁判所は、決定手続において、債権を3ヶ月の除斥期間内に届け出なければならない旨を、定め得る。</u> 2項 開始決定においては、債権者には、その者がどのような担保権を債務者の動産又は権利に対して有するかを管財人に遅滞なく通知するよう催告しなければならない。担保権の目的物、担保権の種類ならびに発生原因及び被担保債権を表示しなければならない。この通知を有責に懈怠または遅滞した者は、これにより生じる損害につき賠償する責任を負う。 3項 開始決定においては、第三債務者に対し、もはや債務者に対してではなく、管財人に対して給付を履行するよう催告しなければならない。

改正前	改正後
§ 29 Terminbestimmungen (1) Im Eröffnungsbeschluß bestimmt das Insolvenzgericht Termin für: 1. eine Gläubigerversammlung, in der auf der Grundlage eines Berichts des Insolvenzverwalters über den Fortgang des Insolvenzverfahrens beschlossen wird(Berichtstermin); der Termin soll nicht über sechs Wochen und darf nicht über drei Monate hinaus angesetzt werden; 2. eine Gläubigerversammlung, in der die angemeldeten Forderungen geprüft werden(Prüfungstermin); der Zeitraum zwischen dem Ablauf der Anmeldefrist und dem Prüfungstermin soll mindestens eine Woche und höchstens zwei Monate betragen.	§ 29 Terminbestimmungen (1) Im Eröffnungsbeschluß bestimmt das Insolvenzgericht Termin für: 1. eine Gläubigerversammlung, in der auf der Grundlage eines Berichts des Insolvenzverwalters über den Fortgang des Insolvenzverfahrens beschlossen wird(Berichtstermin); der Termin soll nicht über sechs Wochen und darf nicht über drei Monate hinaus angesetzt werden; 2. eine Gläubigerversammlung, in der die angemeldeten Forderungen geprüft werden(Prüfungstermin); der Zeitraum zwischen dem Ablauf der Anmeldefrist und dem Prüfungstermin soll mindestens eine Woche und höchstens zwei Monate betragen.

(2) Die Termine können verbunden werden.	(2) Die Termine können verbunden werden. <u>Liegen die Voraussetzungen für ein Verfahren nach § 5 Abs. 2 Satz 1 vor, kann das Gericht nur einen Prüfungstermin bestimmen.</u>
第29条【期日の決定】 1項 倒産裁判所は、倒産手続開始決定において、以下の期日を定める。 1. 保全管財人の報告を基礎として倒産手続の続行を決定する債権者集会の期日（報告期日）；この期日は、6週間を越えるべきでなく、また3ヶ月を超えることは許されない。 2. 届出債権を調査する債権者集会の期日（調査期日）；届出期間の経過と調査期日の間の期間は、1週間以上2ヶ月以下でなければならない。 2項 前項の各期日は、これを併合することができる。	第29条【期日の決定】 1項 倒産裁判所は、倒産手続開始決定において、以下の期日を定める。 1. 保全管財人の報告を基礎として倒産手続の続行を決定する債権者集会の期日（報告期日）；この期日は、6週間を越えるべきではなく、また3ヶ月を超えることは許されない。 2. 届出債権を調査する債権者集会の期日（調査期日）；届出期間の経過と調査期日の間の期間は、1週間以上2ヶ月以下でなければならない。 2項 前項の各期日は、これを併合することができる。<u>第5条2項1文による手続のための要件が備わっている場合、裁判所は、単に調査期日のみを定めることができる。</u>

改正前	改正後
§ 63 Vergütung des Insolvenzverwalters (1) Der Insolvenzverwalter hat Anspruch auf Vergütung für seine Geschäftsführung und auf Erstattung angemessener Auslagen. Der Regelsatz der Vergütung wird nach dem Wert der Insolvenzmasse zur Zeit der Beendigung des Insolvenzverfahrens berechnet. Dem Umfang und der Schwierigkeit der Geschäftsführung des Verwalters wird durch Abweichungen vom Regelsatz Rechnung getragen. (2) <i>[Sind die Kosten des Verfahrens nach § 4a gestundet, steht dem Insolvenzverwalter für seine Vergütung und seine Auslagen ein Anspruch gegen die Staatskasse zu, soweit die Insolvenzmasse dafür nicht ausreicht.]</i>	§ Vergütung des Insolvenzverwalters Der Insolvenzverwalter hat Anspruch auf Vergütung für seine Geschäftsführung und auf Erstattung angemessener Auslagen. Der Regelsatz der Vergütung wird nach dem Wert der Insolvenzmasse zur Zeit der Beendigung des Insolvenzverfahrens berechnet. Dem Umfang und der Schwierigkeit der Geschäftsführung des Verwalters wird durch Abweichungen vom Regelsatz Rechnung getragen.
第63条【倒産管財人の報酬】 1項 倒産管財人は、その業務についての報酬ならびに相当な立替金の償還を求める請求権を有する。報酬の基準額は、倒産手続終了時における倒産財団の価値に従ってこれを算定する。管財人の義務遂行の範囲及び難易度は、この基準額とは別にこれを斟酌する。 2項 <i>[第4a条により、手続費用の支払が猶予された場合、報酬と立替金については倒産財団がそれらを賄えない限りにおいて、国庫に請求権が帰属する。]</i>	第63条【倒産管財人の報酬】 倒産管財人は、その業務についての報酬ならびに相当な立替金の償還を求める請求権を有する。報酬の基準額は、倒産手続終了時における倒産財団の価値に従ってこれを算定する。管財人の義務遂行の範囲及び難易度は、この基準額とは別にこれを斟酌する。

改正前	改正後
§ 73 Vergütung der Mitglieder des Gläubigerausschusses (1) Die Mitglieder des Gläubigerausschusses haben Anspruch auf Vergütung für ihre Tätigkeit und auf Erstattung ange-	§ 73 Vergütung der Mitglieder des Gläubigerausschusses (1) Die Mitglieder des Gläubigerausschusses haben Anspruch auf Vergütung für ihre Tätigkeit und auf Erstattung ange-

messener Auslagen. Dabei ist dem Zeitaufwand und dem Umfang der Tätigkeit Rechnung zu tragen. (2) [§ 63 Abs. 2 sowie] die §§ 64 und 65 gelten entsprechend.	messener Auslagen. Dabei ist dem Zeitaufwand und dem Umfang der Tätigkeit Rechnung zu tragen. (2) <u>Die</u> §§ 64 und 65 gelten entsprechend.
第73条【債権者委員会の構成員の報酬】 1項 債権者集会の構成員は、その活動に関する報酬ならびに相当な立替金の償還を求める請求権を有する。この場合、活動に要した時間ならびにその範囲を斟酌するものとする。 2項 [第63条2項、] 第64条ならびに第65条の規定は、これを準用する。	第73条【債権者委員会の構成員の報酬】 1項 債権者集会の構成員は、その活動に関する報酬ならびに相当な立替金の償還を求める請求権を有する。この場合、活動に要した時間ならびにその範囲を斟酌するものとする。 2項 第64条ならびに第65条の規定は、これを準用する。

改正前	改正後
§ 88 Vollstreckung vor Verfahrenseröffnung Hat ein Insolvenzgläubiger im letzten Monat vor dem Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens oder nach diesem Antrag durch Zwangsvollstreckung eine Sicherung an dem zur Insolvenzmasse gehörenden Vermögen des Schuldners erlangt, so wird diese Sicherung mit der Eröffnung des Verfahrens unwirksam.	§ 88 Vollstreckung vor Verfahrenseröffnung (1) Hat ein Insolvenzgläubiger im letzten Monat vor dem Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens oder nach diesem Antrag durch Zwangsvollstreckung eine Sicherung an dem zur Insolvenzmasse gehörenden Vermögen des Schuldners erlangt, so wird diese Sicherung mit der Eröffnung des Verfahrens unwirksam. (2) <u>Wird, nachdem eine außergerichtliche Einigung mit den Gläubigern über die Schuldenbereinigung auf der Grundlage eines Plans erfolglos versucht worden ist, ein Verbraucherinsolvenzverfahren nach § 304 eröffnet, beträgt die in Absatz 1 genannte Frist drei Monate.</u>
第88条【手続開始前の執行】 倒産債権者が倒産手続開始申立て前1ヶ月内もしくはその申立後に強制執行をもって倒産財団に属する債務者の財産に対して担保を取得した場合、この担保は、倒産手続の開始とともに無効となる。	第88条【手続開始前の執行】 1項 倒産債権者が倒産手続開始申立て前1ヶ月内もしくはその申立後に強制執行をもって倒産財団に属する債務者の財産に対して担保を取得した場合、この担保は、倒産手続の開始とともに無効となる。 2項 <u>債権者との免責に関する計画案を基礎とした裁判外の合意が試みられたが不成功に終わった後に、第304条により消費者倒産手続が開始された場合、第1項に規定されている期間は、これを3ヶ月とする。</u>

改正前	改正後
§ 174 Anmeldung der Forderungen (1) Die Insolvenzgläubiger haben ihre Forderungen schriftlich beim Insolvenzverwalter anzumelden. Der Anmeldung sollen die Urkunden, aus denen sich die Forderung ergibt, in Abdruck beigelegt. (2) <i>Bei der Anmeldung sind der Grund und der Betrag der Forderung anzugeben sowie die Tatsachen, aus denen sich nach Einschätzung des Gläubigers ergibt, dass ihr eine vorsätzlich begangene unerlaubte Handlung des Schuldners zugrunde liegt.</i>	§ 174 Anmeldung der Forderungen (1) Die Insolvenzgläubiger haben ihre Forderungen schriftlich beim Insolvenzverwalter anzumelden. Der Anmeldung sollen die Urkunden, aus denen sich die Forderung ergibt, in Abdruck beigelegt. (2) Bei der Anmeldung sind der Grund und der Betrag der Forderung anzugeben sowie die Tatsachen, aus denen sich nach Einschätzung des Gläubigers ergibt, dass ihr eine vorsätzlich begangene unerlaubte Handlung des Schuldners <u>oder eine Unterhaltspflichtverletzung nach § 302 Nr. 1 zu Grund liegt.</u>

(3) Die Forderungen nachrangiger Gläubiger sind nur anzumelden, soweit das Insolvenzgericht besonders zur Anmeldung dieser Forderungen auffordert. Bei der Anmeldung solcher Forderungen ist auf den Nachtrag hinzuweisen und die dem Gläubiger zustehende Rangstelle zu bezeichnen. (4) Die Anmeldung kann durch Übermittlung eines elektronischen Dokuments erfolgen, wenn der Insolvenzverwalter der Übermittlung elektronischer Dokumente ausdrücklich zugestimmt hat. In diesem Fall sollen die Urkunden, aus denen sich die Forderung ergibt, unverzüglich nachgereicht werden.	(3) Die Forderungen nachrangiger Gläubiger sind nur anzumelden, soweit das Insolvenzgericht besonders zur Anmeldung dieser Forderungen auffordert. Bei der Anmeldung solcher Forderungen ist auf den Nachtrag hinzuweisen und die dem Gläubiger zustehende Rangstelle zu bezeichnen. (4) Die Anmeldung kann durch Übermittlung eines elektronischen Dokuments erfolgen, wenn der Insolvenzverwalter der Übermittlung elektronischer Dokumente ausdrücklich zugestimmt hat. In diesem Fall sollen die Urkunden, aus denen sich die Forderung ergibt, unverzüglich nachgereicht werden.
第174条【債権の届出】 1項 倒産債権者は、自己の債権を倒産管財人に書面をもって届け出なければならない。この届出には、その債権の発生原因である証書の写しを添付しなければならない。 2項 届出に際しては、債権の発生原因及び金額、並びに債権者の評価によれば債務者が故意になした不法行為の基礎となることが明らかな事実を示さなければならない。 3項 劣後的倒産債権者の債権は、倒産裁判所が特にその債権の届出を命じるときに限り、これを届け出ることができる。その債権の届出に際しては、劣後的順位であることを指摘し、かつその債権者の順位を示さなければならない。 4項 この届出は、倒産管財人が電磁的書面の伝達につき明文をもって同意する場合、電磁的書面の伝達により、これをなすことができる。	第174条【債権の届出】 1項 倒産債権者は、自己の債権を倒産管財 人に書面をもって届け出なければならない。この届出には、その債権の発生原因である証書の写しを添付しなければならない。 2項 届出に際しては、債権の発生原因及び金額、並びに債権者の評価によれば債務者が故意になした不法行為もしくは第302条1号の扶養義務違反の基礎となることが明らかな事実を示さなければならない。 3項 劣後的倒産債権者の債権は、倒産裁判所が特にその債権の届出を命じるときに限り、これを届け出ることができる。その債権の届出に際しては、劣後的順位であることを指摘し、かつその債権者の順位を示さなければならない。 4項 この届出は、倒産管財人が電磁的書面の伝達につき明文をもって同意する場合、電磁的書面の伝達により、これをなすことができる。

改正前	改正後
§ 175 Tabelle (1) Der Insolvenzverwalter hat jede angemeldete Forderung mit den in § 174 Abs. 2 und 3 genannten Angaben in eine Tabelle einzutragen. Die Tabelle ist mit den Anmeldungen sowie den beigelegten Urkunden innerhalb des ersten Drittels des Zeitraums, der zwischen dem Ablauf der Anmeldefrist und dem Prüfungstermin liegt, in der Geschäftsstelle des Insolvenzgericht zur Einsicht der Beteiligten niederzulegen. (2) <i>Hat ein Gläubiger eine Forderung aus einer vorsätzlich begangenen unerlaubten Handlung angemeldet, so hat das Insolvenzgericht den Schuldner auf die Rechtsfolgen des § 302 und auf die Möglichkeit des Widerspruchs hinzuweisen.</i>	§ 175 Tabelle (1) Der Insolvenzverwalter hat jede angemeldete Forderung mit den in § 174 Abs. 2 und 3 genannten Angaben in eine Tabelle einzutragen. Die Tabelle ist mit den Anmeldungen sowie den beigelegten Urkunden innerhalb des ersten Drittels des Zeitraums, der zwischen dem Ablauf der Anmeldefrist und dem Prüfungstermin liegt, in der Geschäftsstelle des Insolvenzgericht zur Einsicht der Beteiligten niederzulegen. (2) <i>Hat ein Gläubiger eine Forderung aus einer vorsätzlich begangenen unerlaubten Handlung <u>oder aus rückständigem Unterhalt, den der Schuldner vorsätzlich pflichtwidrig nicht gewährt hat</u>, angemeldet, so hat das Insolvenzgericht den Schuldner auf die Rechtsfolgen des § 302 und auf die Möglichkeit des Widerspruchs hinzuweisen.</i>
第175条【債権表】 1項 倒産管財人は、各届出債権を、第174条2項及び3項の	第175条【債権表】 1項 倒産管財人は、各届出債権を、第174条2項及び3項の

定める事項ともに、債権表に記載しなければならない。債権表は、届出及び添付された証書を付し、届出期間の経過と調査期日の間の最初の3分の1の期間内において、裁判所書記課に係関係人の閲覧のために据え置かなければならない。 2項 債権者が故意になされた不法行為から生じた債権を届け出た場合、倒産裁判所は、債務者に対し、第302条による法律効果ならびに異議申立権につき教示しなければならない。	定める事項ともに、債権表に記載しなければならない。債権表は、届出及び添付された証書を付し、届出期間の経過と調査期日の間の最初の3分の1の期間内において、裁判所書記課に係関係人の閲覧のために据え置かなければならない。 2項 債権者が故意になされた不法行為から生じた債権、もしくは債務者が故意に義務違反を望むことなく遅滞した養育費に関する債権を届け出た場合、倒産裁判所は、債務者に対し、第302条による法律効果ならびに異議申立権につき教示しなければならない。
---	---

改正前	改正後
§ 207 Einstellung mangels Masse (1) Stellt sich nach der Eröffnung des Insolvenzverfahrens heraus, dass die Insolvenzmasse nicht ausreicht, um die Kosten des Verfahrens zu decken, so stellt das Insolvenzgericht das Verfahren ein. Die Einstellung unterbleibt, wenn ein ausreichender Geldbetrag vorgeschossen wird [oder die Kosten nach § 4a gestundet werden]; § 26 Abs. 3 gilt entsprechend. (2) Vor der Einstellung sind die Gläubigerversammlung, der Insolvenzverwalter und die Massegläubiger zu hören. (3) Soweit Barmittel in der Masse vorhanden sind, hat der Verwalter vor der Einstellung die Kosten des Verfahrens, von diesen zuerst die Auslagen, nach dem Verhältnis ihrer Beträge zu berichtigen. Zur Verwertung von Massegegenständen ist er nicht mehr verpflichtet.	§ 207 Einstellung mangels Masse (1) Stellt sich nach der Eröffnung des Insolvenzverfahrens heraus, dass die Insolvenzmasse nicht ausreicht, um die Kosten des Verfahrens zu decken, so stellt das Insolvenzgericht das Verfahren ein. Die Einstellung unterbleibt, wenn ein ausreichender Geldbetrag vorgeschossen wird; § 26 Abs. 3 gilt entsprechend. (2) Vor der Einstellung sind die Gläubigerversammlung, der Insolvenzverwalter und die Massegläubiger zu hören. (3) Soweit Barmittel in der Masse vorhanden sind, hat der Verwalter vor der Einstellung die Kosten des Verfahrens, von diesen zuerst die Auslagen, nach dem Verhältnis ihrer Beträge zu berichtigen. Zur Verwertung von Massegegenständen ist er nicht mehr verpflichtet.
第207条【財団不足による廃止】 1項 倒産手続開始後に、倒産財団が手続費用を賄うのに十分でないことが明らかになる場合、倒産裁判所は、その手続を廃止する。この廃止は、十分な金額が予納される場合[、若しくは手続費用が第4a条により猶予される場合]には行われない。第26条3項は、これを準用する。 2項 廃止の前に、債権者集会、倒産管財人及び財団債権者を審尋しなければならない。 3項 倒産管財人は、財団に現金がある限りにおいて、廃止の前に手続費用を、そのうちとりわけ立替金についてはまず先立って、それらの額の割合に応じて支払わなければならない。倒産管財人は、それ以後、財団目的物の換価につき義務を負わない。	第207条【財団不足による廃止】 1項 倒産手続開始後に、倒産財団が手続費用を賄うのに十分でないことが明らかになる場合、倒産裁判所は、その手続を廃止する。この廃止は、十分な金額が予納される場合には行われない。第26条3項は、これを準用する。 2項 廃止の前に、債権者集会、倒産管財人及び財団債権者を審尋しなければならない。 3項 倒産管財人は、財団に現金がある限りにおいて、廃止の前に手続費用を、そのうちとりわけ立替金についてはまず先立って、それらの額の割合に応じて支払わなければならない。倒産管財人は、それ以後、財団目的物の換価につき義務を負わない。

改正前	改正後
§ 286 Grundsatz Ist der Schuldner eine natürliche Person, so wird er nach Maßgabe der §§ 287 bis 303 von den im Insolvenzverfahren nicht erfüllten Verbindlichkeiten gegenüber den Insolvenzgläubiger befreit.	§ 286 Grundsatz Ist der Schuldner eine natürliche Person, so wird er nach Maßgabe der §§ 287 bis 303 von den im Insolvenzverfahren nicht erfüllten Verbindlichkeiten gegenüber den Insolvenzgläubiger befreit. Wird der Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens

	rens mangels Masse abgewiesen, wird der Schuldner nach Maßgabe der §§ 289a und 289b von den Verbindlichkeiten befreit, die im Falle der Eröffnung Insolvenzforderungen wären.
第286条【原則】 債務者が自然人であるとき、債務者は、第287条乃至第303条の規定により、倒産手続において履行されなかった倒産債権者に対する債務から免責される。	第286条【原則】 債務者が自然人であるとき、債務者は、第287条乃至第303条の規定により、倒産手続において履行されなかった倒産債権者に対する債務から免責される。 <u>倒産手続開始申立てが財団不足により却下された場合、債務者は、第289a条ならびに第289b条により、倒産手続が開始されていれば倒産債権となったであろう債務から免責される。</u>

改正前	改正後
§ 287 Antrag des Schuldners (1) Die Restschuldbefreiung setzt einen Antrag des Schuldners voraus, der mit seinem Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens verbunden werden soll. Wird er nicht mit diesem verbunden, so ist er innerhalb von zwei Wochen nach dem Hinweis gemäß § 20 Abs. 2 zu stellen. (2) Dem Antrag ist die Erklärung beizufügen, dass der Schuldner seine pfändbaren Forderungen auf Bezüge aus einem Dienstverhältnis oder an deren Stelle tretende laufende Bezüge für die Zeit von sechs Jahren nach der Eröffnung des Insolvenzverfahrens an einen vom Gericht zu bestimmenden Treuhänder abtritt. Hatte der Schuldner diese Forderungen bereits vorher an einen Dritten abgetreten oder verpfändet, so ist ein der Erklärung darauf hinzuweisen. (3) Vereinbarungen, die eine Abtretung der Forderungen des Schuldners auf Bezüge aus einem Dienstverhältnis oder an deren Stelle tretende laufende Bezüge ausschließen, von einer Bedingung abhängig machen oder sonst einschränken, sind insoweit unwirksam, als sie die Abtretungserklärung nach Absatz 2 Satz 1 vereiteln oder beeinträchtigen würden.	§ 287 Antrag des Schuldners (1) Die Restschuldbefreiung setzt einen Antrag des Schuldners voraus, der mit seinem Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens verbunden werden soll. Wird er nicht mit diesem verbunden, so ist er innerhalb von zwei Wochen nach dem Hinweis gemäß § 20 Abs. 2 zu stellen. (2) Dem Antrag ist die Erklärung beizufügen, dass der Schuldner seine pfändbaren Forderungen auf Bezüge aus einem Dienstverhältnis oder an deren Stelle tretende laufende Bezüge für die Zeit von sechs Jahren nach der Eröffnung des Insolvenzverfahrens an einen vom Gericht zu bestimmenden Treuhänder abtritt. <u>Wird die Verfahrenseröffnung mangels Masse abgewiesen, beginnt die Zeit mit dem Erlass dieses Beschlusses.</u> Hatte der Schuldner diese Forderungen bereits vorher an einen Dritten abgetreten oder verpfändet, so ist ein der Erklärung darauf hinzuweisen. (3) Vereinbarungen, die eine Abtretung der Forderungen des Schuldners auf Bezüge aus einem Dienstverhältnis oder an deren Stelle tretende laufende Bezüge ausschließen, von einer Bedingung abhängig machen oder sonst einschränken, sind insoweit unwirksam, als sie die Abtretungserklärung nach Absatz 2 Satz 1 vereiteln oder beeinträchtigen würden.
第287条【債務者の申立て】 1項 免責は、債務者の倒産手続開始申立てと併合してなされるべき債務者の申立てを要件とする。免責申立てが倒産手続開始申立てと併合されていない場合、免責申立ては、第20条2項の教示後2週間以内になされなければならない。 2項 債務者は、申立てにつき、差押可能な雇用関係からの給与債権またはこれに代わる継続的な給与債権を倒産手続終結後の6年間、裁判所により指定されるべき受託者に譲渡する旨の意思表示を添付しなければ	第287条【債務者の申立て】 1項 免責は、債務者の倒産手続開始申立てと併合してなされるべき債務者の申立てを要件とする。免責申立てが倒産手続開始申立てと併合されていない場合、免責申立ては、第20条2項の教示後2週間以内になされなければならない。 2項 債務者は、申立てにつき、差押可能な雇用関係からの給与債権またはこれに代わる継続的な給与債権を倒産手続終結後の6年間、裁判所により指定されるべき受託者に譲渡する旨の意思表示を添付しなければ

ばならない。債務者がそれらの債権を既にその前に第三者に対して譲渡又は質入していた場合、このことは、意思表示において、指摘されなければならない。 3項 雇用関係からの給与債権又はこれに代わる継続的な給与債権の譲渡を禁止し、条件に関らしめるか若しくはその他の制限を課す合意は、その合意が第2項1文による譲渡の意思表示を禁止するか若しくは侵害することになる範囲においては、これを無効とする。	ばならない。倒産手続開始が財団不足により却下された場合、この却下の決定の発令をもってその起算点とする。債務者がそれらの債権を既にその前に第三者に対して譲渡又は質入していた場合、このことは、意思表示において、指摘されなければならない。 3項 雇用関係からの給与債権又はこれに代わる継続的な給与債権の譲渡を禁止し、条件に関らしめるか若しくはその他の制限を課す合意は、その合意が第2項1文による譲渡の意思表示を禁止するか若しくは侵害することになる範囲においては、これを無効とする。
--	---

改正前	改正後
§ 289 Entscheidung des Insolvenzgerichts (1) Die Insolvenzgläubiger und der Insolvenzverwalter sind <i>[im Schlusstermin]</i> zu dem Antrag des Schuldners zu hören. Das Insolvenzgericht entscheidet über den Antrag des Schuldners durch Beschluss. (2) Gegen den Beschluss steht dem Schuldner und jedem Insolvenzgläubiger, der <i>[im Schlusstermin]</i> die Versagung der Restschuldbefreiung beantragt hat, die sofortige Beschwerde zu. Das Insolvenzverfahren wird erst nach Restkraft des Beschlusses aufgehoben. Der rechtskräftige Beschluss ist zusammen mit dem Beschluss über die Aufhebung des Insolvenzverfahrens öffentlich bekanntzumachen. (3) <i>[Im Falle der Einstellung des Insolvenzverfahrens kann Restschuldbefreiung nur erteilt werden, wenn nach Anzeige der Masseunzulänglichkeit die Insolvenzmasse nach § 209 verteilt worden ist und die Einstellung nach § 211 erfolgt. Absatz 2 gilt mit der Maßgabe, dass an die Stelle der Aufhebung des Verfahrens die Einstellung tritt.]</i>	§ 289 Entscheidung des Insolvenzgerichts (1) Die Insolvenzgläubiger und der Insolvenzverwalter sind zu dem Antrag des Schuldners zu hören. Das Insolvenzgericht entscheidet über den Antrag des Schuldners durch Beschluss. (2) Gegen den Beschluss steht dem Schuldner und jedem Insolvenzgläubiger, der die Versagung der Restschuldbefreiung beantragt hat, die sofortige Beschwerde zu. Das Insolvenzverfahren wird erst nach Restkraft des Beschlusses aufgehoben. Der rechtskräftige Beschluss ist zusammen mit dem Beschluss über die Aufhebung des Insolvenzverfahrens öffentlich bekanntzumachen.
第289条【倒産裁判所の裁判】 1項 <i>[最終期日においては、]</i> 債務者の申立てについて倒産債権者および倒産管財人を審尋しなければならない。倒産裁判所は、債務者の申立てにつき決定をもって裁判する。 2項 決定に対して債務者および<i>[最後期日において]</i> 免責拒絶を申し立てた倒産債権者は、即時抗告をなし得る。倒産手続は、決定が確定した後にはじめてこれを終結する。確定力のある決定は、これを倒産手続の終結に関する決定と同時に公告しなければならない。 3項 <i>[倒産手続を廃止する場合は、財団不足の届出後に倒産財団が第209条により配当されかつ廃止が第211条により生じるときに限り、免責を付与することができる。第2項は、手続の終結を廃止と読み替えて適用する。]</i>	第289条【倒産裁判所の裁判】 1項 債務者の申立てについて倒産債権者および倒産管財人を審尋しなければならない。倒産裁判所は、債務者の申立てにつき決定をもって裁判する。 2項 決定に対して債務者および免責拒絶を申し立てた倒産債権者は、即時抗告をなし得る。倒産手続は、決定が確定した後にはじめてこれを終結する。確定力のある決定は、これを倒産手続の終結に関する決定と同時に公告しなければならない。

改正前	改正後
-----	-----

	<u>§ 289a Entschuldigungsverfahren bei Abweisung oder Einstellung mangels Masse</u> (1) <u>Wird der Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens nach § 26 abgewiesen oder das Insolvenzverfahren nach § 207 oder § 211 eingestellt, kann Restschuldbefreiung nur erteilt werden, wenn der Schuldner eine Bescheinigung nach § 305 Abs. 1 Nr. 1, die Verzeichnisse nach § 305 Abs. 1 Nr. 3, die eidesstattliche Versicherung nach Absatz 3 sowie die für die Zustellung des nach dieser Vorschrift ergehenden Beschlusses erforderliche Zahl von Abschriften des Antrags und der Vermögensübersicht vorlegt und nachweist, dass er die Kosten des Verfahrens beglichen hat. Hat der Schuldner die in Satz 1 genannten Erklärungen und Unterlagen nicht vollständig abgegeben, fordert ihn das Insolvenzgericht vor einer Entscheidung über den Antrag auf, dies innerhalb eines Monats nachzuholen.</u> (2) <u>Bei einer Abweisung mangels Masse gilt § 114 mit der Maßgabe, dass an die Stelle der Eröffnung des Insolvenzverfahrens der Erlass des Beschlusses nach § 26 tritt.</u> (3) <u>Der Schuldner hat die Verzeichnisse mit dem Gerichtsvollzieher zu erörtern und ihm gegenüber an Eides statt zu versichern, dass er seine Angaben nach bestem Wissen und Gewissen richtig und vollständig gemacht hat. Das Verfahren über den Antrag auf Restschuldbefreiung ruht bis zur Vorlage der eidesstattlichen Versicherung bei dem Insolvenzgericht.</u> 第289a条【財団不足による却下または廃止の場合における免責手続】 1項 <u>倒産手続開始申立てが第26条により却下された場合、もしくは倒産手続が第207条または第211条により廃止された場合、債務者が第305条1項1号の証明書、第305条1項3号の目録、第3項の宣誓に代わる保証、並びにこの規定によりなされる決定の送達に必要な申立てならびに債権目録の謄本の数分が提出され、かつ債務者が手続費用を支払ったことが証明される時のみ、免責が付与され得る。債務者が、第1文に挙げられている説明ならびに書類を完全に提出しない場合、倒産裁判所は、(免責)申立てに関する決定前に、債務者に対し、これらを1ヶ月以内に追加提出すべき旨を請求する。</u> 2項 <u>財団不足による却下の場合、第114条は、倒産手続開始時の状況において第26条による決定がなされることを条件として、これを適用する。</u> 3項 <u>債務者は、それらの目録を執行官とともに検討し、かつ執行官に対し宣誓に代えて、債務者がその主張を誠心誠意、正確かつ完全になしたことを保証しなければならない。免責申立てに関する手続は、倒産裁判所において宣誓に代わる保証がなされるまで、これを中止する。</u>
--	---

改正前	改正後
	<u>§ 289 b Entscheidung im Entschuldungsverfahren</u> (1) <u>Der Antrag auf Restschuldbefreiung ist zusammen mit dem Beschluss nach den §§ 26, 207 oder nach § 211 öffentlich bekannt zu machen und den Gläubigern und dem Schuldner zuzustellen. Die Gläubiger erhalten den Beschluss zusammen mit einer einfachen Abschrift der Vermögensübersicht.</u> (2) <u>In dem Beschluss werden die Gläubiger aufgefordert, innerhalb einer Notfrist von einem Monat mitzuteilen, ob ein Versagungsantrag gestellt wird, weil Versagungsgründe nach § 290 Abs. 1 vorliegen. § 290 Abs. 2 gilt entsprechend. Die Gläubiger sind darauf hinzuweisen, dass die Verzeichnisse nach § 289a bei dem Insolvenzgericht zur Einsicht der Beteiligten niedergelegt sind. § 292 Abs. 2 findet mit der Maßgabe Anwendung, dass der Treuhänder mit der Überwachung von jedem beteiligten Gläubiger beauftragt werden kann.</u> (3) <u>Gegen den Beschluss über den Antrag auf Versagung der Restschuldbefreiung steht dem Schuldner und jedem Gläubiger, der die Versagung der Restschuldbefreiung beantragt hat, die sofortige Beschwerde zu. Der rechtskräftige Beschluss ist öffentlich bekannt zu machen.</u> <u>第289b条【（財団不足による却下または廃止の場合の）免責手続における決定】</u> <u>1項 免責の申立ては、第26条、第207条もしくは第211条による決定とともに、公告されなければならない。かつ債権者並びに債務者に送達されなければならない。債権者は、財産目録の簡易な謄本とともに、その決定を受ける。</u> <u>2項 その決定において債権者は、1ヶ月の除斥期間内に、第290条1項の免責拒絶理由に該当することを理由として免責拒絶の申立てをするか否かを報告することを要請される。第290条2項はこれを準用する。債権者は、第289a条による目録が倒産裁判所に関係者の閲覧のために備え置かれていることを指示されなければならない。第292条2項は、受託者が各手続参加債権者の監視を委託され得ることを条件として、これを適用する。</u> <u>3項 免責拒絶の申立てに関する決定に対して、債務者ならびに免責拒絶を申立てた各債権者は、即時抗告をなし得る。確定した決定は、公告されなければならない。</u>
改正前	改正後
§ 290 Versagung der Restschuldbefreiung (1) <i>In dem Beschluss ist die Restschuldbefreiung zu versagen, wenn dies im Schlusstermin von einem Insolvenzgläubiger beantragt worden ist und wenn</i>	§ 290 Versagung der Restschuldbefreiung (1) <u>In dem Beschluss ist die Restschuldbefreiung von Amts wegen oder auf einen spätestens im Schlusstermin gestellten Antrag eines Insolvenzgläubigers zu versagen, wenn</u>

1 . der Schuldner wegen einer Straftat nach den §§ 283 bis 283c des Strafgesetzbuchs rechtskräftig verurteilt worden ist, 2 . der Schuldner in den letzten drei Jahren vor dem Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens oder nach diesem Antrag vorsätzlich oder grob fahrlässig schriftlich unrichtige oder unvollständige Angaben über seine wirtschaftlichen Verhältnisse gemacht hat, um einen Kredit zu erhalten, Leistungen aus öffentlichen Mitteln zu beziehen oder Leistungen an öffentliche Kasse zu vermeiden, 3 . in den letzten zehn Jahren vor dem Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens oder nach diesem Antrag dem Schuldner Restschuldbefreiung erteilt oder <i>nach § 296 oder § 297</i> versagt worden ist, 4 . der Schuldner im letzten Jahr vor dem Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens oder nach diesem Antrag vorsätzlich oder grob fahrlässig die Befriedigung der Insolvenzgläubiger dadurch beeinträchtigt hat, dass er unangemessene Verbindlichkeiten begründet oder Vermögen verschwendet oder ohne Aussicht auf eine Besserung seiner wirtschaftlichen Lage die Eröffnung des Insolvenzverfahrens verzögert hat, 5 . der Schuldner <i>während des Insolvenzverfahrens</i> Auskunfts oder Mitwirkungspflichten nach diesem Gesetz vorsätzlich oder grob fahrlässig verletzt hat oder 6 . der Schuldner in den nach § 305 Abs. 1 Nr. 3 vorzulegenden Verzeichnissen seines Vermögens und seines Einkommens, seiner Gläubiger und der gegen ihn gerichteten Forderungen vorsätzlich oder grob fahrlässig unrichtige oder unvollständige Angabe gemacht hat. (2) Der Antrag des Gläubigers ist nur zulässig, wenn ein Versagungsgrund glaubhaft gemacht wird.	1 . der Schuldner wegen einer Straftat nach den §§ 283 bis 283c des Strafgesetzbuchs rechtskräftig verurteilt worden ist, <u>1a . der Schuldner wegen einer zum Nachteil des antragstellenden Insolvenzgläubigers begangenen Straftat rechtskräftig zu einer Geldstrafe von mindestens neunzig Tagesstrafen oder Freiheitsstrafe verurteilt worden ist, sofern der der Verurteilung zu Grunde liegende Straftatbestand dem Schutz des Eigentums oder des Vermögens zu dienen bestimmt ist.</u> 2 . der Schuldner in den letzten drei Jahren vor dem Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens oder nach diesem Antrag vorsätzlich oder grob fahrlässig schriftlich unrichtige oder unvollständige Angaben über seine wirtschaftlichen Verhältnisse gemacht hat, um einen Kredit zu erhalten, Leistungen aus öffentlichen Mitteln zu beziehen oder Leistungen an öffentliche Kasse zu vermeiden, 3 . in den letzten zehn Jahren vor dem Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens oder nach diesem Antrag dem Schuldner Restschuldbefreiung erteilt oder <u>nach §§ 290, 296, 297 oder 297a</u> versagt worden ist, 4 . der Schuldner im letzten Jahr vor dem Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens oder nach diesem Antrag vorsätzlich oder grob fahrlässig die Befriedigung der Insolvenzgläubiger dadurch beeinträchtigt hat, dass er unangemessene Verbindlichkeiten begründet oder Vermögen verschwendet oder ohne Aussicht auf eine Besserung seiner wirtschaftlichen Lage die Eröffnung des Insolvenzverfahrens verzögert hat, 5 . der Schuldner Auskunfts oder Mitwirkungspflichten nach diesem Gesetz vorsätzlich oder grob fahrlässig verletzt hat oder 6 . der Schuldner in den nach § 305 Abs. 1 Nr. 3 vorzulegenden Verzeichnissen seines Vermögens und seines Einkommens, seiner Gläubiger und der gegen ihn gerichteten Forderungen vorsätzlich oder grob fahrlässig unrichtige oder unvollständige Angabe gemacht hat. (2) Der Antrag des Gläubigers ist nur zulässig, wenn ein Versagungsgrund glaubhaft gemacht wird. (3) <u>Das Gericht kann ohne Antrag eines Insolvenzgläubigers die Restschuldbefreiung nur versagen, wenn ein Versagungsgrund offenkundig ist.</u>
第290条【免責の拒絶事由】 1項 倒産債権者が最後期日において免責の拒絶を申立てているとき、免責を以下の場合に、決定をもって拒絶されなければならない。 1 . 債務者が、刑法第283条乃至第283c条による犯罪行為を原因として有罪の判決を受け、これが確定したとき、	第290条【免責の拒絶事由】 1項 <u>職権もしくは遅くとも最終期日においてなされた倒産債権者の申立てに基づき</u>、免責は、以下の場合に、決定をもって拒絶されなければならない。 1 . 債務者が、刑法第283条乃至第283c条による犯罪行為を原因として有罪の判決を受け、これが確定したとき、 <u>1a . 債務者が、申立てた倒産債権者の不利益になるよう</u>

2. 債務者が、信用を維持し、公金からの給付を取得し又は公庫に対する給付を免れるために、倒産手続開始申立前の3年内又はその申立後に故意又は重大な過失により書面に債務者の経済状況に関する不実又は不完全な記載をおこなったとき、 3. 倒産手続開始申立前の10年内またはその申立後に債務者に免責が付与されたか、又は免責が第296条または第297条により拒絶されたとき、 4. 債務者が、倒産手続開始申立前の1年以内またはその申立後に故意又は重大な過失により、不当な債務を生じさせ、もしくは財産を浪費し又は債務者の経済状況の向上の見込みなしに倒産手続の開始を遅滞させることにより、倒産債権者の満足を妨げたとき、 5. 債務者が、<u>[倒産手続中に、]</u>この法律に基づく情報提供義務もしくは協力義務に、故意または重過失により違反したとき、 6. 債務者が、第305条1項3号により提出すべき債務者の財産目録や収入目録、債権者表、並びに債務者に対する債権の目録において、故意または重過失により、不実又は不完全な記載を行ったとき。 2項 債権者の申立ては、拒絶事由が疎明される時に限り、これを適法とする。	<u>行った犯罪行為を原因として少なくとも90日数以上の罰金刑もしくは自由刑の判決を受け、これが確定したとき；但し、その判決の基礎となる犯罪構成要件が、所有権もしくは財産の保護に資することが確実である場合に限る、</u> 2. 債務者が、信用を維持し、公金からの給付を取得し又は公庫に対する給付を免れるために、倒産手続開始申立前の3年内又はその申立後に故意又は重大な過失により書面に債務者の経済状況に関する不実又は不完全な記載をおこなったとき、 3. 倒産手続開始前の10年内またはその申立後に債務者に免責が付されたか、又は免責が第290条、第296条、第297条または第297a条により拒絶されたとき、 4. 債務者が、倒産手続開始申立て前の1年以内またはその申立後に故意又は重大な過失により、不当な債務を生じさせ、もしくは財産を浪費し又は債務者の経済状況の向上の見込みなしに倒産手続の開始を遅滞させることにより、倒産債権者の満足を妨げたとき、 5. 債務者が、この法律に基づく情報提供義務もしくは協力義務を、故意または重過失により違反したとき、 6. 債務者が、第305条1項3号により提出すべき債務者の財産目録や収入目録、債権者表、並びに債務者に対する債権の目録において、故意または重過失により、不実または不完全な記載を行ったとき。 2項 債権者の申立ては、拒絶事由が疎明される時に限り、これを適法とする。 3項 <u>裁判所は、倒産債権者の申立てがなくとも、免責拒絶事由が明らかである場合には、免責を拒絶し得る。</u>
---	--

改正前	改正後
§ 291 Ankündigung der Restschuldbefreiung (1) Sind die Voraussetzungen des § 290 nicht gegeben, so stellt das Gericht in dem Beschluss fest, dass der Schuldner Restschuldbefreiung erlangt, wenn er den Obliegenheiten nach § 295 nachkommt und die Voraussetzungen für eine Versagung nach § 297 oder § 298 nicht vorliegen. (2) Im gleichen Beschluss bestimmt das Gericht den Treuhänder, auf den die pfändbaren Bezüge des Schuldners nach Maßgabe der Abtretungserklärung (§ 287 Abs. 2) übergehen.	§ 291 Ankündigung der Restschuldbefreiung (1) Sind die Voraussetzungen <u>des § 289b Abs. 2 oder des § 290</u> nicht gegeben, stellt das Gericht in dem Beschluss fest, dass der Schuldner Restschuldbefreiung erlangt, wenn er den Obliegenheiten nach § 295 nachkommt und die Voraussetzungen für eine Versagung nach §§ 297, <u>297a</u> oder § 298 nicht vorliegen. (2) Im gleichen Beschluss bestimmt das Gericht den Treuhänder, auf den die pfändbaren Bezüge des Schuldners nach Maßgabe der Abtretungserklärung (§ 287 Abs. 2) übergehen.
第291条【免責の予告】 1項 第290条の要件がない場合は、裁判所は、債務者が第295条による義務を遵守し、かつ第297条または第298条による拒絶に関する要件が存しないときに、この債務者が免責させる旨を決定により確認する。 2項 同じ決定において、裁判所は、差押えが許される債	第291条【免責の予告】 1項 <u>第289b条2項もしくは第290条の要件がない場合は、</u>裁判所は、債務者が第295条による義務を遵守し、かつ第297条、<u>第287a条</u>または第298条による拒絶に関する要件が存しないときに、この債務者が免責させる旨を決定により確認する。 2項 同じ決定において、裁判所は、差押えが許される債

務者の給与が譲渡の意思表示の規定（第287条2項）に従い移転する受託者を定める。	務者の給与が譲渡の意思表示の規定（第287条2項）に従い移転する受託者を定める。
改正前	改正後
§ 292 Restsstellung des Treuhänders (1) Der Treuhänder hat den zur Zahlung der Bezüge Verpflichteten über die Abtretung zu unterrichten. Er hat die Beträge, die er durch die Abtretung erlangt, und sonstige Leistungen des Schuldners oder Dritter von seinem Vermögen getrennt zu halten und einmal jährlich auf Grund des Schlußverzeichnisses an die Insolvenzgläubiger zu verteilen [, sofern die nach § 4a gestundeten Verfahrenskosten abzüglich der Kosten für die Beiordnung eines Rechtsanwalts berichtigt sind]. § 36 Abs. 1 Satz 2, Abs. 4 gilt entsprechend. Von den Beträgen, die er durch die Abtretung erlangt, und den sonstigen Leistungen hat er an den Schuldner nach Ablauf von vier Jahren seit der Aufhebung des Insolvenzverfahrens zehn vom Hundert und nach Ablauf von fünf Jahren seit der Aufhebung fünfzehn vom Hundert abzuführen. [Sind die nach § 4a gestundeten Verfahrenskosten noch nicht berichtigt, werden Gelde an den Schuldner nur abgeführt, sofern sein Einkommen nicht den sich nach § 115 Abs. 1 der Zivilprozessordnung errechnenden Betrag übersteigt.] (2) Die Gläubigerversammlung kann dem Treuhänder zusätzlich die Aufgabe übertragen, die Erfüllung der Obliegenheiten des Schuldners zu überwachen. In diesem Fall hat der Treuhänder die Gläubiger unverzüglich zu benachrichtigen, wenn er einen Verstoß gegen diese Obliegenheit feststellt. Der Treuhänder ist nur zur Überwachung verpflichtet, soweit die ihm dafür zustehende zusätzliche Vergütung gedeckt ist oder vorgeschossen wird. (3) Der Treuhänder hat bei der Beendigung seines Amtes dem Insolvenzgericht Rechnung zu legen. Die §§ 58 und 59 gelten entsprechend, § 59 jedoch mit der Maßgabe, dass die Entlassung von jedem Insolvenzgläubiger beantragt werden kann und dass die sofortige Beschwerde jedem Insolvenzgläubiger zusteht.	§ 292 Restsstellung des Treuhänders (1) Der Treuhänder hat den zur Zahlung der Bezüge Verpflichteten über die Abtretung zu unterrichten. Er hat die Beträge, die er durch die Abtretung erlangt, und sonstige Leistungen des Schuldners oder Dritter von seinem Vermögen getrennt zu halten und einmal jährlich auf Grund des Schlußverzeichnisses an die Insolvenzgläubiger zu verteilen. § 36 Abs. 1 Satz 2, Abs. 4 gilt entsprechend. Von den Beträgen, die er durch die Abtretung erlangt, und den sonstigen Leistungen hat er an den Schuldner nach Ablauf von vier Jahren seit der Aufhebung des Insolvenzverfahrens zehn vom Hundert und nach Ablauf von fünf Jahren seit der Aufhebung fünfzehn vom Hundert abzuführen. (2) Die Gläubigerversammlung kann dem Treuhänder zusätzlich die Aufgabe übertragen, die Erfüllung der Obliegenheiten des Schuldners zu überwachen. In diesem Fall hat der Treuhänder die Gläubiger unverzüglich zu benachrichtigen, wenn er einen Verstoß gegen diese Obliegenheit feststellt. Der Treuhänder ist nur zur Überwachung verpflichtet, soweit die ihm dafür zustehende zusätzliche Vergütung gedeckt ist oder vorgeschossen wird. (3) Der Treuhänder hat bei der Beendigung seines Amtes dem Insolvenzgericht Rechnung zu legen. Die §§ 58 und 59 gelten entsprechend, § 59 jedoch mit der Maßgabe, dass die Entlassung von jedem Insolvenzgläubiger beantragt werden kann und dass die sofortige Beschwerde jedem Insolvenzgläubiger zusteht.
第292条【受託者の法的地位】 1項 受託者は、給与の支払義務者に債権譲渡につき通知しなければならない。受託者は、[第4a条に基づき猶予される手続費用が弁護士任命費用を控除し清算される限りにおいて、] 債権譲渡により取得する金額及び債務者または第三者のその他の給付をこれらの者の財産から分離して保管し、かつ毎年一度最終配当表に基づいて倒産債権者に対して配当しなければならない。受託者は、その受託者が債権譲渡により取得する金額及びその他の給付から、倒産手続の終結より4年経過後は100分の10、終結後5年経過後は100	第292条【受託者の法的地位】 1項 受託者は、給与の支払義務者に債権譲渡につき通知しなければならない。受託者は、債権譲渡により取得する金額及び債務者または第三者のその他の給付をこれらの者の財産から分離して保管し、かつ毎年一度以上最後配当表に基づいて倒産債権者に対して配当しなければならない。受託者は、その受託者が債権譲渡により取得する金額及びその他の給付から、倒産手続の終結から4年経過後は100分の10、終結後5年経過後は100分の15、そして終結後6年経過後では100分の20を債務者に対して支払わなければ

分の15、そして終結後6年経過後では100分の20を債務者に対して支払わなければならない。[第4a条に基づき猶予される手続費用が未だ清算されていない場合、債務者は、彼の収入が民事訴訟法第115条1項に基づき達せされる金額を超えない限りにおいてのみ、金銭を支払われる。] 2項 債権者集会は、受託者に対し、債務者の義務履行の監督任務を追加して委託し得る。この場合に、受託者がこの義務違反を確認するときは、受託者は、債権者に遅滞なくその旨を報告しなければならない。受託者は、監督義務に関してその受託者に生じた追加報酬が賄われているか又は前払いされる場合のみ、監督義務を負う。 3項 受託者は、その職務の終了に際し、倒産裁判所に対し会計報告をしなければならない。第58条及び第59条は、これを準用する。但し、第59条の準用は、倒産債権者が受託者の解任を申立てることができ、かつ各倒産債権者が即時抗告する権利を有するとの基準に従い、これをなす。	ならない。 2項 債権者集会は、受託者に対し、債務者の義務履行の監督任務を追加して委託し得る。この場合に、受託者がこの義務違反を確認するときは、受託者は、債権者に遅滞なくその旨を報告しなければならない。受託者は、監督義務に関してその受託者に生じた追加報酬が賄われているか又は前払いされる場合のみ、監督義務を負う。 3項 受託者は、その職務の終了に際し、倒産裁判所に対し会計報告をしなければならない。第58条及び第59条は、これを準用する。但し、第59条の準用は、倒産債権者が受託者の解任を申立てることができ、かつ各倒産債権者が即時抗告する権利を有するとの基準に従い、これをなす。
---	--

改正前	改正後
	<u>§ 292 a Verteilung in zunächst masselosen Verfahren</u> (1) Wird der Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens nach § 26 abgewiesen oder das Insolvenzverfahren nach § 207 oder § 211 eingestellt, erfolgt die Verteilung nach § 292 Abs. 1 Satz 2 gemäß dem Forderungsverzeichnis nach § 289a Abs. 1, sofern der zur Verteilung zur Verfügung stehende Betrag 1000 Euro nicht übersteigt. Auf Antrag eines Gläubigers wird das Forderungsverzeichnis um den Rechtsgrund der Forderung ergänzt. Macht ein Gläubiger gelten, im Verhältnis zu den anderen Gläubigern nicht angemessen beteiligt zu werden, wird das Verfahren nach den Absätzen 2 und 3 durchgeführt. (2) Bei Beträgen über 1000 Euro hat der Treuhänder unter Hinweis auf den Betrag die Gläubiger mittels öffentlicher Bekanntmachung aufzufordern, ihre Forderungen binnen zwei Wochen entsprechend § 174 Abs. 2 anzumelden; § 175 Abs. 2 gilt für den Treuhänder entsprechend. Die Gläubiger sind darauf hinzuweisen, dass das gemäß den Anmeldungen ergänzte Forderungsverzeichnis beim Insolvenzgericht zur Einsicht niedergelegt ist und dass die Verteilung auf Grund des Verzeichnisses erfolgt, wenn die Forderungen nicht innerhalb von zwei Wochen bestritten werden. Wird ein Widerspruch erhoben, wird das Verteilungsverzeichnis insoweit ausgeführt, als er durch den Widerspruch nicht betroffen wird. (3) Ist eine Forderung von Schuldner oder von einem Gläubiger bestritten worden, bleibt es dem Gläubiger überlassen, die Feststellung gegen den Bestreitenden zu betreiben. Der Gläubiger hat spätestens innerhalb einer Ausschluss-

	<u>first von zwei Wochen dem Treuhänder nachzuweisen, dass er gegen den Bestreitenden Klage erhoben hat. Nach fruchtlosem Ablauf dieser Frist erfolgt die Verteilung ohne Berücksichtigung der bestrittenen Forderung. Liegt für eine solche Forderung ein vollstreckbarer Schuldtitel oder ein Endurteil vor, obliegt es dem Bestreitenden, den Widerspruch zu verfolgen. § 180 Abs. 1 und die §§ 181, 182 und 185 Satz 1 und 2 sind entsprechend anwendbar.</u>
	第292a条【財団不足の手続における配当】 1項 倒産手続開始申立てが第26条に基づき却下されるか、もしくは倒産手続が第207条または第211条に基づき廃止される場合、配当金額が1000ユーロを超えない限りで、第292条1項2文に基づく配当は、第289a条1項に基づく債権目録に従いこれを行う。債権者の申立てにより、債権目録に債権の権利原因が補充される。ある債権者が、手続参加において他の債権者との関係で不適法に権利行使する場合には、第2項ならびに3項の手続を実施する。 2項 配当金が1000ユーロを上回る場合、受託者は、債権者に対し、公告をもって、金額を提示し、第174条2項を準用して2週間以内に債権を届け出ることを求めなければならない；但し第175条2項が受託者に対して準用される。債権者には、申立てに基づき補充された債権目録が倒産裁判所において閲覧のために備え付けられていること、並びにそれらの債権が2週間以内に争われない場合は配当表に基づき配当されること、が指摘されなければならない。異議が申し立てられる場合、配当表は、その異議の対象となっていない限度において実行される。 3項 ある債権が債務者もしくは債権者により争われる場合、それを争う者（異議申立者）に対する査定を行うことは、債権者に委ねられる。債権者は、遅くとも2週間の除斥期間内に、受託者に、債権者が異議申立者に対し訴訟を提起した旨を証明しなければならない。この除斥期間が成果なく経過した後、配当は、争われている債権を考慮することなく、これを実施する。それらの債権につき、執行可能な債務名義もしくは終局判決が付されている場合、異議申立者は、異議を提起する義務を負う。第180条1項ならびに第181条、第182条そして第185条1項と2項はこれを準用する。

改正前	改正後
§ 293 Vergütung des Treuhänders (1) Der Treuhänder hat Anspruch auf Vergütung für seine Tätigkeit und auf Erstattung angemessener Auslagen. Dabei ist dem Zeitaufwand des Treuhänders und dem Umfang seiner Tätigkeit Rechnung zu tragen. (2) § 63 Abs. 2 sowie die §§ 64 und 65 gelten entsprechend.	§ 293 Vergütung des Treuhänders (1) Der Treuhänder hat Anspruch auf Vergütung für seine Tätigkeit und auf Erstattung angemessener Auslagen. Dabei ist dem Zeitaufwand des Treuhänders und dem Umfang seiner Tätigkeit Rechnung zu tragen. (2) Die §§ 64 und 65 gelten entsprechend.

第293条【受託者の報酬】 1項 受託者は、その活動に対する報酬及び相当な立替金の償還を求める請求権を有する。その場合は、受託者の消費時間及びその仕事量を考慮しなければならない。 2項 <u>[第63条2項、並びに]</u> 第64条及び第65条は、これを準用する。	第293条【受託者の報酬】 1項 1項受託者は、その活動に対する報酬及び相当な立替金の償還を求める請求権を有する。その場合は、受託者の消費時間及びその仕事量を考慮しなければならない。 2項 第64条及び第65条は、これを準用する。
--	--

改正前	改正後
§ 296 Verstoß gegen Obliegenheiten (1) Das Insolvenzgericht versagt die Restschuldbefreiung auf Antrag eines Insolvenzgläubigers, wenn der Schuldner während der Laufzeit der Abtretungserklärung eine seiner Obliegenheiten verletzt und dadurch die Befriedigung der Insolvenzgläubiger beeinträchtigt; dies gilt nicht, wenn den Schuldner kein Verschulden trifft. Der Antrag kann nur binnen eines Jahres nach dem Zeitpunkt gestellt werden, in dem die Obliegenheitsverletzung dem Gläubiger bekanntgeworden ist. Er ist nur zulässig, wenn die Voraussetzungen der Sätze 1 und 2 glaubhaft gemacht werden. (2) <i>Vor der Entscheidung [über den Antrag] sind der Treuhänder, der Schuldner und die Insolvenzgläubiger zu hören.</i> Der Schuldner hat über die Erfüllung seiner Obliegenheiten Auskunft zu erteilen und, wenn es der Gläubiger beantragt, die Richtigkeit dieser Auskunft an Eides Statt zu versichern. Gibt er die Auskunft oder die eidesstattliche Versicherung ohne hinreichende Entscheidung nicht innerhalb der ihm gesetzten Frist ab oder erscheint er trotz ordnungsgemäßer Ladung ohne hinreichende Entscheidung nicht zu einem Termin, den das Gericht für die Erteilung der Auskunft oder die eidesstattliche Versicherung anberaumt hat, so ist die Restschuldbefreiung zu versagen. (3) Gegen die Entscheidung steht dem Antragsteller und dem Schuldner die sofortige Beschwerde zu. Die Versagung der Restschuldbefreiung ist öffentlich bekanntzumachen.	§ 296 Verstoß gegen Obliegenheiten (1) Das Insolvenzgericht versagt die Restschuldbefreiung <u>von Amts wegen oder</u> auf Antrag eines Insolvenzgläubigers, wenn der Schuldner während der Laufzeit der Abtretungserklärung eine seiner Obliegenheiten verletzt und dadurch die Befriedigung der Insolvenzgläubiger beeinträchtigt; dies gilt nicht, wenn den Schuldner kein Verschulden trifft. Der Antrag kann nur binnen eines Jahres nach dem Zeitpunkt gestellt werden, in dem die Obliegenheitsverletzung dem Gläubiger bekanntgeworden ist. Er ist nur zulässig, wenn die Voraussetzungen der Sätze 1 und 2 glaubhaft gemacht werden. <u>Für die Versagung von Amts wegen gelten Satz 2 und § 290 Abs. 3 entsprechend.</u> (2) <u>Vor der Entscheidung sind der Treuhänder, der Schuldner und die Insolvenzgläubiger, der den Antrag gestellt hat, zu hören.</u> Der Schuldner hat über die Erfüllung seiner Obliegenheiten Auskunft zu erteilen und, wenn es der Gläubiger beantragt, die Richtigkeit dieser Auskunft an Eides Statt zu versichern. Gibt er die Auskunft oder die eidesstattliche Versicherung ohne hinreichende Entscheidung nicht innerhalb der ihm gesetzten Frist ab oder erscheint er trotz ordnungsgemäßer Ladung ohne hinreichende Entscheidung nicht zu einem Termin, den das Gericht für die Erteilung der Auskunft oder die eidesstattliche Versicherung anberaumt hat, so ist die Restschuldbefreiung zu versagen. (3) Gegen die Entscheidung steht dem Antragsteller und dem Schuldner die sofortige Beschwerde zu. Die Versagung der Restschuldbefreiung ist öffentlich bekanntzumachen.
第296条【義務違反】 1項 倒産裁判所は、債務者が債権譲渡の意思表示の有効期間中にその義務に違反しかつそれにより倒産債権者の満足を侵害するときは、倒産債権者の申立てに基づき免責を拒絶する。ただし、債務者に故意過失がないときは、この限りではない。申立ては、債権者が義務違反を知った後1年以内に限りこれを行うことができる。この申立ては、第1文及び第2文の要件を疎明するときに限り、これを適法とする。	第296条【義務違反】 1項 倒産裁判所は、債務者が債権譲渡の意思表示の有効期間中にその義務に違反しかつそれにより倒産債権者の満足を侵害するときは、<u>職権または倒産債権者の申立てに基づき免責を拒絶する。</u>ただし、債務者に故意過失がないときは、この限りではない。申立ては、債権者が義務違反を知った後1年以内に限りこれを行うことができる。この申立ては、第1文及び第2文の要件を疎明するときに限り、これを適法とする。<u>職権による免責の拒絶に関しては、第2文を適用し、かつ第290条3項を準用する。</u>

2項 申立てに関する裁判の前に、受託者、債務者及び倒産債権者を審尋しなければならない。債務者は、その義務の履行に関して情報を提供しなければならない。かつ債権者の申立てがあるときはこの情報が真実である旨を調書のうえで確約しなければならない。債務者が十分な弁解事由なくして債務者に対して裁定された期間内に情報または宣誓に代わる確約を提供しないとき、又は債務者が正規の呼出にもかかわらず十分な弁明理由なくして裁判所が情報の提供または宣誓に代わる確約のために定めた期日に出頭しないときは、免責を拒絶しなければならない。 3項 この裁判に対しては、申立人及び債務者は、即時抗告をする権利を有する。免責の拒絶は、これを公告しなければならない。	2項 申立てに関する裁判の前に、<u>受託者、債務者及び申立てをなした倒産債権者を</u>審尋しなければならない。債務者は、その義務の履行に関して情報を提供しなければならない。かつ債権者の申立てがあるときはこの情報が真実である旨を調書のうえで確約しなければならない。債務者が十分な弁解事由なくして債務者に対して裁定された期間内に情報または宣誓に代わる確約を提供しないとき、又は債務者が正規の呼出にもかかわらず十分な弁明理由なくして裁判所が情報の提供または宣誓に代わる確約のために定めた期日に出頭しないときは、免責を拒絶しなければならない。 3項 この裁判に対しては、申立人及び債務者は、即時抗告をする権利を有する。免責の拒絶は、これを公告しなければならない。
---	---

改正前	改正後
§ 297 Insolvenzverfahren (1) <i>Das Insolvenzgericht versagt die Restschuldbefreiung auf Antrag eines Insolvenzgläubigers, wenn der Schuldner in dem Zeitraum zwischen Schlusstermin und Aufhebung des Insolvenzverfahrens oder während der Laufzeit der Abtretungserklärung wegen einer Straftat nach den §§ 283 bis 283c des Strafgesetzbuchs rechtskräftig verurteilt wird.</i> (2) <i>§ 296 Abs. 1 Satz 2 und 3, Abs. 3 gilt entsprechend.</i>	§ 297 Insolvenzverfahren (1) Das Insolvenzgericht versagt die Restschuldbefreiung <u>von Amts wegen</u> oder auf Antrag eines Insolvenzgläubigers, wenn der Schuldner in dem Zeitraum zwischen Schlusstermin und Aufhebung des Insolvenzverfahrens oder während der Laufzeit der Abtretungserklärung 1. <u>wegen einer Straftat nach den §§ 283 bis 283c des Strafgesetzbuchs rechtskräftig verurteilt wird oder</u> 2. <u>wegen einer zum Nachteil des antragstellenden Insolvenzgläubigers begangenen Straftat zu einer Geldstrafe von mindestens neunzig Tagessätzen oder Freiheitsstrafe verurteilt wird, sofern der der Verurteilung zu Grunde liegende Straftatbestand dem Schutz des Eigentums oder des Vermögen zu diesen bestimmt ist.</u> (2) <u>§ 296 Abs. 1 Satz 2 bis 4, Abs. 3 gilt entsprechend.</u>
第297条【倒産犯罪】 1項 債務者が最後期日と倒産手続の終結との間の期間、または債権譲渡の意思表示の有効期間中に刑法第283条乃至第283c条による犯罪行為に基づき有罪判決を受け、かつこれが確定したときは、倒産裁判所は、倒産債権者の申立てに基づき免責を拒絶する。 2項 第296条1項2文及び3文は、これを準用する。	第297条【倒産犯罪】 1項 倒産裁判所は、職権もしくは倒産債権者の申立てに基づき、債務者が最終期日と倒産手続の終結との間の期間、または債権譲渡の意思表示の有効期間中における以下の事由を理由として、免責を拒絶する； 1. 刑法第283条乃至283c条による犯罪行為に基づき有罪判決を受け、かつこれが確定したこと、もしくは 2. <u>申立てをなした倒産債権者の不利益となる犯罪行為により、少なくとも90日数の罰金刑もしくは自由刑の有罪判決を受けること；但し、判決の基礎となる犯罪構成要件が、所有権保護または財団保護に資することが確定的である場合に限る。</u> 2項 第296条1項2文乃至4文、3項は、これを準用する。

改正前	改正後
	§ 297a Nachträglich bekannt gewordene Versagungsgründe

	(1) Auf Antrag eines Insolvenzgläubigers oder von Amts wegen versagt das Insolvenzgericht die Restschuldbefreiung, wenn sich während der Laufzeit der Abtretungserklärung herausstellt, dass ein Versagungsgrund nach § 290 Abs. 1 vorgelegen hat. Der Antrag kann nur binnen sechs Monaten nach dem Zeitpunkt gestellt werden, in dem der Versagungsgrund dem Gläubiger bekannt geworden ist. Er ist nur zulässig, wenn die Voraussetzungen der Sätze 1 und 2 glaubhaft gemacht werden. (2) Für die Versagung von Amts wegen gelten Satz 2 und § 290 Abs. 3 entsprechend.
	第297a条【事後的な免責拒絶】 <u>1項 倒産裁判所は、債権譲渡の意思表示の有効期間内に、第290条1項の免責拒絶理由が存在することが明らかになった場合、倒産債権者の申立て又は職権により、免責を拒絶する。この申立ては、債権者が拒絶理由を知ったときから6ヶ月以内になされなければならない。免責拒絶は、第1文ならびに2文の要件が疎明されたとき、認められる。</u> <u>2項 職権による免責拒絶については、（第1項）1文が適用されるほか、第290条3項が準用される。</u>

改正前	改正後
§ 298 Deckung der Mindestvergütung des Treuhänders (1) Das Insolvenzgericht versagt die Restschuldbefreiung auf Antrag des Treuhänders, wenn die an diesen abgeführten Beträge für das vorangegangene Jahr seiner Tätigkeit die Mindestvergütung nicht decken und der Schuldner den fehlenden Betrag nicht einzahlt, obwohl ihn der Treuhänder schriftlich zur Zahlung binnen einer Frist von mindestens zwei Wochen aufgefordert und ihn dabei auf die Möglichkeit der Versagung der Restschuldbefreiung hingewiesen hat. <i>[Dies gilt nicht, wenn die Kosten des Insolvenzverfahrens nach § 4a gestundet wurden.]</i> (2) Vor der Entscheidung ist der Schuldner zu hören. Die Versagung unterbleibt, wenn der Schuldner binnen zwei Wochen nach Aufforderung durch das Gericht den fehlenden Betrag einzahlt <i>[oder ihm dieser entsprechend § 4a gestundet wird]</i>. (3) § 296 Abs. 3 gilt entsprechend.	§ 298 Deckung der Mindestvergütung des Treuhänders (1) Das Insolvenzgericht versagt die Restschuldbefreiung auf Antrag des Treuhänders, wenn die an diesen abgeführten Beträge für das vorangegangene Jahr seiner Tätigkeit die Mindestvergütung nicht decken und der Schuldner den fehlenden Betrag nicht einzahlt, obwohl ihn der Treuhänder schriftlich zur Zahlung binnen einer Frist von mindestens zwei Wochen aufgefordert und ihn dabei auf die Möglichkeit der Versagung der Restschuldbefreiung hingewiesen hat. (2) Vor der Entscheidung ist der Schuldner zu hören. Die Versagung unterbleibt, wenn der Schuldner binnen zwei Wochen nach Aufforderung durch das Gericht den fehlenden Betrag einzahlt. (3) § 296 Abs. 3 gilt entsprechend.
第298条【受託者の最低報酬の保証】 1項 受託者の前年度の活動について受託者に対して支払われた金額が最低報酬を賄わず、かつ受託者が債務者に対して書面により最低2週間の期間内の支払いを請求しかつその際に債務者に対して免責拒絶の可能性を指摘したにもかかわらず債務者がその不足金額を支払わないときは、倒産裁判所は、受託者の申立てに基づいて免責を拒絶する。[これは、倒産手続費	第298条【受託者の最低報酬の保証】 1項 受託者の前年度の活動について受託者に対して支払われた金額が最低報酬を賄わず、かつ受託者が債務者に対して書面により最低2週間の期間内の支払いを請求しかつその際に債務者に対して免責拒絶の可能性を指摘したにもかかわらず債務者がその不足金額を支払わないときは、倒産裁判所は、受託者の申立てに基づいて免責を拒絶する。

用の支払いが第4a条により猶予されている場合には、適用されない。] 2項 その裁判の前には、債務者を審尋しなければならない。債務がその請求後2週間以内に不足金額を裁判所に通じて支払うとき、[もしくは、その支払いを第4a条に基づき猶予されているとき]、拒絶はこれを行わない。 3項 第296条3項は、これを準用する。	2項 その裁判の前には、債務者を審尋しなければならない。債務がその請求後2週間以内に不足金額を裁判所に通じて支払うとき、拒絶はこれを行わない。 3項 第296条3項は、これを準用する。
--	--

改正前	改正後
§ 299 Vorzeitige Beendigung Wird die Restschuldbefreiung nach § 296, 297 oder 298 versagt, so enden die Laufzeit der Abtretungserklärung, das Amt des Treuhänders und die Beschränkung der Rechte der Gläubiger mit der Rechtskraft der Entscheidung.	§ 299 Vorzeitige Beendigung Wird die Restschuldbefreiung nach § 296, 297, <u>297a</u> oder 298 versagt, so enden die Laufzeit der Abtretungserklärung, das Amt des Treuhänders und die Beschränkung der Rechte der Gläubiger mit der Rechtskraft der Entscheidung.
第299条【予定前の終了】 免責が第296条、297条または298条により拒絶されるときは、債権譲渡の意思表示の有効期間、受託者の職務および債権者の権利の制限は、裁判の確定より終了する。	第299条【予定前の終了】 免責が第296条、297条、<u>297a</u>条または298条により拒絶されるときは、債権譲渡の意思表示の有効期間、受託者の職務および債権者の権利の制限は、裁判の確定より終了する。

改正前	改正後
§ 300 Entscheidung über die Restschuldbefreiung (1) Ist die Laufzeit der Abtretungserklärung ohne eine vorzeitige Beendigung verstrichen, so entscheidet das Insolvenzgericht nach Anhörung der Insolvenzgläubiger, des Treuhänders und des Schuldners durch Beschluss über die Erteilung der Restschuldbefreiung. (2) Das Insolvenzgericht versagt die Restschuldbefreiung auf Antrag eines Insolvenzgläubigers, wenn die Voraussetzungen des § 296 Abs. 1 oder 2 Satz 3 oder des § 297 vorliegen, oder auf Antrag des Treuhänders, wenn die Voraussetzungen des § 298 vorliegen. (3) Der Beschluss ist öffentlich bekanntzumachen. Gegen den Beschluss steht dem Schuldner und jedem Insolvenzgläu-	§ 300 Entscheidung über die Restschuldbefreiung (1) Ist die Laufzeit der Abtretungserklärung ohne eine vorzeitige Beendigung verstrichen, so entscheidet das Insolvenzgericht nach Anhörung der Insolvenzgläubiger, des Treuhänders und des Schuldners durch Beschluss über die Erteilung der Restschuldbefreiung. <u>Das Gericht hat über die Erteilung der Restschuldbefreiung vorzeitig zu entscheiden, wenn</u> 3 . <u>zwei Jahre der Laufzeit der Abtretungserklärung verstrichen sind und die Insolvenzgläubiger während des Insolvenz- und Restschuldbefreiungsverfahrens mindestens 40 von Hundert ihrer im Schulussverzeichnis aufgenommenen Forderungen erhalten haben oder</u> 4 . <u>vier Jahre der Laufzeit der Abtretungserklärung verstrichen sind und die Insolvenzgläubiger während des Insolvenz- und Restschuldbefreiungsverfahrens mindestens 20 vom Hundert ihrer im Schulussverzeichnis aufgenommenen Forderungen erhalten haben.</u> (2) Das Insolvenzgericht versagt die Restschuldbefreiung <u>von Amts wegen oder</u> auf Antrag eines Insolvenzgläubigers, wenn die Voraussetzungen des § 296 Abs. 1 oder Abs. 2 Satz 3, des § 297 <u>oder des § 297a</u> vorliegen, oder auf Antrag des Treuhänders, wenn die Voraussetzungen des § 298 vorliegen. (3) Der Beschluss ist öffentlich bekanntzumachen. Gegen den Beschluss steht dem Schuldner und jedem Insolvenzgläu-

biger, der bei der Anhörung nach Absatz 1 die Versagung der Restschuldbefreiung beantragt hat, die sofortige Beschwerde zu.	biger, der bei der Anhörung nach Absatz 1 die Versagung der Restschuldbefreiung beantragt hat, die sofortige Beschwerde zu.
第300条【免責の裁判】 1項 債権譲渡の意思表示の有効期間が予定前に終了することなく経過したときは、倒産裁判所は、倒産債権者、受託者及び債務者の審尋の後に決定により免責に付与について裁判する。 2項 第296条1項、2項3文または第297条の要件が存在する場合、倒産裁判所は、倒産債権者の申立てに基づいて、免責を拒絶する。 3項 決定は、これを公告しなければならない。免責が付与されるときは、公告は、第9条にもかかわらず、連邦官報にその要旨を掲載してこれを行わなければならない。決定に対して、債務者及び第1項による審尋の際に免責拒絶を申立てた倒産債権者は、即時抗告をする権利を有する。	第300条【免責の裁判】 1項 債権譲渡の意思表示の有効期間が予定前に終了することなく経過したときは、倒産裁判所は、倒産債権者、受託者及び債務者の審尋の後に決定により免責に付与について裁判する。<u>裁判所は、以下の場合に、免責を予定より早く裁判し得る、</u> 1. <u>譲渡の意思表示の有効期間としての2年が経過し、かつ倒産債権者が、倒産手続ならびに免責手続内において最終目録に記載された彼らの債権のうち少なくとも100分の40を得た場合、若しくは、</u> 2. <u>譲渡の意思表示の有効期間としての4年間が経過し、かつ倒産債権者が、倒産手続ならびに免責手続内において最終目録に記載された彼らの債権のうち少なくとも100分の20を得た場合。</u> 2項 第296条1項、2項3文、第297条または297a条の要件が存在する場合、倒産裁判所は、<u>職権もしくは</u>倒産債権者の申立てに基づいて、免責を拒絶する。 3項 決定は、これを公告しなければならない。免責が付与されるときは、公告は、第9条にもかかわらず、連邦官報にその要旨を掲載してこれを行わなければならない。決定に対して、債務者及び第1項による審尋の際に免責拒絶を申立てた倒産債権者は、即時抗告をする権利を有する。

改正前	改正後
§ 302 Ausgenommene Forderungen Von der Erteilung der Restschuldbefreiung werden nicht berührt: 1. <i>Verbindlichkeiten des Schuldners aus einer vorsätzlich begangenen unerlaubten Handlung, sofern der Gläubiger die entsprechende Forderung unter Angabe dieses Rechtsgrundes nach § 174 Abs. 2 angemeldet hatte;</i> 2. Geldstrafen und die diesen in § 39 Abs. 1 Nr.3 gleichgestellten Verbindlichkeiten des Schuldners; 3. Verbindlichkeiten aus zinslosen Darlehen, die dem Schuldner zur Begleichung der Kosten des Insolvenzverfahrens gewählt wurden.	§ 302 Ausgenommene Forderungen Von der Erteilung der Restschuldbefreiung werden nicht berührt: 1. Verbindlichkeiten des Schuldners aus einer vorsätzlich begangenen unerlaubten Handlung <u>oder aus rückständigem Unterhalt, den der Schuldner vorsätzlich pflichtwidrig nicht gewährt hat, wenn</u> der Gläubiger die entsprechende Forderung unter Angabe dieses Rechtsgrundes nach § 174 Abs. 2 angemeldet hatte; 2. Geldstrafen und die diesen in § 39 Abs. 1 Nr.3 gleichgestellten Verbindlichkeiten des Schuldners; 3. Verbindlichkeiten aus zinslosen Darlehen, die dem Schuldner zur Begleichung der Kosten des Insolvenzverfahrens gewählt wurden.
302条【非免責債権】 以下の場合には、免責の付与により影響を受けない。 1. 故意に行われた不法行為に基づく債務者の債務。但し債権者が第174条2項に基づく法的原因を陳述し、相応の債権を届け出た場合に限る。	302条【非免責債権】 以下の場合には、免責の付与により影響を受けない。 1. 債権者が第174条2項に基づく法的原因を陳述し、相応の債権を届け出た場合、故意に行われた不法行為に基づく債務者の債務、若しくは債務者が故意に義務に反して履行しなかった遅滞した扶養義務に基づく

2. 罰金及び第39条1項3号においてこれと同視される債務者の債務、 3. 倒産手続の費用の支払のために債務者に保証された無利息の金銭消費貸借に基づく債務	<u>く債務者の債務、</u> 2. 罰金及び第39条1項3号においてこれと同視される債務者の債務、 3. 倒産手続の費用の支払のために債務者に保証された無利息の金銭消費貸借に基づく債務
---	--

改正前	改正後
§ 303 Widerruf der Restschuldbefreiung (1) Auf Antrag eines Insolvenzgläubigers widerruft das Insolvenzgericht die Erteilung der Restschuldbefreiung, wenn sich nachträglich herausstellt, dass der Schuldner eine seiner Obliegenheiten vorsätzlich verletzt und dadurch die Befriedigung der Insolvenzgläubiger erheblich beeinträchtigt hat. (2) Der Antrag des Gläubigers ist nur zulässig, wenn er innerhalb eines Jahres nach der Rechtskraft der Entscheidung über die Restschuldbefreiung gestellt wird und wenn glaubhaft gemacht wird, dass die Voraussetzungen des Absatzes 1 vorliegen und dass der Gläubiger bis zur Rechtskraft der Entscheidung keine Kenntnis von ihnen hatte. (3) Vor der Entscheidung sind der Schuldner und der Treuhänder zu hören. Gegen die Entscheidung steht dem Antragsteller und dem Schuldner die sofortige Beschwerde zu. Die Entscheidung, durch die Restschuldbefreiung widerrufen wird, ist öffentlich bekanntzumachen.	§ 303 Widerruf der Restschuldbefreiung (1) Auf Antrag eines Insolvenzgläubigers widerruft das Insolvenzgericht die Erteilung der Restschuldbefreiung, wenn sich nachträglich herausstellt, dass der Schuldner eine seiner Obliegenheiten vorsätzlich verletzt und dadurch die Befriedigung der Insolvenzgläubiger erheblich beeinträchtigt hat <u>oder während der Laufzeit der Abtretungserklärung wegen einer der in § 297 Abs. 1 genannten Straftaten rechtskräftig verurteilt worden ist..</u> (2) Der Antrag des Gläubigers ist nur zulässig, wenn er innerhalb eines Jahres nach der Rechtskraft der Entscheidung über die Restschuldbefreiung gestellt wird und wenn glaubhaft gemacht wird, dass die Voraussetzungen des Absatzes 1 vorliegen und dass der Gläubiger bis zur Rechtskraft der Entscheidung keine Kenntnis von ihnen hatte. (3) Vor der Entscheidung sind der Schuldner und der Treuhänder zu hören. Gegen die Entscheidung steht dem Antragsteller und dem Schuldner die sofortige Beschwerde zu. Die Entscheidung, durch die Restschuldbefreiung widerrufen wird, ist öffentlich bekanntzumachen.
第303条【免責の撤回】 1項 債務者が故意にその義務に違反しかつこれにより倒産債権者の満足を著しく侵害したことが後に明らかになるときは、倒産裁判所は、倒産債権者の申立てに基づき免責の付与を撤回する。 2項 債権者の申立ては、免責に関する裁判の確定後1年以内にこの申立てを提起するとき、及び第1項の要件があること並びに債権者が裁判の確定までその要件を知らなかったことを疎明するときに限り、これを適法とする。 3項 裁判の前には、債務者及び受託者を審尋しなければならない。その裁判に対しては、申立人及び債務者は、即時抗告をする権利を有する。免責を撤回する裁判は、これを公告しなければならない。	第303条【免責の撤回】 1項 債務者が故意にその義務に違反しかつこれにより倒産債権者の満足を著しく侵害したことが後に明らかになるとき、若しくは譲渡の意思表示の有効期間中に第297条1項に規定されている倒産犯罪に基づき有罪判決を受けた場合、倒産裁判所は、倒産債権者の申立てに基づき免責の付与を撤回する。 2項 債権者の申立ては、免責に関する裁判の確定後1年以内にこの申立てを提起するとき、及び第1項の要件があること並びに債権者が裁判の確定までその要件を知らなかったことを疎明するときに限り、これを適法とする。 3項 裁判の前には、債務者及び受託者を審尋しなければならない。その裁判に対しては、申立人及び債務者は、即時抗告をする権利を有する。免責を撤回する裁判は、これを公告しなければならない。

改正前	改正後
§ 304 Grundsatz (1) Ist der Schuldner eine natürliche Person, die keine selbstständige wirtschaftliche Tätigkeit ausübt <i>[oder ausgeübt]</i>	§ 304 Grundsatz (1) Ist der Schuldner eine natürliche Person, die keine selbstständige wirtschaftliche Tätigkeit ausübt, gelten für das

<i>hat</i>], <i>[so]</i> gelten für das Verfahren die allgemeinen Vorschriften, soweit in diesem Teil nichts anderes bestimmt ist. Hat der Schuldner eine selbständige wirtschaftliche Tätigkeit ausgeübt, <i>so findet Satz 1 Anwendung, wenn seine Vermögensverhältnisse überschaubar sind und gegen ihn keine Forderungen aus Arbeitsverhältnissen bestehen.</i> (2) <i>Überschaubar sind die Vermögen im Sinne von Absatz 1 Satz 2 nur, wenn der Schuldner zu dem Zeitpunkt, zu dem der Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens gestellt wird, weniger als 20 Gläubiger hat.</i>	Verfahren die allgemeinen Vorschriften, soweit in diesem Teil nichts anderes bestimmt ist. (2) Hat der Schuldner eine selbständige wirtschaftliche Tätigkeit ausgeübt <u>und liegt die vollständige Beendigung der Betriebstätigkeit noch nicht länger als ein Jahr zurück, kann das Gericht das Verfahren nach den allgemeinen Vorschriften betreiben.</u>
第304条【原則】 1項 債務者が独立した経済活動を営まない[か又はその活動を小規模に営むに過ぎない] 自然人であるときは、その手続には、本編に別段の定めがない限り、総則規定を適用する。[債務者が独立した経済的活動を行った場合、債務者の財産関係が一目で分かり、労働関係からなら債権が生じないときに、第1文は適用される。] 2項 [第1項2文の意味における財産関係が一目で分かる場合とは、倒産手続の開始を申立てたときに債務者の債権者の数が20名以下である場合を指す。]	第304条【原則】 1項 債務者が独立した経済活動を営まない自然人であるときは、その手続には、本編に別段の定めがない限り、総則規定を適用する 2項 債務者が独立した経済的活動を行っていた場合で、<u>かつ事業活動の完全な終了から1年以上経過していない場合、裁判所は、手続を総則規定に基づき処理し得る。</u>

改正前	改正後
§ 305 Eröffnungsantrag des Schuldners (1) Mit dem schriftlich einzureichenden Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens (§ 311) oder unverzüglich nach diesem Antrag hat der Schuldner vorzulegen; 1. eine Bescheinigung, die von einer geeigneten Person oder Stelle ausgestellt ist und aus der sich ergibt, dass eine außergerichtliche Einigung mit den Gläubigern über die Schuldenbereinigung auf der Grundlage eines Plans innerhalb der letzten sechs Monate vor dem Eröffnungsantrag erfolglos versucht worden ist; <i>der Plan ist beizufügen und die wesentlichen Gründe für sein Scheitern sind darzulegen</i>; die Länder können bestimmen, welche Personen oder Stellen als geeignet anzusehen sind; 2. den Antrag auf Erteilung von Restschuldbefreiung (§ 287) oder die Erklärung, dass Restschuldbefreiung nicht beantragt werden soll; 3. ein Verzeichnis des vorhandenen Vermögens und des Einkommens (Vermögensverzeichnis), eine Zusammenfassung des wesentlichen Inhalts dieses Verzeichnisses (Vermögensübersicht), ein Verzeichnis der Gläubiger und	§ 305 Eröffnungsantrag des Schuldners (1) Mit dem schriftlich einzureichenden Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens (§ 311) oder unverzüglich nach diesem Antrag hat der Schuldner vorzulegen; 1. eine Bescheinigung, die von einer geeigneten Person oder Stelle ausgestellt ist und aus der sich ergibt, dass eine außergerichtliche Einigung mit den Gläubigern über die Schuldenbereinigung auf der Grundlage eines Plans innerhalb der letzten sechs Monate vor dem Eröffnungsantrag erfolglos versucht worden ist oder <u>offensichtlich aussichtslos war</u>; <u>offensichtlich aussichtslos ist eine Einigung, wenn die Gläubiger im Rahmen einer Schuldenbereinigung voraussichtlich nicht mehr als fünf vom Hundert ihrer Forderungen erhalten hätten oder der Schuldner mehr als 20 Gläubiger hat</u>; die Länder können bestimmen, welche Personen oder Stellen als geeignet anzusehen sind. ; 2. den Antrag auf Erteilung von Restschuldbefreiung (§ 287) oder die Erklärung, dass Restschuldbefreiung nicht beantragt werden soll; 3. ein Verzeichnis des vorhandenen Vermögens und des Einkommens (Vermögensverzeichnis), eine Zusammenfassung des wesentlichen Inhalts dieses Verzeichnisses (Vermögensübersicht), ein Verzeichnis der Gläubiger und

ein Verzeichnis der gegen ihn gerichteten Forderungen; den Verzeichnissen und der Vermögensübersicht ist die Erklärung beizufügen, dass die enthaltenen Angaben richtig und vollständig sind; 4 . <i>einen Schuldenbereinigungsplan</i>; dieser kann alle Regelungen enthalten, die unter Berücksichtigung der Gläubigerinteressen sowie der Vermögens, Einkommens und Familienverhältnisse des Schuldners geeignet sind, zu einer angemessenen Schuldenbereinigung zu führen; in den Plan ist aufzunehmen, ob und inwieweit Bürgschaften, Pfandrechte und andere Sicherheiten der Gläubiger vom Plan berührt werden soll. (2) In dem Verzeichnis der Forderungen nach Absatz 1 Nr. 3 kann auch auf beigefügte Forderungsaufstellungen der Gläubiger Bezug genommen werden. Auf Aufforderung des Schuldners sind die Gläubiger verpflichtet, auf ihre Kosten dem Schuldner zur Vorbereitung des Forderungsverzeichnisses eine schriftliche Aufstellung ihrer gegen diesen gerichteten Forderungen zu erteilen; insbesondere haben sie ihm die Höhe ihrer Forderungen und deren Aufgliederung in Hauptforderung, Zinsen und Kosten anzugeben. Die Aufforderung des Schuldners muss einen Hinweis auf einen bereits bei Gericht eingereichten oder in naher Zukunft beabsichtigten Antrag auf Eröffnung eines Insolvenzverfahrens enthalten. (3) <i>Hat der Schuldner die in Absatz 1 genannten Erklärungen und Unterlagen nicht vollständig abgegeben, so fordert ihn das Insolvenzgericht auf, das Fehlende unverzüglich zu ergänzen. Kommt der Schuldner dieser Aufforderung nicht binnen eines Monats nach, so gilt sein Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens als zurückgenommen. Im Falle des § 306 Abs. 3 Satz 3 beträgt die Frist drei Monate.</i> (4) Der Schuldner kann sich <i>im Verfahren nach diesem Abschnitt</i> vor dem Insolvenzgericht von einer geeigneten Person oder einem Angehörigen einer als geeignet anerkannten Stelle im Sinne des Absatzes 1 Nr. 1 vertreten lassen. § 157 Abs. 1 der Zivilprozessordnung findet keine Anwendung. (5) Das Bundesministerium der Justiz wird ermächtigt, durch Rechtsverordnung mit Zustimmung des Bundesrates zur Vereinfachung des Verbraucherinsolvenzverfahrens für die Beteiligten Formulare für <i>die nach Absatz 1 Nr. 1 bis 4 vorzulegenden Bescheinigungen</i>, Anträge, Verzeichnisse und Pläne einzuführen. Soweit nach Satz 1 Formulare eingeführt sind, muss sich der Schuldner ihrer bedienen. Für Verfahren bei Gerichten, die die Verfahren maschinell	ein Verzeichnis der gegen ihn gerichteten Forderungen; den Verzeichnissen und der Vermögensübersicht ist die Erklärung beizufügen, dass die enthaltenen Angaben richtig und vollständig sind; 4 . <u>den Schuldenbereinigungsplan oder eine Bescheinigung, dass eine Einigung offensichtlich aussichtslos ist</u>; dieser kann alle Regelungen enthalten, die unter Berücksichtigung der Gläubigerinteressen sowie der Vermögens, Einkommens und Familienverhältnisse des Schuldners geeignet sind, zu einer angemessenen Schuldenbereinigung zu führen; in den Plan ist aufzunehmen, ob und inwieweit Bürgschaften, Pfandrechte und andere Sicherheiten der Gläubiger vom Plan berührt werden soll; 5 . <u>den Antrag auf Zustimmungsersetzung (§ 305a) oder die Erklärung, dass Zustimmungsersetzung nicht beantragt werden soll.</u> (2) In dem Verzeichnis der Forderungen nach Absatz 1 Nr. 3 kann auch auf beigefügte Forderungsaufstellungen der Gläubiger Bezug genommen werden. Auf Aufforderung des Schuldners sind die Gläubiger verpflichtet, auf ihre Kosten dem Schuldner zur Vorbereitung des Forderungsverzeichnisses eine schriftliche Aufstellung ihrer gegen diesen gerichteten Forderungen zu erteilen; insbesondere haben sie ihm die Höhe ihrer Forderungen und deren Aufgliederung in Hauptforderung, Zinsen und Kosten anzugeben. Die Aufforderung des Schuldners muss einen Hinweis auf einen bereits bei Gericht eingereichten oder in naher Zukunft beabsichtigten Antrag auf Eröffnung eines Insolvenzverfahrens enthalten. (3) <u>Hat der Schuldner die amtlichen Vordrucke nach Absatz 5 nicht vollständig ausgefüllt abgegeben, fordert ihn das Insolvenzgericht auf, das Fehlende unverzüglich zu ergänzen. Kommt der Schuldner dieser Aufforderung nicht binnen eines Monats, im Fall des § 306 Abs. 3 Satz 3 binnen drei Monaten, nach, ist sein Antrag als unzulässig zu verwerfen. Gegen diese Entscheidung steht dem Schuldner die sofortige Beschwerde zu.</u> (4) Der Schuldner kann sich vor dem Insolvenzgericht von einer geeigneten Person oder einem Angehörigen einer als geeignet anerkannten Stelle im Sinne des Absatzes 1 Nr. 1 vertreten lassen. § 157 Abs. 1 der Zivilprozessordnung findet keine Anwendung. (5) Das Bundesministerium der Justiz wird ermächtigt, durch Rechtsverordnung mit Zustimmung des Bundesrates zur Vereinfachung des Verbraucherinsolvenzverfahrens für die Beteiligten Formulare für <i>die nach Absatz 1 Nr. 1 bis 5 vorzulegenden Bescheinigungen</i>, Anträge, Verzeichnisse und Pläne einzuführen. Soweit nach Satz 1 Formulare eingeführt sind, muss sich der Schuldner ihrer bedienen. Für Verfahren bei Gerichten, die die Verfahren maschinell
---	---

bearbeiten und für Verfahren bei Gerichten, die die Verfahren nicht maschinell bearbeiten, können unterschiedliche Formulare eingeführt werden.	bearbeiten und für Verfahren bei Gerichten, die die Verfahren nicht maschinell bearbeiten, können unterschiedliche Formulare eingeführt werden.
第305条【債務者の開始申立て】 1項 債務者は、倒産手続開始の申立て（第311条）と同時に又はこの申立て後遅滞なく以下の書類を提出しなければならない。 1. 適切な者又は適切な機関により交付され、かつ計画案を基礎にした債務の清算に関する債権者との裁判外の合意が開始申立て前の最後の6ヶ月内に試みられたが成功しなかった旨を明らかにした証明書。なお州は、いかなる者又は機関が適切であると看做されるべきかを定め得る。 2. 免責の付与を求める申立書（第287条）又は免責が申し立てられるべきではないという証明書。 3. 現在の財産及び収入の目録（財産目録）債権者並びに債務者に対する債権の目録。なお、これらの目録には、これらに記載された事項が正しくかつ完全である旨の説明書が添付されなければならない。 4. 債務清算計画案。なお計画案には、債権者の利益及び債務者の財産関係、収入関係並びに家族関係を考慮し、相当な債務清算を行うのに適した全ての規定を含ませ得る。この計画案には、債権者の保証、質権並びにその他の担保がその計画案により影響を受けるか否か及びその範囲を記載しなければならない。 2項 第1項3号による債権目録については債権者の債権一覧表の添付をもって替えることができる。債権者は、債務者の請求に応じて、その債権者の費用をもって債権者の債務者に対する債権の書面による一覧表を債権目録の準備のために債務者に対して交付する義務を負う。特に債権者は、その債権額及び主たる債権、費用ならびに利息につきその金額の細目を債務者に対して示さなければならない。債務者の請求は、すでに裁判所に提起されている倒産手続開始を求める申立て又は近い将来に提起される予定の申立に関連するものでなければならない。 3項 債務者が第1項に定める説明書を及び書類を完全には提出しなかったときは、倒産裁判所は、不足する部分を遅滞なく補充するように債務者に請求しなければならない。債務者が一ヶ月以内にこの請求に応じないときは、債務者の倒産手続開始の申立ては、こ	第305条【債務者の開始申立て】 1項 債務者は、倒産手続開始の申立て（第311条）と同時に又はこの申立て後遅滞なく以下の書類を提出しなければならない。 1. 適切な者又は適切な機関により交付され、かつ計画案を基礎にした債務の清算に関する債権者との裁判外の合意が開始申立て前の最後の6ヶ月内に試みられたが成功しなかった旨、若しくは明らかに成功の見込みがなかった旨を明らかにした証明書；債権者が債務清算において彼の債権の100分の5以上を得られないことが予見されている場合、若しくは債務者が20名以上の債権者を有する場合は、その合意は明らかに成功の見込みがないものとする。なお州は、いかなる者又は機関が適切であると看做されるべきかを定め得る。 2. 免責の付与を求める申立書（第287条）又は免責が申し立てられるべきではないという証明書。 3. 現在の財産及び収入の目録（財産目録）債権者並びに債務者に対する債権の目録。なお、これらの目録には、これらに記載された事項が正しくかつ完全である旨の説明書が添付されなければならない。 4. 債務清算計画案もしくは合意が明らかに成功の見込みなきことの証明書；なお計画案には、債権者の利益及び債務者の財産関係、収入関係並びに家族関係を考慮し、相当な債務清算を行うのに適した全ての規定を含ませ得る。この計画案には、債権者の保証、質権並びにその他の担保がその計画案により影響を受けるか否か及びその範囲を記載しなければならない。 5. 同意の置換えの申立て（第305 a 条）もしくは同意の置換えが申し立てられるべきではない旨の説明。 2項 第1項3号による債権目録については、債権者の債権一覧表の添付をもって替えることができる。債権者は、債務者の請求に応じて、その債権者の費用をもって債権者の債務者に対する債権の書面による一覧表を債権目録の準備のために債務者に対して交付する義務を負う。特に債権者は、その債権額及び主たる債権、費用ならびに利息につきその金額の細目を債務者に対して示さなければならない。債務者の請求は、すでに裁判所に提起されている倒産手続開始を求める申立て又は近い将来に提起される予定の申立に関連するものでなければならない。 3項 債務者が、第5項に基づく公式の書式を完全に記入して提出した場合、倒産裁判所は、債務者に欠けている記載を遅滞なく補充することを求める。債務者がこの要請に1ヶ月以内、第306条3項3文の場合は3ヶ月以内に、従わない場合、申立ては不認可として却下

れを取り下げられたものと看做す。第3条3項3文の場合には、この期間を3ヶ月とする。 4項 債務者は、[本章による手続においては]、第1項1文の意味における適切なもの又は承認された適切な機関の所属員により倒産裁判所で代理させることができる。 5項 連邦司法省は、連邦参議院の同意を得て法規命令により、第1項第1号乃至4号により提出すべき証明書、申立書、目録及び計画案について印刷した書面を関係人に提出する権限を与えられる。第1文により、印刷した書面が導入された場合に限り、債務者はそれを使用しなければならない。手続が機械で処理されない裁判所の手続には、異別の印刷書面を導入することができる。	されなければならない。この裁判に対し、債務者は、即時抗告をなし得る。 4項 債務者は、第1項1文の意味における適切なもの又は承認された適切な機関の所属員により倒産裁判所で代理させることができる。 5項 連邦司法省は、連邦参議院の同意を得て法規命令により、第1項第1号乃至5号により提出すべき証明書、申立書、目録及び計画案について印刷した書面を関係人に提出する権限を与えられる。第1文により、印刷した書面が導入された場合に限り、債務者はそれを使用しなければならない。手続が機械で処理されない裁判所の手続には、異別の印刷書面を導入することができる。
---	---

改正前	改正後
<i>§ 305a Scheitern der außergerichtlichen Schuldenbereinigung</i> Der Versuch, eine außergerichtliche Einigung mit den Gläubigern über die Schuldenbereinigung herbeizuführen, gilt als gescheitert, wenn ein Gläubiger die Zwangsvollstreckung betreibt, nachdem die Verhandlungen über die außergerichtliche Schuldenbereinigung aufgenommen wurden.	<u>§ 305a Antrag auf Zustimmungsersetzung</u> (1) <u>Hat sich ein Gläubiger zu dem Schuldenbereinigungsplan nicht geäußert oder ihn abgelehnt, kann der Schuldner die Ersetzung der Zustimmung durch das Insolvenzgericht beantragen. Als Ablehnung des Schuldenbereinigungsplans gilt es auch, wenn ein Gläubiger die Zwangsvollstreckung betreibt, nachdem die Verhandlungen über die außergerichtliche Schuldenbereinigung aufgenommen wurden.</u> (2) <u>Mit dem Antrag hat der Schuldner den Schuldenbereinigungsplan vorzulegen. Dieser kann alle Regelungen enthalten, die unter Berücksichtigung der Gläubigerinteressen sowie der Vermögens, Einkommens und Familienverhältnisse des Schuldners geeignet sind, zu einer angemessenen Schuldenbereinigung zu führen. In den Plan ist auszunehmen, ob und in wieweit Bürgschaften, Pfandrechte und andere Sicherheiten der Gläubiger vom Plan berührt werden sollen.</u> (3) <u>Der Antrag auf Zustimmungsersetzung ist zulässig, wenn den Schuldenbereinigungsplan weniger als die Hälfte der benannten Gläubiger ausdrücklich abgelehnt hat und die Summe der Ansprüche der ablehnenden Gläubiger weniger als die Hälfte der Summe der Ansprüche der benannten Gläubiger beträgt. Dem Antrag sind die eingegangenen Stellungnahmen der Gläubiger sowie die Erklärung beizufügen, dass die Vermögensübersicht und der Schuldenbereinigungsplan allen darin genannten Gläubigern in der dem Gericht vorliegenden Fassung übersandt wurden.</u>
第305 a条【裁判外の債務清算の失敗】 債務清算について、裁判外で債権者との同意を得ようとする試みは、裁判外の債務清算についての協議がなされた後に、債権者が強制執行を行う場合には、失敗したものと看做す。	第305 a条【同意の置換えの申立て】 1項 債権者が債務清算計画案につき意見表明しないか若しくはそれを否決した場合、債務者は、倒産裁判所による同意の置換えを申立て得る。裁判外の債務清算に関する交渉がなされた後に、債権者が強制執行を行う場合も、債務清算計画案は否決されたものと

	看做す。 2項 債務者は、その申立てとともに、債務清算計画案を提出しなければならない。債務清算計画案は、債権者の利益ならびに債務者の財産・収入・家族関係に考慮し、適当な債務清算をなすのに適した全ての規定を含み得る。債務清算計画案には、債権者のための保証、質権ならびにその他の担保が、計画案により影響を受けるのか、受けるとすればどのような範囲においてか、についても記載されなければならない。 3項 同意の置換えの申立ては、債務清算計画案が、指名された債権者の過半数以下の債権者により明示的に否決された場合で、かつ否決した債権者の債権の総額が指名された債権者の債権総額の半分より少ない場合に、認められる。申立てには、債権者のした意見表明並びに財産目録や債務清算計画案が、裁判所に提出された形式において指名された全ての債権者に送付された旨の説明が添付されなければならない。
--	--

改正前	改正後
§ 306 Ruhen des Verfahrens (1) Das Verfahren über den Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens ruht bis zur Entscheidung über den Schuldenbereinigungsplan. Dieser Zeitraum soll drei Monate nicht überschreiten. Das Gericht ordnet nach Anhörung des Schuldners die Fortsetzung des Verfahrens über den Eröffnungsantrag an, wenn nach seiner freien Überzeugung der Schuldenbereinigungsplan voraussichtlich nicht angenommen wird. (2) Absatz 1 steht der Anordnung von Sicherungsmaßnahmen nicht entgegen. Ruht das Verfahren, so hat der Schuldner in der für die Zustellung erforderlichen Zahl Abschriften des Schuldenbereinigungsplans und der Vermögensübersicht innerhalb von zwei Wochen nach Aufforderung durch das Gericht nachzureichen. § 305 Abs. 3 Satz 2 gilt entsprechend. (3) Beantragt ein Gläubiger die Eröffnung des Verfahrens, so hat das Insolvenzgericht vor der Entscheidung über die Eröffnung dem Schuldner Gelegenheit zu geben, ebenfalls einen Antrag zu stellen. Stellt der Schuldner einen Antrag, so gilt Absatz 1 auch für den Antrag des Gläubigers. In diesem Fall hat der Schuldner zunächst eine außergerichtliche Einigung nach § 305 Abs. 1 Nr. 1 zu versuchen.	§ 306 Rehen des Verfahrens (1) <u>Hat der Schuldner einen Antrag auf Zustimmungsersetzung gestellt, ruht das Verfahren über den Antrag auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens bis zur rechtskräftigen Entscheidung über die Zustimmungsersetzung. Dieser Zeitraum soll drei Monate nicht überschreiten.</u> (2) Absatz 1 steht der Anordnung von Sicherungsmaßnahmen nicht entgegen. Ruht das Verfahren, so hat der Schuldner in der für die Zustellung erforderlichen Zahl Abschriften des Schuldenbereinigungsplans und der Vermögensübersicht innerhalb von zwei Wochen nach Aufforderung durch das Gericht nachzureichen. § 305 Abs. 3 Satz 2 gilt entsprechend. (3) Beantragt ein Gläubiger die Eröffnung des Verfahrens, so hat das Insolvenzgericht vor der Entscheidung über die Eröffnung dem Schuldner Gelegenheit zu geben, ebenfalls einen Antrag zu stellen. Stellt der Schuldner einen Antrag, so gilt Absatz 1 auch für den Antrag des Gläubigers. In diesem Fall hat der Schuldner zunächst eine außergerichtliche Einigung nach § 305 Abs. 1 Nr. 1 zu versuchen.
第306条【手続の休止】 1項 倒産手続の開始を求める申立に関する手続は、債務清算計画案についての決定まで休止する。休止期間は、三ヶ月を超えてはならない。 2項 第1項は、保全処分に関する命令に影響を与えない。	第306条【手続の休止】 1項 <u>債務者が同意の置換えを申し立てた場合、倒産手続開始申立てに関する手続は、同意の置換えに関する法的拘束力有る裁判までこれを休止する。</u>休止期間は3ヶ月を超えてはならない。 2項 第1項は、保全処分に関する命令に影響を与えない。

3項 債権者が倒産手続の開始を申し立てたときは、倒産裁判所は、倒産手続開始決定の前に、同様に申立てをする機会を債務者に与えなければならない。債務者が申立てをするときは、第1項は、債権者の申立てにも適用される。この場合、債務者は、引き続き第305条1項1号における裁判外の合意を試みなければならない。	3項 債権者が倒産手続の開始を申し立てたときは、倒産裁判所は、倒産手続開始決定の前に、同様に申立てをする機会を債務者に与えなければならない。債務者が申立てをするときは、第1項は、債権者の申立てにも適用される。この場合、債務者は、引き続き第305条1項1号における裁判外の合意を試みなければならない。
---	---

改正前	改正後
§ 307 Zustellung an die Gläubiger (1) Das Insolvenzgericht stellt den vom Schuldner genannten Gläubigern den Schuldenbereinigungsplan sowie die Vermögensübersicht zu und fordert die Gläubiger zugleich auf, binnen einer Notfrist von einem Monat zu den in § 305 Abs. 1 Nr. 3 genannten Verzeichnissen und zu dem Schuldenbereinigungsplan Stellung zu nehmen; die Gläubiger sind darauf hinzuweisen, dass die Verzeichnisse beim Insolvenzgericht zur Einsicht nieder gelegt sind. Zugleich ist jedem Gläubiger mit ausdrücklichem Hinweis auf die Rechtsfolgen des § 308 Abs. 3 Satz 2 Gelegenheit zu geben, binnen der Frist nach Satz 1 die Angaben über seine Forderungen in dem beim Insolvenzgericht zur Einsicht niedergelegten Forderungsverzeichnis zu überprüfen und erforderlichenfalls zu ergänzen. Auf die Zustellung nach Satz 1 ist § 8 Abs. 1 Satz 2 und 3 nicht anzuwenden. (2) Geht binnen der Frist nach Absatz 1 Satz 1 bei Gericht die Stellungnahme eines Gläubigers nicht ein, so gilt das als Einverständnis mit dem Schuldenbereinigungsplan. Darauf ist der Aufforderung hinzuweisen. (3) Nach Ablauf der Frist nach Absatz 1 Satz 1 ist dem Schuldner Gelegenheit zu geben, den Schuldenbereinigungsplan binnen einer vom Gericht zu bestimmenden Frist zu ändern oder zu ergänzen, wenn dies auf Grund der Stellungnahme eines Gläubigers erforderlich oder zur Forderung einer einverständlichen Schuldenbereinigung sinnvoll erscheint. Die Änderungen oder Ergänzungen sind die Gläubigern zuzustellen, soweit dies erforderlich ist. Absatz 1 Satz 1, 3 und Absatz 2 gelten entsprechend.	§ 307 Zustellung an die Gläubiger (1) Ist der Antrag auf Zustimmungsersetzung zulässig, stellt das Insolvenzgericht den Schuldenbereinigungsplan sowie die Vermögensübersicht den vom Schuldner genannten Gläubigern, die dem Schuldenbereinigungsplan nicht zugestimmt haben, zu und fordert diese auf, binnen einer Notfrist von einem Monat zu dem Schuldenbereinigungsplan und zu dem Antrag auf Zustimmungsersetzung Stellung zu nehmen. Die Gläubiger sind darauf hinzuweisen, dass die Verzeichnisse beim Insolvenzgericht zu Einsicht niedergelegt sind. Zugleich ist ihnen mit ausdrücklichem Hinweis auf die Rechtsfolgen des § 308 Gelegenheit zu geben, binnen der Frist nach Satz 1 die Gründe, die nach § 309 Abs. 1 Satz 2 und Abs. 3 einer Zustimmungsersetzung entgegenstehen, glaubhaft zu machen. (2) Geht binnen der Frist nach Absatz 1 Satz 1 bei Gericht die Stellungnahme eines Gläubigers nicht ein, so gilt das als Einverständnis mit dem Schuldenbereinigungsplan. Darauf ist der Aufforderung hinzuweisen. (3) Nach Ablauf der Frist nach Absatz 1 Satz 1 ist dem Schuldner Gelegenheit zu geben, den Schuldenbereinigungsplan binnen einer vom Gericht zu bestimmenden Frist zu ändern oder zu ergänzen, wenn dies auf Grund der Stellungnahme eines Gläubigers erforderlich oder zur Forderung einer einverständlichen Schuldenbereinigung sinnvoll erscheint. Die Änderungen oder Ergänzungen sind die Gläubigern zuzustellen, soweit dies erforderlich ist. Absatz 1 Satz 1, 3 und Absatz 2 gelten entsprechend.
第307条【債権者への送達】 1項 倒産裁判所は、債務者により氏名を掲げられた債権者に対して債務清算計画案ならびに財産目録を送達し、かつ同時に債権者に対して一ヶ月の除斥期間内に第305条1項3号に掲げられている目録および債務清算計画案に対して意見表明するように要求する；同時に、債権者に対し、第308条3項2文における法的効果を明確に指摘するとともに、第1文による期間内に倒産裁判所に閲覧の為に備えられている債権目録にある債権者の債権についての記載を検査しかつ必要	第307条【債権者への送達】 1項 同意の置換えの申立てが認められた場合、倒産裁判所は、債務清算計画案ならびに財産目録を、債務清算計画案に同意せず債務者より指名された債権者に送達し、かつ、一ヶ月の除斥期間内に債務清算計画案ならびに同意の置換えの申立てに対して意見表明するように要求する。債権者には、目録が倒産裁判所に閲覧の為に備えられる旨が、指摘されなければならない。同時に、債権者に対し、第308条の法律効果につき明確に指摘したうえで、第309条1項2文ならび

な場合にその記載を補充する機会を与えなければならない。第1文による送達には、第8条1項2文、3文、2項及び3項を適用しない。 2項 第1項1文による期間内に債権者の意見表明が裁判所に到達しないときは、債務清算計画案に同意したものと看做される。このことは、倒産裁判所の意見表明の請求において指摘しなければならない。 3項 債権者の意見表明が原因となり必要であるか又は債務清算計画案の同意の推進に意味があると思われるときは、第1項1文による期間の経過後に、裁判所により定められた期間内に債務清算計画案を変更または補充する機会を債務者に対して与えなければならない。この変更又は補充は、必要であるときに限り、これを債権者に送達しなければならない。第1項1文、3文及び第2項は、これを準用する。	<u>に3項に基づき同意の置換えが認められない理由が、第1文の期間内に疎明されなければならない。</u> 2項 第1項1文による期間内に債権者の意見表明が裁判所に到達しないときは、債務清算計画案に同意したものと看做される。このことは、倒産裁判所の意見表明の請求において指摘しなければならない。 3項 債権者の意見表明が原因となり必要であるか又は債務清算計画案の同意の推進に意味があると思われるときは、第1項1文による期間の経過後に、裁判所により定められた期間内に債務清算計画案を変更または補充する機会を債務者に対して与えなければならない。この変更又は補充は、必要であるときに限り、これを債権者に送達しなければならない。第1項1文、3文及び第2項は、これを準用する。
---	---

改正前	改正後
§ 308 Annahme des Schuldenbereinigungsplans (1) <i>Hat kein Gläubiger Einwendungen gegen den Schuldenbereinigungsplan erhoben oder wird die Zustimmung nach § 309 ersetzt, so gilt der Schuldenbereinigungsplan als angenommen; das Insolvenzgericht stellt dies durch Beschluss gest. [Der Schuldenbereinigungsplan hat die Wirkung eines Vergleichs im Sinne des § 794 Abs. 1 Nr. 1 der Zivilprozessordnung. Den Gläubigern und dem Schuldner ist eine Ausfertigung des Schuldenbereinigungsplans und des Beschlusses nach Satz 1 zuzustellen.]</i> (2) <i>Die Anträge auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens und auf Erteilung von Restschuldbefreiung gelten als zurückgenommen.</i> (3) <i>Soweit Forderungen in dem Verzeichnis des Schuldners nicht enthalten sind [und auch nicht nachträglich bei dem Zustandekommen des Schuldenbereinigungsplans berücksichtigt worden sind], können die Gläubiger von dem Schuldner Erfüllung verlangen. Dies gilt nicht, soweit ein Gläubiger die Angaben über seine Forderung in dem beim Insolvenzgericht zur Einsicht niedergelegten Forderungsverzeichnis nicht innerhalb der gesetzten Frist ergänzt hat, obwohl ihm der Schuldenbereinigungsplan übersandt wurde und die Forderung vor dem Ablauf der Frist entstanden war; insoweit erlischt die Forderung.</i>	§ 308 Annahme des Schuldenbereinigungsplans (1) <u>Geht binnen der Frist nach § 307 Abs. 1 Satz 1 bei Gericht die Stellungnahme eines in dem Schuldenbereinigungsplan aufgeführten Gläubigers nicht ein, gilt dies als Einverständnis mit dem Schuldenbereinigungsplan.</u> Haben danach alles Gläubiger dem Schuldenbereinigungsplan zugestimmt oder werden die fehlenden Zustimmungen nach § 309 ersetzt, stellt das Insolvenzgericht die Annahme des Schuldenbereinigungsplans durch Beschluss fest. <u>Andernfalls weist es den Antrag auf Zustimmungsersetzung zurück.</u> (2) <u>Gegen den Beschluss steht dem Schuldner und dem Gläubiger, dessen Zustimmung ersetzt wird, die sofortige Beschwerde zu.</u> (3) <u>Der Schuldenbereinigungsplan hat die Wirkung eines Vergleichs im Sinn des § 794 Abs. 1 Nr. 1 der Zivilprozessordnung. Soweit Forderungen in dem Verzeichnis des Schuldners nicht enthalten sind, können die Gläubiger von dem Schuldners Erfüllung verlangen.</u> Dies gilt nicht, so weit ein Gläubiger den Angaben über seine Forderung in dem beim Insolvenzgericht zur Einsicht niedergelegten Forderungsverzeichnis nicht innerhalb der gesetzten Frist widersprochen hat, obwohl ihm der Schuldenbereinigungsplan übersandt wurde und die Forderung vor dem Ablauf der Frist entstanden war; insoweit erlischt die Forderung. <u>Die Anträge auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens und auf Erteilung von Restschuldbefreiung gelten als zurückgenommen.</u>
第308条【債務清算計画案の採用】 1項 債権者が債務清算計画案に異議を提起しなかったか、または第309条に基づき同意が置き換えられたときは、債務整理計画案は承諾されたものとみなし、倒産裁判所は、決定を持ってこれを確定する。[債務清	第308条【債務清算計画案の採用】 1項 第307条1項1文の期間内において裁判所に債務清算計画案に記載されている債権者の意見表明がなされていない場合、その債権者はその債務清算計画案に同意したものと看做す。それにより全ての債権者がそ

算計画は、民事訴訟法第794条1項1号の意味における和解の効力を有する。債務清算計画の正本および第1文における決定の正本は、これを債権者および債務者に送達しなければならない。] 2項 [倒産手続開始の申立て及び免責付与の申立ては、これを取り下げられたものと看做す。] 3項 債権者は、債権が債務者の目録に含まれておらず[かつ債務清算計画の成立の際に補充的にも考慮がなされなかった]限りにおいて、債務者に履行を請求し得る。但し、債務清算計画が債権者に送付されかつ債権が法定期間の経過前に成立していたにも関わらず、債権者が、裁判所において閲覧のために据え置かれた債権目録上の債権に関する記載につき、法定期間内に異議を述べなかったときは、この限りではない；債権は、その限度において消滅する。	の債務清算計画案に同意するかもしくは同意されなかった部分が第309条に基づき同意と置き換えられた場合、倒産裁判所は、決定を持ってこれを確定する。<u>その他の場合、裁判所は同意の置換えの申立てを却下する。</u> 2項 <u>その決定に対し、同意が置き換えられた債務者ならびに債権者は、即時抗告をなし得る。</u> 3項 債務清算計画は、民事訴訟法第794条1項1号の意味における和解の効力を有する。<u>債権者は、債権が債務者の目録に含まれていない限りにおいて、債務者に履行を請求し得る。</u>但し、債務清算計画が債権者に送付されかつ債権が法定期間の経過前に成立していたにも関わらず、債権者が、裁判所において閲覧の為に据え置かれた債権目録上の債権に関する記載につき、法定期間内に異議を述べなかったときは、この限りではない；債権は、その限度において消滅する。<u>倒産手続開始の申立ておよび免責付与の申立ては、これを取り下げられたものと看做す。</u>
---	--

改正前	改正後
§ 309 Ersetzung der Zustimmung (1) Hat dem Schuldenbereinigungsplan mehr als die Hälfte der benannten Gläubiger zugestimmt und beträgt die Summe der Ansprüche der zustimmenden Gläubiger mehr als die Hälfte der Summe der Ansprüche der benannten Gläubiger, [so] ersetzt das Insolvenzgericht [auf Antrag eines Gläubigers oder des Schuldners] die Einwendungen eines Gläubigers gegen den Schuldenbereinigungsplan durch eine Zustimmung. Dies gilt nicht, wenn 1 . der Gläubiger, der Einwendungen erhoben hat, im Verhältnis zu den übrigen Gläubiger nicht angemessen beteiligt wird oder, 2 . dieser Gläubiger durch den Schuldenbereinigungsplan voraussichtlich wirtschaftliche schlechter gestellt wird, als er bei Durchführung des Verfahrens über die Anträgen auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens und Erteilung von Restschuldbefreiung stünde; hierbei ist im Zweifel zugrunde zu legen, dass die Einkommens, Vermögens und Familienverhältnisse des Schuldners zum Zeitpunkt des Antrags nach Satz 1 während der gesamten Dauer des Verfahrens maßgeblich bleiben. (2) [Vor der Entscheidung ist der Gläubiger zu hören.] Die Gründe Absatz 1 Satz 2 einer Ersetzung seiner Einwendungen durch eine Zustimmung entgegenstehen, hat er glaubhaft zu machen. [Gegen den Beschluss steht dem Antragsteller und dem Gläubiger, dessen Zustimmung ersetzt wird, die sofortige Beschwerde zu. § 4a Abs. 2 gilt entsprechend.] (3) Macht ein Gläubiger Tatsachen glaubhaft, aus denen sich	§ 309 Ersetzung der Zustimmung (1) Hat dem Schuldenbereinigungsplan mehr als die Hälfte der benannten Gläubiger zugestimmt und beträgt die Summe der Ansprüche der zustimmenden Gläubiger mehr als die Hälfte der Summe der Ansprüche der benannten Gläubiger, ersetzt das Insolvenzgericht <u>in dem Beschluss über die Feststellung der Annahme des Schuldenbereinigungsplans</u> die Einwendungen eines Gläubigers gegen den Schuldenbereinigungsplan durch eine Zustimmung. Dies gilt nicht, wenn 1 . der Gläubiger, der Einwendungen erhoben hat, im Verhältnis zu den übrigen Gläubiger nicht angemessen beteiligt wird oder, 2 . dieser Gläubiger durch den Schuldenbereinigungsplan voraussichtlich wirtschaftliche schlechter gestellt wird, als er bei Durchführung des Verfahrens über die Anträgen auf Eröffnung des Insolvenzverfahrens und Erteilung von Restschuldbefreiung stünde; hierbei ist im Zweifel zugrunde zu legen, dass die Einkommens, Vermögens und Familienverhältnisse des Schuldners zum Zeitpunkt des Antrags nach Satz 1 während der gesamten Dauer des Verfahrens maßgeblich bleiben. (2) <u>Die Gründe, die nach Absatz 1 Satz 2 einer Zustimmungsersetzung entgegenstehen, sind glaubhaft zu machen.</u> (3) Macht ein Gläubiger Tatsachen glaubhaft, aus denen sich

ernsthafte Zweifel ergeben, ob eine vom Schuldner angegebene Forderung besteht oder sich auf einen höheren oder niedrigeren Betrag richtet als angegeben, und hängt vom Ausgang des Streits ab, ob der Gläubiger im Verhältnis zu den übrigen Gläubigern angemessen beteiligt wird (Absatz 1 Satz 2 Nr. 1), [so] kann die Zustimmung dieses Gläubigers nicht ersetzt werden.	ernsthafte Zweifel ergeben, ob eine vom Schuldner angegebene Forderung besteht oder sich auf einen höheren oder niedrigeren Betrag richtet als angegeben, und hängt vom Ausgang des Streits ab, ob der Gläubiger im Verhältnis zu den übrigen Gläubigern angemessen beteiligt wird (Absatz 1 Satz 2 Nr. 1), kann die Zustimmung dieses Gläubigers nicht ersetzt werden.
第309条【同意との置換え】 1項 氏名を掲げられた債権者の過半数が債務者清算計画に同意し、かつ同意した債権者の請求権総額が氏名を掲げられた債権者の請求権総額の過半数を超えるときは、倒産裁判所は、<u>[債権者又は債務者の申立てに基づいて]</u>、債務清算計画案に対する債権者の異議を同意と置き換えることができる。但し以下の場合は、この限りではない； 1. 異議を提起した債権者が他の債権者との関係で適切な関与を認められていないとき、 2. 異議を提起した債権者が倒産手続開始又は免責付与の申立てに関する手続が実地されたときの状態よりも、債務清算計画案により経済的に劣悪な状態におかれるとき。なお、この場合に疑いのあるときは、第1文による申立時における債務者の所得関係、財産関係及び家族関係を手続の全期間中において基準としなければならない。 2項 <u>[裁判の前には、債権者を審尋しなければならない。]</u> 債権者は、異議の同意への置換えを第1項第2文により妨げる事由を疎明しなければならない。[申立人及び同意が置き換えられる債権者は、その裁判に対して即時抗告をする権利を有する。第4a条第2項を準用する。] 3項 債権者が債務者により提出された債権の存否、又はその債権が提示された金額より高額又は定額であるか否かとの重大な疑いを生じさせる事実を疎明し、かつ債権者が他の債権者との関係で適切な関与を認められているか否か（第1項第2文第1号）が訴訟の結果に依存するときは、この債権者の同意を置き換えることはできない。	第309条【同意との置換え】 1項 氏名を掲げられた債権者の過半数が債務者清算計画案に同意し、かつ同意した債権者の請求権総額が氏名を掲げられた債権者の請求権総額の過半数を超えるときは、倒産裁判所は、<u>債務清算計画案の可決を確定する裁判において、債務清算計画案に対する債権者の異議を同意と置き換えることができる。但し以下の場合は、この限りではない；</u> 1. 異議を提起した債権者が他の債権者との関係で適切な関与を認められていないとき、 2. 異議を提起した債権者が倒産手続開始又は免責付与の申立てに関する手続が実地されたときの状態よりも、債務清算計画案により経済的に劣悪な状態におかれるとき。なお、この場合に疑いのあるときは、第1文による申立時における債務者の所得関係、財産関係及び家族関係を手続の全期間中において基準としなければならない。 2項 <u>第1項第2文により同意への置換えが妨げられる事由が疎明されなければならない。</u> 3項 債権者が債務者により提出された債権の存否、又はその債権が提示された金額より高額又は定額であるか否かとの重大な疑いを生じさせる事実を疎明し、かつ債権者が他の債権者との関係で適切な関与を認められているか否か（第1項第2文第1号）が訴訟の結果に依存するときは、この債権者の同意を置き換えることはできない。

改正前	改正後
§ 312 Allgemeine des Verfahrens über den Eröffnungsantrag (1) Öffentliche Bekanntmachungen erfolgen auszugsweise; § 9 Abs.2 ist nicht anzuwenden. Bei der Eröffnung des Insolvenzverfahrens wird abweichend von § 29 nur der Prüfungstermin bestimmt. Wird das Verfahren auf Antrag des Schuldners eröffnet, so beträgt die in § 88 genannte Frist drei Monate. (2) Die Vorschriften über den Insolvenzplan (§§ 217 bis 269) und über die Eigenverwaltung (§§ 270 bis 285) sind nicht anzuwenden.	(aufgehoben)

第312条【一般的な手続の簡易化】 1項 公告は、要約をもってこれを行う。第9条第2項は適用されない。倒産手続の開始に際しては、第29条とは異なり調査期日のみが定められる。手続が債務者の申立てにより開始された場合には、第88条に定める期間は三ヶ月とする。 2項 債務者の財産関係が掌握可能でありかつ債権者数又は債務額がわずかであるときは、倒産裁判所は、手続又はその一部を書面により実施することを命じることができる。この裁判所は、この命令をいつでも取り消し又は変更することができる。 3項 倒産処理計画に関する規定(第217条乃至第269条)及び自己管理に関する規定(第270条乃至第285条)は、これを適用することができない。	(削除)
---	------

改正前	改正後
§ 313 Treuhänder (1) Die Aufgaben des Insolvenzverwalters werden von dem Treuhänder (§ 292) wahrgenommen. Dieser wird abweichend von § 291 Abs. 2 bereits bei der Eröffnung des Insolvenzverfahrens bestimmt. Die §§ 56 bis 66 gelten entsprechend. (2) Zur Anfechtung von Rechtshandlungen nach den §§ 129 bis 147 ist nicht der Treuhänder, sondern jeder Insolvenzgläubiger berechtigt. Aus dem Erlangten sind dem Gläubiger mit der Anfechtung beauftragen. Hat die Gläubigerversammlung einen Gläubiger mit der Anfechtung beauftragt, so sind diesem die entstandenen Kosten, soweit sie nicht aus dem Erlangten gedeckt werden können, aus dem Insolvenzmasse zu erstatten. (3) Der Treuhänder ist nicht zur Verwertung von Gegenständen berechtigt, an denen Pfandrechte oder andere Absonderungsrechte bestehen. Das Verwertungsrecht steht dem Gläubiger zu. § 173 Abs. 2 gilt entsprechend.	(aufgehoben)
第313条【受託者】 1項 倒産管財人の職務は、受託者(第292条)がこれを代行する。受託者は、第291条第2項の定めとは異なり、予め倒産手続開始のときにこれを定める。第56条乃至第66条は、これを準用する。 2項 第129条乃至第147条による法律的行为の否認については、受託者ではなく、各倒産債権者がこの権利を有する。債権者に生じた費用は、債権者に、取得物から優先的に償還しなければならない。債権者集会が債権者に否認を委託した場合、生じた費用を取得物により賄い得ない限りにおいて、その費用を倒産財団からその債権者に償還しなければならない。 3項 受託者は、質権又はその他の別除権の対象である目的物に関する換価権を有しない。その換価権は、債権者に帰属する。	(削除)

改正前	改正後
§ 314 Vereinfachte Verteilung (1) Auf Antrag des Treuhänders ordnet das Insolvenzgericht an, dass von einer Verwertung der Insolvenzmasse ganz oder teilweise abgesehen wird. In diesem Fall hat es dem Schuldner zusätzlich aufzugeben, binnen eine vom Gericht festgesetzten Frist an den Treuhänder einen Betrag zu zahlen, der dem Wert der Masse entspricht, die an die Insolvenzgläubiger zu verteilen wäre. Von der Anordnung soll abgesehen werden, wenn die Verwertung der Insolvenzmasse insbesondere im Interesse der Gläubiger geboten erscheint. (2) Vor der Entscheidung sind die Insolvenzgläubiger zu hören. (3) Die Entscheidung über einen Antrag des Schuldners auf Erteilung von Restschuldbefreiung (§§ 289 bis 291) ist erst nach Ablauf der nach Absatz 1 Satz 2 festgesetzten Frist zu treffen. Das Gericht versagt die Restschuldbefreiung auf Antrag eines Insolvenzgläubigers, wenn der nach Absatz 1 Satz 2 zu zahlende Betrag auch nach Ablauf einer weiteren Frist von zwei Wochen, die das Gericht unter Hinweis auf die Möglichkeit der Versagung der Restschuldbefreiung gesetzt hat, nicht gezahlt ist. Vor der Entscheidung ist der Schuldner zu hören.	(aufgehoben)
314条【簡易な配当】 1項 倒産裁判所は、受託者の申立てに基づいて、倒産財団の換価を弁部又は一部行わない旨を命じる。この場合に、裁判所は、倒産債権者に配当されるはずであった財団の価値に相当する金額を裁判所により定められた期間内に受託者へ支払うことを債務者に対して併せて課さなければならない。倒産財団の換価が特に債権者の利益のために必要であると思われるときは、この命令をおこなわないものとする。 2項 裁判の前には、倒産債権者を審尋しなければならない。 3項 免責の付与を求める債務者の申立に関する裁判（第289条乃至第291条）は、第1項2文により定められた期間の経過後にはじめておこなわなければならない。第1項2文により支払われるべき金額が、裁判所により免責拒絶の可能性を指摘して設定された二週間の期間がさらに経過した後においても支払われないときは、裁判所は、倒産債権者の申立てに基づいて残債務の免責を拒絶する。この裁判の前には、債務者を審尋しなければならない。	(削除)

經濟研究所所員名簿

經濟学部

教養部

栗 田 康 之（所長）

小山内 幸 治

藤 本 剛（運営委員）

阿 部 時 男（運営委員）

海老川 寿美夫

木 村 了

鈴 木 達 郎（運営委員）

広 瀬 大 有

跡 部 学

佐 藤 努

白 川 欽 哉

本 田 雅 子

吉 田 勝 廣

金 子 憲

中 村 和 彦

宮 崎 浩 伸

李 廷 珉

塚 谷 文 武（編集委員）

西 尾 圭一郎（編集委員）

2007年（平成19年）12月1日現在

執筆者紹介

李 廷 珉	ノースアジア大学経済学部講師
塚 谷 文 武	ノースアジア大学経済学部講師
西 尾 圭一郎	ノースアジア大学経済学部講師
本 田 雅 子	ノースアジア大学経済学部准教授
吉 田 勝 廣	ノースアジア大学経済学部准教授
萩 原 佐 織	ノースアジア大学法学部講師

(掲載順)

経済論集 第3号

2007年(平成19年)12月28日発行

編集・発行 **ノースアジア大学総合研究センター経済研究所**
秋田市下北手桜字守沢46-1
018-836-6592 FAX 018-836-6530
URL <http://www.nau.ac.jp/center/>

印 刷 株式会社 塚田美術印刷
秋田市大町1丁目6-6
018-823-5551(代表)

KEIZAI RONSHU

THE ECONOMIC JOURNAL
OF
NORTH ASIA UNIVERSITY

No. 3

December 2007

A Special Issue to Celebrate the new North Asia University
and Commemorate Prof. Yasuhiro Chiba

CONTENTS

Articles

Special RemarksTsuyoshi FUJIMOTO
Prof. Yasuhiro Chiba's Curriculum Vitae and Works

Special Issue:
Transformations in International Economics Amidst Globalization

Problems in Asian Multinational Research
- A Study on Samsung Electronics -JungMin LEE

U.S. Capital Income Tax ReformFumitake TSUKATANI

International Currency System and ASEAN Economic Development in 1980s.
.....Keiichiro NISHIO

Development of EU Tourism Policy and its ChallengesMasako HONDA

Coaching the Use of Oriental WisdomKatsuhiro YOSHIDA

Insolvenzverfahren der natürlichen Person und Restschuldbefreiung bei der
Abweisung des Eröffnungsantrags wegen Mangels an der Insolvenzmasse
.....Saori HAGIHARA

Published by

The Institute of Economic Research
North Asia University General Research Center
AKITA , JAPAN